

泊発電所周辺地域原子力防災計画

(資料編)

泊発電所原子力防災会議協議会

目 次

(第1章 総 則)

資料1-4-1	泊発電所施設の状況及び周辺地域図……………	1
	1. 施設の概要……………	1
	2. 周辺地域図……………	2
1-6-1	泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書……………	3

(第2章 原子力災害事前対策)

資料2-2-1	泊発電所原子力防災会議協議会規約……………	9
2-2-2	防災関係機関及び窓口一覧……………	13
2-2-3	広域的な応援協力体制……………	17
2-2-4	広域応援協定……………	20
2-4-1	関係町村、道等の通信連絡設備の整備状況……………	24
	1. 北海道総合行政情報ネットワーク系統図（後志総合振興局関係抜粋）……………	24
	2. 北海道原子力防災ネットワーク（緊急時連絡網）構成図（専用回線）……………	25
	3. 北海道電力ネットワーク(株)固定多重無線系統図（関係抜粋分）……………	26
2-7-1	防災資機材の整備状況……………	27
2-8-1	泊発電所に関する資料……………	28
2-8-2	人口に関する資料……………	29
	1. 泊発電所周辺の人口構成とその分布状況……………	29
2-8-3	観光客及び宿泊施設に関する資料……………	35
	1. 泊発電所周辺の月別観光客入込み状況……………	35
	2. 泊発電所周辺の宿泊施設状況……………	37
2-8-4	道路及び陸上輸送に関する資料……………	38
	1. 周辺主要幹線道路接続状況……………	38
	2. 周辺主要道路図（国道・道道）……………	39
	3. 泊発電所周辺の道路状況……………	40
	4. 防災関係機関の輸送車両……………	47
	5. 除雪車両等保有状況……………	49

	6. 泊発電所周辺の鉄道の状況	51
2-8-5	港湾及び海上輸送に関する資料	52
	1. 港湾等分布図	52
	2. 港湾整備状況	53
	3. 船舶保有状況	53
	4. 防災関係機関所有船舶状況	54
2-8-6	ヘリポート及び航空輸送に関する資料	56
	1. ヘリコプター離着陸可能地分布図	56
	2. ヘリポート適地	60
	3. ヘリコプター機数、運航所要時間	61
2-8-7	報道機関及び広報施設等に関する資料	62
	1. 主な報道機関一覧	62
	2. 広報施設等の状況	63
2-8-8	避難者収容施設に関する資料	64
	1. 避難・退避所として利用できる施設の状況	64
	2. 泊発電所周辺のコンクリート建物設置状況	68
2-8-9	医療施設等に関する資料	70
	1. 町村別医療機関の状況	70
	2. 医療機関	70
	3. 道総合振興局 保健行政室・地域保健室（保健所）所在地一覧	71
2-8-10	保育所、幼稚園、学校、老人福祉施設等に関する資料	72
	1. 保 育 所	72
	2. 幼 稚 園	72
	3. 学 校	72
	4. 老人福祉施設	73
	5. 介護老人保健施設	73
	6. 特定施設	73
2-8-11	飲料水及び農林水産物に関する資料	74
	1. 水道水源位置図	74
	2. 給水状況	78
	3. 農産物の収穫状況	78

4.	葉菜の収穫状況	79
5.	畜産物の飼養状況	79
6.	牛乳の生産状況	79
7.	沿岸漁業の漁獲量	79
8.	養殖漁業の漁獲量	80
9.	水産製品の生産量	80
2-8-12	気象・海象に関する資料	81
1.	気象、海象観測機器の整備状況	81
2.	気象観測結果	82
3.	風配図	84
4.	流向流速頻度分布図	85

(第3章 緊急事態応急対策)

資料3-1-1	泊発電所異常事態通報様式	87
3-1-2	原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する事象の連絡基準	95
3-1-3	原災法第10条第1項に基づく通報基準	97
3-1-4	原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準	100
3-1-5	安全上重要な構築物、系統又は機器一覧	119
3-2-1	泊村災害対策本部条例	121
3-2-2	共和町災害対策本部条例	122
3-2-3	岩内町災害対策本部条例	123
3-2-4	神恵内村災害対策本部条例	124
3-5-1	緊急時における防護措置の概要	125
3-5-2	放射線防護施設一覧	126
3-5-3	町村職員、消防職(団)員数等に関する資料	127
3-7-1	北海道原子力災害医療活動実施要領	128

(第4章 原子力災害中長期対策)

資料4-6-1	被災地住民登録票様式	197
---------	------------	-----

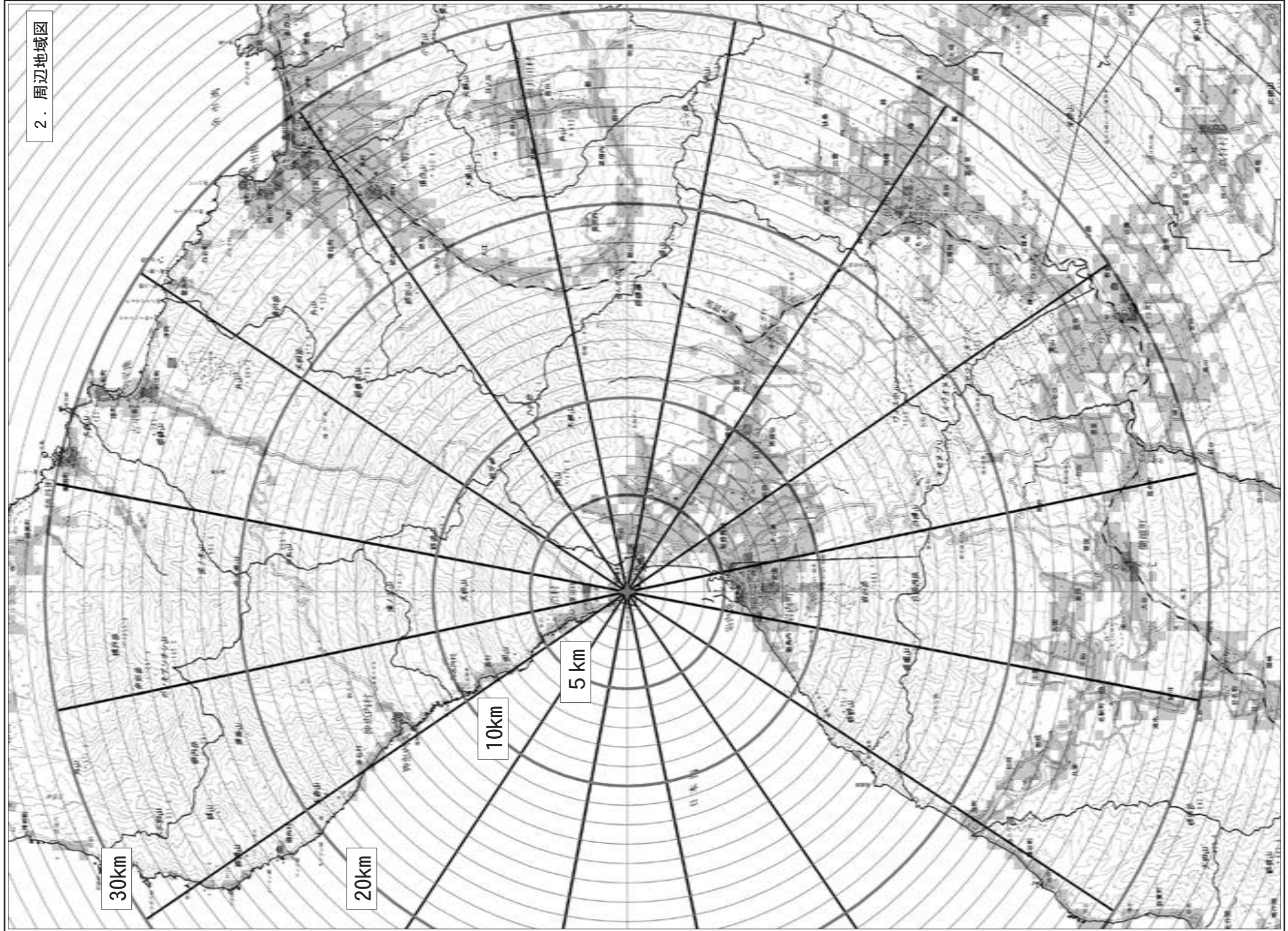
資料 1-4-1

泊発電所施設の状況及び周辺地域図

1. 施設の概要

区 分	1号機	2号機	3号機	
位 置	北海道古宇郡泊村大字堀株村			
用 地 面 積	約135万㎡（3号機土地造成 海面埋立地含む）			
原 子 炉	型 式	軽水減速軽水冷却加压水型		
	熱 出 力	約1,650Mw	約1,650Mw	約2,660Mw
	圧力・出口温度	約15.4MPa・約323℃		約15.4MPa・約325℃
	燃料初装荷	種 類	低濃縮ウラン	
濃 縮 度		約2.3%～3.4%		約1.6%～4.4%
燃料集合体		121体		157体
装 荷 量		ウラン重量約48.5 t		ウラン重量約74 t
圧力容器	型 式	たて置円筒上下半球鏡容器型		
	寸 法	内径約3.4m×全高約11.5m ×最小肉厚約110mm (下部半球鏡部)		内径約4.0m×全高約12m ×最小肉厚約130mm (下部半球鏡部)
格納容器	型 式	上部半球形下部さら形鏡円筒型		
タービン	型 式	串型3車室4分流排気再熱再生式		
	出 力	579,000kW		912,000kW
	回 転 数	1500回転/分		
	蒸 気 流 量	約3,260 t /時		約5,000 t /時
発電機	型 式	横置・円筒回転界磁形・全閉自己通風・3相同期発電機		
	容 量	650,000kVA		1,020,000kVA
主変圧器	種 類	屋外無圧密封式		
	容 量	620,000kVA		950,000kVA
	電 圧	1次：19kV 2次：275kV		1次：21kV 2次：275kV
電調審承認年月日	昭和57年（1982年）3月26日		平成12年（2000年）10月20日	
原子炉設置許可年月日	昭和59年（1984年）6月14日		平成15年（2003年）7月2日	
着 工 年 月 日	昭和59年（1984年）8月30日		平成15年（2003年）11月21日	
営業運転開始年月日	平成元年 （1989年） 6月22日	平成3年 （1991年） 4月12日	平成21年（2009年）12月22日	

2. 周边地域图



資料 1-6-1

泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）並びに泊村、共和町、岩内町及び神恵内村（以下「乙」という。）と北海道電力株式会社（以下「丙」という。）とは、丙の設置する泊発電所（1号機、2号機及び3号機をいう。以下「発電所」という。）周辺における地域住民の健康を守り、生活環境の保全を図る目的で次のとおり協定する。

（安全性の確保）

第1条 丙は、発電所の保守運営に当たって、発電所から放出される放射性物質及び温排水による周辺環境の汚染の防止と地域住民の安全確保のため、関係諸法令及びこの協定に定める事項を遵守し、地域住民に被害を及ぼさないよう万全の措置を講じなければならない。

（情報の公開）

第1条の2 丙は、発電所の保守運営の状況について、地域住民に対し積極的に情報公開を行い、透明性の確保に努めるものとする。

（計画等に対する事前了解）

第2条 丙は、原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を新增設し、変更し、又は廃止しようとするときは、甲及び乙と協議し、事前に了解を得るものとする。

（放射性物質の放出管理）

第3条 丙は、発電所から周辺環境へ放出する放射性希ガスからのガンマ線及び液体廃棄物中の放射性物質に起因する実効線量が、発電所周辺において原子力委員会が定めた線量目標値以下となるよう原子炉施設の維持、改善及び放出の管理を行うものとする。

2 丙は、発電所の保守運営に伴って放出する放射性物質の低減のため技術開発の促進に努め、その低減措置の導入を図るものとする。

（公害の防止等）

第4条 丙は、発電所の保守運営に伴って生ずるおそれのある大気の汚染、水質の汚濁、騒音等の公害を防止し、周辺環境の保全を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 丙は、発電所から排出されるばい煙等の状況を監視測定するとともに、その結果を甲及び乙に報告するものとする。

（環境保全監視協議会の開催）

第5条 甲は、発電所周辺地域における環境放射線及び温排水の状況を把握し、地域住民

の安全確保及び生活環境の保全について必要な事項を協議するため、「泊発電所環境保全監視協議会」（以下「監視協議会」という。）を開催するものとする。

2 甲は、発電所周辺地域における環境放射線監視及び温排水影響調査等に関する技術的事項を検討するため、監視協議会に技術部会を置くものとする。

3 監視協議会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（環境放射線及び温排水の測定）

第6条 甲及び丙は、監視協議会において策定する環境放射線監視及び温排水影響調査基本計画に基づいて、発電所周辺地域における環境放射線及び温排水の測定を実施するものとする。

2 甲又は丙は、前項の規定による測定のほか特に必要と認めるとき又は乙から申し出があったときは、環境放射線及び温排水の測定を実施できるものとする。

（測定結果の公表）

第7条 甲は、前条の規定に基づき実施した測定の結果を公表するものとする。

（測定の立会い）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、その職員を丙が行う環境放射線及び温排水の測定に立ち合わせることができるものとする。この場合において、甲はあらかじめ乙に通知し、乙が希望するときは、乙の職員とともに測定に立ち会うものとする。

2 甲は、前項の規定により測定に立ち会う際、必要があるときは、乙と協議の上、甲及び乙の職員以外の者であって特に必要と認めるものを同行させることができるものとする。

3 乙は、必要があると認めるときは、甲と協議の上、その職員を甲の職員とともに丙が行う環境放射線及び温排水の測定に立ち合わせることができるものとする。

（新燃料等の輸送計画に関する事前連絡）

第9条 丙は、甲及び乙に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の発電所敷地外における輸送計画及び輸送に係る安全対策を事前に文書をもって連絡するものとする。

（平常時における報告）

第10条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 発電所の運転管理（試運転時を含む。）に関する事項
- (2) 原子炉施設の定期検査又は点検（計画運転停止に係るものに限る。）に関する事項
- (3) 環境放射線の測定結果
- (4) 温排水の測定結果

(異常時における連絡)

第11条 丙は、次の各号に掲げる事項が発生したときは、甲及び乙に対し、直ちに連絡し、速やかに文書をもって報告するものとする。

- (1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第19条の17各号に掲げる事項が発生し、国に報告を要する事態となったとき。
- (2) 電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第3条第1項各号に掲げる事故が発生し、国に報告を要する事態となったとき。

2 甲、乙及び丙は、異常が発生した場合における相互の通報連絡を円滑にするため、連絡体制及び連絡責任者をあらかじめ定めるものとする。

(異常時の措置)

第12条 丙は、原子炉施設その他の発電所の施設に異常が生じ、発電所周辺の安全が損なわれるおそれがあると認めるときは、直ちに原子炉の停止、出力制限その他の必要な措置を講ずるとともに、その結果を甲及び乙に速やかに報告するものとする。

(報告の徴収)

第12条の2 甲及び乙は、この協定に定める事項を適正に実施するため必要があると認めるときは、丙に対し、発電所の保守運営に関し報告を求めることができるものとする。

(立入調査)

第13条 甲は、この協定に定める事項を適正に実施するため必要があると認めるときは、その職員に発電所施設内その他必要な場所の立入調査をさせることができるものとする。この場合において、甲はあらかじめ乙に通知し、乙が希望するときは、乙の職員とともに立入調査をするものとする。

2 甲は、前項の規定により立入調査をする際、必要があるときは、乙と協議の上、甲及び乙の職員以外の者であって特に必要と認めるものを同行させることができるものとする。

3 乙は、必要があると認めるときは、甲と協議の上、その職員に甲の職員とともに立入調査をさせることができるものとする。

4 甲は、立入調査の結果について必要があると認めるときは、乙と協議の上、公表するものとする。

(適切な措置の要求)

第14条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙と協議の上、国を通じ、又は直接丙に対し、原子炉の一時停止等適切な措置を講ずることを求めることができるものとする。

(1) 前条の規定に基づく立入調査等の結果により、発電所周辺の安全確保及び環境保全のため、特に必要があると認められるとき。

(2) 原子炉施設の事故に伴う放射性物質の放出による地域住民及び周辺環境の被害を防止するため、緊急の必要があると認められるとき。

2 丙は、前項の規定による措置を講ずることを求められたときは、誠意をもって速やかにこれに応ずるとともにその結果を甲及び乙に報告するものとする。

(損害の賠償等)

第15条 丙は、発電所の保守運営に起因して地域住民の健康、農林水産物その他の財産等に被害を与えたときは、直ちに防止対策その他必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって被害者にその損害を賠償するものとする。

(風評被害に係る措置)

第16条 丙は、発電所の保守運営に起因する風評によって、生産者、加工業者、卸売業者、小売業者、旅館業者等に対し、農林水産物の価格低下その他の経済的損失（以下「風評被害」という。）を与えたときは、補償など最善の措置を講ずるものとする。

(風評被害に関する協議)

第17条 甲及び乙は、前条の風評被害に係る補償などの解決のため必要があると認めるときは、「泊発電所風評被害等対策協議会」（以下「対策協議会」という。）を開催するものとする。

2 対策協議会においては、公平かつ適正な補償などの措置について協議するものとし、丙はその協議の結果に従うものとする。

3 対策協議会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(損害賠償に関するあっせん等)

第18条 甲及び乙は、第15条の損害の賠償について、丙及び被害者の間で協議が整わないとき又は被害者が多数でかつその居住地が複数の町村の行政区域にわたるときは、対策協議会に対し、あっせん又は調停を求めることができるものとする。この場合において、丙は誠意をもってこれに応ずるものとする。

2 前項のあっせん又は調停が整わない場合において丙及び被害者双方の同意があるときは、対策協議会において仲裁を行うことができるものとする。

(関連企業者に関する責務)

第19条 丙は、関連企業者に対し、発電所の保守運営に係る安全の確保及び環境の保全並びに秩序の保持について、積極的に指導及び監督を行うとともに、関連企業者とその指

導等に反して問題を生じさせたときは、責任をもってその処理に当たるものとする。

(諸調査の協力)

第20条 丙は、甲及び乙が実施する安全確保対策についての諸調査に積極的に協力するものとする。

(防災対策)

第21条 丙は、丙の防災対策の充実、強化を図るとともに、発電所に係る地域防災対策に対し積極的に協力するものとする。

(広 報)

第22条 丙は、発電所周辺の安全確保及び環境保全に関し報道機関に特別な広報を行うときは、甲及び乙に対し事前に連絡するものとする。

(違背時の措置)

第23条 甲又は乙は、丙がこの協定に定める事項に違背したと認めるときは、甲及び乙が協議の上、甲は丙に対し必要な措置をとるものとし、丙はこれに従うものとする。

2 甲は、丙がこの協定に違背した内容について必要があると認めるときは、公表するものとする。

(協定の改定)

第24条 この協定に定める事項（この協定に基づいて別に定める事項を含む。）について改定すべき事由が生じたときは、甲、乙又は丙のいずれからでも、その改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲、乙及び丙は、誠意をもって協議するものとする。

(細 則)

第25条 この協定の施行に必要な細目については、甲、乙及び丙が協議の上、別に細則を定めるものとする。

(協 議)

第26条 この協定に定めない事項について定めをする必要が生じたとき又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

昭和61年2月8日

平成3年8月17日(一部改定)

平成16年3月30日(一部改定)

平成17年8月15日(一部改定)

札幌市中央区北3条西6丁目

甲 北海道

北海道知事 高橋 はるみ

泊村大字茅沼村字白別191番地7

乙 泊 村

泊 村 長 佐 藤 淳 一

共和町南幌似38番地の2

乙 共 和 町

共 和 町 長 山 本 栄 二

岩内町字清住258番地

乙 岩 内 町

岩 内 町 長 上 岡 雄 司

神恵内村大字神恵内村81番地の4

乙 神 恵 内 村

神 恵 内 村 長 高 橋 昌 幸

札幌市中央区大通東1丁目2番地

丙 北海道電力株式会社

取締役社長 近 藤 龍 夫

資料 2-2-1

泊発電所原子力防災会議協議会規約

(名 称)

第 1 条 本協議会は、泊発電所原子力防災会議協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 本協議会は、泊発電所にかかる原子力防災対策に関し、災害対策基本法（以下「法」という。）第17条の規定に基づき、指定地域町村防災計画（以下「指定防災計画」という。）の作成、並びに災害予防の調査研究及び関係機関の連絡調整を図ることを目的とする。

(設置する町村)

第 3 条 協議会は、次に掲げる町村（以下「設置町村」という。）で設置する。

- (1) 泊 村
- (2) 共 和 町
- (3) 岩 内 町
- (4) 神 恵 内 村

(適用に係る地域)

第 4 条 協議会が作成する指定防災計画に係る地域は、設定町村の全域とする。

(所掌事務)

第 5 条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 指定防災計画を作成し、及び毎年これに検討を加え必要に応じ、修正すること。
- (2) 法第21条の規定による協力要請及び法第45条の規定による要請等を行うこと。
- (3) その他協議会が必要と認める事項

(組 織)

第 6 条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、設置町村の防災会議会長のうちから、設置町村の協議により、定める者をもって充てる。
- 3 委員は、つぎに掲げる者をもって充てる。
 - (1) 各設置町村防災会議の会長
 - (2) 各設置町村防災会議の委員のうち、別表に掲げる者

(会 長)

第 7 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第 8 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が、必要に応じ招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の出席過半数をもって成立する。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決する。
- 5 委員が出席できない場合は、別紙 1 様式に定める委任状を提出し、代理人が出席することができる。ただし、代理人は、委員の属する機関内で委任することを要す。

(経 費)

第 9 条 協議会の事務に要する経費は、設置町村の負担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会長、委員が協議会の職務を行うために要した報酬・費用弁償等の額及び支給方法は、当該会長、及び委員の属する町村の例により別に定める。

(会計年度)

第 10 条 協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第 11 条 協議会の事務局は、会長の属する町村に置く。

(雑 則)

第 12 条 この規約に定めのない事項で必要な事項は、会長が協議会にはかって定める。

附 則

この規約は、昭和62年12月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成12年12月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年1月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年3月4日から施行する。

(別 表)

機 関 名	(順不同)	職 名
小樽開発建設部岩内道路事務所	所	長
小樽海上保安部	部	長
北海道後志総合振興局	地域創生部	長
岩内警察署	署	長
後志総合振興局小樽建設管理部共和出張所	所	長
後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室	室	長
北海道原子力環境センター	所	長
N T T 東日本株式会社北海道事業部	設備部災害対策室	長
日本通運株式会社E a s t カンパニー		
コーポレートソリューション統括部人財事業戦略部	課	長
北海道電力株式会社泊発電所	所	長
一般社団法人岩内古宇郡医師会	会	長
泊村教育委員会	教 育	長
共和町教育委員会	教 育	長
岩内町教育委員会	教 育	長
神恵内村教育委員会	教 育	長
岩内・寿都地方消防組合	消 防	長

年 月 日

委 任 状

泊発電所原子力防災会議協議会長 殿

機関名

委員名

印

年 月 日に開催される泊発電所原子力防災会議協議会について、私は次の者を代理人として指名し、議決に行使する一切の権限を委任いたします。

機関名

職 名

氏 名

資料 2-2-2 防災関係機関及び窓口一覧

(関係省庁)

機 関 名	所 在 地	電話番号
原子力規制庁長官官房 緊急事案対策室	東京都港区六本木1-9-9	03(5114)2121
消防庁国民保護・防災部防災課 消防庁予防課特殊災害室	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2	03(5253)7525 03(5253)7528
警察庁警備局警備課	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2	03(3581)0141
海上保安庁警備救難部 環境防災課	東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	03(3591)9819
気象庁総務部企画課	東京都虎ノ門3-6-9	03(3434)9074
防衛省統合幕僚監部 運用部運用第二課	東京都新宿区市谷本村町5-1	03(3268)3111
内閣府政策統括官(原子力防災担当) 付参事官(地域防災・訓練担当)	東京都千代田区永田町1-6-1	03(5253)2111
厚生労働省 大臣官房厚生科学課	東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	03(3595)2171
農林水産省大臣官房 災害総合対策室	東京都千代田区霞ヶ関1-2-1	03(3502)6442
内閣官房(内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当)付)	東京都千代田区永田町1-6-1	03(3581)3462

(関係町村)

機 関 名	所 在 地	電話番号
泊 村	北海道古宇郡泊村大字茅沼村字白別191-7	0135(75)2021
共 和 町	北海道岩内郡共和町南幌似38番地の2	0135(73)2011
岩 内 町	北海道岩内郡岩内町字高台134番地1	0135(62)1011
神 恵 内 村	北海道古宇郡神恵内村大字神恵内村81番地20	0135(76)5011

(道)

機 関 名	所 在 地	電話番号
北 海 道 庁	北海道札幌市中央区北3条西6丁目	011(231)4111

(警 察)

機 関 名	所 在 地	電話番号
北海道警察本部	北海道札幌市中央区北2条西7丁目	011(251)0110
岩内警察署	北海道岩内郡岩内町字高台5	0135(62)0110

(道出先機関)

機 関 名	所 在 地	電話番号
北海道後志総合振興局	北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136(23)1345
北海道原子力環境センター	北海道岩内郡共和町宮丘261	0135(74)3131
北海道後志総合振興局 保健環境部岩内地域保健室 (岩内保健所)	北海道岩内郡岩内町字清住252-1	0135(62)1537
北海道後志総合振興局 小樽建設管理部共和出張所	北海道岩内郡共和町老古美83	0135(62)1818

(指定地方行政機関)

機 関 名	所 在 地	電話番号
小樽開発建設部 岩内道路事務所	北海道岩内郡岩内町字東山104	0135(62)1491
小樽海上保安部	北海道小樽市港町5-2	0134(27)6118

(消防機関)

機 関 名	所 在 地	電話番号
岩内・寿都地方 消防組合 消防本部	北海道岩内郡岩内町字高台8-1	0135(62)2403

(自衛隊)

機 関 名	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊北部方面総監部	北海道札幌市中央区南26条西10丁目	011(511)7116
陸上自衛隊倶知安駐屯地	北海道虻田郡倶知安町字高砂232-2	0136(22)1195

(指定公共機関)

機 関 名	所 在 地	電話番号
N T T 東日本株式会社 北海道事業部	北海道札幌市中央区北1条西4丁目 (N T T 大通4丁目ビル)	011(212)4466
日本通運株式会社 E a s t カンパニー	北海道札幌市北区7条西4丁目5番地1	011(738)0030

(指定地方公共機関)

機 関 名	所 在 地	電話番号
一般社団法人 岩内古宇郡医師会	北海道岩内郡岩内町字高台209-2	0135(62)8824

(電力会社)

機 関 名	所 在 地	電話番号
北海道電力株式会社	北海道札幌市中央区大通東1丁目	011(251)1111
北海道電力株式会社泊発電所	北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219-1	0135(75)3331

(公共的団体)

町村	機 関 名	所 在 地	電話番号
泊 村	古宇郡漁業協同組合 (泊本所)	北海道古宇郡泊村大字泊村49-36先	0135(75)3111
	泊村商工会	北海道古宇郡泊村大字茅沼村 字北坂の上129-2	0135(75)3231
共和 町	きょうわ農業協同組合 本所	北海道岩内郡共和町前田167	0135(73)2121
	共和町商工会	北海道岩内郡共和町南幌似37-13	0135(73)2475
岩 内 町	岩内郡漁業協同組合	北海道岩内郡岩内町字大浜92-12	0135(62)1313
	きょうわ農業協同組合 岩内支所	北海道岩内郡岩内町字大浜19-1	0135(62)1136
	岩内商工会議所	北海道岩内郡岩内町字万代47-1	0135(62)1184
神 恵 内 村	古宇郡漁業協同組合 (神恵内支所)	北海道古宇郡神恵内村大字神恵内村2122	0135(76)5021
	神恵内村商工会	北海道古宇郡神恵内村大字神恵内村 字ヘルカルイシ59番3	0135(76)5115

資料 2-2-3 広域的な応援協力体制

1. 原子力発電所の災害の場合に派遣する専門家

令和7年4月1日現在

職名	専門又は任務	所在地
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 理事長があらかじめ指名している指名専門家※1	原子炉工学 核燃料工学 臨界・遮へい安全評価 輸送 この分野から1～2名程度 環境モニタリング 環境影響評価 個人被ばく評価 放射線管理 この分野から1～2名程度	茨城県等
国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計測標準総合センター 分析計測標準研究部門 放射線標準研究グループ 研究グループ長	放射線計測	茨城県
一般財団法人 電力中央研究所 理事長があらかじめ指名している指名専門家	原子力工学	東京都等

※1 指名専門家:指定公共機関として、原子力緊急時において応急対策のための技術的検討を円滑かつ適切に遂行するため、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構理事長があらかじめ指名している専門家
(専門分野:原子炉工学、核燃料工学、臨界・遮へい安全評価、輸送、環境モニタリング、環境影響評価、個人被ばく評価、放射線管理の8分野、約120名程度を指名)

2. 緊急時モニタリング要員及び資機材

令和7年4月1日現在

組	織	要 員	機 材
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	緊急時連絡先(24時間体制) 原子力緊急時支援・ 研修センター	緊急時モニタリング要員 約10名	1. サーベイメータ 70台 2. モニタリングカー 2台 3. ダストサンプラ 5台 4. ヨウ素サンプラ 5台 5. ホールボディカウンタ車 2台 6. 体表面測定車 2台 7. 現場指揮車 1台
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発 機構	緊急時連絡先 量子医学・医療部門高度 被ばく医療センター ①運営企画室長 ②運営企画室技術統括 ③運営企画室主査	理事長があらかじめ指定 している緊急時モニタリ ング要員 約9名	

3 原子力災害医療に係る専門家

令和7年4月1日現在

職 名		任 務	担 当
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発 機構	専門家5名	医 療 活 動 指 導 ・ 協 力	原子力災害医療 線量評価 放射線防護等
公益財団法人 放射線影響研究所	分子生物学部研究員		計測

資料 2-2-4 広域応援協定

災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援、広域一時滞在等に関し、次のとおり協定する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、道内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合において、法第67条第1項及び第68条の規定に基づく道及び市町村相互の応援、法第86条の8第1項の規定に基づく広域一時滞在その他法令に基づく被災市町村の災害応急対策（以下「応援等」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

（応援等の種類）

第2条 応援等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害応急対策に従事する職員の派遣
- (2) 災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需物資等）等の提供及びあっせん
- (3) 被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供並びにあっせん
- (4) 広域一時滞在等による被災住民の受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局及び振興局地域に区分するものとする。

(道の役割)

第4条 道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

(連絡担当部局)

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援等の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

(応援等の要請の区分)

第6条 応援等の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該総合振興局又は振興局域内の市町村の長に対して行う応援等の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の総合振興局又は振興局地域の市町村の長に対して行う応援等の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援等の要請

(応援等の要請の手続)

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援等の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
 - (2) 職員の職種別人員
 - (3) 車両、船艇、機械器具等の種類、規格及び台数
 - (4) 資機材及び物資等の品名、数量等
 - (5) 受入れを求める被災住民の人数等
 - (6) 応援等に関する区域又は場所及びそれに至る経路
 - (7) 応援等の期間
 - (8) 前各号に定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項
- 2 応援等の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援等の要請に応じる場合にあってはその応援等の内容を、応援等の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。
- 3 前2項に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援等の経費の負担)

第8条 応援等に要した経費は、応援等を受けた被災市町村において負担するものとする。

2 応援等を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援等を受けた被災市町村の求めにより、応援等を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援等を受けた被災市町村と応援等を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援等を行うものとする。

2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。

3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援等を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定に基づく応援等は、被災市町村が定める法第42条に基づく市町村地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条に基づく市町村の国民の保護に関する計画に準拠して、実施するものとする。

2 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

3 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年3月31日

北 海 道
北 海 道 知 事

北 海 道 市 長 会
北 海 道 市 長 会 長

北 海 道 町 村 会
北 海 道 町 村 会 長

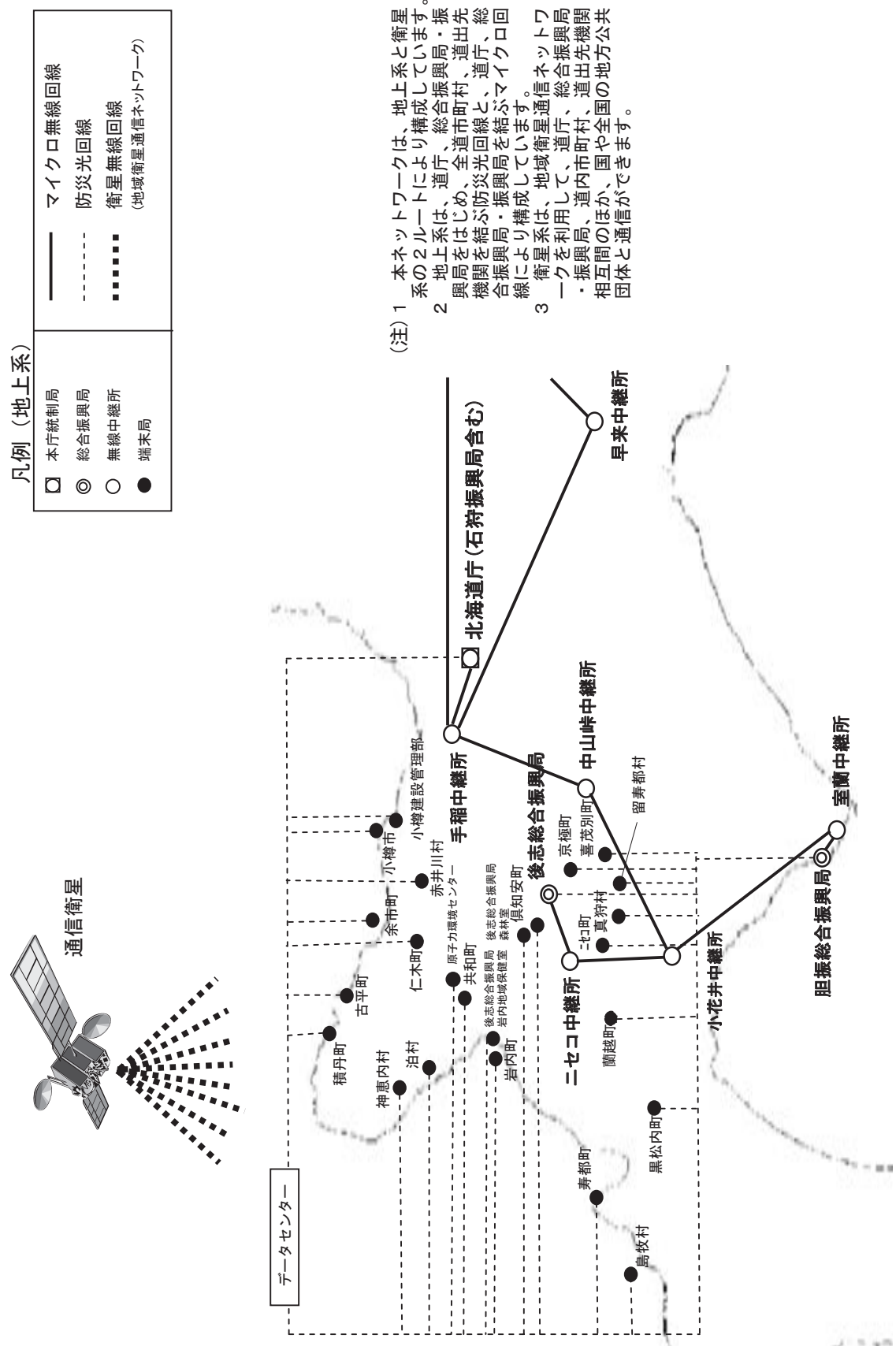
別 表

地 域 区 分	構 成 市 町 村
空 知 総 合 振 興 局	空 知 総 合 振 興 局 管 内 の 市 町
石 狩 振 興 局	石 狩 振 興 局 管 内 の 市 町 村
後 志 総 合 振 興 局	後 志 総 合 振 興 局 管 内 の 市 町 村
胆 振 総 合 振 興 局	胆 振 総 合 振 興 局 管 内 の 市 町
日 高 振 興 局	日 高 振 興 局 管 内 の 町
渡 島 総 合 振 興 局	渡 島 総 合 振 興 局 管 内 の 市 町
檜 山 振 興 局	檜 山 振 興 局 管 内 の 町
上 川 総 合 振 興 局	上 川 総 合 振 興 局 管 内 の 市 町 村
留 萌 振 興 局	留 萌 振 興 局 管 内 の 市 町 村
宗 谷 総 合 振 興 局	宗 谷 総 合 振 興 局 管 内 の 市 町 村
オホーツク総合振興局	オホーツク総合振興局管内の市町村
十 勝 総 合 振 興 局	十 勝 総 合 振 興 局 管 内 の 市 町 村
釧 路 総 合 振 興 局	釧 路 総 合 振 興 局 管 内 の 市 町 村
根 室 振 興 局	根 室 振 興 局 管 内 の 市 町

資料 2-4-1

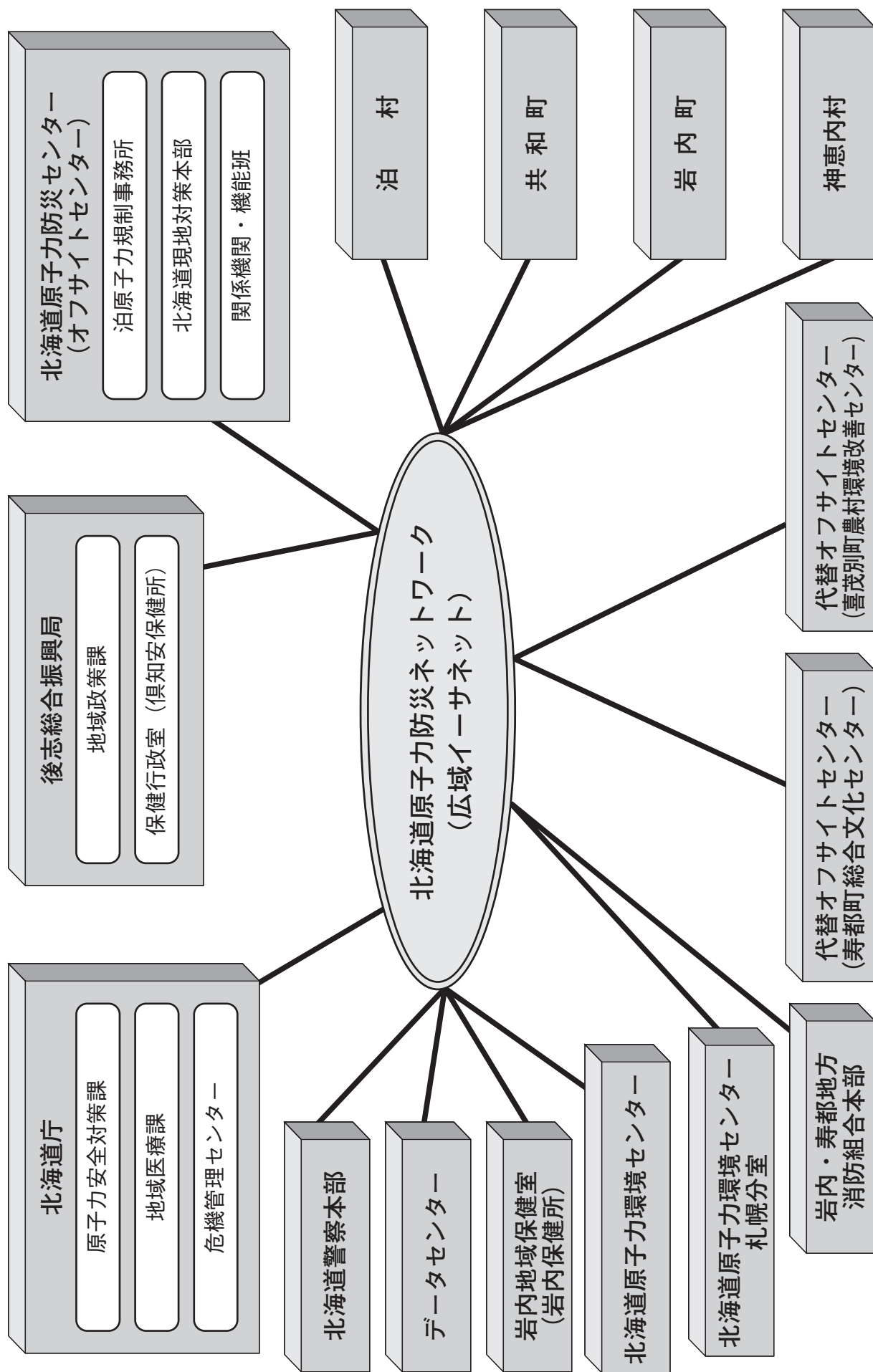
関係町村、道等の通信連絡設備の整備状況

1. 北海道総合行政情報ネットワーク系統図（後志総合振興局関係分抜粋）



(注) 1 本ネットワークは、地上系と衛星系の2ルートにより構成されています。
 2 地上系は、道庁、総合振興局・振興局をはじめ、全道市町村、道庁、総合振興局・振興局と、道庁、総合振興局・振興局を結ぶ防災光回線と、道庁、総合振興局・振興局を結ぶマイクロ回線により構成されています。
 3 衛星系は、地域衛星通信ネットワークを利用して、道庁、総合振興局・振興局、道内市町村、道庁、総合振興局・振興局のほか、国や全国の地方公共団体と通信ができます。

2. 北海道原子力防災ネットワーク（緊急時連絡網）構成図（専用回線）



3. 北海道電力ネットワーク(株)固定多重無線系統図 (関係抜粋分)

凡 例	
■	本店・支店
□	NWC(営業)
□	水力発電所
▣	火力・原子力発電所
○	電力部・NWC(電力)
⊗	変電所
●	閉所
+	中継所
	反射板



この地図の作成当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平成29情使、第30号)

資料 2-7-1 防災資機材の整備状況

(町 村)

令和7年4月1日現在 道原子力安全対策課調べ

品 名			泊 村	共和町	岩内町	神恵内村	合計
防 護 服	(布)	着	50	84	131	31	296
	(雨 着)	着	50	84	131	31	296
	(防寒着)	着	50	84	131	31	296
防 護 帽		枚	50	84	131	31	296
防 護 靴		足	50	84	131	31	296
軍 足		足	50	84	131	31	296
手 袋	(ゴ ム)	双	50	84	131	31	296
	(綿)	双	50	84	131	31	296
	(軍 手)	双	50	84	131	31	296
防 護 マ ス ク		個	13	21	33	8	75
防 じ ん マ ス ク		個	50	84	131	31	296
ゴ ー グ ル		個	50	84	131	31	296
警 報 付 ポ ケ ッ ト 線 量 計		個	50	84	131	31	296
G M 管 式 サ ー ベ イ メ ー タ		個	4	5	4	4	17
シ ン チ レ ー シ ョ ン サ ー ベ イ メ ー タ		個	7	8	7	7	29
携 帯 電 話		台	15	15	15	15	60
衛 星 携 帯 電 話		台	3	3	3	3	12
広 報 用 車 両		台	2	2	2	2	8
車 い す 用 車 両		台	1	1	1	1	4
ス ト レ ッ チ ャ ー 用 車 両		台	1	1	1	1	4

参 考

(北 海 道)

令和7年4月1日現在

品 名		整備数量
防 護 服	(布) 着	846
	(雨 着) 着	706
	(防寒着) 着	706
防 護 帽	着	706
防 護 靴	足	76
軍 足	足	430
手 袋	(ゴ ム) 双	846
	(綿) 双	706
	(軍 手) 双	706
防 護 マ ス ク	個	72
防 じ ん マ ス ク	個	524
ゴ ー グ ル	個	450
警 報 付 ポ ケ ッ ト 線 量 計	個	445
G M 管 式 サ ー ベ イ メ ー タ	台	9
シ ン チ レ ー シ ョ ン サ ー ベ イ メ ー タ	台	10
携 帯 電 話	台	43
衛 星 携 帯 電 話	台	18
要 員 搬 送 用 車 両	台	8

資料 2-8-1 泊発電所に関する資料

(北海道電力株から提供を受け、北海道及び関係町村に備付け)

※各町村に備え付けている。

資料 2-8-2 人口に関する資料

1. 泊発電所周辺の人口構成とその分布状況

令和7年12月31日現在

町村名	位置		集落名	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		再掲				搬送のための車両			備考		
	方位	距離 番号				男 (人)	女 (人)	0～5歳 (人)	6～18歳 (人)	妊産婦 (人)	外国人 (人)	掲 避難行動 要 支援者 (人)	計	車イス		ストレッチャー	
泊	北北西	1	渋井	3	4	1	3	0	0	0	0	0	0	0			
	北北西	2	渋井	49	99	50	49	4	21	1	0	0	0	0			
	東南東	2	堀株	64	109	61	48	6	5	1	0	0	0	0			
	北北西	2	滝の	101	160	101	59	14	15	2	1	1	0	0			
	"	3	茅沼	81	142	65	77	0	14	0	1	1	0	0			
	北	3	茅沼	129	187	68	119	3	12	0	8	1	24	20	4		
	北北西	3	白別	47	79	40	39	2	3	1	0	1	0	0	0		
	"	4	白別	32	61	33	28	4	6	1	0	0	0	0	0		
	"	4	泊	72	125	63	62	3	4	0	0	0	0	0	0		
	"	5	泊	100	167	76	91	5	14	1	0	1	0	0	0		
村	"	8	益	37	79	37	42	5	12	0	0	0	0	0	0		
	"	9	益	28	35	18	17	0	0	0	0	1	0	0	0		
	"	9	興志内	62	102	50	52	1	4	0	0	0	0	0	0		
	"	10	興志内	18	30	15	15	0	2	0	0	1	0	0	0		
	計				823	1,379	678	701	47	112	7	9	7	24	20	4	
	東	2	宮丘	13	18	13	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	北電住宅会
	東南東	2	宮丘	15	24	14	10	0	4	0	1	2	0	0	0	0	柏木
	東	3	宮丘	261	411	306	105	45	33	14	0	0	0	0	0	0	北電住宅会 宮丘
	東南東	3	宮丘	41	73	45	28	9	6	3	0	3	0	0	0	0	北電住宅会 相米・宮丘
	東北東	4	宮丘	9	17	10	7	0	1	0	0	0	0	0	0	0	宮丘
東	4	宮丘・発足	25	59	29	30	0	7	0	0	5	0	0	0	0	宮丘 ヤチナイ	
東南東	4	梨野舞納・宮丘・発足	28	58	28	30	0	8	0	0	2	0	0	0	0	宮丘・ヤチナイ り中・下梨野舞納	

町村名	位	置	集落名	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		再掲				搬送のための車両			備考		
						男 (人)	女 (人)	0～5歳 (人)	6～18歳 (人)	妊産婦 (人)	外国人 (人)	避難行動 要支援者 (人)	計	車イス		ストレッチ ャー	備
共	南東	4	梨野舞納	58	105	45	60	3	13	0	0	2	1	1	0	下梨野舞納 松里	
	東北東	5	宮丘	11	33	15	18	4	3	1	0	0	0	0	0	宮丘	
	東	5	宮丘・発足	20	59	30	29	3	9	1	0	2	0	0	0	宮丘 ヤチナイ	
	東南東	5	発足・梨野舞納	50	107	51	56	7	9	0	4	5	0	0	0	ヤチナイ・発足リヤムナイ り中・下梨野舞納	
	南東	5	梨野舞納	53	117	54	63	0	6	0	0	5	1	1	0	下梨野舞納・松里 安達	
	南南東	5	梨野舞納	20	35	23	12	1	5	0	7	0	0	0	0	下梨野舞納・松里 安達	
	東北東	6	宮丘	2	3	2	1	0	0	0	0	2	0	0	0	宮丘	
	東	6	発足	21	55	28	27	2	2	1	0	0	0	0	0	ヤチナイ	
	東南東	6	梨野舞納・発足	50	107	56	51	5	9	1	0	2	1	1	0	ヤチナイ・発足リヤムナイ り中・神水・下梨野舞納	
	南東	6	前田	4	8	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	大谷地	
	南南東	6	梨野舞納	359	716	359	357	29	84	5	34	6	0	0	0	上梨大平・上梨浜中 上梨野舞納 あけぼの2・あけぼの3 あけぼの4・あけぼの5	
	和	東	7	発足	13	21	9	12	0	0	0	0	2	0	0	0	ヤチナイ 発足リヤムナイ
東南東		7	発足	18	39	21	18	1	0	1	0	0	0	0	0	発足リヤムナイ 神水	
南東		7	梨野舞納・前田	31	65	33	32	2	1	0	0	0	0	0	0	上梨野舞納・大谷地 起業社	
南南東		7	梨野舞納・前田・老古美	422	817	418	399	30	85	10	7	26	0	0	0	上梨野舞納・起業社 あけぼの1・あけぼの2・発美 あけぼの3・あけぼの4 老古美・起業社新興	
東		8	発足	2	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	発足リヤムナイ	
東南東		8	発足・前田	14	31	16	15	0	4	0	0	0	0	0	0	神水・大谷地	
南東		8	発足・南幌似・前田	206	410	194	216	19	32	6	2	17	0	0	0	神水・大谷地・起業社・睦 起業社新興・岩崎・前中東 前中西・前北・旭・宮園 幌中	
南南東		8	前田・老古美	25	52	26	26	0	3	0	0	3	0	0	0	起業社・老古美 西老古美・芋田	
町		東	8	発足	2	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	発足リヤムナイ
		東南東	8	発足・前田	14	31	16	15	0	4	0	0	0	0	0	0	神水・大谷地

町村名	位置		集落名	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		再掲					搬送のための車両			備考
	方位	距離 番号				男 (人)	女 (人)	0～5歳 (人)	6～18歳 (人)	妊産婦 (人)	外国人 (人)	避難行動 要支援者 (人)	計	車イス	ストレッチャー	
岩内町	南	6	大 浜	753	1,297	613	684	33	93	10	25	58	0	0	0	東山・万代・栄 高台・大和・御崎 清住・相生・宮園
	"	7	岩内市街	4,748	8,055	3,854	4,201	189	711	39	107	459	2	2	0	
	"	7	野 東	236	413	205	208	7	29	2	1	26	0	0	0	
	"	8	野 東	243	403	162	241	9	38	1	2	21	13	7	6	
	南南西	8	敷 島 内	70	111	60	51	3	8	0	5	5	0	0	0	
	南	9	野 東	70	92	53	39	0	2	0	13	0	2	2	0	
	南南西	9	敷 島 内	24	43	20	23	2	2	1	0	1	0	0	0	
	南	10	野 東	152	228	127	101	0	9	1	26	4	1	1	0	
	計			6,296	10,642	5,094	5,548	243	892	54	179	574	18	12	6	
	神 恵 内 村	北北西	14	神 恵 内	323	557	268	289	9	54	2	1	4	4	4	
北北西		16	赤 石 (1 班)	25	34	17	17	0	0	0	0	1	1	1	0	
北 西		17	赤 石 (2 班)	26	39	21	18	0	0	0	0	2	2	2	0	
北 西		23	珊 内	30	40	19	21	0	0	0	0	0	0	0	0	
北 西		26	川 白	33	48	22	26	0	2	0	0	0	0	0	0	
計			437	718	347	371	9	56	2	1	7	7	7	0		
4ヶ町村合計			10,359	18,058	8,865	9,193	504	1,566	111	268	812	52	42	10		

町 村 名	各町村別	距離番号	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性 別		再 掲				搬送のための車両			備 考	
					男 (人)	女 (人)	0～5歳 (人)	6～18歳 (人)	妊産婦 (人)	外国人 (人)	避難行動 要支援者 (人)	計	車イス用		ストレッチ ャー
4	泊 村	0～5	678	1,133	558	575	41	94	7	9	5	24	20	4	
		8	37	79	37	42	5	12	0	0	0	0	0	0	
		9	90	137	68	69	1	4	0	0	1	0	0	0	
		10	18	30	15	15	0	2	0	0	1	0	0	0	
	小 計	823	1,379	678	701	47	112	7	9	7	24	20	4		
ケ 町	共和町	0～5	604	1,116	663	453	73	104	19	12	26	2	2	0	
		6	436	889	449	440	36	95	7	34	10	1	1	0	
		7	484	942	481	461	33	86	11	8	28	0	0	0	
		8	247	496	238	258	19	39	6	2	20	0	0	0	
		9	95	204	95	109	5	19	1	1	5	0	0	0	
		10	103	212	103	109	5	17	0	2	14	0	0	0	
		11	359	607	283	324	16	62	2	4	63	0	0	0	
		12	21	35	20	15	1	3	0	2	4	0	0	0	
		13	256	458	248	210	9	52	1	11	24	0	0	0	
		14	23	47	24	23	1	3	0	1	7	0	0	0	
全 域	小 計	15	62	100	46	54	4	9	1	0	5	0	0	0	
		16	97	176	78	98	3	14	0	1	17	0	0	0	
		17	7	14	7	7	0	1	0	0	1	0	0	0	
		18	9	23	11	12	0	2	0	1	0	0	0	0	
	小 計	2,803	5,319	2,746	2,573	205	506	48	79	224	3	3	0		

町 村 名	各町村別	距離番号	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		再			掲			搬送のための車両			備 考
					男 (人)	女 (人)	0～5歳 (人)	6～18歳 (人)	妊産婦 (人)	外国人 (人)	避難行動 要支援者 (人)	計	車イス用	ストレッ チャー		
4 ヶ 町	岩内町	6	753	1,297	613	684	33	93	10	25	58	0	0	0		
		7	4,984	8,468	4,059	4,409	196	740	41	108	485	2	2	0		
		8	313	514	222	292	12	46	1	7	26	13	7	6		
		9	94	135	73	62	2	4	1	13	1	2	2	0		
		10	152	228	127	101	0	9	1	26	4	1	1	0		
		小計	6,296	10,642	5,094	5,548	243	892	54	179	574	18	12	6		
		14	323	557	268	289	9	54	2	1	4	4	4	0		
		16	25	34	17	17	0	0	0	0	1	1	1	0		
		17	26	39	21	18	0	0	0	0	0	2	2	0		
		23	30	40	19	21	0	0	0	0	0	0	0	0		
26	33	48	22	26	0	2	0	0	0	0	0	0				
小計	437	718	347	371	9	56	2	1	7	7	7	0				
合	計	10,359	18,058	8,865	9,193	504	1,566	111	268	812	52	42	10			

資料 2-8-3 観光客及び宿泊施設に関する資料

1. 泊発電所周辺の月別観光客入込み状況

令和7年12月31日現在

町村名	位 置	方位	距離 番号	集落名	区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均	間 年 (人)
						入込数	入込数	入込数	入込数	入込数	入込数	入込数	入込数	入込数	入込数	入込数	入込数	入込数	入込数
泊	東南東	2		堀株村 とまりん館	入込数	1,541	1,672	2,374	3,238	6,147	6,016	7,935	8,667	4,923	6,263	3,558	844	4,432	53,178
					宿泊数														
村	北北西	10		興志内村 益温泉郷	入込数	149	178	143	123	307	370	551	537	224	254	212	192	270	3,240
					宿泊数	100	165	117	64	184	256	401	452	177	175	153	153	153	153
村				小計	入込数	1,690	1,850	2,517	3,361	6,454	6,386	8,486	9,204	5,147	6,517	3,770	1,036	4,702	56,418
					宿泊数	100	165	117	64	184	256	401	452	177	175	153	153	153	200
共	東南東	18		ワイ 温泉	入込数	2,043	1,961	2,412	1,578	1,671	1,660	1,778	1,820	1,685	1,581	1,685	1,726	1,800	21,600
					宿泊数	900	887	692	603	668	810	1,014	970	918	899	737	1,002	842	842
和	南南東	16		神仙沼	入込数						19,674	19,011	20,406	17,122	48,191			24,881	124,404
					宿泊数														
町	小			小計	入込数	2,043	1,961	2,412	1,578	1,671	21,334	20,789	22,226	18,807	49,772	1,685	1,726	12,167	146,004
					宿泊数	900	887	692	603	668	810	1,014	970	918	899	737	1,002	842	842
岩	南	6		大浜	入込数	313	338	336	279	358	836	1,786	3,599	1,109	398	280	307	828	9,939
					宿泊数	50	51	30	0	0	62	57	18	50	0	0	0	0	0
内	万大	7		代和	入込数	2,126	2,376	3,977	11,264	24,436	20,750	21,475	59,046	18,514	12,867	8,174	3,779	15,732	188,784
					宿泊数	518	623	529	1,105	1,357	1,865	1,836	1,617	1,869	1,929	1,833	1,532	1,384	1,384
町	"	7		栄	入込数	1,098	1,314	1,153	1,426	1,412	1,677	1,840	1,526	1,661	1,628	1,441	1,264	1,453	17,440
					宿泊数	1,098	1,314	1,153	1,426	1,412	1,677	1,840	1,526	1,661	1,628	1,441	1,264	1,453	1,453

町村名	方位	位置 距離 番号	集落名	区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均	年間 (人)	
					入込数	入込数	入込数	入込数	入込数	入込数	入込数	入込数	入込数	入込数	入込数	入込数			入込数
岩内町	南	7	清相 住生	入込数	738	674	1,110	1,696	1,526	1,705	1,861	1,809	1,682	2,104	1,692	1,180	1,481	17,777	
				宿泊数	738	674	1,110	1,510	1,240	1,400	1,560	1,500	1,490	1,450	1,450	1,500	1,490	1,180	1,281
	"	10	野束	入込数	5,781	8,325	3,707	5,101	7,711	8,164	9,032	10,691	6,908	8,342	6,825	4,869	4,415	6,914	82,963
				宿泊数	2,357	2,247	1,996	2,544	4,153	5,367	6,908	4,987	3,590	3,115	2,536	3,710	44,520		
	南西	15	敷島内	入込数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				宿泊数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計			入込数	10,056	13,027	10,283	19,766	35,443	33,132	35,994	76,671	31,308	23,822	16,456	10,945	26,409	316,903	
				宿泊数	4,761	4,909	4,818	6,585	8,162	9,724	10,660	11,589	10,067	8,637	7,839	6,512	7,855	94,263	
	神恵内村	北北西	14	神恵内村	入込数	3,056	2,061	2,565	3,262	7,920	14,226	18,838	8,928	8,651	9,486	7,613	4,051	7,555	90,657
					宿泊数	67	50	49	131	289	329	632	1,175	322	199	115	91	287	3,449
北北西		16 17	赤石1班 赤石2班	入込数	797	1,229	1,892	5,389	9,100	11,432	12,764	15,386	11,426	5,764	2,230	1,049	6,538	78,458	
				宿泊数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北西		23	珊内	入込数	782	834	983	921	919	986	966	1,365	882	808	846	971	939	11,263	
				宿泊数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北西		26	川白	入込数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				宿泊数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計				入込数	4,635	4,124	5,440	9,572	17,939	26,644	32,568	25,679	20,959	16,058	10,689	6,071	15,032	180,378	
				宿泊数	67	50	49	131	289	329	632	1,175	322	199	115	91	287	3,449	
合計			入込数	18,424	20,962	20,652	34,277	61,507	87,496	97,837	133,780	76,221	96,169	32,600	19,778	58,309	699,703		
			宿泊数	5,828	6,011	5,676	7,383	9,303	11,119	12,707	14,186	11,484	9,910	8,850	7,758	9,185	110,215		

2. 泊発電所周辺の宿泊施設状況

(1) 施設及び収容人員

令和7年12月31日現在

町村名	位置		集 落 名	鉄筋コンクリート		木 造		合 計		備考
	方位	距離 番号		施 設 数	収容人員	施 設 数	収容人員	施 設 数	収容人員	
泊 村	東南東	2	堀 株 村			2	70	2	70	
	北北西	4~5	泊 村			3	87	3	87	
	"	9~10	興 志 内 村			2	80	2	80	
			小 計			7	237	7	237	
共 和 町	南 東	4	梨 野 舞 納			1	27	1	27	
	南南東	5~7				1	20	1	20	
	"	7	老 古 美			1	17	1	17	
	東南東	16	小 沢			1	8	1	8	
	"	18	ワ イ ス			1	150	1	150	
		小 計			5	222	5	222		
岩 内 町	南	6	大 浜			2	54	2	54	
	"	7	東 山			1	22	1	22	
	"	7	清 住			1	20	1	20	
	"	7	万 代	4	133	9	202	13	335	
	"	7	栄 ・ 相 生	2	87	1	17	3	104	
	"	7	宮 園			1	24	1	24	
	"	7	大 和 ・ 御 崎			3	26	3	26	
	"	10	野 東	2	240	4	218	6	458	
		小 計	8	460	22	583	30	1,043		
神 恵 内 村	北北西	14	神 恵 内	1	25	5	142	6	167	
	北 西	23	珊 内	0	0	1	24	1	24	
	"	26	川 白	0	0	1	10	1	10	
			小 計	1	25	7	176	8	201	
		合 計	9	485	41	1,218	50	1,703		

(2) コンクリート造宿泊施設状況

令和7年12月31日現在

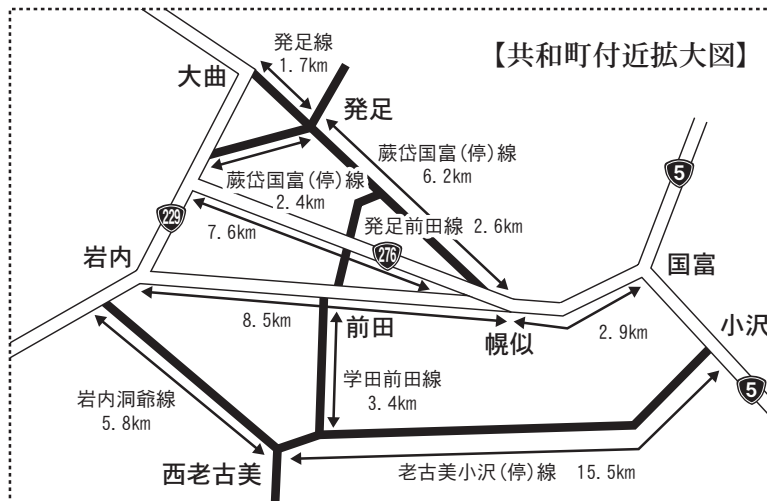
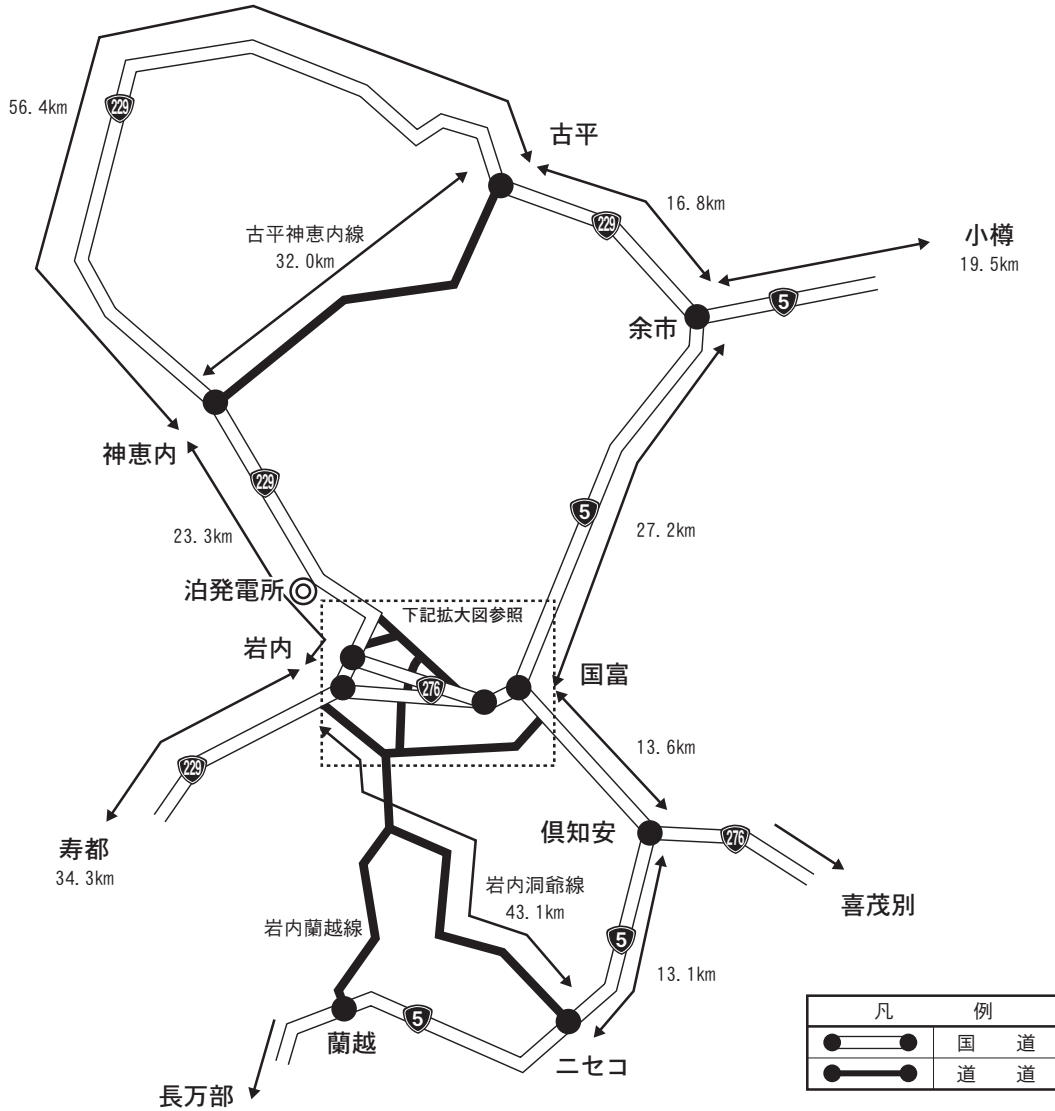
町村名	位置		施 設 名	所 在 地	電話番号	収容人員	備 考
	方位	距離 番号					
岩 内 町	南	7	ベイホテルいわない	岩内町字万代2-1	62- 7 7 8 8	57	
	"	7	ホ テ ル い の う	岩内町字栄161-1	62- 1 3 9 1	72	
	"	7	ホ テ ル エ ン ヴ ィ	岩内町字万代25-12	61- 4 3 0 3	18	
	"	7	ホ テ ル エ ン ヴ ィ 新 館	岩内町字万代7-4	63- 1 3 0 3	32	
	"	7	ホ テ ル グ ラ ン ド	岩内町字万代26-16	67- 7 8 7 8	26	
	"	7	ホ テ ル 松 や	岩内町字栄173-1	67- 7 4 4 0	15	
	"	10	い わ な い 高 原 ホ テ ル	岩内町字野東505-6	62- 5 1 0 1	194	
	"	10	い わ な り い 温 泉 お か え り な さ い	岩内町字野東491	61- 4 1 1 1	46	
		小 計				460	
神 恵 内 村	北北西	14	民 宿 つ な き 荘	神恵内村大字神恵内村83番地	76- 5 0 5 5	25	
		合 計				485	

資料 2-8-4

道路及び陸上輸送に関する資料

1. 周辺主要幹線道路接続状況

令和7年4月1日現在

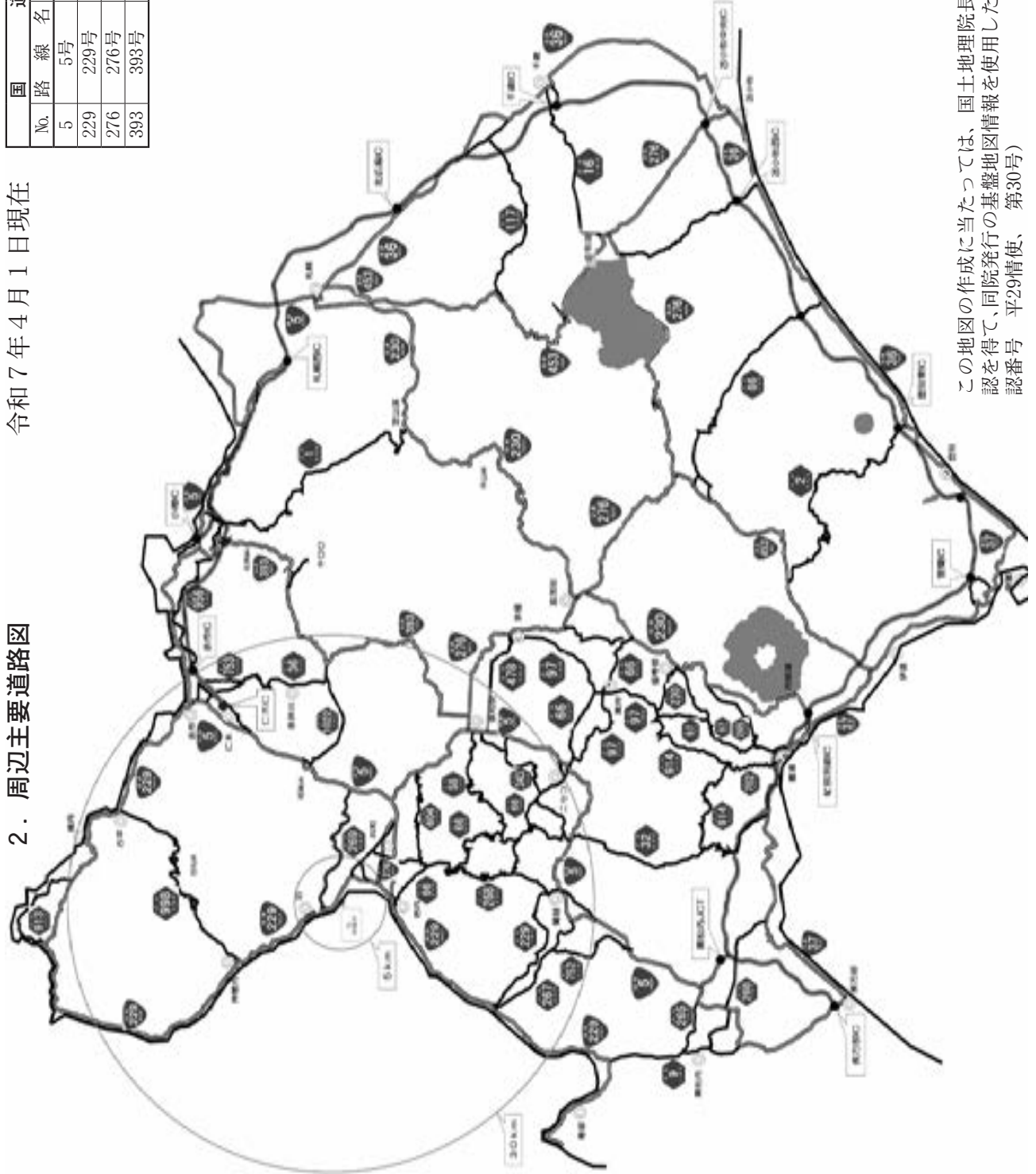


2. 周辺主要道路図

令和7年4月1日現在

国		道	
No.	路線名	延長	延長
5	5号	282.6	
229	229号	286.3	
276	276号	109.0	
393	393号	58.3	

道		道	
No.	路線名	延長	延長
9	寿都黒松内線	2.5	
32	豊浦二七〇線	10.7	
36	余市赤井川線	17.8	
58	倶知安二七〇線	19.5	
66	岩内洞爺線	53.5	
207	昆布(停)二七〇線	5.9	
228	豊丘余市(停)線	9.9	
229	北尻別蘭越(停)線	20.0	
230	三ノ原二七〇線	3.3	
267	磯谷蘭越線	15.4	
268	岩内蘭越線	16.8	
269	麻岱国富(停)線	9.0	
270	岩内港線	1.3	
271	倶知安(停)線	0.5	
272	寿都(停)線	2.6	
342	茅沼欽山泊線	5.0	
343	蘭越二七〇倶知安線	24.2	
378	余市港線	1.3	
455	仁木(停)線	0.4	
478	京極倶知安線	8.7	
525	蘭越(停)線	0.5	
568	船漕美国港線	7.1	
569	蘇古古平線	11.2	
604	老古美小沢(停)線	15.5	
631	二七〇高原比羅夫線	2.6	
752	名駒田下線	10.8	
753	登余市(停)線	7.8	
755	然別余市線	15.4	
791	峠宮田線	4.0	
792	二七〇(停)線	2.6	
818	発足線	5.8	
840	野東清住線	5.2	
877	学田前田線	3.4	
913	野塚婦美線	13.8	
914	新富神里線	1.2	
934	相生蘭越線	5.2	
998	古平神恵内線	32.0	
1022	仁木赤井川線	13.3	
1092	栄町温泉線	6.2	
1174	発足前田線	2.6	
1178	泊共和線	15.1	



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 平29情使、第30号)

3. 泊発電所周辺の道路状況

(1) 国 道

令和7年4月1日現在

名 称	経 由			延長 (m)	最小 幅員 (m)	橋りょう		舗 装	1 時 間 当 たり 交 通 量					備 考
	起 点	経由 地点	終 点			橋り ょう 数	制限		区分	平均	最高	地 点	時 刻	
国道229号 (神恵内村)	積丹町 神恵内村 境界		神恵内村 泊 村 境界	22,536	5.5	21	なし	有	上り		307	神 恵 内	7時～8時	
									下り		330	"	17時～18時	
									合計	354	637	"	7時～19時	
国道229号 (泊 村)	神恵内村 泊 村 境界		泊 村 共 和 町 境界	13,627	6.0	5	なし	有	上り		307	堀 株	7時～8時	
									下り		330	"	17時～18時	
									合計	354	637	"	7時～19時	
国道229号 (共和町)	泊 村 共 和 町 境界		共 和 町 岩 内 町 境界	6,029	6.5	2	なし	有	上り		471	梨野舞納	7時～8時	
									下り		543	"	17時～18時	
									合計	534	1014	"	7時～19時	
国道229号 (岩内町)	共 和 町 岩 内 町 境界		岩 内 町 蘭 越 町 境界	16,079	5.5	5	なし	有	上り		471	大 浜	17時～18時	
									下り		543	"	10時～11時	
									合計	534	1014	"	7時～19時	
国道5号 (共和町)	倶知安町 共 和 町 境界		共 和 町 仁 木 町 境界	17,152	6.5	15	なし	有	上り		345	国 富	7時～8時	
									下り		358	"	15時～16時	
									合計	524	703	"	7時～19時	
国道276号 (岩内町)	岩 内 町 字 大 浜 (国道229 号交点)		岩 内 町 共 和 町 境界	893	7.0	0	なし	有	上り		264	字 東 山	17時～18時	
									下り		252	"	"	
									合計	349	516	"	7時～19時	
国道276号 (共和町)	岩 内 町 共 和 町 境界		共 和 町 国 富 (国道5 号交点)	18,501	6.0	10	なし	有	上り		424	幌 似	17時～18時	延長、橋 梁数は岩 内共和道 路と旧道 の合計
									下り		397	"	7時～8時	
									合計	656	821	"	7時～19時	
国道5号 (札幌市)	小樽市 札幌市 境界		札幌市 中央区 (国道12 号交点)	18,986	6.5	10	なし	有	上		1567	北34条西2	7時～8時	
									下		1739	"	"	
									合計	2768	3306	"	7時～19時	
国道5号 (小樽市)	余市町 小樽市 境界		小樽市 札幌市 境界	34,765	6.5	18	なし	有	上		1326	船 浜 町	8時～9時	
									下		1423	"	17時～18時	
									合計	2122	2749	"	7時～19時	
国道5号 (余市町)	仁木町 余市町 境界		余市町 小樽市 境界	6,838	6.5	5	なし	有	上		567	大 川 町	8時～9時	
									下		687	"	17時～18時	
									合計	960	1254	"	7時～19時	
国道5号 (仁木町)	共 和 町 仁 木 町 境界		仁 木 町 余 市 町 境界	17,333	6.5	4	なし	有	上		435	大 江	7時～8時	
									下		452	"	16時～17時	
									合計	636	887	"	7時～19時	

名称	経 由			延長 (m)	最小 幅員 (m)	橋 り よ う		舗 装	1 時 間 当 た り 交 通 量					備 考
	起 点	経 由 地点	終 点			橋り よ数	制限		区分	平均	最高	地 点	時 刻	
国道5号 (倶知安町)	二セコ町 倶知安町 境界		倶知安町 共和町 境界	11,796	6.5	4	なし	有	上	469	比羅夫	7時～8時		
									下	521	"	17時～18時		
									合計	700	990	"		7時～19時
国道5号 (二セコ町)	蘭越町 二セコ町 境界		二セコ町 倶知安町 境界	16,231	6.5	5	なし	有	上	342	元町	7時～8時		
									下	385	"	17時～18時		
									合計	533	727	"		7時～19時
国道5号 (蘭越町)	黒松内町 蘭越町 境界		蘭越町 二セコ町 境界	23,539	5.5	12	なし	有	上	180	蘭越町	17時～18時		
									下	179	"	"		
									合計	301	359	"		7時～19時
国道5号 (黒松内町)	長万部町 黒松内町 境界		黒松内町 蘭越町 境界	15,983	5.5	7	なし	有	上	85	白井川	11時～12時		
									下	89	"	7時～8時		
									合計	143	174	"		7時～19時
国道5号 (長万部町)	八雲町 長万部町 境界		長万部町 黒松内町 境界	32,514	5.5	25	なし	有	上	321	大浜	13時～14時		
									下	373	"	11時～12時		
									合計	530	694	"		7時～19時
国道229号 (積丹町)	古平町 積丹町 境界		積丹町 神恵内村 境界	31,547	5.5	28	なし	有	上	143	美国町	14時～15時		
									下	153	"	11時～12時		
									合計	205	296	"		7時～19時
国道229号 (古平町)	余市町 古平町 境界		古平町 積丹町 境界	7,683	5.5	7	なし	有	上	249	沢江町	17時～18時		
									下	187	"	7時～8時		
									合計	337	436	"		7時～19時
国道229号 (余市町)	小樽市 余市町 (国道5号 号交点)		余市町 古平町 境界	13,351	5.5	7	なし	有	上	298	入舟町	17時～18時		
									下	313	"	8時～9時		
									合計	473	611	"		7時～19時
国道229号 (蘭越町)	岩内町 蘭越町 境界	黒松内町	蘭越町 寿都町 境界	4,046	5.5	2	なし	有	上	150	港町	17時～18時		
									下	116	"	7時～8時		
									合計	193	266	"		7時～19時
国道229号 (黒松内町)	寿都町 黒松内町 (界川 交点)		黒松内町 寿都町 (朱太川 交点)	1,472	5.5	2	なし	有	上	92	北作開	13時～16時		
									下	88	"	11時～12時		
									合計	155	180	"		7時～19時
国道229号 (寿都町)	蘭越町 寿都町 境界	黒松内町	寿都町 島牧村 境界	28,937	5.5	22	なし	有	上	92	歌楽町美谷	13時～16時		
									下	88	"	11時～12時		
									合計	155	180	"		7時～19時
国道230号 (札幌市)	札幌市 中央区 (国道12号 号交点)		札幌市 喜茂別町 境界	45,251	6.0	24	なし	有	上	1780	南37条西10	7時～8時		
									下	1455	"	18時～19時		
									合計	2605	3235	"		7時～19時

名 称	経 由			延長 (m)	最小 幅員 (m)	橋 り よ う		舗 装	1 時 間 当 た り 交 通 量					備 考
	起 点	経 由 地点	終 点			橋 り よ う 数	制 限		区 分	平 均	最 高	地 点	時 刻	
国道230号 (喜茂別町)	札幌市 喜茂別町 境界		喜茂別町 留寿都村 境界	24,296	6.5	12	なし	有	上		332	伏見	15時～16時	
									下		300	"	10時～11時	
									合計	463	632	"	7時～19時	
国道230号 (留寿都村)	喜茂別町 留寿都村 境界		留寿都村 洞爺湖町 境界	13,138	6.5	1	なし	有	上		240	泉川	14時～15時	
									下		220	"	11時～12時	
									合計	362	460	"	7時～19時	
国道230号 (洞爺湖町)	留寿都村 洞爺湖町 境界		洞爺湖 町 虻田 (国道37 号交点)	22,549	6.0	3	なし	有	上		302	三豊	8時～9時	
									下		269	"	17時～18時	
									合計	404	571	"	7時～19時	
国道276号 (倶知安町)	倶知安町 北2条東 (国道5 号交点)		倶知安町 京極町 境界	8,219	6.5	3	なし	有	上		199	北4条東6	11時～12時	
									下		183	"	17時～18時	
									合計	292	382	"	7時～19時	
国道276号 (京極町)	倶知安町 京極町 境界		京極町 喜茂別町 境界	11,310	6.5	5	なし	有	上		141	京極	17時～18時	
									下		125	"	8時～9時	
									合計	213	266	"	7時～19時	
国道276号 (喜茂別町)	京極町 喜茂別町 境界	国道 230 号	喜茂別町 伊達市 境界	17,266	5.5	9	なし	有	上		118	尻別	11時～12時	
									下		143	"	14時～15時	
									合計	192	261	"	7時～19時	
国道276号 (伊達市)	喜茂別町 伊達市 境界		伊達市 千歳市 境界	15,330	6.0	10	なし	有	上		122	大滝区三階滝町	11時～12時	
									下		138	"	13時～14時	
									合計	184	260	"	7時～19時	
国道393号 (倶知安町)	赤井川村 倶知安町 境界		倶知安町 北3条東 (国道276 号交点)	15,644	6.0	6	なし	有	上		130	瑞穂	17時～18時	
									下		133	"	7時～8時	
									合計	160	263	"	7時～19時	
国道393号 (赤井川村)	小樽市 赤井川村 境界		赤井川村 倶知安町 境界	26,604	5.5	15	なし	有	上		166	常盤	16時～17時	
									下		145	"	7時～8時	
									合計	197	311	"	7時～19時	
国道393号 (小樽市)	小樽市 奥沢 (国道5 号交点)		小樽市 赤井川村 境界	16,078	5.5	2	なし	有	上		341	奥沢	17時～18時	
									下		283	"	15時～16時	
									合計	526	624	"	7時～19時	
国道453号 (伊達市)	伊達市 大滝区 (国道276 号交点)		伊達市 壮瞥町 境界	19,448	5.5	11	なし	有	上		211	北湯沢	13時～14時	
									下		224	"	11時～12時	
									合計	313	435	"	7時～19時	

(2) 道 道

令和7年4月1日現在

名 称	経 由		延長 (m)	最小 幅員 (m)	橋 り よ う		舗 装	1 時 間 当 た り の 交 通 量 (平 日)					交通量 調査日	
	起 点	経 由 地 点			終 点	橋 り よ う 数		制 限	区 分	平 均	最 高	地 点		時 刻
道道9号 寿都黒松内線 (寿都町)	寿都町 (国道229 号交点)		寿都町 黒松内町 境界	2,561	5.0	4	なし	有						平成 22年度
									合計	126		非観測(推定値)	7時~19時	
道道32号 豊浦二七コ線 (二七コ町)	二七コ町 蘭越町 境界		蘭越町 (国道5 号交点)	4,028	5.5	2	なし	有						平成 22年度
									合計	69		非観測(推定値)	7時~19時	
道道32号 豊浦二七コ線 (蘭越町)	蘭越町 豊浦町 境界		二七コ町 蘭越町 境界	6,702	5.5	4	なし	有						平成 22年度
									合計	69		非観測(推定値)	7時~19時	
道道36号 余市赤井川線 (余市町)	余市町 (国道5 号交点)		余市町 仁木町 境界	7,158	5.5	2	なし	有						平成 22年度
									合計	158		余市町黒川	7時~19時	
道道36号 余市赤井川線 (仁木町)	余市町 仁木町 境界		仁木町 赤井川村 境界	1,338	6.0	0	-	有						平成 22年度
									合計	111		赤井川村字赤井川	7時~19時	
道道36号 余市赤井川線 (赤井川村)	仁木町 赤井川村 境界		赤井川村 (国道393 号交点)	9,343	5.5	6	なし	有						平成 22年度
									合計	111		赤井川村字赤井川	7時~19時	
道道58号 俱知安二七コ線 (二七コ町)	俱知安町 二七コ町 境界		二七コ町 蘭越町 境界	2,222	4.5	0	-	有						平成 22年度
									合計	62		非観測(推定値)	7時~19時	
道道58号 俱知安二七コ線 (俱知安町)	俱知安町 (国道5 号交点)		俱知安町 二七コ町 境界	13,513	4.5	4	なし	有						平成 22年度
									合計	85		非観測(推定値)	7時~19時	
道道58号 俱知安二七コ線 (蘭越町)	二七コ町 蘭越町 境界		蘭越町 (道道岩内 洞爺線 交点)	3,743	5.5	0	-	有						平成 22年度
									合計	62		非観測(推定値)	7時~19時	
道道66号 岩内洞爺線 (岩内町)	岩内町 (国道229 号交点)		岩内町 共和町 境界	2,510	5.5	1	なし	有						平成 22年度
									合計	489		非観測(推定値)	7時~19時	
道道66号 岩内洞爺線 (共和町)	岩内町 共和町 境界		共和町 蘭越町 境界	18,919	5.5	0	-	有						平成 22年度
									合計	49		共和町考古美	7時~19時	
道道66号 岩内洞爺線 (蘭越町)	共和町 蘭越町 境界		蘭越町 二七コ町 境界	18,214	5.5	10	なし	有						平成 22年度
									合計	48		蘭越町字湯里	7時~19時	
道道66号 岩内洞爺線 (二七コ町)	蘭越町 二七コ町 境界		二七コ町 真狩村 境界	13,900	5.4	4	なし	有						平成 22年度
									合計	167		二七コ町曾我	7時~19時	
道道207号 昆布停車場 二七コ線 (蘭越町)	蘭越町 (国道5 号交点)		蘭越町 (道道岩内 洞爺線 交点)	5,886	5.5	1	なし	有						平成 22年度
									合計	64		非観測(推定値)	7時~19時	
道道228号 豊丘余市 停車場 (余市町)	余市町 豊丘		余市町 (国道229 号交点)	9,887	3.5	9	なし	一部 有 (9,582)						平成 22年度
									合計	624		非観測(推定値)	7時~19時	

名 称	経 由			延長 (m)	最小 幅員 (m)	橋 り よ う		舗 装	1 時 間 当 た り の 交 通 量 (平 日)				交通 量 調査日	
	起 点	経 由 地 点	終 点			橋 う	制 限		区 分	平 均	最 高	地 点		時 刻
道 道 229 号 北 尻 別 蘭 越 町 停 車 場 線 (蘭 越 町)	蘭 越 町 (国 道 229 号 交 点)		蘭 越 町 (道 道 蘭 越 停 車 場 線 交 点)	20,021	5.5	12	なし	有						平成 22年度
									合計	48		非観測(推定値)	7時~19時	
道 道 230 号 三 ノ 原 二 七 コ 線 (二 七 コ 町)	真 狩 村 二 七 コ 町 境 界		二 七 コ 町 (道 道 岩 内 洞 爺 線 交 点)	3,327	5.5	1	なし	有						平成 22年度
									合計	100		真狩村字見晴	7時~19時	
道 道 267 号 磯 谷 蘭 越 線 (蘭 越 町)	蘭 越 町 (国 道 229 号 交 点)		蘭 越 町 (国 道 5 号 交 点)	15,420	5.5	7	なし	有						平成 22年度
									合計	38		非観測(推定値)	7時~19時	
道 道 268 号 岩 内 蘭 越 線 (岩 内 町)	岩 内 町 (国 道 229 号 交 点)		岩 内 町 (道 道 岩 内 洞 爺 線 交 点)	271	6.5	0	—	有						平成 22年度
									合計	493		非観測(推定値)	7時~19時	
道 道 268 号 岩 内 蘭 越 線 (共 和 町)	共 和 町 (道 道 岩 内 洞 爺 線 交 点)		共 和 町 蘭 越 町 境 界	2,790	4.0	0	—	有						平成 22年度
									合計	20		非観測(推定値)	7時~19時	
道 道 268 号 岩 内 蘭 越 線 (蘭 越 町)	共 和 町 蘭 越 町 境 界		蘭 越 町 (道 道 北 尻 別 蘭 越 停 車 場 線 交 点)	13,755	4.0	2	なし	一 部 有 (13,467)						平成 22年度
									合計	20		非観測(推定値)	7時~19時	
道 道 269 号 蕨 岱 国 富 停 車 場 線 (共 和 町)	共 和 町 (国 道 229 号 交 点)		共 和 町 国 富	9,037	5.5	5	なし	有						平成 22年度
									合計	191		非観測(推定値)	7時~19時	
道 道 270 号 岩 内 港 線 (岩 内 町)	岩 内 町 岩 内 港		岩 内 町 (国 道 229 号 交 点)	1,319	6.0	0	—	有						平成 22年度
									合計	138		非観測(推定値)	7時~19時	
道 道 271 号 俱 知 安 停 車 場 線 (俱 知 安 町)	俱 知 安 町 俱 知 安 駅		俱 知 安 町 (国 道 5 号 交 点)	491	6.0	0	—	有						平成 22年度
									合計	72		非観測(推定値)	7時~19時	
道 道 272 号 寿 都 停 車 場 線 (寿 都 町)	寿 都 町 旧 寿 都 停 車 場		寿 都 町 (国 道 229 号 交 点)	2,625	5.5	4	なし	有						平成 22年度
									合計	88		非観測(推定値)	7時~19時	
道 道 342 号 茅 沼 鉦 山 泊 線 (泊 村)	泊 村 茅 沼 鉦 山		泊 村 (国 道 5 号 交 点)	5,053	4.5	6	なし	一 部 有 (3,078)						平成 22年度
									合計	78		非観測(推定値)	7時~19時	
道 道 343 号 蘭 越 二 七 コ 俱 知 安 線 (蘭 越 町)	蘭 越 町 (道 道 北 尻 別 蘭 越 停 車 場 線 交 点)		蘭 越 町 二 七 コ 町 境 界	7,191	3.0	3	なし	一 部 有 (6,155)						平成 22年度
									合計	15		非観測(推定値)	7時~19時	
道 道 343 号 蘭 越 二 七 コ 俱 知 安 線 (二 七 コ 町)	蘭 越 町 二 七 コ 町 境 界		二 七 コ 町 俱 知 安 町 境 界	6,598	5.5	1	なし	有						平成 22年度
									合計	290		非観測(推定値)	7時~19時	
道 道 343 号 蘭 越 二 七 コ 俱 知 安 線 (俱 知 安 町)	二 七 コ 町 俱 知 安 町 境 界		俱 知 安 町 (国 道 5 号 交 点)	10,415	5.5	4	なし	有						平成 22年度
									合計	290		非観測(推定値)	7時~19時	
道 道 378 号 余 市 港 線 (余 市 町)	余 市 町 余 市 港		余 市 町 (国 道 229 号 交 点)	1,297	6.0	3	なし	有						平成 22年度
									合計	213		非観測(推定値)	7時~19時	

名 称	経 由			延長 (m)	最小 幅員 (m)	橋 り よ う		舗 装	1 時 間 当 た り の 交 通 量 (平 日)					交通 量 調査日
	起 点	経 由 地 点	終 点			橋り よ う 数	制限		区 分	平 均	最 高	地 点	時 刻	
道 道 455 号 仁木停車場線 (仁木町)	仁木町 仁木駅		仁木町 (国道5 号交点)	394	5.5	0	なし	有						平成 22年度
									合計	92		非観測(推定値)	7時～19時	
道 道 478 号 京極俱知安線 (俱知安町)	京極町 俱知安町 境界		俱知安町 (国道5 号交点)	8,670	5.5	1	なし	有						平成 22年度
									合計	304		俱知安町高砂	7時～19時	
道 道 525 号 蘭越停車場線 (蘭越町)	蘭越町 蘭越駅		蘭越町 (国道5 号交点)	542	5.5	0	-	有						平成 22年度
									合計	120		非観測(推定値)	7時～19時	
道 道 568 号 船澗美国港線 (積丹町)	積丹町 船澗		積丹町 美国港	7,101	4.0	2	なし	一部 有 (6,725)						平成 22年度
									合計	16		非観測(推定値)	7時～19時	
道 道 569 号 蕨台古平線 (共和町)	共和町 (国道229 号交点)		共和町 宮丘	5,549	3.0	0	-	一部 有 (4,823)						平成 22年度
									合計	41		非観測(推定値)	7時～19時	
道 道 569 号 蕨台古平線 (古平町)	古平町 沢江町		古平町 (道道古平 神恵内線 交点)	5,690	3.0	4	なし	一部 有 (5,682)						平成 22年度
									合計	9		非観測(推定値)	7時～19時	
道 道 604 号 老古美小沢 停車場線 (共和町)	共和町 (道道岩内 洞爺線 交点)		共和町 小沢駅	15,466	5.5	8	なし	有						平成 22年度
									合計	21		非観測(推定値)	7時～19時	
道 道 631 号 二七コ高原 比羅夫線 (俱知安町)	俱知安町 二七コ 高原		俱知安町 (国道5 号交点)	2,586	5.5	1	なし	有						平成 22年度
									合計	141		俱知安町字比羅夫	7時～19時	
道 道 752 号 名駒田下線 (蘭越町)	蘭越町 (道道磯谷 蘭越線 交点)		蘭越町 (国道5 号交点)	10,818	5.3	11	なし	有						平成 22年度
									合計	19		非観測(推定値)	7時～19時	
道 道 753 号 登余市停車場線 (余市町)	余市町 (道道余市 赤井川線 交点)		余市町 余市駅	7,771	5.5	4	なし	有						平成 22年度
									合計	487		余市町黒川町	7時～19時	
道 道 755 号 然別余市線 (仁木町)	仁木町 然別		仁木町 余市町 境界	12,438	4.5	8	なし	有						平成 22年度
									合計	31		非観測(推定値)	7時～19時	
道 道 755 号 然別余市線 (余市町)	仁木町 余市町 境界		仁木町 (国道5 号交点)	2,949	5.5	1	なし	有						平成 22年度
									合計	31		非観測(推定値)	7時～19時	
道 道 792 号 二七コ停 車場線 (二七コ町)	二七コ町 二七コ駅		二七コ町 (国道5 号交点)	2,558	6.0	0	-	有						平成 22年度
									合計	191		二七コ町富士見	7時～19時	
道 道 818 号 発足線 (共和町)	共和町 発足		共和町 (道道蕨台 古平線 交点)	5,815	5.5	7	なし	有						平成 22年度
									合計	183		非観測(推定値)	7時～19時	
道 道 840 号 野束清住線 (岩内町)	岩内町 野束		岩内町 (道道岩内 洞爺線 交点)	5,241	6.0	3	なし	有						平成 22年度
									合計	388		非観測(推定値)	7時～19時	

名 称	経 由			延長 (m)	最小 幅員 (m)	橋 り よ う		舗 装	1 時 間 当 た り の 交 通 量 (平 日)				交通量 調査日	
	起 点	経 由 地 点	終 点			橋 う	制 限		区 分	平 均	最 高	地 点		時 刻
道 道 877 号 学 田 前 田 線 (共 和 町)	共 和 町 (道 道 老 古 美 小 沢 停 車 場 線 交 点)		共 和 町 (国 道 276 号 交 点)	3,393	5.5	0	—	有						平成 22年度
									合計	32		非観測(推定値)	7時~19時	
道 道 913 号 野 塚 婦 美 線 (積 丹 町)	積 丹 町 野 塚 (国 道 229 号 交 点)		積 丹 町 婦 美 (国 道 229 号 交 点)	13,838	5.5	14	なし	有						平成 22年度
									合計	52		非観測(推定値)	7時~19時	
道 道 914 号 新 富 神 里 線 (二 七 七 町)	真 狩 村 二 七 七 町 境 界		二 七 七 町 豊 浦 町 境 界	1,164	3.0	2	なし	一 部 有 (485)						平成 22年度
									合計	3		非観測(推定値)	7時~19時	
道 道 934 号 相 生 蘭 越 線 (蘭 越 町)	蘭 越 町 (国 道 5 号 交 点)		蘭 越 町 (道 道 蘭 越 停 車 場 線 交 点)	5,167	5.5	2	なし	一 部 有 (5,028)						平成 22年度
									合計	29		磯谷郡蘭越町蘭越	7時~19時	
道 道 998 号 古 平 神 恵 内 線 (古 平 町)	古 平 町 (国 道 229 号 交 点)		古 平 町 神 恵 内 村 境 界	17,444	5.5	12	なし	有						平成 22年度
									合計	29		非観測(推定値)	7時~19時	
道 道 998 号 古 平 神 恵 内 線 (神 恵 内 村)	古 平 町 神 恵 内 村 境 界		神 恵 内 村 (国 道 229 号 交 点)	14,559	5.5	7	なし	有						平成 22年度
									合計	29		非観測(推定値)	7時~19時	
道 道 1022 号 仁 木 赤 井 川 線 (仁 木 町)	仁 木 町 (国 道 5 号 交 点)		仁 木 町 赤 井 川 村 境 界	11,460	5.5	13	なし	有						平成 22年度
									合計	94		仁木町銀山	7時~19時	
道 道 1022 号 仁 木 赤 井 川 線 (赤 井 川 村)	仁 木 町 赤 井 川 村 境 界		赤 井 川 村 (道 道 余 市 赤 井 川 線 交 点)	1,855	5.5	2	なし	有						平成 22年度
									合計	94		仁木町銀山	7時~19時	
道 道 1092 号 栄 町 温 泉 線 (余 市 町)	余 市 町 栄 町 温 泉		余 市 町 (国 道 5 号 交 点)	6,151	5.5	5	なし	有						平成 22年度
									合計	75		余市町栄町	7時~19時	
道 道 1174 号 発 足 前 田 線 (共 和 町)	共 和 町 (道 道 藤 岱 国 富 停 車 場 線 交 点)		共 和 町 (国 道 276 号 交 点)	2,579	5.5	1	なし	有						平成 22年度
									合計	103		共和町前田	7時~19時	

※ 交通量の上り下りの現況データは出力されないので空欄とする。

4. 防災関係機関の輸送車両

(1) 町村等保有自動車台数

令和7年12月31日現在

町村名	機関名	車両の所在地	電話番号	車両数				乗車可能人員(人)
				バス	トラック	乗用車	計	
泊村	泊村	泊村大字茅沼村字白別191-7	0135-75-2021	4	2	18	24	321
	古宇郡漁業協同組合(泊本所)	" 大字泊村49-36地先	0135-75-3111		2	1	3	10
		小計		4	4	19	27	331
共和町	共和町	共和町南幌似38-2	0135-73-2011	13	9	31	53	903
	きょうわ農業協同組合	" 前田167	0135-73-2121	1	6	13	20	109
		小計		14	15	44	73	1,012
岩内町	岩内町	岩内町字高台134番地1	0135-62-1011	2	5	37	44	317
		小計		2	5	37	44	317
神恵内村	神恵内村	神恵内村大字神恵内村81番地20	0135-76-5011	2	2	16	20	165
	古宇郡漁業協同組合(神恵内支所)	" 大字神恵内村2122	0135-76-5021		1		1	2
		小計		2	3	16	21	167
		合計		22	27	116	165	1,827

(2) 北海道（知事部局）保有自動車台数

令和7年4月20日現在

自動車の種類	全 道			う ち 後 志		
	所 有	借 上	計	所 有	借 上	計
乗 用 車	790	506	1,296	58	19	77
貨 物 車	937	24	961	48	1	49
計	1,727	530	2,257	106	20	126

(3) 一般傷病者の救急搬送に関する消防機関の救急車両等

令和7年12月31日現在

所 属 名	所 在 地	電 話 番 号	救急車両数 (台)	救急隊員数 (人)	備 考
岩内・寿都地方消防組合	岩内町字高台8番地1	0135-62-2403	6	67 (28)	専任 19人 兼任 48人

※（ ）は救急救命士を表す

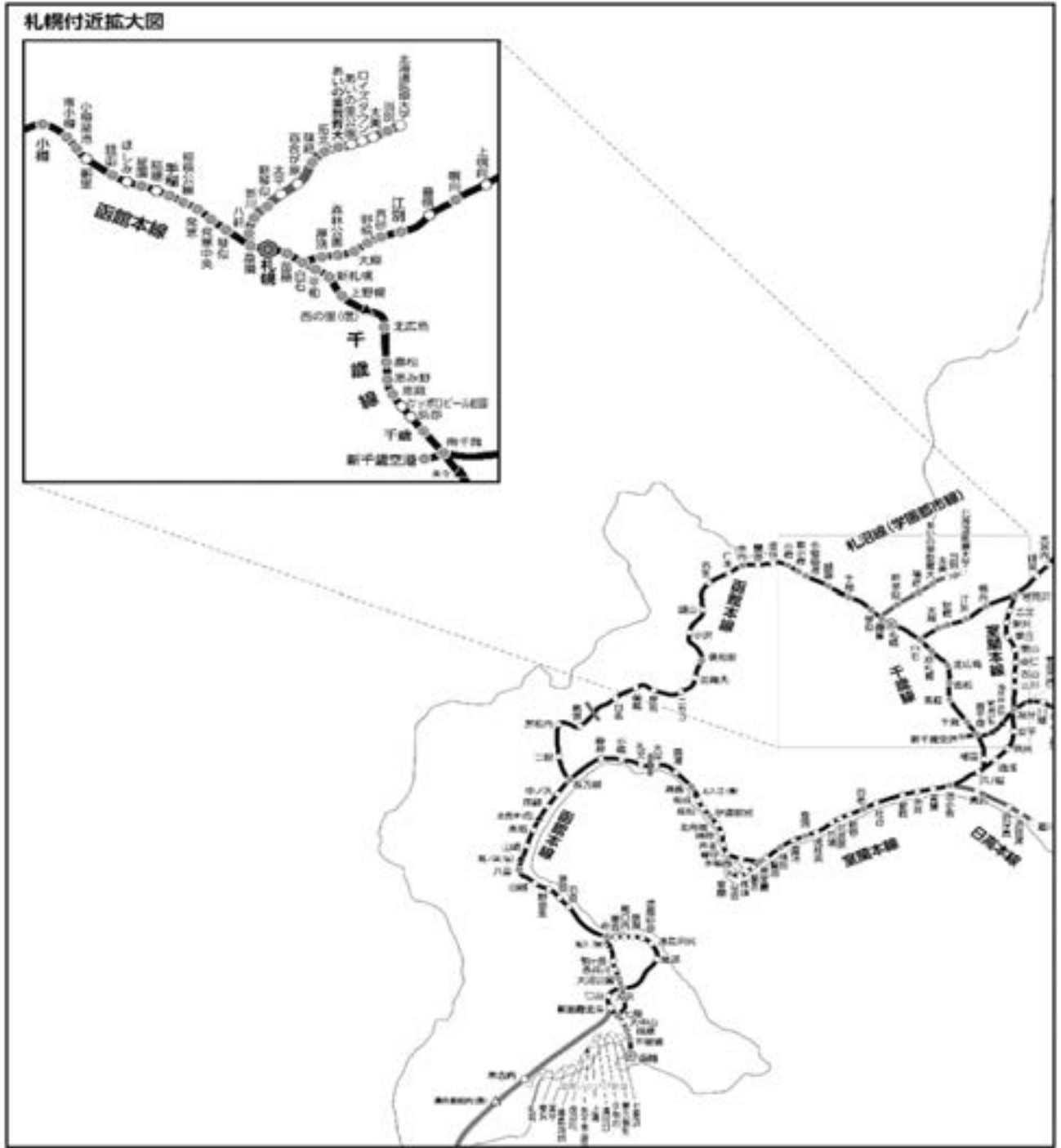
5. 除雪車両等保有状況

令和7年12月31日現在

町村名	機 関 名		所 在 地	電話番号	車 種	台 数	所 有 ・ 借上の別	備考
泊 村	泊 村		泊村大字茅沼村字白別191-7	75-2021	除 雪 ド ー ザ	1	所有	
	茅 沼 建 設 工 業 (株)		" 茅沼村570	75-2036	ダ ン プ 4t ダ ン プ 10t 除 雪 ド ー ザ ロ ー タ リ ー	2 4 7 3	借上 所有 所有 所有	
	(株) 山 二 工 業		" 茅沼村南坂の上5-6	75-3126	ダ ン プ 4t ダ ン プ 10t 除 雪 ド ー ザ ロ ー タ リ ー	1 1 7 3	所有 所有 所有 所有	
	計	3			ダ ン プ 除 雪 ド ー ザ ロ ー タ リ ー (小 計)	8 15 6 29		
共 和 町	共 和 町		共和町南幌似38-2	73-2011	ダ ン プ 雪 上 車 除 雪 ド ー ザ グ レ ー ダ ロ ー タ リ ー 除 雪 ト ラ ッ ク	1 1 2 1 4 1	所有 所有 所有 所有 所有 所有	(7t) (丸小型) (10t)
	(株) 後 志 建 設		" 国富3-4	72-1316	除 雪 ド ー ザ	2	借上	
	酒 谷 運 送 社		" 国富3-12	72-1225	ト ラ ッ ク 除 雪 ド ー ザ	1 3	所有 所有	
	三 陽 建 設 工 業 (株)		" 老古美49-1	62-1306	除 雪 ド ー ザ 除 雪 ト ラ ッ ク	2 1	所有 所有	
	大 和 建 設 運 輸 (株)		" 梨野舞納34-4	62-5812	除 雪 ド ー ザ	1	所有	
	(有) 宮 丘 運 輸		" 梨野舞納249-7	62-1497	ロ ー タ リ ー 除 雪 ト ラ ッ ク 除 雪 ド ー ザ	1 1 1	所有 所有 所有	(小型)
	(有) ワ イ ス 運 送		" 梨野舞納1186	74-3211	除 雪 ト ラ ッ ク	1	所有	
	(株) 木 村 建 設		" 老古美28-1	62-6617	除 雪 ド ー ザ	3	所有	
	(株) 栗 栖 土 建		" 国富4-30	72-1586	ト ラ ッ ク 除 雪 ド ー ザ	1 2	所有 所有	
計	9			ダ ン プ 除 雪 ド ー ザ 雪 上 車 グ レ ー ダ ロ ー タ リ ー 除 雪 ト ラ ッ ク ト ラ ッ ク (小 計)	1 16 1 1 5 4 2 30			

町村名	機 関 名		所 在 地	電話番号	車 種	台 数	所有・借上の別	備考
岩内町	岩 内 町		岩内町字高台134-1	67-7097	ダ ン プ シ ョ ベ ル ロ ー タ リ ー	1 1 3	所有 所有 所有	
	(有) 宮 丘 運 輸		" 字東山20-1	62-1497	ダ ン プ ロ ー タ リ ー 除 雪 ド ー ザ	12 3 9	所有 所有 所有	ショベル搭載
	アサヒグリーン(株)		" 字東山102-1	62-2387	ダ ン プ シ ョ ベ ル	11 3	所有 所有	
	平 野 運 輸 (有)		" 字高台119-2	61-2468	ダ ン プ 除 雪 ド ー ザ	10 7	所有 所有	
	(株) 三 田 運 輸		" 字相生248-11	62-0617	ダ ン プ シ ョ ベ ル ロ ー タ リ ー	7 7 1	所有 所有 所有	
	計		5			ダ ン プ シ ョ ベ ル 除 雪 ド ー ザ ロ ー タ リ ー (小 計)	41 11 16 7 75	
神恵内村	神 恵 内 村		神恵内村大字神恵内村81番地20	76-5011	ダ ン プ ロ ー タ リ ー ロ ー タ リ ー	1 1 1	所有 所有 借上	
	計		1		ダ ン プ ロ ー タ リ ー (小 計)	1 2 3		

6. 泊発電所周辺の鉄道の状況



資料 2-8-5

港湾及び海上輸送に関する資料

1. 港湾等分布図



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平29情使、第30号)

 	国土交通省所管 国際戦略港湾、 国際拠点港湾 重要港湾 地方港湾 五十六条港湾 その他の空港 第三種空港	 	農林水産省所管 凡例
------------------------------	---	--------------	---------------

2. 港湾整備状況

令和7年12月31日現在

町村名	位置		施設名	所在地	連絡先・電話番号	接岸可能トン数 (重量トン数)	水深 (m)	岸壁等の長さ (m)
	方位	距離番号						
泊村	北北西	2	茶津漁港	泊村大字堀株村字茶津	古宇郡漁業協同組合 [泊本所] 0135-75-3111	漁船 3	-2.0	53
	"	4	泊(後志)漁港	" 大字泊村	"	" 30	-3.0~-4.0	458
	"	8	盃漁港 (カブト分区)	" 大字盃村	"	" 28	-3.0~-3.5	130
	"	9	盃漁港	" 大字興志内村	"	" 15	-3.0	225
岩内町	南	6	地方港湾岩内港	岩内町大浜地先	岩内町建設経済部建設課 0135-67-7097	貨物船 7,000	-8.0	266
	"	"	"	" "	"	貨物船 5,000	-7.5	261
	"	"	"	" "	"	" 5,000	-7.5	130
	"	"	"	" "	"	" 1,000	-5.0	225
	"	"	"	" 大浜地先、万代地先、 大和地先	"	漁船 30	-4.0	1,298
	"	"	"	" "	"	" 10	-3.0	649
	南南西	10	敷島内漁港	" 字敷島内	岩内町建設経済部水産農林課 0135-76-7096	" 3	-1.5	19
神恵内村	北北西	14	神恵内漁港	神恵内村大字神恵内字神恵内	古宇郡漁業協同組合 [神恵内支所] 0135-76-5021	漁船 20	-2.0~-3.5	545
	"	16	赤石漁港	" 大字赤石村字赤石	"	" 5	-2.5	92
	北西	23	珊内漁港	" 大字珊内村字珊内	"	" 5	-2.5	144
	"	26	川白漁港	" 大字珊内村字川白	"	" 10	-2.5~-3.0	250

3. 船舶保有状況

令和7年12月31日現在

町村名	位置		港湾・漁港名	所属名	連絡先電話番号	船舶数()は無線装備										船舶計(隻)	乗船可能人員(人)	地区人員(人)
	方位	距離番号				0~1t	1~3t	3~5t	5~10t	10~20t	20~30t	30~50t	50t以上	1000t以上				
泊村	北北西	2	茶津漁港	古宇郡漁業協同組合 [泊本所]	75-3111											0	0	372
	"	4	泊(後志)漁港	"	"	5	2	3	4(4)	4(3)						18(7)	196	761
	"	9	盃漁港 (カブト地区)	"	-	9	4									13	42	114
	"	10	盃漁港 (盃地区)	"	"	0	0		4(4)	2(1)						6(5)	62	132
			小計			14	6	3	8(8)	6(4)						37(12)	300	1,379
岩内町	南	6	地方港湾岩内港	岩内郡漁業協同組合	62-1313	16	3	31(15)	4(4)	5(5)						59(24)	765	10,488
	南南西	10	敷島内漁港	岩内郡漁業協同組合	62-1313											0	0	154
			小計			16	3	31(15)	4(4)	5(5)						59(24)	765	10,642
神恵内村	北北西	14	神恵内漁港	古宇郡漁業協同組合 [神恵内支所]	76-5021	13	7	4(1)	5(3)							29(4)	188	571
	"	16	赤石漁港	"	"	15	3	3(1)								21(1)	77	78
	北西	23	珊内漁港	"	"	10	1	2								13	56	40
	"	26	川白漁港	"	"	10	2	6(3)	1(1)							19(4)	90	51
			小計			48	13	15(5)	6(4)							82(9)	411	740
		計			78	22	49(20)	18(16)	11(9)						178(45)	1,476	12,761	

4. 防災関係機関所有船舶状況

(1) 北海道

令和7年4月1日現在

定係港	所属(連絡)先	船舶名	主要寸法 (長さ、巾、深さ(m))	トン数 (トン)	速力 (ノット)	乗船定員 (人)	備考
函館	水産林務部水産局漁業管理課	海王丸	49.20×7.80×4.19	306	16	28	

(2) 第一管区海上保安本部

令和7年4月1日現在

海上保安部署	所在地	船艇名	船型別	主要項目		搭載人員 (人) 注1	所要時間 (h) 注2
				トン数 (トン)	長さ (メートル)		
小樽 海上保安部	小樽市港町5-2	しれとこ	1,000トン型巡視船	1,300	89	141	4
		えさん	1,000トン型巡視船	1,500	96	125	4
		ほろべつ	350トン型巡視船	230	56	36	4
		やぐるま	20メートル型巡視艇	26	20	26	4
		すずかぜ	20メートル型巡視艇	26	20	26	4
留萌 海上保安部	留萌市大町3-37-1	ちとせ	500トン型巡視船	650	72	85	6
		はまなす	20メートル型巡視艇	26	20	26	6
函館 海上保安部	函館市海岸町24-4	つがる	ヘリコプター 1機搭載型巡視船	3,100	105	420	11
		おくしり	350トン型巡視船	335	56	47	11
		ゆきぐも	30メートル型巡視艇	100	32	36	11
		すずらん	20メートル型巡視艇	26	20	26	11
江差 海上保安署	江差町字姥神町167	かむい	180トン型巡視船	200	43	28	6
瀬棚 海上保安署	せたな町字三本杉30	あかしあ	20メートル型巡視艇	26	20	26	3
合計		13隻				1,048	

(注1) 船舶安全法に基づく臨時検査を受けた場合の人員

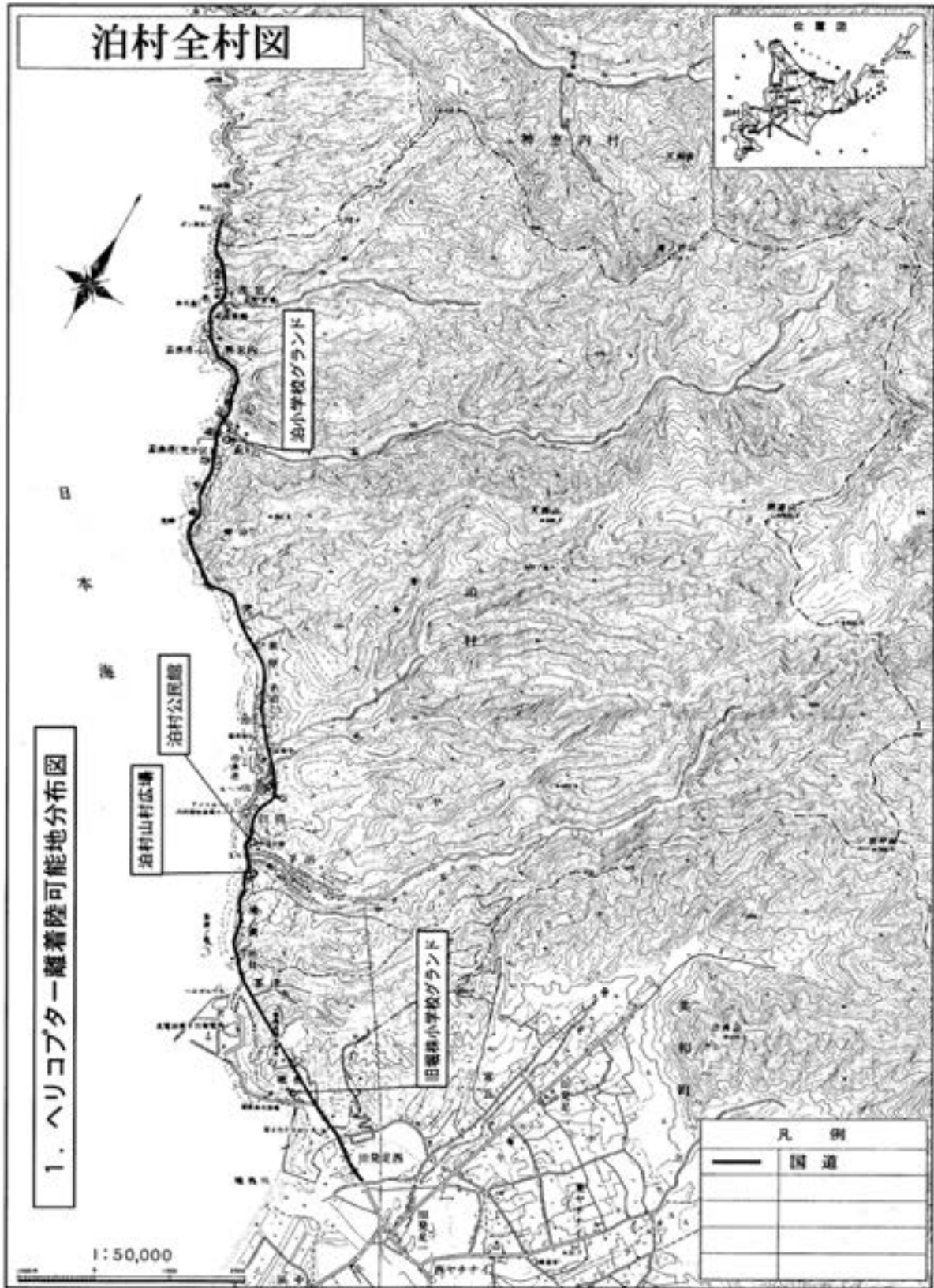
(注2) 平均速力約15ノット(K)/毎時(h)で計算

(3) 海上自衛隊艦艇（大湊警備区所在）

令和7年4月1日現在

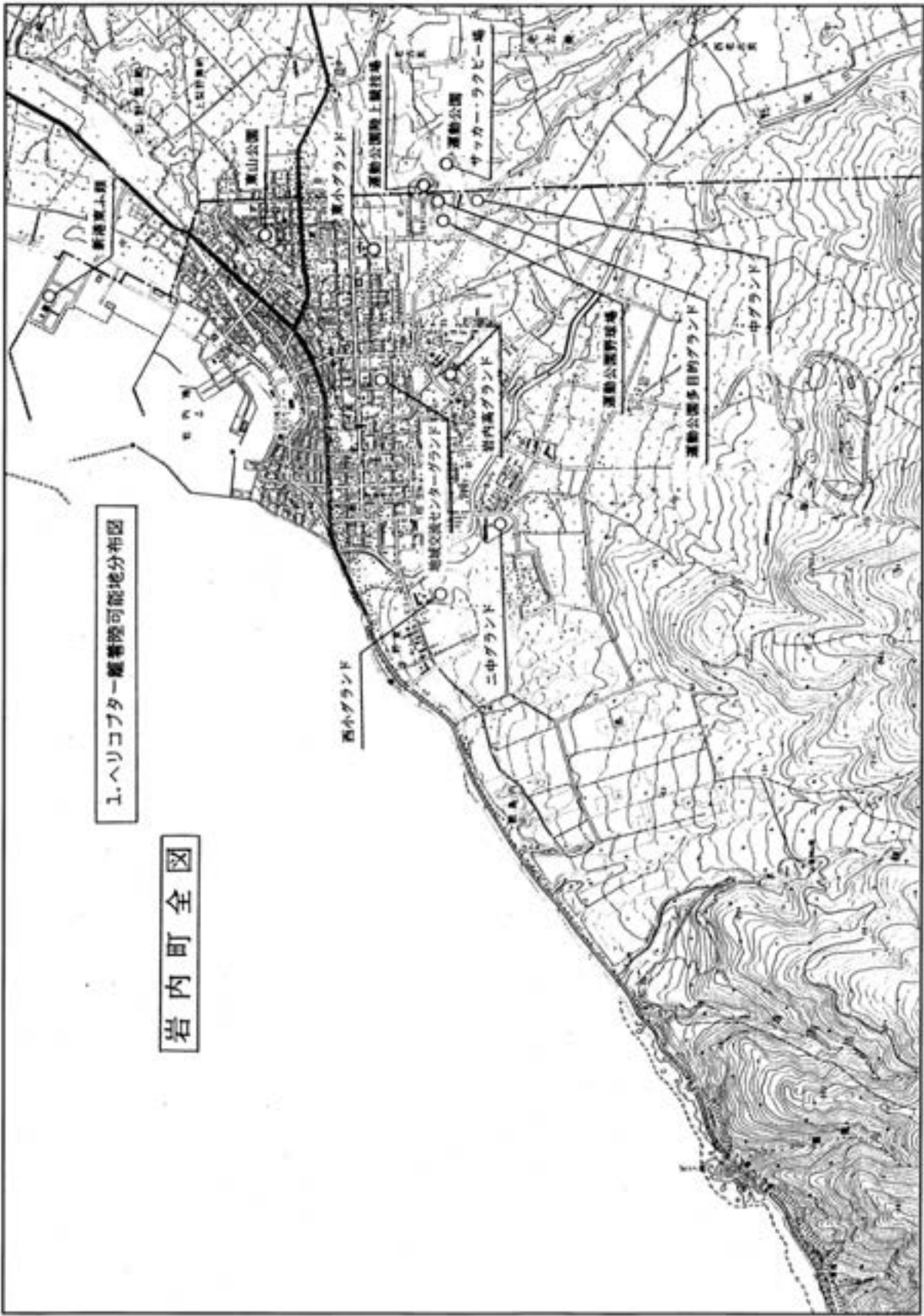
定係港	所在地		艦艇名	艦種	主要項目					接岸距離
					トン数 (トン)	長さ (メートル)	速力 (ノット)	収容人員 (名)	所要時間 (h)	
大湊	青森県むつ市 大湊町4-1	第7護衛隊	ゆうだち	護衛艦DD	4,550	151	30	600	7~10	沖合800m (水深15m 以深)
			まきなみ		4,650	151	30	600		
			すずなみ					600		
			しらぬい		5,050	151	30	600		
		第15護衛隊	はまざり	3,550	137	30	600			
			おおよど	2,000	109	27	400			
			ちくま				400			
			ゆうべつ	護衛艦 FFM	3,900	133	30	—		
総監直轄	すおう	多用途支援 艦AMS	980	65	15	200	10			
函館	函館市 大町10-3	第45掃海隊	いずしま	掃海艇 MSC	510	54	14	70	20	漁港に 接岸可能
			えのしま		570	60	14	100		
余市	余市郡 余市町港町	第1ミサイル艇隊	わかたか	200t ミサイル艇 PG	200	50	44	34	1	状況により 接岸可能
			くまたか					34		
合計			13					4,238		

資料 2-8-6 ヘリポート及び航空輸送に関する資料





共和町全図
1. ヘリコプター離着陸可能地分布図



岩内町全図

1.ヘリコプター離着陸可能地分布図

2. ヘリポート適地

令和7年12月31日現在

町村名	位置		施設名	所在地	著名地点からの方向及び距離	地積(×m)	施設管理者及び電話番号
	方位	距離番号					
泊村	東南東	2	旧堀株小学校グラウンド	泊村大字堀株村35-1	堀株地区集会所隣接	30m×60m	泊村役場 75-2021
	北北西	2	泊村山村広場	〃 茅沼村字南坂の上	泊中学校隣接	80m×120m	泊村教育委員会 75-2311
	北北西	3	泊村公民館	〃 茅沼村172-7	泊村公民館隣接	64m×16m	泊村教育委員会 75-3258
	北北西	8	泊小学校グラウンド	〃 盃村134-1	泊小学校隣接	80m×120m	泊村教育委員会 75-2311
	小計			4ヶ所			
共和町	東	3	北電野球場	共和町宮丘91-17	北海道原子力環境センターから北北東へ600m	90m×80m	北電泊発電所総務課 75-3331
	東	3	宮丘地区ヘリコプター離着陸スペース	〃 211-1	北海道原子力環境センターから北北東へ800m	20m×20m	〃
	東	3	町営採草地	〃 184-16	北海道原子力環境センターから北へ500m	90m×100m	共和町役場 73-2011
	東南東	4	北辰小学校グラウンド	〃 発足2900	国道229号(大曲)から東へ500m	90m×160m	共和町教育委員会 73-2011
	南南東	7	西陵小学校グラウンド	〃 梨野舞納42-3	共和町役場から西へ5.9km	90m×120m	〃
	南東	10	共和町野球場	〃 南幌似37-2	共和町役場から北へ0.5km	120m×100m	〃
	南東	11	北海道原子力防災センター駐車場	〃 南幌似141-1	共和町役場から南へ0.6km	45m×53m	北海道原子力防災センター 71-2880
	南東	12	共和中学校グラウンド	〃 幌似2119	共和町役場から南東へ1.1km	260m×100m	共和町教育委員会 73-2011
	東南東	13	東陽小学校グラウンド	〃 国富20-2	共和町役場から東へ2.5km	100m×100m	〃
	小計			9ヶ所			
岩内町	南	6	新港東埠頭	岩内町字大浜476	岩内町役場から北北東へ2.7km	137m×77m	岩内町役場 62-1011
	〃	7	東小学校グラウンド	〃 東山130	岩内町役場から東へ1km	110m×110m	岩内町教育委員会 67-7099
	〃	7	旧地域交流センターグラウンド	〃 高台203	岩内町役場から東へ0.1km	110m×110m	岩内町役場 62-1011
	〃	7	西小学校グラウンド	〃 野東172-1	岩内町役場から西南西へ1.4km	170m×170m	岩内町教育委員会 67-7099
	〃	7	東山公園	〃 東山9	岩内町役場から東北東へ1.2km	120m×120m	岩内町役場 62-1011
	〃	8	第一中学校グラウンド	〃 宮園313-20	岩内町役場から東南東へ1.5km	150m×150m	岩内町教育委員会 67-7099
	〃	8	第二中学校グラウンド	〃 野東41	岩内町役場から南西へ1.4km	150m×150m	〃
	〃	8	岩内高等学校グラウンド	〃 宮園243-1	岩内町役場から南東へ0.4km	170m×170m	岩内高等学校 62-1445
	〃	8	運動公園野球場	〃 宮園313	岩内町役場から東南東へ1.3km	120m×91m	岩内町役場 62-1011
	〃	8	〃 陸上競技場	〃	岩内町役場から東南東へ1.4km	160m×160m	〃
	〃	8	〃 多目的グラウンド	〃	岩内町役場から東南東へ1.4km	80m×50m	〃
	〃	8	〃 サッカー・ラグビー場	共和町老古美	岩内町役場から東南東へ1.5km	70m×110m	〃
	小計			12ヶ所			
神恵内村	北北西	14	神恵内村総合グラウンド	神恵内村大字神恵内村	神恵内小学校裏 北北西30m	117m×84m	神恵内村教育委員会 76-5011
	北西	23	珊内防災広場	神恵内村大字珊内村	神恵内村日本郷土玩具館裏	50m×40m	神恵内村教育委員会 76-5011
	小計			2ヶ所			
合計			27ヶ所				

3. ヘリコプター機数、運航所要時間

令和7年4月1日現在

所 属	所 在 地	機 種		機数	搭乗定員	所要時間(距離/巡航速度)		備 考
		形 式	定員			距 離 (km)	時 間 (分)	
北海道警察	札幌市東区栄町 (札幌飛行場内)	AW139	17	2	34	丘珠→泊 約68	約 20	巡航230km/h
		A109E	8	1	8	丘珠→泊 約68	約 20	巡航260km/h
		EC135P1	8	1	8	丘珠→泊 約68	約 20	巡航230Km/h
		B412EP	15	1	15	丘珠→泊 約68	約 20	巡航213Km/h
	帯広市泉町 (帯広空港内)	上記より1機を交代配備				帯広→泊 約220	約 60	
北海道	札幌市東区栄町 9 6 4 番地	AS365N3	14	1	14	丘珠→泊 約68	夏期:18 冬期:22	夏期:巡航230Km/h 冬期:巡航185Km/h
		B-412EP	15	1	15	丘珠→泊 約68	約 20	巡航204Km/h
陸上自衛隊	札幌市東区丘珠 丘珠駐屯地	UH-1J	11	12	132	丘珠→泊 約68	約 22	巡航185Km/h
	旭川市春光町 旭川駐屯地	UH-1J	11	4	44	旭川→泊 約175	約 57	巡航185Km/h
	帯広市南町7 帯広駐屯地	UH-1J	11	4	44	帯広→泊 約220	約 72	巡航185Km/h
海上自衛隊	青森県むつ市 大字城ヶ沢字早崎2 (大湊航空基地)	SH-60K	3	7	21	大湊→泊 約300	約 90	巡航220Km/h
航空自衛隊	千歳市平和 千歳基地	UH-60J	14	3	42	千歳→泊 約110	約 30	巡航220Km/h
	青森県三沢市後久保 三沢基地	CH-47	58	2	116	三沢→泊 約270	約 80	巡航250Km/h
海上保安庁	函館市 函館航空基地	S-76D	14	2	28	函館→泊 約144	約 40	巡航260km/h
	巡視船つがる(函館)	S-76D	14	1	14	函館→泊 約144	約 40	巡航260km/h
	釧路市 釧路航空基地	S-76D	14	1	14	釧路→泊 約300	約 72	巡航260km/h
		S-76C	14	2	28	釧路→泊 約300	約 72	巡航260km/h
	巡視船そうや(釧路)	S-76C	14	1	14	釧路→泊 約300	約 72	巡航260km/h
北海道 開発局	札幌市東区丘珠町	B-412EPI	11	1	11	丘珠→泊 約68	約 24	巡航170Km/h
合 計				47	602			

(注) 定員は、パイロット、整備士等を含む搭乗定員である。

資料 2-8-7 報道機関及び広報施設等に関する資料

1. 主な報道機関一覧

令和7年4月1日現在 道広報広聴課調べ

報道機関名	所在地	電話番号 (代表)	FAX番号	夜間連絡先 (報道)
北海道新聞社	060-8711 札幌市中央区大通東4丁目1	011-221-2111	011-210-5592	011-210-5590
朝日新聞北海道支社	060-8602 札幌市中央区北1条西1丁目6 さっぽろ創世スクエア9階	011-281-2131	011-221-5824	011-222-1601
毎日新聞北海道支社	060-8643 札幌市中央区北4条西6丁目1	0570-064-988	011-222-1049	011-231-3085
読売新聞北海道支社	060-8656 札幌市中央区北4条西4丁目1-8	011-242-3111	011-222-0490	011-231-1775
日本経済新聞社札幌支社	060-8621 札幌市中央区北1条西6丁目1-2 アーバンネット札幌ビル2階	011-281-3211	011-281-0656	011-281-3212
産経新聞社札幌支局	060-0004 札幌市中央区北4条西4丁目1-7 MMS札幌駅前ビル1階	011-241-0360	011-241-0361	011-241-0360
共同通信社札幌支社	060-0041 札幌市中央区大通東4丁目1 北海道新聞社ビル7F	011-231-0848	011-221-8898	011-231-0825
時事通信社札幌支社	060-0041 札幌市中央区大通東4丁目1 北海道新聞社ビル6F	011-241-2801	011-241-2862	011-221-5342
日本放送協会札幌放送局(NHK)	060-8703 札幌市中央区北1条西9丁目1-5	011-232-4001	011-232-5190	011-221-5097
北海道放送(HBC)	060-8501 札幌市中央区北1条西5丁目	011-232-5800	011-221-6807	011-232-5876
札幌テレビ放送(STV)	060-8705 札幌市中央区北1条西8丁目1番地1	011-241-1181	011-271-1535	011-272-8295
北海道テレビ放送(HTB)	060-8406 札幌市中央区北1条西1丁目6番地	011-233-6000	011-233-6008	011-205-7676
北海道文化放送(uhb)	060-8527 札幌市中央区北1条西14丁目1-5	011-214-5200	011-272-5506	011-214-5321
テレビ北海道(TVh)	060-8517 札幌市中央区大通東6丁目12番地4	011-232-1117	011-232-7173	011-232-7160

2. 広報施設等の状況

令和7年12月31日現在

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	放送時間	放送区域	屋外子局設置台数	設置台数	地区世帯数(世帯)
	方位	距離								
泊村	北北西	4	泊村有線放送施設	泊村大字茅沼村字白別191-7	0135-75-2021	随時	全村	18	880	823
共和町	南東	11	共和町防災行政無線	共和町南幌似38-2	0135-67-8796	随時	全町	21	2,900	2,803
岩内町	南	7	岩内町防災行政無線	岩内町字高台134番地1	0135-62-1011	随時	全町	5	7,431	6,296
神恵内村	北北西	14	神恵内村情報通信基盤施設	神恵内村大字神恵内村81番地20	0135-76-5011	随時	全村	6	577	447

資料 2-8-8

避難者収容施設に関する資料

1. 避難・退避所として利用できる施設の状況

令和7年12月31日現在

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	防災計画に指定の有無	構造	収容可能人員(人)	備考
	方位	距離番号							
泊村	東南東	2	堀株地区集会所	泊村大字堀株35-1	75-2717	有	鉄筋コンクリート	172	
	北北西	2	渋井地区集会所	堀株字渋井132	75-2733	〃	鉄筋コンクリート	103	
	〃	2	とまり保育所	茅沼村6-2	75-2330	〃	鉄筋コンクリート造	253	
	〃	2	泊中学校	茅沼村字南坂の上6-3	75-2203	〃	鉄筋コンクリート鉄骨造	1,900	
	北	3	泊村総合福祉センター	茅沼村500-2	65-2277	〃	鉄筋コンクリート鉄骨造	620	
	〃	3	泊村養護老人ホームむつみ荘	茅沼村711-3	65-2255	〃	鉄筋コンクリート	103	定員30名
	〃	3	泊村特別養護老人ホームむつみ荘	茅沼村711-3	65-2255	〃	〃	84	定員60名
	北北西	3	茅沼地区集会所	茅沼村672-2	75-2004	〃	〃	221	
	〃	3	泊村公民館	茅沼村172-7	75-3258	〃	〃	511	
	〃	4	白別地区集会所	茅沼村字白別196-5	75-2351	〃	〃	144	
	〃	4	泊村アイスセンター	泊村1	65-2578	〃	鉄筋コンクリート鉄骨造	592	
	〃	4	泊地区集会所	泊村47-4	75-4150	〃	鉄筋コンクリート	344	
	〃	5	照岸・糸泊地区集会所	泊村81-7	75-3758	〃	鉄筋コンクリート	143	
	〃	8	泊小学校	盃村134-1	75-2003	〃	鉄筋コンクリート造	760	
	〃	9	盃地区集会所	興志内村1-2	75-2302	〃	鉄筋コンクリート	154	
			小計	15施設				6,104	
共和町	東	3	ほくでん体育館	共和町宮丘184-34	74-3403	有	鉄筋コンクリート造	778	
	〃	3	共和町農村環境改善センター	宮丘184-11	74-3925	無	鉄骨造	303	
	東南東	4	北辰小学校	発足2900	74-3324	有	校舎：鉄筋コンクリート造 屋体：鉄骨造	1,035	
	東	4	宮丘地区寿の家	宮丘423-7	74-3856	〃	木造	137	
	〃	5	聖賢寺	宮丘761-1	74-3905	無	木造	200	
	南東	5	梨野舞納地区住民センター	梨野舞納330-1	74-3855	〃	木造	151	
	〃	5	梨野舞納体育館	梨野舞納330-1	なし	〃	鉄骨造	235	
	〃	5	はまなす幼児センター	梨野舞納330-1	74-3900	有	鉄骨造平屋建 ALC版張	351	
	東南東	5	発足コミュニティーセンター	発足18	なし	〃	木造	70	
東南東	6	発足克雪管理センター	発足14-8	74-3001	有	鉄骨造2階建	127		

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	防災計画に指定の有無	構造	収容可能人員(人)	備考
	方位	距離番号							
共和町	東南東	6	J A きょうわ 発足支所	共和町発足190	74-3011	有	鉄筋コンクリート造	91	
	東	6	専念寺	" 発足8-2	74-3739	"	木造	200	
	南南東	7	憩いの家	" 梨野舞納54-61	62-6463	無	木造	100	
	"	7	西部住民センター	" 梨野舞納47-3	62-8932	有	鉄筋コンクリート造	157	
	"	7	西陵小学校	" 梨野舞納42-3	62-5675	"	校舎：鉄筋コンクリート造 屋体：鉄骨造	1,044	
	東	7	リ3会館	" 発足90-402	なし	"	木造	30	
	南東	8	大谷地コミュニティセンター	" 前田111-5	73-2880	無	木造	71	
	"	8	前田地区寿の家	" 前田11-94	73-2872	"	木造	190	
	"	8	中央幼児センター	" 前田11-15	73-2116	有	鉄骨造平屋建 A L C 版張	525	
	"	8	J A きょうわ 本所	" 前田167	73-2121	"	鉄筋コンクリート造	201	
	"	9	鳳翔寺	" 前田97	73-2812	無	木造	200	
	南南東	9	晃円寺	" 老古美22-2	62-2061	"	木造	150	
	南東	10	明善寺	" 南幌似83-3	73-2554	無	木造	150	
	"	10	孝修寺	" 南幌似6	73-2570	"	木造	200	
	"	10	かかし古里館	" 南幌似103-13	73-2617	"	鉄筋コンクリート造	190	
	"	11	共和町生涯学習センター	" 南幌似37-22	73-2508	有	鉄筋コンクリート造 鉄骨造	1,120	
	"	11	共和町特別養護老人ホーム	" 南幌似57-13	71-2580	"	鉄骨造平屋建 A L C 版張	50	入所者のみ対象
	"	11	共和町保健福祉センター	" 南幌似57-12	73-2292	"	鉄骨造平屋建 A L C 版張	180	
	"	11	西村計雄記念美術館	" 南幌似143-2	71-2525	"	鉄筋コンクリート造 鉄骨造	455	
	"	12	共和中学校	" 幌似2119	73-2333	有	校舎：鉄筋コンクリート造 屋体：鉄骨造	1,718	
	"	13	東陽小学校	" 国富20-2	72-1163	"	校舎：鉄筋コンクリート造 屋体：鉄骨造	1,555	
	"	13	国富地区防災センター	" 国富31-1	なし	"	鉄筋コンクリート造	84	
	"	13	照光寺	" 国富334	72-1476	"	木造	50	
	東南東	15	西隆寺	" 小沢126	72-1863	無	木造	200	
	"	16	小沢地区住民センター	" 小沢95-256	72-1833	有	平屋建 A L C 版張	140	
	"	16	小沢体育館	" 小沢95-30	72-1864	有	鉄骨造	363	
"	16	共和町ふれあいセンター	" 小沢95-30	72-1862	無	鉄骨造平屋建 A L C 版張	103		
"	16	共和町いきいきセンター	" 小沢95-30	72-1101	"	鉄骨造平屋建 A L C 版張	263		
			小計	38施設				13,167	

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	防災計画に指定の有無	構造	収容可能人員(人)	備考	
	方位	距離番号								
岩	南	7	岩内地域人材開発センター	岩内町字東山8-16	62-2183	有	鉄筋コンクリート造	695		
	"	7	いわない東保育所	" 字東山82-1	62-7555	"	鉄筋コンクリート造 鉄骨造	507		
	"	7	東小学校	" 字東山130	62-0246	"	鉄筋コンクリート造 鉄骨造	2,687		
	"	7	本弘寺	" 字東山11-3	62-0435	無	木造	284		
	"	7	願誠寺・高田幼稚園	" 字栄136	62-1241	"	木造	732		
	"	7	働く婦人の家	" 字高台6	62-7462	"	鉄筋コンクリート造 鉄骨造	318		
	"	7	岩内町保健センター	" 字高台134-1	67-7086	"	鉄筋コンクリート造 鉄骨造	160		
	"	7	光照寺	" 字高台131	62-0137	無	木造	432		
	"	7	蓮華寺	" 字高台13-1	62-0265	"	木造	151		
	"	7	全修寺	" 字高台25	62-0166	"	木造	660		
	"	7	帰厚院	" 字高台143	62-0123	"	木造	290		
	"	7	老人福祉センター	" 字清住166	62-3328	有	鉄筋コンクリート造	572		
	"	7	いわない西保育所	" 字相生12-13	62-1162	"	鉄筋コンクリート造	379		
	"	7	智恵光寺	" 字清住229	62-1379	無	木造	411		
	"	7	北海道岩内高等学校	" 字宮園43-1	62-1445	有	鉄筋コンクリート造 鉄骨造	3,914		
	"	7	岩内神社	" 字宮園41	62-0143	無	木造	290		
	"	7	西小学校	" 字野東172-1	62-0263	有	鉄筋コンクリート造 鉄骨造	3,584		
	内	"	7	岩内厚生園	" 字宮園1-2	62-0729	"	鉄筋コンクリート造	55	
		"	7	七福神恵比寿館	" 字栄7-3	62-2200	"	鉄筋コンクリート造	56	
"		8	第一中学校	" 字宮園313-20	62-0333	"	鉄筋コンクリート造 鉄骨造	2,715		
"		8	第二中学校	" 字野東41	62-0289	"	鉄筋コンクリート造 鉄骨造	3,421		
"		8	デイサービスセンター	" 字野東69-35	61-2046	"	鉄筋コンクリート造	213		
"		8	コミュニティホーム岩内	" 字野東69-26	62-3800	"	鉄筋コンクリート造	150		
"		10	いわない高原ホテル	" 字野東505	62-5101	"	鉄筋コンクリート造 鉄骨造	1,124		
"		10	岩内あけぼの学園	" 字野東210	62-9701	"	鉄筋コンクリート造	100		
			小計	25施設				23,900		
町										

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	防災計画に指定の有無	構造	収容可能人員(人)	備考
	方位	距離番号							
神 恵 内 村	北北西	14	神 恵 内 保 育 所	神恵内村大字神恵内村字横澗20-4	76-5070	無	鉄筋コンクリート造2階建	338	
	"	14	漁 村 セ ン タ ー	" 大字神恵内村65-1	76-5672	有	鉄筋コンクリート造2階建	693	
	"	14	神 恵 内 小 学 校	" 大字神恵内村字横澗154	76-5206	無	鉄筋コンクリート造2階建	815	
	"	14	神 恵 内 中 学 校	" 大字神恵内村字横澗11-7	76-5301	有	鉄筋コンクリート造3階建	831	
	北 西	17	赤 石 集 会 所	" 大字赤石村23-1	76-5621	"	鉄筋コンクリート造2階建	229	
	"	23	珊 内 集 会 所	" 大字珊内村52-27	77-6248	"	鉄筋コンクリート造平屋建	127	
	"	26	川 白 ふ れ あ い セ ン タ ー	" 大字珊内村川白	77-6044	"	鉄筋コンクリート造3階建	189	
			小 計	7 施 設				3,222	
			合 計	85 施 設				46,393	

2. 泊発電所周辺のコクリート建物設置状況

令和7年12月31日現在

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	普通教室（部屋等）			給食設備の有無
	方位	距離番号				数	面積(m ²)	収容可能人員(人)	
泊村	東南東	2	堀株地区集会所	泊村大字堀株村35-1	75-2717	6	276	250	有
	北北西	2	渋井地区集会所	堀株字渋井132	75-2733	4	165	150	〃
	〃	2	とまり保育所	茅沼村6-2	75-2330	8	405	368	〃
	〃	2	泊中学校	茅沼村字南坂の上6-3	75-2203	11	3,041	2,764	〃
	北	3	泊村総合福祉センター	茅沼村500-2	65-2277	18	992	901	〃
	〃	3	泊村養護老人ホームむつみ荘	茅沼村711-3	65-2255	40	600	103	〃
	〃	3	泊村特別養護老人ホームむつみ荘	茅沼村711-3	65-2255	60	900	84	〃
	北北西	3	茅沼地区集会所	茅沼村672-2	75-2004	5	355	322	〃
	〃	3	泊村公民館	茅沼村172-7	75-3258	6	819	744	〃
	〃	4	白別地区集会所	茅沼村字白別196-5	75-2351	5	231	210	〃
	〃	4	泊村アイスセンター	泊村1	65-2578	16	948	861	無
	〃	4	泊地区集会所	泊村47-4	75-4150	5	551	500	有
	〃	5	照岸・糸泊地区集会所	泊村81-7	75-3758	6	229	208	〃
	〃	8	泊小学校	盃村134-1	75-2003	20	1,217	1,106	無
	計			15施設			215	10,976	8,795
共和町	東	3	ほくでん体育館	共和町宮丘184-34	74-3403	2	1,284	1,167	有
	東南東	4	北辰小学校	発足2900	74-3324	16	1,041	946	有
	〃	6	J A きょうわ発足支所	発足190	74-3011	1	151	137	有
	南南東	7	西部住民センター	梨野舞納47-3	62-8932	4	260	236	有
	〃	7	西陵小学校	梨野舞納42-3	62-5675	16	1,056	960	有
	南東	8	J A きょうわ本所	前田167	73-2121	2	332	301	有
	〃	10	かかし古里館	南幌似103-13	73-2617	3	314	286	有
	〃	11	共和町生涯学習センター	南幌似37-22	73-2508	12	1,743	1,585	有
	〃	11	西村計雄記念美術館	南幌似143-2	71-2525	7	751	682	無
	南東	12	共和中学校	幌似2119	73-2333	30	2,116	1,923	有
	東南東	13	東陽小学校	国富20-2	72-1163	26	1,736	1,578	有
	南東	13	国富地区防災センター	国富31-1	72-1860	3	272	84	無
計			12施設			122	11,056	9,885	

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	普通教室（部屋等）			給食設備の有無
	方位	距離番号				数	面積(m ²)	収容可能人員(人)	
岩内町	南	7	岩内地域人材開発センター	岩内町字東山8-16	62-2183	4	221	200	無
	"	7	いわない東保育所	" 字東山82-1	62-7555	14	838	761	有
	"	7	東小学校	" 字東山130	62-0246	36	2,186	1,987	"
	"	7	働く婦人の家	" 字高台6	62-7462	8	350	318	有
	"	7	岩内町保健センター	" 字高台134-1	67-7086	6	806	160	"
	"	7	北海道岩内高等学校	" 字宮園43-1	62-1445	51	3,096	2,814	"
	"	7	老人福祉センター	" 字清住166	62-3328	13	630	572	"
	"	7	いわない西保育所	" 字相生12-13	62-1162	7	417	379	"
	"	7	西小学校	" 字野束172-1	62-0263	43	2,969	2,699	"
	"	7	岩内厚生園	" 字宮園1-2	62-0729	21	326	55	"
	"	7	七福神恵比寿館	" 字栄7-3	62-2200	56	962	56	"
	"	8	第一中学校	" 字宮園313-20	62-0333	40	2,181	1,982	"
	"	8	第二中学校	" 字野束41	62-0289	45	2,769	2,517	"
	"	8	デイサービスセンター	" 字野束69-35	61-2046	5	235	213	"
	"	8	コミュニティホーム岩内	" 字野束69-26	62-3800	100	1,344	150	"
	"	10	いわない高原ホテル	" 字野束505	62-5101	41	1,237	1,124	"
	"	10	岩内あけぼの学園	" 字野束210	62-9701	48	457	100	"
	計		17 施設			538	21,024	16,087	
神恵内村	北北西	14	神恵内保育所	神恵内村大字神恵内村字横澗20-4	76-5070	4	121	110	無
	"	14	漁村センター	" 大字神恵内村65-1	76-5672	6	763	693	有
	"	14	神恵内小学校	" 大字神恵内村字横澗154	76-5206	20	897	815	"
	"	14	神恵内中学校	" 大字神恵内村字横澗11-7	76-5301	18	915	831	"
	北西	17	赤石集会所	" 大字赤石村23-1	76-5621	5	252	229	"
	"	23	珊内集会所	" 大字珊内村52-27	77-6248	3	140	127	"
	"	26	川白ふれあいセンター	" 大字珊内村川白	77-6044	4	208	189	"
	計		7 施設			60	3,296	2,994	
	合計		51 施設			935	46,352	37,761	

資料 2-8-9

医療施設等に関する資料

1. 町村別医療機関の状況

令和7年4月1日現在 道地域医療課調べ

町村名	病 院							一般診療所 (歯科除く)				総 数	
	施設数	許 可 病 床 数						施 設 数			許 可 施設数	許 可 病床数	
		一般	療養	精神	結核	感染	計	有床	無床	計			病床数
泊 村									1	1		1	
共 和 町									3	3		3	
岩 内 町	1	96	76				172	3	6	9	57	10	229
神恵内村									1	1		1	

2. 医療機関

(1) 病 院

令和7年4月1日現在 道地域医療課調べ

病 院 名	開 設 者	所在地	電話番号	許 可 病 床 数						診 療 科 名	備 考 (診療日・診療時間等)	
				一般	療養	精神	結核	伝染	計			
社会福祉法人 北海道社会事業協会 岩内病院	社会福祉法人 北海道社会 事業協会	岩内町字 高台 209-2	0135- 62-1021	96	76					172	内科・循環器内科・ 消化器内科・消化 器外科・呼吸器外 科・胸部外科・血 管外科・乳腺外科・ 肛門外科・外科・ 整形外科・小児科・ 眼科・神経精神科 リハビリテーション科	月～金 8:45～17:05 ※診療日、診療時間は、 診療科目ごとに異なる

(2) 診療所・医院

令和7年4月1日現在 道地域医療課調べ

町 村 名	診 療 所 名	開 設 者	所在地	電話番号	許 可 病 床 数						診 療 科 名	備 考 (診療日・診療時間等)
					一般	療養	精神	結核	伝染	計		
泊 村	村立茅沼診療所	泊 村	泊村大字 茅沼村 711-3	0135- 75-3651							内科・循環器科 呼吸器科・外科	月、火、水、金 9:00～17:00 (月、水 12:00～15:00除く) 木 9:00～16:00
共 和 町	小 沢 診 療 所	共 和 町	共和町 小沢95- 256	0135- 72-1160							内科・小児科	月～金 9:00～12:00
	発 足 診 療 所	"	共和町 発足14	0135- 74-3009							内科・小児科	月～金 14:00～16:00
	前 田 診 療 所	"	共和町 前田11-16	0135- 73-2211							内科・小児科	火、木、金 9:00～17:00 月、水 9:00～12:00
岩 内 町	医療法人社団 大井医院	医療法人社団 大井医院	岩内町 清住100	0135- 62-0986							内科	月～金 9:00～17:00
	医療法人社団 北内科クリニック	医療法人社団 北内科 クリニック	岩内町 高台2-1	0135- 62-1457	19					19	内科 胃腸科 放射線科	月～金 8:30～17:30 土 8:30～12:00
	医療法人社団 千葉外科医院	医療法人社団 千葉外科医院	岩内町 高台191- 2	0135- 62-0981							外科・整形外科 内科・皮膚科 泌尿器科・肛門科 形成外科	月・火・木・金 9:00～17:00 水・土 9:00～12:00
	医療法人社団 前田医院	医療法人社団 前田医院	岩内町 万代5-5	0135- 62-1293							内科 小児科 耳鼻咽喉科	月・火・木・金 9:00～17:30 (11:30～14:30除く) 水・土 9:00～11:30

町村名	診療所名	開設者	所在地	電話番号	許可病床数						診療科名	備考 (診療日・診療時間等)
					一般	療養	精神	結核	伝染	計		
岩内町	医療法人社団 小林整形外科医院	医療法人社団 小林整形外科医院	岩内町 東山25-18	0135-62-3451	9	10				19	整形外科 リハビリテーション科	月～金 8:30～17:00 ※水 診療は午前中まで 午後からリハビリのみ 土 8:30～12:00
	医療法人社団 いわない眼科クリニック	医療法人社団 いわない眼科クリニック	岩内町 大浜16-18	0135-61-4101							眼科	月、火、木、金 8:30～17:30 水 8:30～12:00 土 8:30～13:00
	医療法人社団 石山内科循環器科クリニック	医療法人社団 石山内科循環器科クリニック	岩内町 宮園8-1	0135-62-3223							内科 循環器科	月・火・木・金 8:30～17:30 水・土 8:30～12:30
	医療法人 岩内大浜医院	医療法人 岩内大浜医院	岩内町 大浜6-1	0135-61-2081	19					19	内科	月・水・金 9:00～19:00 火・木 9:00～17:15 (12:00～16:00除く)
	万代クリニック	高山 茂	岩内町 万代36-8	0135-61-2133							内科	月・火・木・金 9:00～17:00 水・土 9:00～12:00
神恵内村	神恵内村立 神恵内診療所	神恵内村	神恵内村 大字神恵内村10	0135-76-5226						内科 小児科 消化器内科	月～木 9:00～12:00	

3. 道総合振興局 保健行政室・地域保健室（保健所）所在地一覧

令和7年4月1日現在 道地域医療課調べ

保健行政室・地域保健室(保健所)名	所在地	電話番号
後志総合振興局保健環境部	虻田郡倶知安町北1条東2丁目(後志合同庁舎内)	
岩内地域保健室(岩内保健所)	岩内郡岩内町字清住252-1	0135-62-1537
保健行政室(倶知安保健所)	虻田郡倶知安町北1条東2丁目(後志合同庁舎内)	0136-23-1914
保健行政室余市地域保健支所 (倶知安保健所余市支所)	余市郡余市町朝日町12番地	0135-23-3104
胆振総合振興局保健環境部	室蘭市海岸町1丁目4番1号(胆振合同庁舎内)	
保健行政室(室蘭保健所)	室蘭市海岸町1丁目4番1号(胆振合同庁舎内)	0143-24-9833
苫小牧地域保健室(苫小牧保健所)	苫小牧市若草町2丁目2番21号	0144-34-4168

資料 2-8-10

保育所、幼稚園、学校、老人福祉施設等に関する資料

1. 保育所

令和7年12月31日現在

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	入所者数	備考
	方位	距離番号						
泊村	北北西	2	泊 保 育 所	泊村大字茅沼村6-2	75-2330	鉄筋コンクリート造	38	
共和町	南 東	8	共和中央保育所	共和町前田11-15	73-2116	鉄 骨 造	83	中央幼児センター
	"	5	共和町立へき地保育所	" 梨野舞納330-1	74-3900	"	36	はまなす幼児センター
岩内町	南	6	いわない東保育所	岩内町字東山82-1	62-7555	鉄 骨・鉄 筋 コンクリート造	80	
	"	7	いわない西保育所	" 相生12-13	62-1162	"	35	
神恵内村	北北西	15	神 恵 内 保 育 所	神恵内村大字神恵内村字横潤20-4	76-5070	鉄筋コンクリート	12	

2. 幼稚園

令和7年12月31日現在

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	入所者数	備考
	方位	距離番号						
共和町	南 東	8	共和町立南幼稚園	共和町前田11-15	73-2116	鉄 骨 造	7	中央幼児センター
	"	5	共和町立北幼稚園	" 梨野舞納330-1	74-3900	"	14	はまなす幼児センター
岩内町	南	7	高 田 幼 稚 園	岩内町字栄136	61-2288	木 造	22	
	"	7	岩 内 幼 稚 園	" 高台180	62-1666	木 鉄 骨 造	44	

3. 学 校

令和7年12月31日現在

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	生徒数	備考
	方位	距離番号						
泊村	北北西	2	泊 中 学 校	泊村大字茅沼村字南坂の上6-3	75-2203	鉄筋コンクリート	22	
	"	8	泊 小 学 校	" 盃村134-1	75-2003	"	52	
共和町	東南東	13	東 陽 小 学 校	共和町国富20-2	72-1163	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造	90	
	"	4	北 辰 小 学 校	" 発足2900	74-3324	"	58	
	南南東	7	西 陵 小 学 校	" 梨野舞納42-3	62-5675	"	62	
	南 東	12	共 和 中 学 校	" 幌似2119	73-2333	"	123	

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	生徒数	備考
	方位	距離番号						
岩内町	南	7	東小学校	岩内町字東山130	62-0246	鉄筋コンクリート	214	
	"	7	西小学校	" 野東172-1	62-0263	"	151	
	"	7	北海道岩内高等学校	" 宮園43-1	62-1445	"	185	
	"	8	第一中学校	" 宮園313-20	62-0333	"	143	
	"	8	第二中学校	" 野東41	62-0289	"	108	
神恵内村	北北西	15	神恵内小学校	神恵内村大字神恵内村字横澗154	76-5206	鉄筋コンクリート	21	
	"	15	神恵内中学校	" 大字神恵内村字横澗11-7	76-5301	"	13	

4. 老人福祉施設

令和7年12月31日現在

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	入所者数	備考
	方位	距離番号						
泊村	北	3	泊村養護老人ホームむつみ荘	泊村大字茅沼村711-3	65-2255	鉄筋コンクリート	30 (30)	
	"	3	泊村特別養護老人ホームむつみ荘	" 茅沼村711-3	65-2255	"	36 (60)	
共和町	東南東	16	共和町いきいきセンター	共和町小沢95-30	72-1101	鉄骨造		居住棟 9人 デイサービス 18人 (1日利用人員)
	南東	11	共和町特別養護老人ホームみのりの里共和	共和町南幌似57番地13	71-2580	鉄骨造	50 (50)	ショートステイ 3床
	南東	8	グループホーム 和みの郷 ケアサポート共和	共和町前田11番地15	67-7682	木造平屋建	18 (18)	
岩内町	南	8	社会福祉法人溪仁会 岩内ふれ愛の郷	岩内町字野東69-4	62-3131	鉄筋コンクリート造	60 (60)	
神恵内村	北北西	14	神恵内村高齢者グループホーム「かもめの家」	神恵内村大字神恵内村10番地	76-5616	鉄筋コンクリート	9 (9)	
	北北西	14	神恵内村老人福祉寮「生き生きホーム998」	" 大字神恵内村字大川26番地28	76-5858	鉄筋コンクリート	5 (7)	
	北北西	14	神恵内村高齢者共同生活支援施設「友遊館」	" 大字神恵内村字ツボ石45番地	76-5822	鉄筋コンクリート2階建	15 (27)	

※ () は入所定員

5. 介護老人保健施設

令和7年12月31日現在

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	入所者数	備考
	方位	距離番号						
岩内町	南	8	コミュニティホーム岩内	岩内町字野東69-26	62-3800	鉄筋コンクリート造	91 (100)	
神恵内村	北北西	14	神恵内ハイツ998	神恵内村大字神恵内村字大川116-1	76-5998	鉄筋コンクリート	81 (86)	

※ () は入所定員

6. 特定施設

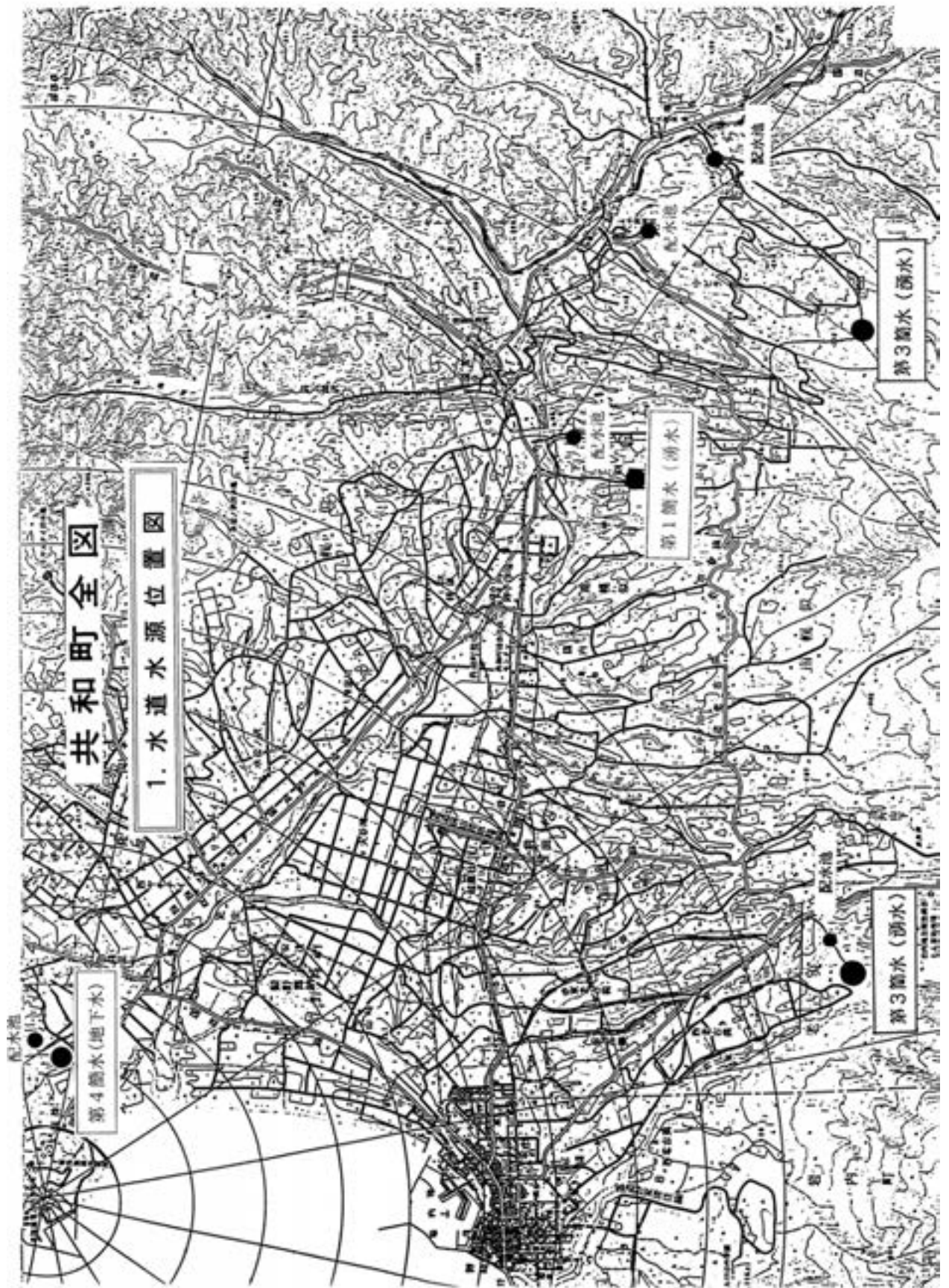
令和7年12月31日現在

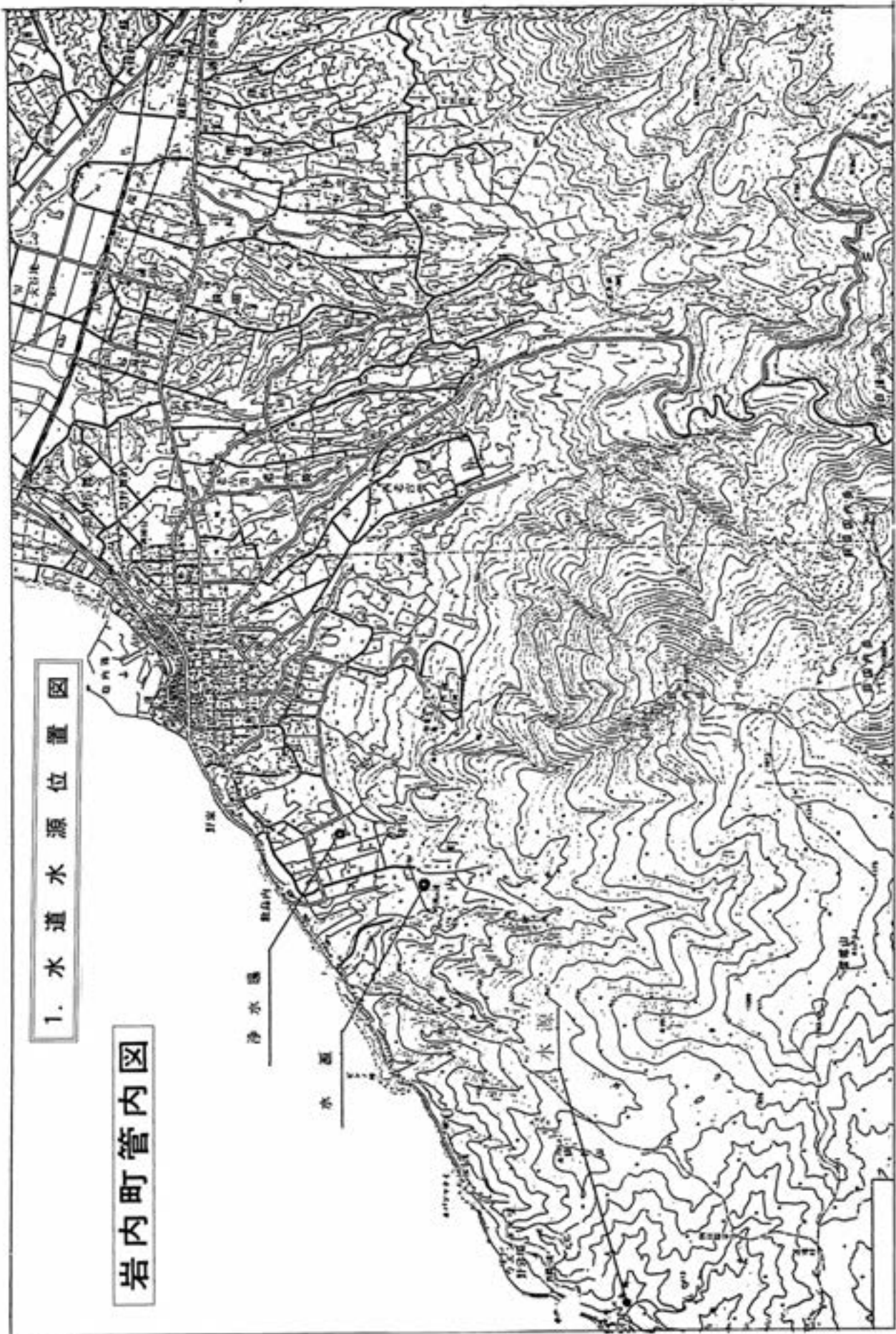
町村名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	入所者数	備考
	方位	距離番号						
岩内町	南	7	七福神恵比寿館	岩内町字栄7-3	62-2200	鉄筋コンクリート造	51 (53)	

※ () は入所定員

資料 2-8-11 飲料水及び農林水産物に関する資料









2. 給水状況

令和7年12月31日現在

町村名	事業名	取水地点		水源	給水地区名	給水地区内人口(人)	現在給水人口(人)	計画給水人口(人)	年間給水量(mi)	
		方位	距離番号							
泊村	泊村簡易水道	北	7	モヘル川水系モヘル川	表流水	泊・盃地区 茅沼一部	1,398	1,394	1,602	167,900
		北北東	7	玉川水系 玉川支流の一部	〃					
	計			2カ所			1,398	1,394	1,602	167,900
共和町	共和町簡易水道	南東	13	堀株川水系ワクンベツ 二の川支流林川	湧水	国富	424	421	4,870	68,179
		〃	17	堀株川水系中平川支流 アダチ川	〃	ワイス・小沢・前田・南 幌似・幌似・梨野舞納	3,296	3,131		323,607
		南南東	12	野東川水系運上屋川	〃	老古美				
		東	3	共和町宮丘34-1	地下水	宮丘・発足・梨野 舞納	1,401	1,154		125,308
	計			4カ所			5,121	4,706	4,870	517,094
岩内町	岩内町水道事業	南南西	9	幌内川鳴神の滝上流	表流水	岩内町市街一円 (野東・敷島内・ 宮園の一部を 除く)	10,642	9,332	18,430	1,123,634
			15	雷電親子別川上流						
	岩内協会病院専用水道	南	7	岩内町字高台209-2 岩内協会病院敷地内	地下水	岩内協会病院内	1,134	1,134	1,134	11,614
	計			3カ所			11,776	10,466	19,564	1,135,248
神恵内村	神恵内村簡易水道事業 (神恵内・赤石地区)	北北西	14	神恵内村大字赤石村二 の目川	表流水	神恵内・赤石	649	640	1,579	66,037
	神恵内村簡易水道事業 (珊内地区)	北西	23	神恵内村大字珊内村能 蘭沢	〃	珊内	40	40		6,477
	神恵内村簡易水道事業 (川白地区)	〃	26	神恵内村大字珊内村字 川白オネナイ川	〃	川白	51	51		3,152
	計			3カ所			740	731	1,579	75,666

3. 農産物の収穫状況

令和6年

町村名	農産物種類 項目	水 稲	麦 類	豆 類	いも 類	根 菜 類	果 菜 類	葉 菜 類	飼料作物
		共和町	面積(ha)	1,539.7	382.4	324.8	170.9	0.0	333.5
	収量(t)	8,792.0	1,494.0	680.9	3,801.0	0.0	8,160.0	285.0	—
岩内町	面積(ha)	76.0	x	x	x	x	14.0	x	
	収量(t)	296.0	x	x	x	x	9.0	x	
神恵内村	面積(ha)						0		
	収量(t)						0		

8. 養殖漁業の漁獲量

令和6年

町村名	漁協名	養殖魚種	ホタテ貝	さけ・ます	備考
		項目			
泊村	古宇郡漁業協同組合 「泊本所」		海中釣籠	海面養殖	
		経営体数	1	1	
		漁獲量(t)	397.2	11.6	
岩内町	岩内郡漁業協同組合		海中釣籠		
		経営体数	1		
		漁獲量(t)	1.5		
神恵内村	古宇郡漁業協同組合 「神恵内支所」		海中釣籠		
		経営体数	2		
		漁獲量(t)	102.8		

9 水産製品の生産量

令和6年

区分 町村	総数	冷凍品	魚肉調整品	塩蔵品	干製品	調味干製品 くん製品	ねり製品	餌肥料	その他
泊村	0.8			0.8					
岩内町	1.4	0		0.5	0.9	0	0	0	0
神恵内村	0			0					

資料 2-8-12 気象・海象に関する資料

1. 気象、海象観測機器の整備状況

(1) 気象観測機器

地点・項目 機関名		地 点 名	気 象 要 素						
			風 向 速	感雨	降水量	積雪深	温湿度	日射量	放射 量
			連続	連続	連続	連続	連続	連続	連続
北 海 道	ス モ テ ー タ シ ヨ ン グ	茅 沼	○	○	○	○	○		
		発 足	○	○	○	○	○		
		南 幌 似	○	○	○	○	○		
		岩 内	○	○	○	○	○		
		神 恵 内	○	○	○	○	○		
	グ モ ポ ス ト ン	茶 津		○	○	○			
		へ 口 カ ル ウ ス	○	○	○	○			
		堀 株 神 社		○	○	○			
	観 測 局 象	北海道原子力環境センター	○	○	○	○	○	○	
北 海 道 電 力 (株)	ス モ テ ー タ シ ヨ ン グ	発 電 所		○					
		堀 株		○					
		泊		○					
		宮 丘		○					
		高 台	○	○	○				
	観 測 局 象	発 電 所	○		○		○	○	
札 幌 管 区 気 象 台		寿都特別地域気象観測所	○	○	○	○	○		
		共和（アメダス）	○		○	○	○		
		神恵内（アメダス）	○		○		○		

注1 寿都特別地域気象観測所は、2008年10月1日に寿都測候所から移行。

注2 共和（アメダス、設置場所:共和町南幌似）は、2008年11月12日に岩内（アメダス、設置場所:共和町梨野舞納）から移設、名称変更。

注3 神恵内（アメダス）は、2021年10月18日に機器更新、湿度観測開始。

(2) 海象観測機器（固定）

機 関 名	海象要素	地 点 数
北 海 道 電 力 (株)	海 水 温 度	5
	波 高	1

2. 気象観測結果

1. 地点別、月・年別平年値（統計期間 1991年～2020年）

札幌管区気象台調べ

要素		月												年
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
平均気温 (°C)	共和	-3.4	-3.0	0.5	6.3	11.8	16.0	20.1	21.4	17.5	11.2	4.8	-1.1	8.5
	神恵内	-2.3	-1.9	1.4	6.7	11.7	15.7	19.8	21.4	18.3	12.5	5.9	-0.2	9.1
日最高 気温 (°C)	共和	-0.5	0.1	3.8	10.6	16.5	20.5	24.5	25.9	22.5	15.8	8.4	1.8	12.5
	神恵内	0.0	0.5	4.2	10.0	15.6	19.6	23.6	25.4	22.5	16.1	8.8	2.3	12.4
日最低 気温 (°C)	共和	-6.8	-6.7	-3.4	1.7	7.0	11.9	16.4	17.4	12.8	6.6	1.2	-4.2	4.5
	神恵内	-4.7	-4.4	-1.3	3.6	8.3	12.4	16.9	18.3	14.7	9.1	2.9	-2.8	6.1
降水量 (mm)	共和	56.3	40.7	40.6	47.6	61.1	52.4	96.4	124.3	118.7	113.4	110.4	83.7	948.7
	神恵内	94.8	72.1	59.8	65.1	88.0	69.4	140.3	142.8	153.8	133.4	122.1	117.4	1257.6
平均風速 (m/s)	共和	4.6	4.4	4.1	3.7	3.1	2.4	2.1	2.2	2.6	3.2	4.2	4.8	3.4
	神恵内	4.2	4.0	3.6	2.7	2.2	1.9	1.8	2.0	2.6	3.4	4.2	4.7	3.1

注：共和の平年値は、2008年11月の移設の前の観測値も使用して算出した。

2. 地点別、年・月別極値

札幌管区気象台調べ

(1) 日最高気温・日最低気温の極値

統計期間：表下部に記載

要素		月												年	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
日最高 気温	共和	値(°C)	10.0	14.9	18.4	24.7	30.0	32.5	34.7	35.0	33.4	27.4	21.7	15.3	35.0
		起年日	2023 13	2024 19	2023 23	2024 27	2019 27	2012 30	2021 28	2023 10	2012 18	2022 1	2023 3	2018 4	2023 8/10
	神恵内	値(°C)	9.2	12.5	16.2	23.9	30.0	29.1	33.5	33.1	32.2	26.1	19.6	15.0	33.5
		起年日	2023 13	2024 19	2023 23	2024 16	2019 27	2021 11	2021 28	2023 24	2012 18	2022 1	2003 3	2010 3	2021 7/28
日最低 気温	共和	値(°C)	-17.8	-17.0	-15.4	-8.7	-0.8	2.7	7.6	9.1	2.9	-1.1	-7.7	-16.4	-17.8
		起年日	1985 25	1991 20	1986 4	1978 1	2002 2	1989 11	2015 8	2017 30	2013 27	2014 22	1998 22	2012 24	1985 1/25
	神恵内	値(°C)	-13.2	-13.8	-9.6	-3.1	1.1	5.0	9.8	12.0	6.4	0.2	-8.3	-12.2	-13.8
		起年日	2023 25	2019 8	1997 3	2011 4	2003 1	2018 10	2015 8	2017 30	2013 27	2004 27	2016 23	1984 24	2019 2/8

注：「極値」はある期間に観測された値の最大値(最高値)または最小値(最低値)、「起年日」は極値が発現した日。
統計期間は、1977年10月～2025年6月。

(2) 日降水量の極値

統計期間：表下部に記載

要素		月												年
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
共和	値(mm)	49.0	24.5	65.0	45.5	103.0	51.0	100.0	118.0	109.5	76.0	49.0	44.5	118.0
	起年日	1981 12	2009 13	2015 10	2013 7	1998 2	1998 20	2010 29	1981 23	2011 2	1979 19	1992 20	2010 3	1981 8/23
神 恵 内	値(mm)	78.0	55.0	64.5	86.0	122.0	62.5	171.0	122.0	135.0	95.0	71.0	42.0	171.0
	起年日	1981 21	1994 22	2015 10	1998 13	1998 2	2025 21	2010 29	2012 20	2011 2	2006 8	2020 19	2016 23	2010 7/29

注：統計期間は、神恵内は1977年10月～2025年6月、共和は1976年4月～2025年6月
(ただし、共和は移転前の値を含む)。

(3) 積雪の深さの月最大値

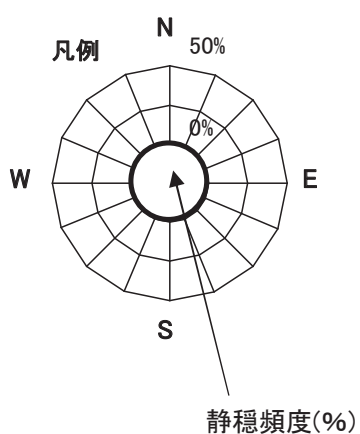
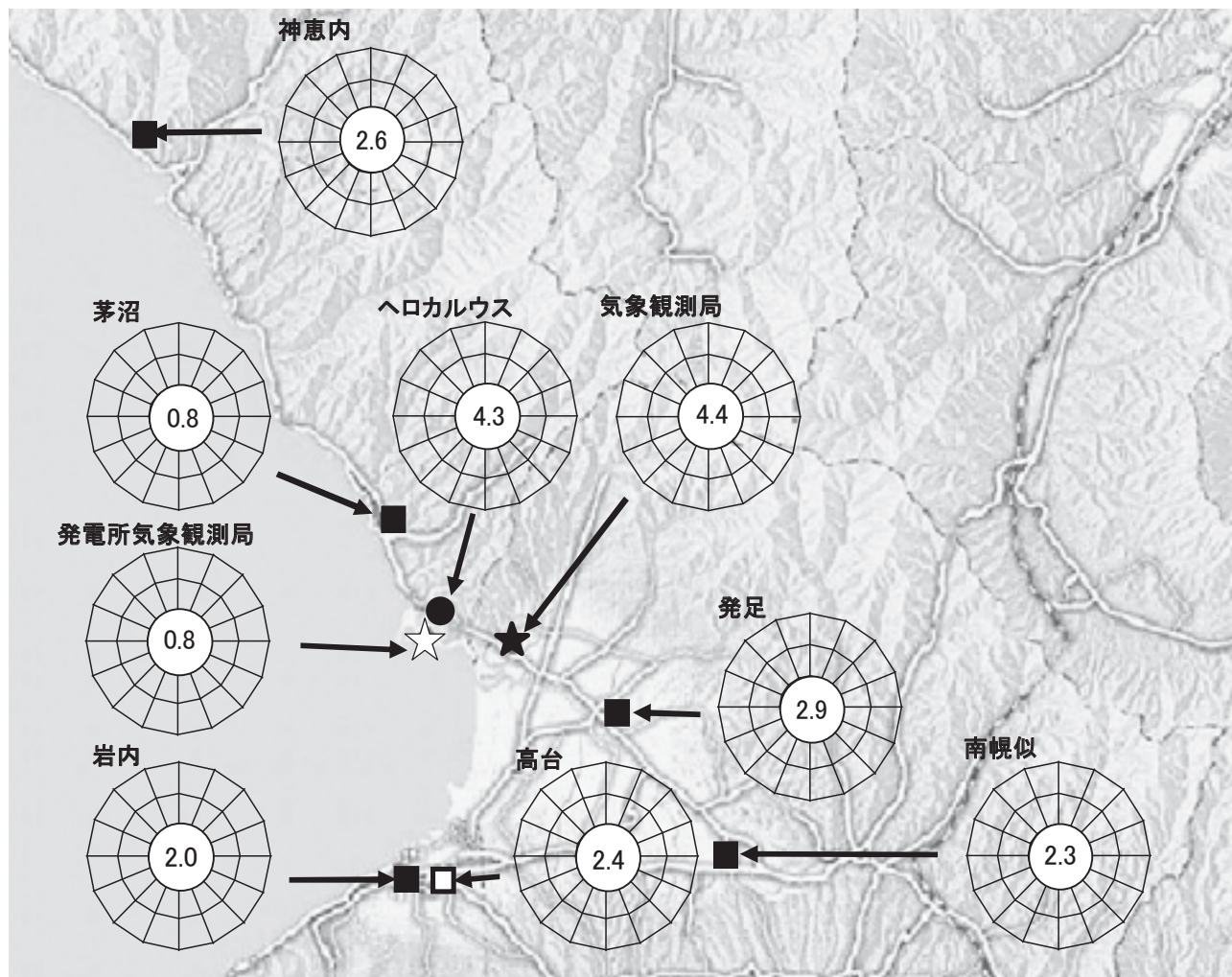
統計期間：表下部に記載

要素		月												年
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
共和	値(cm)	170	177	167	106	—	—	—	—	—	5	61	138	177
	起年日	1990 28	1991 17	1985 9	1985 1						1996 27	2002 22	1985 17	1991 2/17

注：統計期間は、1984年10月～2025年6月(移転前の値を含む)

3. 風 配 図

令和6年度 道原子力環境センター調べ

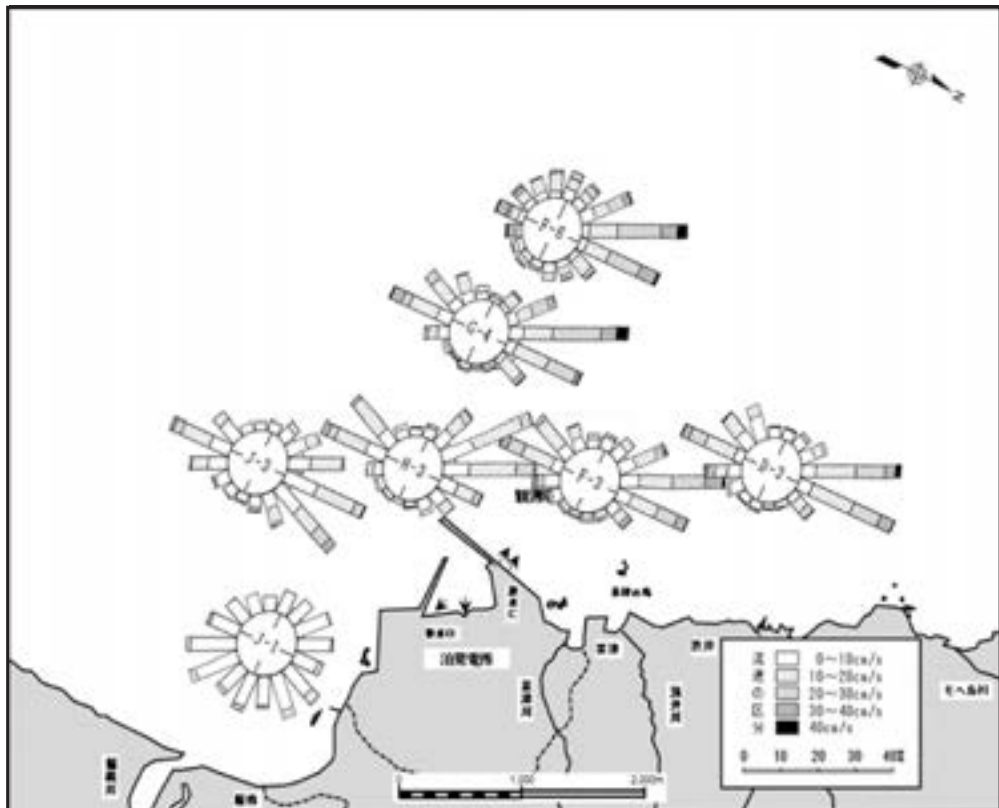


項 目	道	北電
モニタリングステーション	■	□
モニタリングポスト	●	
気象観測局	★	☆

4. 流向流速頻度分布図

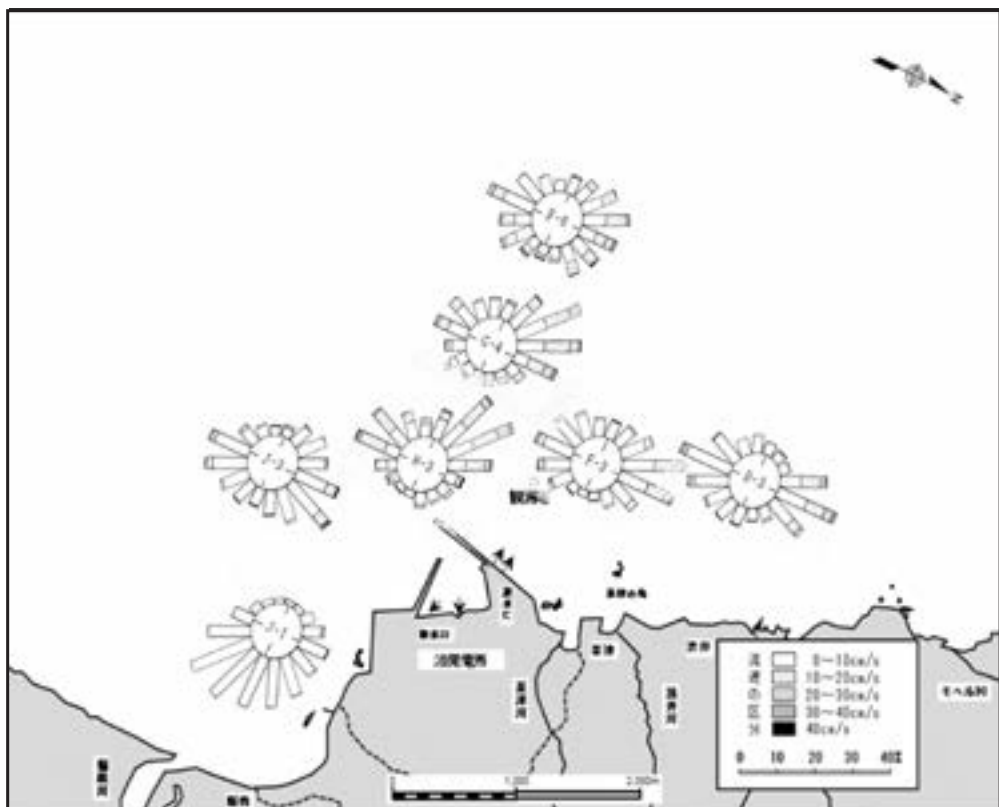
(1) 流向流速頻度分布図 (第1四半期)

調査年月日：令和6年5月1日～5月15日
調査深度：2m



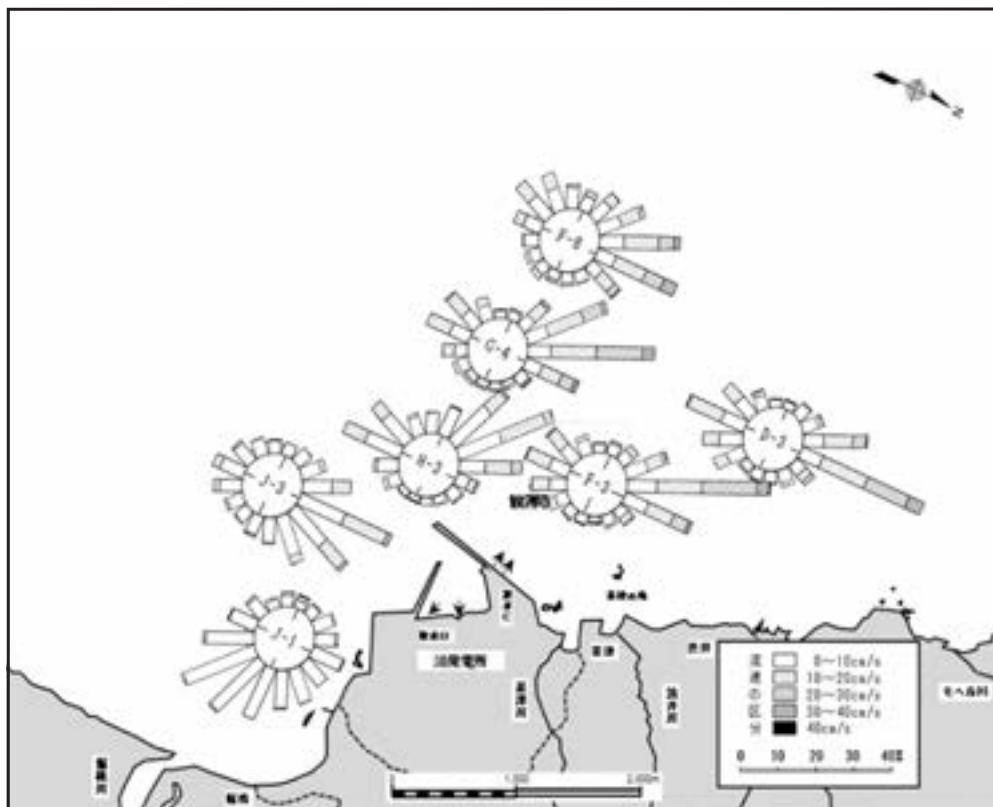
(2) 流向流速頻度分布図 (第2四半期)

調査年月日：令和6年8月1日～8月15日
調査深度：2m



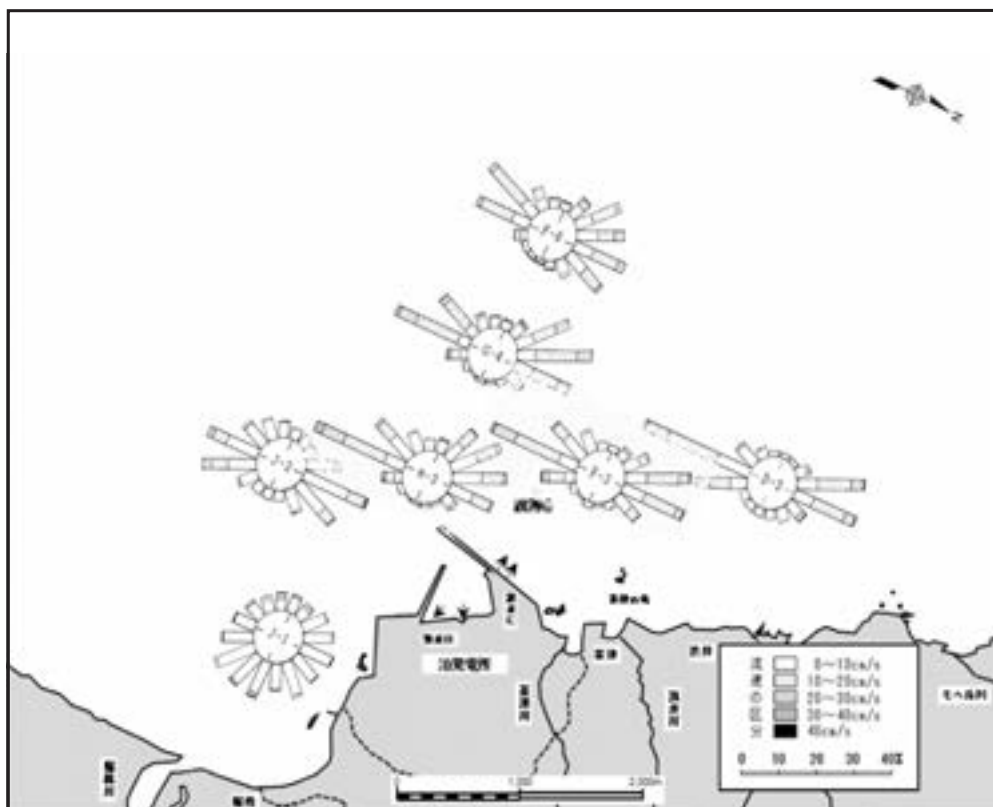
(3) 流向流速頻度分布図 (第3四半期)

調査年月日：令和6年11月1日～11月15日
調査深度：2m



(4) 流向流速頻度分布図 (第4四半期)

調査年月日：令和7年2月1日～2月15日
調査深度：2m



資料 3-1-1 泊発電所異常事態通報様式

警戒事態該当事象発生連絡

(第 報)

原子力規制委員会 殿		年 月 日
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">警戒事態該当事象連絡</div>		北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者
		連絡者名 _____
		連絡先 _____
警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。		
原子力事業所の名称及び場所	名称：北海道電力株式会社 泊発電所（事業区分：電気事業） 場所：北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1	
警戒事態該当事象の発生箇所	泊発電所 号機 _____	
警戒事態該当事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24時間表示)	
発生した警戒事態該当事象の概要	警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> (AL11)原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ <input type="checkbox"/> (AL21)原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> (AL24)蒸気発生器給水機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL25)非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL29)停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> (AL30)使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL31)使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL42)単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL51)原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL52)所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> (AL53)重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/> 外的事象による影響(□地震、□津波、□設計基準超過、□委員長判断) <input type="checkbox"/> 重要な故障等(オンサイト統括判断)
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中 その他 (_____)
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) E C C S の作動状態 作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗 排気筒 主排気筒モニタの指示値(3号機は排気筒モニタ) 確認中、変化無し、変化有り(_____ cpm→ _____ cpm) 非常用排気筒モニタの指示値(3号機は当該設備が無いため記入不要) 確認中、変化無し、変化有り(_____ cpm→ _____ cpm) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り(最大値: _____ nGy/h→ _____ nGy/h) 放水口ポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り(_____ cpm→ _____ cpm) その他 _____
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報	(当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上 ^{*1} の地震が発生した場合) ※1：当該警戒事態該当事象の発生に関連していると思われる場合は、震度によらず観測用地震計による観測地震加速度を記入する。 観測用地震計 ^{*2} による観測地震加速度[発生日時 年 月 日 時 分頃(24時間表示)] ※2：観測用地震計は水平方向のみ観測可能。 観測中、検知なし、検知あり(水平方向: _____ gal)	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。
 泊1・2号機 水平方向(EL.31.3m)：390gal以下、水平方向(EL.3.3m)：280gal以下、鉛直方向(EL.3.3m)：140gal以下
 泊3号機 水平方向(T.P.33.1m)：380gal以下、水平方向(T.P.-1.7m)：200gal以下、鉛直方向(T.P.-1.7m)：100gal以下

特定事象発生通報（原子炉施設）

（第 報）

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者

第 10 条 通 報

通報者名

連絡先

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所	名称：北海道電力株式会社 泊発電所（事業区分：電気事業） 場所：北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1				
特定事象の発生箇所	泊発電所 号機				
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分（24時間表示）				
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	<table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準 ※□(SE01)敷地境界付近の放射線量の上昇 ※□(SE04)火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 ※□(SE05)火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 ※□(SE06)施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ □(SE21)原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 □(SE24)蒸気発生器給水機能の喪失 □(SE25)非常用交流高圧母線の30分間以上喪失 □(SE27)直流電源の部分喪失 ※□(SE29)停止中の原子炉冷却機能の喪失 ※□(SE30)使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 ※□(SE31)使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 □(SE41)格納容器健全性喪失のおそれ ※□(SE42)2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ □(SE43)原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 ※□(SE51)原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 ※□(SE52)所内外通信連絡機能の全て喪失 □(SE53)火災・溢水による安全機能の一部喪失 ※□(SE55)防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 （注記：※は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す） </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準 ※□(GE01)敷地境界付近の放射線量の上昇 ※□(GE02)[SE02]通常放出経路での気体放射性物質の放出 ※□(GE03)[SE03]通常放出経路での液体放射性物質の放出 ※□(GE04)火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 ※□(GE05)火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 ※□(GE06)施設内(原子炉外)での臨界事故 ※□(GE11)全ての原子炉停止操作の失敗 ※□(GE21)原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 ※□(GE24)蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能 ※□(GE25)非常用交流高圧母線の1時間以上喪失 ※□(GE27)全直流電源の5分間以上喪失 ※□(GE28)炉心損傷の検出 ※□(GE29)停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 ※□(GE30)使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 ※□(GE31)使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 ※□(GE41)格納容器圧力の異常上昇 ※□(GE42)2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ ※□(GE51)原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 ※□(GE55)住民の避難を開始する必要がある事象発生 </td> </tr> </table>	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準 ※□(SE01)敷地境界付近の放射線量の上昇 ※□(SE04)火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 ※□(SE05)火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 ※□(SE06)施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ □(SE21)原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 □(SE24)蒸気発生器給水機能の喪失 □(SE25)非常用交流高圧母線の30分間以上喪失 □(SE27)直流電源の部分喪失 ※□(SE29)停止中の原子炉冷却機能の喪失 ※□(SE30)使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 ※□(SE31)使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 □(SE41)格納容器健全性喪失のおそれ ※□(SE42)2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ □(SE43)原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 ※□(SE51)原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 ※□(SE52)所内外通信連絡機能の全て喪失 □(SE53)火災・溢水による安全機能の一部喪失 ※□(SE55)防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 （注記：※は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す）	原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準 ※□(GE01)敷地境界付近の放射線量の上昇 ※□(GE02)[SE02]通常放出経路での気体放射性物質の放出 ※□(GE03)[SE03]通常放出経路での液体放射性物質の放出 ※□(GE04)火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 ※□(GE05)火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 ※□(GE06)施設内(原子炉外)での臨界事故 ※□(GE11)全ての原子炉停止操作の失敗 ※□(GE21)原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 ※□(GE24)蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能 ※□(GE25)非常用交流高圧母線の1時間以上喪失 ※□(GE27)全直流電源の5分間以上喪失 ※□(GE28)炉心損傷の検出 ※□(GE29)停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 ※□(GE30)使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 ※□(GE31)使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 ※□(GE41)格納容器圧力の異常上昇 ※□(GE42)2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ ※□(GE51)原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 ※□(GE55)住民の避難を開始する必要がある事象発生	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中 その他（ ）
	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準 ※□(SE01)敷地境界付近の放射線量の上昇 ※□(SE04)火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 ※□(SE05)火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 ※□(SE06)施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ □(SE21)原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 □(SE24)蒸気発生器給水機能の喪失 □(SE25)非常用交流高圧母線の30分間以上喪失 □(SE27)直流電源の部分喪失 ※□(SE29)停止中の原子炉冷却機能の喪失 ※□(SE30)使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 ※□(SE31)使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 □(SE41)格納容器健全性喪失のおそれ ※□(SE42)2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ □(SE43)原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 ※□(SE51)原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 ※□(SE52)所内外通信連絡機能の全て喪失 □(SE53)火災・溢水による安全機能の一部喪失 ※□(SE55)防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 （注記：※は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す）	原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準 ※□(GE01)敷地境界付近の放射線量の上昇 ※□(GE02)[SE02]通常放出経路での気体放射性物質の放出 ※□(GE03)[SE03]通常放出経路での液体放射性物質の放出 ※□(GE04)火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 ※□(GE05)火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 ※□(GE06)施設内(原子炉外)での臨界事故 ※□(GE11)全ての原子炉停止操作の失敗 ※□(GE21)原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 ※□(GE24)蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能 ※□(GE25)非常用交流高圧母線の1時間以上喪失 ※□(GE27)全直流電源の5分間以上喪失 ※□(GE28)炉心損傷の検出 ※□(GE29)停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 ※□(GE30)使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 ※□(GE31)使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 ※□(GE41)格納容器圧力の異常上昇 ※□(GE42)2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ ※□(GE51)原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 ※□(GE55)住民の避難を開始する必要がある事象発生			
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前（運転中、起動操作中、停止操作中、停止中） 発生後（状態継続、停止操作中、停止、停止失敗） ECCSの作動状態 作動無し、作動有り（自動、手動）、作動失敗 排気筒 主排気筒モニタの指示値（3号機は排気筒モニタ） 確認中、変化無し、変化有り（ cpm→ cpm） 非常用排気筒モニタの指示値（3号機は当該設備が無いため記入不要） 確認中、変化無し、変化有り（ cpm→ cpm） モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り（最大値： nGy/h→ nGy/h） 放水口ポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り（ cpm→ cpm） その他			
その他特定事象の把握に参考となる情報	（当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上 ^{※1} の地震が発生した場合） ※1：当該警戒事態当該事象の発生に関連していると思われる場合は、震度によらず観測用地震計による観測地震加速度を記入する。 観測用地震計 ^{※2} による観測地震加速度〔発生日時 年 月 日 時 分頃（24時間表示）〕 ※2：観測用地震計は水平方向のみ観測可能。 観測中、検知なし、検知あり（水平方向： gal）				

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。

泊1・2号機 水平方向(EL.31.3m)：390gal以下、水平方向(EL.3.3m)：280gal以下、鉛直方向(EL.3.3m)：140gal以下
 泊3号機 水平方向(T.P.33.1m)：380gal以下、水平方向(T.P.-1.7m)：200gal以下、鉛直方向(T.P.-1.7m)：100gal以下

特定事象発生通報（事業所外運搬）

（第 報）

年 月 日							
内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿							
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第 10 条 通 報</div>	北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者 通報者名 _____ 連絡先 _____						
事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。							
原子力事業所の名称及び場所	名称：北海道電力株式会社 泊発電所（事業区分：電気事業） 場所：北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1						
特定事象の発生箇所							
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分（24時間表示）						
発生した特定事象の概要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">特定事象の種類</td> <td style="padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</div> ※<input type="checkbox"/> (XSE61) 事業所外運搬での放射線量率の上昇 ※<input type="checkbox"/> (XSE62) 事業所外運搬での放射性物質漏えい <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準</div> ※<input type="checkbox"/> (XGE61) 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇 ※<input type="checkbox"/> (XGE62) 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい （注記：※は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す） </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">想定される原因</td> <td style="padding: 5px;"> 火災、爆発、沈没、衝突、交通事故、調査中 その他（ _____ ） </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	特定事象の種類	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</div> ※ <input type="checkbox"/> (XSE61) 事業所外運搬での放射線量率の上昇 ※ <input type="checkbox"/> (XSE62) 事業所外運搬での放射性物質漏えい <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準</div> ※ <input type="checkbox"/> (XGE61) 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇 ※ <input type="checkbox"/> (XGE62) 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい （注記：※は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す）	想定される原因	火災、爆発、沈没、衝突、交通事故、調査中 その他（ _____ ）	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	
特定事象の種類	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</div> ※ <input type="checkbox"/> (XSE61) 事業所外運搬での放射線量率の上昇 ※ <input type="checkbox"/> (XSE62) 事業所外運搬での放射性物質漏えい <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準</div> ※ <input type="checkbox"/> (XGE61) 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇 ※ <input type="checkbox"/> (XGE62) 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい （注記：※は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す）						
想定される原因	火災、爆発、沈没、衝突、交通事故、調査中 その他（ _____ ）						
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等							
その他特定事象の把握に参考となる情報							

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

警戒事態該当事象発生後の経過連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会 殿

警戒事態該当事象
発生後の経過連絡

北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者

連絡者名

連絡先

原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。

原子力事業所の名称 及び 場 所	名称：北海道電力株式会社 泊発電所（事業区分：電気事業） 場所：北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地 1
警戒事態該当事象の 発生箇所（注1）	泊発電所 号機
警戒事態該当事象の 発生時刻（注1）	年 月 日 時 分（24時間表示）
警戒事態該当事象の 種類（注1）	
発生事象と対応 の概要（注2）（注3）	
その他の事項の対応 （注4）	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。

泊1・2号機 水平方向(EL.31.3m)：390gal以下、水平方向(EL.3.3m)：280gal以下、鉛直方向(EL.3.3m)：140gal以下

泊3号機 水平方向(T.P.33.1m)：380gal以下、水平方向(T.P.-1.7m)：200gal以下、鉛直方向(T.P.-1.7m)：100gal以下

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計※の加速度gal数（水平方向）を記入する。

※：観測用地震計は水平方向のみ観測可能。

(注4) 発電所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

応急措置の概要（原子炉施設）

（第 報）

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第25条報告

北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者

報告者名

連絡先

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

原子力事業所の名称 及び場所	名称：北海道電力株式会社 泊発電所（事業区分：電気事業） 場所：北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1
特定事象の発生箇所 (注1)	泊発電所 号機
特定事象の発生時刻 (注1)	年 月 日 時 分（24時間表示）
特定事象の種類 (注1)	
発生事象と対応 の概要（注2）（注3）	（対応日時、対応の概要） ※添付の有・無
その他の事項の対応 (注4)	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。

泊1・2号機 水平方向(EL.31.3m)：390gal以下、水平方向(EL.3.3m)：280gal以下、鉛直方向(EL.3.3m)：140gal以下

泊3号機 水平方向(T.P.33.1m)：380gal以下、水平方向(T.P.-1.7m)：200gal以下、鉛直方向(T.P.-1.7m)：100gal以下

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計※の加速度gal数（水平方向）を記入する。
※：観測用地震計は水平方向のみ観測可能。

(注4) 発電所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

応急措置の概要（泊発電所 号機）

添付

(原子炉施設)

1. プラント状況 (確認時刻： 月 日 時 分)

原子炉出力(中性子束)	%	外部電源受電	有・無
1次冷却材圧力	MPa (gage)	非常用交流発電機受電	有・無・不要
加圧器水位	%	蒸気発生器による冷却	有・無・不要
原子炉水位	%	原子炉容器注水	有・無・不要
格納容器圧力	kPa (gage)	格納容器注水	有・無・不要
炉心出口温度(最高値)	℃		
格納容器内水素濃度(ドライ値)	Vol%		
炉心損傷		有・無	
格納容器最高使用圧力		未満・以上・2倍以上	

2. 放射性物質放出見通し (評価時刻： 月 日 時 分)

放出開始予測時刻	月 日 時 分頃
特記事項	

3. 放射性物質放出状況(放出有りの場合に記載) (評価時刻： 月 日 時 分)

放出開始時刻	月 日 時 分頃	放出箇所	
放出停止時刻	月 日 時 分頃	放出高さ(地上高)	m
放出実績評価	評価時点の放出率	評価時刻までの放出量	
希ガス	Bq/h	Bq	
ヨウ素	Bq/h	Bq	
その他(核種:)	Bq/h	Bq	

4. モニタ・気象情報 (確認時刻： 月 日 時 分)

排気筒ガスモニタ		主排気筒 ^(注1)				cpm		非常用排気筒 ^(注2)		cpm	
モニタリング ポスト・ス テーション	名称	EPO-1	EPO-2	EPO-3	EPO-4	EMS-1	EPO-5	EPO-6	EPO-7		
	μSv/h										
気象情報		天 候				風 向					
		風 速				m/s	大気安定度				

(注1) 3号機は排気筒モニタ、(注2) 3号機は当該設備が無いため記入不要

5. その他

応急措置の概要(事業所外運搬)

(第 報)

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

第25条報告

北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者
 報告者名 _____
 連絡先 _____

原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

原子力事業所の名称 及び場所	名称：北海道電力株式会社 泊発電所（事業区分：電気事業） 場所：北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1
特定事象の発生箇所 (注1)	都道府県 _____ 市町村 _____ (海上の場合；沖合 _____ km)
特定事象の発生時刻 (注1)	年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 (24時間表示)
特定事象の種類 (注1)	
発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時、対応の概要) ※添付の有・無
その他事項の対応 (注3)	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 発電所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

応急措置の概要（輸送容器状況）

1. 輸送容器状況

（確認時刻： 月 日 時 分）

事故発生時の状況	輸送物		使用容器	
	出発地		到着予定地	
	輸送手段		/	/
現在の状況	火災の有無	有・可能性有 無・不明	爆発の有無	有・可能性有 無・不明
	漏えいの有無	有・可能性有 無・不明	/	/
	特記事項			

2. 放射線量状況

（確認時刻： 月 日 時 分）

距離・場所								
nSv/h μSv/h								

3. 放射性物質放出状況等（放出、漏えい有りの場合に記載）

（確認時刻： 月 日 時 分）

放出、漏えい開始時刻	日 時 分頃	放出、漏えい停止時刻	日 時 分頃
放出、漏えい箇所			

4. その他

気象・海象状況等

資料 3-1-2

原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する事象の連絡基準

別表 2-1-1 原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する事象の連絡基準 (1/2)

連 絡 基 準 (警戒事態に該当する事象)	
<p><u>原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ (AL 1 1)</u></p> <p>原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</p>	【適用号機なし】
<p><u>原子炉冷却材の漏えい (AL 2 1)</u></p> <p>原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p>	【適用号機なし】
<p><u>蒸気発生器給水機能喪失のおそれ (AL 2 4)</u></p> <p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p>	【適用号機なし】
<p><u>非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ (AL 2 5)</u></p> <p>非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p>	【適用号機なし】
<p><u>停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (AL 2 9)</u></p> <p>原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p>	【適用号機なし】
<p><u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (AL 3 0)</u></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p>	【適用号機なし】
<p><u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (AL 3 1)</u></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p>	【1、2、3号機適用】
<p><u>単一障壁の喪失又は喪失のおそれ (AL 4 2)</u></p> <p>燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p>	【適用号機なし】
<p><u>原子炉制御室他の機能喪失のおそれ (AL 5 1)</u></p> <p>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p>	【適用号機なし】
<p><u>所内外通信連絡機能の一部喪失 (AL 5 2)</u></p> <p>泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p>	【適用号機なし】
<p><u>重要区域^{いっ}での火災・^{いっ}溢水による安全機能の一部喪失のおそれ (AL 5 3)</u></p> <p>重要区域[*]において、火災又は溢水が発生し、安全機器等[*]の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>※安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表2-1-5に示すものをいう。</p>	【適用号機なし】

別表 2-1-1 原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する事象の連絡基準 (2/2)

連 絡 基 準 (警戒事態に該当する事象)	
<u>外的事象による影響 (地震)</u> 泊村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。	【1、2、3号機適用】
<u>外的事象による影響 (津波)</u> 泊村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。	【1、2、3号機適用】
<u>重要な故障等 (オンサイト総括判断)</u> オンサイト総括が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合。	【1、2、3号機適用】
<u>外的事象による影響 (設計基準超過)</u> 泊発電所において新規基準で定める設計基準を超える外部事象 (竜巻、洪水、台風、火山の影響等) が発生した場合 (超えるおそれがある場合を含む)。	【適用号機なし】
<u>外的事象による影響 (委員長判断)</u> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	【1、2、3号機適用】

EAL No. はBWR及びPWR共通のため、BWR特有事象で使用するEAL No. は欠番となる。

なお、泊発電所1、2、3号機については、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するまでの間は、原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない状態であるため、EAL 01～06、31、55、地震、津波及びオンサイト総括・原子力規制委員会委員長判断、XSE 61・62、XGE 61・62のみ適用する。

原子炉等規制法第43条の3の8第1項の許可 (同法第43条の3の6第1項第4号に掲げる基準に係るものに限る。以下「第4号変更許可」という。) 後最初の原子力規制検査における使用前事業者検査 (同法第43条の3の11第2項に規定する検査をいう。) の実施状況の確認のうち原子炉に燃料集合体を挿入する前の時期に行う確認が終了した場合は、EAL 31を除く全てについて適用となる。

以下、別表2-1-2、2-1-3においても同様。

資料 3-1-3 原災法第10条第1項に基づく通報基準

別表2-1-2 原災法第10条第1項に基づく通報基準 (1/3)

通 報 基 準 (施設敷地緊急事態に該当する事象)	
<p><u>敷地境界付近の放射線量の上昇 (SE01)</u> 【1、2、3号機適用】</p> <p>原災法第11条第1項に該当する放射線測定設備の一又は二以上について1時間当たり5μSvを検出したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、落雷のときに検出された場合又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにこれらにより検出された数値に異常が認められない場合であって、1時間当たり5μSv以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。 ・また、当該放射線測定設備の一又は二以上について、1時間当たり1μSv以上の放射線量を検出したときは、中性子線の放射線量とを合計する。 	
<p><u>通常放出経路での気体放射性物質の放出 (SE02)</u> 【1、2、3号機適用】</p> <p>排気筒その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準(1時間当たり5μSvに相当)以上の放射性物質を10分間以上継続して検出したとき。</p>	
<p><u>通常放出経路での液体放射性物質の放出 (SE03)</u> 【1、2、3号機適用】</p> <p>放水口その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準(1時間当たり5μSvに相当)以上の放射性物質を10分間以上継続して検出したとき。</p>	
<p><u>火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 (SE04)</u> 【1、2、3号機適用】</p> <p>火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理区域外の場所において、1時間当たり50μSv以上の放射線量を10分間以上継続して検出したとき。 	
<p><u>火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 (SE05)</u> 【1、2、3号機適用】</p> <p>火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理区域外の場所において、空气中濃度限度の50倍(1時間当たり5μSvに相当)以上の放射性物質を検出したとき。 	
<p><u>施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ (SE06)</u> 【1、2、3号機適用】</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態、その他の臨界状態の発生のおそれが高い状態にあるとき。</p>	
<p><u>原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 (SE21)</u> 【適用号機なし】</p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p>	
<p><u>蒸気発生器給水機能の喪失 (SE24)</u> 【適用号機なし】</p> <p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p>	

別表 2 - 1 - 2 原災法第10条第1項に基づく通報基準 (2/3)

通 報 基 準 (施設敷地緊急事態に該当する事象)	
<u>非常用交流高圧母線の30分間以上喪失 (SE 25)</u> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。	【適用号機なし】
<u>直流電源の部分喪失 (SE 27)</u> 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。	【適用号機なし】
<u>停止中の原子炉冷却機能の喪失 (SE 29)</u> 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。	【適用号機なし】
<u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 (SE 30)</u> 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	【適用号機なし】
<u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 (SE 31)</u> 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。	【1、2、3号機適用】
<u>格納容器健全性喪失のおそれ (SE 41)</u> 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	【適用号機なし】
<u>2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ (SE 42)</u> 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。	【適用号機なし】
<u>原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 (SE 43)</u> 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	【適用号機なし】

別表 2 - 1 - 2 原災法第10条第 1 項に基づく通報基準 (3/3)

通 報 基 準 (施設敷地緊急事態に該当する事象)	
<p><u>原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 (SE 5 1)</u> 【適用号機なし】</p> <p>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p>	
<p><u>所内外通信連絡機能の全て喪失 (SE 5 2)</u> 【適用号機なし】</p> <p>泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p>	
<p><u>火災・^{いっ}溢水による安全機能の一部喪失 (SE 5 3)</u> 【適用号機なし】</p> <p>火災又は^{いっ}溢水が発生し、安全機器等[*]の機能の一部が喪失すること。 [*]安全上重要な構築物、系統又は機器 (以下「安全機器等」という。)を設置する区域であって、別表 2 - 1 - 5 に示すものをいう。</p>	
<p><u>防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 (SE 5 5)</u> 【1、2、3号機適用】</p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	
<p><u>事業所外運搬での放射線量率の上昇 (XSE 6 1)</u> 【1、2、3号機適用】</p> <p>火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所外運搬に使用する容器から 1 m 離れた地点で 100 μSv/h 以上の放射線量を検出したとき (事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、施設敷地緊急事態には該当しない。) 	
<p><u>事業所外運搬での放射性物質漏えい (XSE 6 2)</u> 【1、2、3号機適用】</p> <p>火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所外運搬に使用する容器 (L 型、IP-1 型を除く。)からの放射性物質の漏えいがあったとき (事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、施設敷地緊急事態には該当しない。) 	

資料 3-1-4

原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準

別表2-1-3 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準 (1/2)

判断基準 (全面緊急事態に該当する事象)	
<p><u>敷地境界付近の放射線量の上昇 (GE01)</u> 【1、2、3号機適用】</p> <p>原災法第11条第1項に該当する放射線測定設備の二地点以上について1時間当たり5 μSvを検出するか又は一地点について1時間当たり5 μSvを10分以上継続して検出したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ただし、落雷のときに検出された場合又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにこれらにより検出された数値に異常が認められない場合であって、1時間当たり5 μSv以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。 	
<p><u>通常放出経路での気体放射性物質の放出 (GE02)</u> 【1、2、3号機適用】</p> <p>排気筒その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準 (1時間当たり5 μSvに相当) 以上の放射性物質を10分以上継続して検出したとき。</p>	
<p><u>通常放出経路での液体放射性物質の放出 (GE03)</u> 【1、2、3号機適用】</p> <p>放水口その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準 (1時間当たり5 μSvに相当) 以上の放射性物質を10分以上継続して検出したとき。</p>	
<p><u>火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 (GE04)</u> 【1、2、3号機適用】</p> <p>火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理区域外の場所において、1時間当たり5 mSv以上の放射線量を10分以上継続して検出したとき。 	
<p><u>火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 (GE05)</u> 【1、2、3号機適用】</p> <p>火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理区域外の場所において、空气中濃度限度の50倍に100を乗じた濃度 (1時間当たり500 μSvに相当) 以上の放射性物質を検出したとき。 	
<p><u>施設内 (原子炉外) での臨界事故 (GE06)</u> 【1、2、3号機適用】</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部 (原子炉の本体の内部を除く。) において、核燃料物質が臨界状態 (原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。) にあるとき。</p>	
<p><u>全ての原子炉停止操作の失敗 (GE11)</u> 【適用号機なし】</p> <p>原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p>	
<p><u>原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 (GE21)</u> 【適用号機なし】</p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p>	
<p><u>蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能 (GE24)</u> 【適用号機なし】</p> <p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p>	

別表 2 - 1 - 3 原災法第15条第 1 項に基づく原子力緊急事態の判断基準 (2/2)

判断基準 (全面緊急事態に該当する事象)	
非常用交流高圧母線の 1 時間以上喪失 (GE 2 5) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 1 時間以上継続すること。	【適用号機なし】
全直流電源の 5 分間以上喪失 (GE 2 7) 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 5 分間以上継続すること。	【適用号機なし】
炉心損傷の検出 (GE 2 8) 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。	【適用号機なし】
停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (GE 2 9) 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水タンク (1、2 号機) / 燃料取替用水ピット (3 号機) からの注水ができないこと。	【適用号機なし】
使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (GE 3 0) 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	【適用号機なし】
使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (GE 3 1) 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。	【1、2、3 号機適用】
格納容器圧力の異常上昇 (GE 4 1) 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	【適用号機なし】
2 つの障壁喪失及び 1 つの障壁の喪失又は喪失のおそれ (GE 4 2) 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。	【適用号機なし】
原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 (GE 5 1) 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置 (いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。) が使用できなくなること。	【適用号機なし】
住民の避難を開始する必要がある事象発生 (GE 5 5) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で洩発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、洩発電所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	【1、2、3 号機適用】
事業所外運搬での放射線量率の異常上昇 (XGE 6 1) 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器から 1 m 離れた地点で 10mSv/h 以上の放射線量を検出したとき。 (事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、全面緊急事態には該当しない。)	【1、2、3 号機適用】
事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい (XGE 6 2) 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器 (IP 型を除く) から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令に定められた量 (A ₂ 値) の放射性物質の漏えいがあったとき (事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、全面緊急事態には該当しない。)	【1、2、3 号機適用】

(資料3-1-2、4、5付表) EAL事象の判断基準解釈

別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈 (1/27)

EAL No. ※1	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
SE01	原災法第11条第1項に該当する放射線測定設備の一又は二以上について1時間当たり5μSvを検出したとき。 ・ただし、落雷のときに検出された場合又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにこれらにより検出された数値に異常が認められない場合であって、1時間当たり5μSv以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。 ・また、当該放射線測定設備の一又は二以上について、1時間当たり1μSv以上の放射線量を検出したときは、中性子線の放射線量とを合計する。	

※1 EAL No. 記載例

例：

A	L
---	---

1

1

↑事象区分 ↑事象分類 ↑連番

事 象 区 分	
AL	警戒事態に該当する事象
SE	施設敷地緊急事態に該当する事象
GE	全面緊急事態に該当する事象
XAL	
XSE	事業所外運搬 (EAL対象外)
XGE	

事 象 分 類	
0	放射線量・放射性物質放出
1	止める
2	冷やす
3	
4	閉じ込める
5	その他脅威
6	事業所外運搬 (EAL対象外)

EAL No. はBWR及びPWR共通のため、BWR特有事象で使用するEAL No. は欠番となる。
 なお泊発電所1、2、3号機については、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するまでの間は、原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない状態であるため、EAL01～06、31、55、地震、津波及びオンサイト総括・原子力規制委員会委員長判断、XSE61・62、XGE61・62のみ適用する。(第4号変更許可後最初の原子力規制検査における使用前事業者検査(同法第43条の3の11第2項に規定する検査をいう。)の実施状況の確認のうち原子炉に燃料集合体を挿入する前の時期に行う確認が終了した場合は、EAL31を除く全てについて適用となる。)

泊発電所における解釈	
<SE01:敷地境界付近の放射線量の上昇>	【1、2、3号機適用】
モニタリングステーション及びモニタリングポストにおいて、以下のいずれかとなったとき。	
① 1地点以上において、5μSv/h以上を検出したとき。 ※1	
② 1地点以上において、1μSv/h以上を検出した場合、中性子線サーベイメータにて測定した原子炉施設周辺の中性子線量と、検出した各々のモニタリングステーション又はモニタリングポストの放射線量との合計が5μSv/h以上となったとき。 ※1	
※1 モニタリングステーション又はモニタリングポストの指示値については、環境放射線モニタリング指針等に基づき、1Gy/h=1Sv/hとして運用する。	
ただし、以下のいずれかの場合は除く。	
① 落雷のときに検出された場合。	
② 原子力防災資機材として届け出た以下の各モニタの指示値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に口頭連絡するとともに、文書(自由様式)で報告した場合。	
・主排気筒ガスモニタ(1、2号機)	
・排気筒ガスモニタ(3号機)	
・格納容器内高レンジエリアモニタ(1、2、3号機) ※2	
・使用済燃料ピットエリアモニタ(1、2、3号機)	
※2 全ての照射済燃料を原子炉容器から取出し、全ての格納容器内高レンジエリアモニタを点検している場合には、「原子炉容器から全ての照射済燃料を取出し済み」と報告する。	

「泊発電所における解釈」に記載する運転モード

モード	原子炉の運転状態	原子炉容器スタッドボルトの状態
1	出力運転(出力領域中性子束指示値5%超)	全ボルト締付
2 (停止時)	出力運転(出力領域中性子束指示値5%以下) ～ 制御グループバンク全挿入※3による原子炉停止	全ボルト締付
2 (起動時)	臨界操作のための制御グループバンク引抜操作開始 ～ 出力運転(出力領域中性子束指示値5%以下)	全ボルト締付
3	1次冷却材温度 177℃以上	全ボルト締付
4	1次冷却材温度 93℃超177℃未満	全ボルト締付
5	1次冷却材温度 93℃以下	全ボルト締付
6 ※4		1本以上が緩められている

※3: 挿入不能な制御棒を除く。

※4: 全ての燃料が原子炉格納容器の外にある場合を除く。

注: 各EAL事象を判断するために使用する計器指示が(解説)に記載する判断基準を超えた場合において、関係パラメータ等により、その計器単体の故障と判断できる場合は、EAL事象とはならない。

別表 2-1-4 EAL 事象の判断基準解釈 (2/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
GE01	原災法第11条第1項に該当する放射線測定設備の二地点以上について1時間当たり5 μ Svを検出するか又は一地点について1時間当たり5 μ Svを10分以上継続して検出したとき。 ・ただし、落雷のときに検出された場合又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにこれらにより検出された数値に異常が認められない場合であって、1時間当たり5 μ Sv以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。	
泊発電所における解釈		
<p><GE01：敷地境界付近の放射線量の上昇> 【1、2、3号機適用】</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストにおいて、以下のいずれかとなったとき。</p> <p>① 1地点において、5μSv/h以上を10分以上継続して検出したとき。^{※1}</p> <p>② 2地点以上において、5μSv/h以上を検出したとき。^{※1}</p> <p>③ 1地点以上において、1μSv/h以上を検出した場合、中性子線サーベイメータにて測定した原子炉施設の周辺の中性子線量と、検出した各々のモニタリングステーション又はモニタリングポストの放射線量との合計が10分以上継続して5μSv/h以上となったとき。^{※1}</p> <p>※1 モニタリングステーション又はモニタリングポストの指示値については、環境放射線モニタリング指針等に基づき、1Gy/h=1Sv/hとして運用する。</p> <p>ただし、以下のいずれかの場合は除く。</p> <p>① 落雷のときに検出された場合。</p> <p>② 原子力防災資機材として届け出た以下の各モニタの指示値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に口頭連絡するとともに、文書（自由様式）で報告した場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主排気筒ガスモニタ（1、2号機） ・排気筒ガスモニタ（3号機） ・格納容器内高レンジエリアモニタ（1、2、3号機）^{※2} ・使用済燃料ピットエリアモニタ（1、2、3号機） <p>※2 全ての照射済燃料を原子炉容器から取出し、全ての格納容器内高レンジエリアモニタを点検している場合には、「原子炉容器から全ての照射済燃料を取出し済み」と報告する。</p>		

別表 2-1-4 EAL 事象の判断基準解釈 (3/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
SE02	排気筒その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1時間当たり5 μ Svに相当）以上の放射性物質を10分以上継続して検出したとき。	
GE02		
泊発電所における解釈		
<p><SE02/GE02：通常放出経路での気体放射性物質の放出> 【1、2、3号機適用】</p> <p>敷地境界付近の最大となる地点で、5μSv/hに相当する気体放射性物質の放出量として、以下に示す排気筒モニタ指示値（cpm）に換算した値を10分以上継続して検出したとき。</p> <p>① 1号機主排気筒ガスモニタ（モニタ指示値：1.4\times10⁵cpm以上）</p> <p>② 2号機主排気筒ガスモニタ（モニタ指示値：1.4\times10⁵cpm以上）</p> <p>③ 3号機排気筒ガスモニタ（モニタ指示値：1.4\times10⁵cpm以上）</p> <p>（注）「GE02」と「SE02」の通報基準が同一であるため、通報は原災法第10条該当事象の通報様式を使って「GE02、SE02」として実施する。</p>		

別表 2-1-4 EAL 事象の判断基準解釈 (4/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
SE03	放水口その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1時間当たり5 μ Svに相当）以上の放射性物質を10分以上継続して検出したとき。	
GE03		
泊発電所における解釈		
<p><SE03/GE03：通常放出経路での液体放射性物質の放出> 【1、2、3号機適用】</p> <p>液体放射性廃棄物が何らかの要因で放出され、廃棄物処理設備排水モニタの指示が上昇したにもかかわらず、排水弁の閉止インターロック機能が動作しない等の理由により、以下に示す廃棄物処理設備排水モニタ指示値（cpm）を10分以上継続して検出したとき。</p> <p>① 廃棄物処理設備排水モニタ指示値：4.1\times10⁵cpm 以上</p> <p>② 3号機廃棄物処理設備排水モニタ指示値：3.2\times10⁵cpm 以上</p> <p>（注）「GE03」と「SE03」の通報基準が同一であるため、通報は原災法第10条該当事象の通報様式を使って「GE03、SE03」として実施する。</p>		

別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈 (5/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
SE04	火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、1時間当たり50 μ Sv以上の放射線量を10分間以上継続して検出したとき。	
GE04	火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、1時間当たり5mSv以上の放射線量を10分間以上継続して検出したとき。	
泊発電所における解釈		
<p><SE04：火災爆発等による管理区域外での放射線の放出> 【1、2、3号機適用】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、以下のいずれかとなったとき。</p> <p>① 発電所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外（通常放出経路にかかる排気筒及び放水口以外の場所）において、ガンマ線測定用サーベイメータにより、50μSv/h以上の放射線量を10分間以上継続して検出したとき。</p> <p>② 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、50μSv/h以上の放射線量を検出する蓋然性が高いとき。</p> <p>（注）事業所内での放射性物質の輸送の場合において、火災、爆発その他これらに類する事象を起因として、輸送容器外で上記の放射線量を検出した場合にも「SE04」を適用する。</p>		
<p><GE04：火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出> 【1、2、3号機適用】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、以下のいずれかとなったとき。</p> <p>① 発電所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外（通常放出経路にかかる排気筒及び放水口以外の場所）において、ガンマ線測定用サーベイメータにより、5mSv/h以上の放射線量を10分間以上継続して検出したとき。</p> <p>② 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、5mSv/h以上の放射線量を検出する蓋然性が高いとき。</p> <p>（注）事業所内での放射性物質の輸送の場合において、火災、爆発その他これらに類する事象を起因として、輸送容器外で上記の放射線量を検出した場合にも「GE04」を適用する。</p>		

別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈 (6/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
SE05	火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、空气中濃度限度の50倍（1時間当たり5 μ Svに相当）以上の放射性物質を検出したとき。	
GE05	火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、空气中濃度限度の50倍に100を乗じた濃度（1時間当たり500 μ Svに相当）以上の放射性物質を検出したとき。	
泊発電所における解釈		
<p><SE05：火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出> 【1、2、3号機適用】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、以下のいずれかとなったとき。</p> <p>① 発電所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外において、当該場所における放射能水準が5μSv/hに相当するものとして、以下に掲げる空气中の放射性物質の濃度が検出されたとき。</p> <p>② 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高いとき。</p> <p>【放射性物質の濃度】</p> <p>一、検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値</p> <p>二、検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値</p> <p>三、検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値</p> <p>（注1）排気筒、排水口これらに類する場所における放射性物質の検出については、「SE02」、「SE03」で通報する。</p> <p>（注2）事業所内での放射性物質の輸送の場合において、火災、爆発その他これらに類する事象を起因として、輸送容器外で上記の放射性物質を検出した場合にも「SE05」を適用する。</p>		

<GE05：火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出> 【1、2、3号機適用】
<p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、以下のいずれかとなったとき。</p> <p>① 発電所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外において、当該場所における放射能水準が500μSv/hに相当するものとして、以下に掲げる空気中の放射性物質の濃度が検出されたとき。</p> <p>② 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高いとき。</p> <p>【放射性物質の濃度】</p> <p>一． 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に5000を乗じて得た値</p> <p>二． 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値</p> <p>三． 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに5000を乗じて得た値</p> <p>（注1）排気筒、排水口これに類する場所における放射性物質の検出については、「GE02」、「GE03」で通報する。</p> <p>（注2）事業所内での放射性物質の輸送の場合において、火災、爆発その他これらに類する事象を起因として、輸送容器外で上記の放射性物質を検出した場合にも「GE05」を適用する。</p>

別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈 (7/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
SE06	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態、その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあるとき。	/
GE06	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあるとき。	/
泊発電所における解釈		
<p><SE06：施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ> 【1、2、3号機適用】</p> <p>原子炉外の燃料集合体保管場所等において、何らかの原因によって複数の燃料集合体が異常に接近し、かつ、減速材としての水がある場合であって、臨界条件が成立する可能性があるとき。</p>		
<p><GE06：施設内（原子炉外）での臨界事故> 【1、2、3号機適用】</p> <p>原子炉外の燃料集合体保管場所等において、エリアモニタ又は中性子線測定サーベイメータによって、核燃料物質の臨界状態と推定されるとき。</p>		

別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈 (8/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
AL11	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。	<p>原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された状態においては、原子炉停止信号をリセットする場合があります。追加で一部の原子炉停止信号が発信されたとしても、原子炉停止に至らない可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>また、事象の進展によっては、上記の状態を経ずに原子炉の非常停止失敗という事象に至る可能性があるため、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないときは、早期に関係者の体制を構築する必要があることから併せて警戒事態の判断基準とする。</p> <p>一定時間については、各原子力事業者がそれぞれの原子炉施設の特性に応じて設定するものである。</p> <p>「原子炉の運転中」には、停止操作後のモード5（一次冷却材の温度が93℃以下のことをいう。）に至るまでの状態を含むものとする（以下この表において同じ。）。</p> <p>「原子炉の非常停止が必要な場合」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生し、原子炉施設の状態を示す事項（パラメータ）が原子炉トリップ設定値に達した場合をいう（以下この表において同じ。）。</p> <p>「原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと」とは、自動トリップ、手動トリップ及び原子炉制御室からの制御棒の挿入操作を行っても、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと、又はその状態が確認できないことをいう。</p>

GE11	原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。	左記の場合、原子炉の冷却はなされているものの、原子炉の非常停止失敗という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと」とは、自動トリップ、手動トリップその他の方法による制御棒の挿入による停止操作並びにA T W S緩和設備（原子炉の非常停止が失敗した場合に原子炉を未臨界にするための設備をいう。）及びほう酸注入機能を有する設備による停止操作によっても、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと、又はその状態が確認できないことをいう。
泊発電所における解釈		
<p><AL11：原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ> 【適用号機なし】</p> <p>運転モード1及び2において、以下のいずれかの状態となったとき。</p> <p>(1) 原子炉保護系の1チャンネルから原子炉トリップパーシャル信号が発信し、かつ、原子炉トリップ信号に係る関係パラメータにより、その他のチャンネルが動作すべき状態になっているかどうかを判断できない状態が、1時間以上継続したとき。</p> <p>(2) 原子炉トリップが必要な場合において、中央制御室からの以下のいずれの制御棒挿入操作によっても、原子炉出力（中性子束）が定格出力の5%未満かつ中間領域中性子束起動率が零又は負にならないとき、又はその状態が確認できないとき。</p> <p>① 自動原子炉トリップ ② 手動原子炉トリップ ③ MGセット電源断（中央制御室からの母線遮断器開放） ④ 制御棒の手動（自動）挿入</p>		
<p><GE11：全ての原子炉停止操作の失敗> 【適用号機なし】</p> <p>運転モード1及び2において、原子炉トリップが必要な場合において、中央制御室からの原子炉停止失敗に加え、以下の全ての原子炉停止操作によっても、原子炉出力（中性子束）が定格出力の5%未満かつ中間領域中性子束起動率が零若しくは負にならないとき、又はその状態が確認できないとき。</p> <p>① MGセット電源断（現場での遮断器開放） ② 現場での原子炉トリップ遮断器開放 ③ A T W S緩和設備及びほう酸注入</p>		

別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈（9/27）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
AL21	原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。	非常用炉心冷却装置（以下この表において「DB設備」という。）の作動を必要とするものではないが、原子炉冷却材の漏えいという事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。保安規定で定める措置の完了時間内に保安規定で定められた措置を完了できない場合を対象とする。 また、事象の進展によっては、上記の措置を行っている間に施設敷地緊急事態を判断するEALに至る可能性があるため、DB設備の作動を必要とする漏えいが発生する場合についても併せて警戒事態の判断基準とする。
SE21	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。	左記の場合、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備」とは、DB設備のほか、重大事故等の防止のための設備（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの（以下この表においてこれらを「SA設備」という。))であって、DB設備と同程度の能力（吐出圧力及び容量）を有する設備をいう（以下この表において同じ）。 「注水が直ちにできない」とは、DB設備及びこれと同等の機能を有する設備のうち即応性を有する設備による注水ができないことをいい、当該即応性とは、条件を満たした場合（DB設備の作動失敗等）に自動起動し、又は原子炉制御室や現場での簡単な操作により速やかに起動できることであり、現場で系統構成等の工事を要する場合は含まない（以下この表において同じ）。
GE21	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。	当該原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の損傷に至る可能性が高くなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと」とは、DB設備若しくはSA設備のポンプが起動しないこと又はこれらの装置に係る注入弁が開とならないことのほか、高圧の状態から低圧のDB設備及びSA設備による注水のために必要な運転操作ができないこと等をいう（以下この表において同じ）。なお、1系統以上のDB設備及びSA設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。

泊発電所における解釈	
<p><AL21：原子炉冷却材の漏えい> 【適用号機なし】</p> <p>運転モード1、2、3及び4において、以下のいずれかの状態となったとき。</p> <p>(1) 原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率が0.23m³/hを超えた場合において、4時間以内に0.23m³/h以下に漏えい量を回復できないと判断した場合において、12時間以内にモード3又は56時間以内にモード5にできないとき。</p> <p>(2) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管又はこれに付随する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）し、原子炉圧力低下等により、非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合又は手動により、非常用炉心冷却装置を作動させたとき。</p>	
<p><SE21：原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能> 【適用号機なし】</p> <p>運転モード1、2、3及び4において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管又はこれに付随する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）し、原子炉圧力低下等により、非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合又は手動により、非常用炉心冷却装置を作動させた場合において、以下のいずれかとなったとき。</p> <p>① 全ての高圧注入ポンプが起動しないとき。</p> <p>② 高圧注入系の弁が「開」とならないこと等により、原子炉への注水が確認できないとき。</p> <p>③ 全ての余熱除去ポンプが起動しないとき。</p> <p>④ 低圧注入系の弁が「開」とならないこと等により、原子炉への注水が確認できないとき。</p> <p>ただし④において、1次冷却材圧力が余熱除去ポンプの注入可能圧力以下まで低下するまでの間は除く。</p>	
<p><GE21：原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能> 【適用号機なし】</p> <p>運転モード1、2、3及び4において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管又はこれに付随する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）し、原子炉圧力低下等により、非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合又は手動により、非常用炉心冷却装置を作動させた場合において、以下のいずれかとなったとき。</p> <p>① 全ての高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプが起動しないとき。</p> <p>② 高圧注入系及び低圧注入系の弁が「開」とならない等により、原子炉への注水が確認できないとき。</p> <p>ただし低圧注入系については、1次冷却材圧力が余熱除去ポンプの注入可能圧力以下まで低下するまでの間は除く。</p> <p>③ 炉心出口温度350℃以上の状態が30分間以上継続して計測されたとき。</p> <p>④ 1次冷却系統への注水が確認できない場合において、全ての蒸気発生器広域水位が10%未満となったとき。</p>	

別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈 (10/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
AL24	原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。	電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプが適切に動作すれば原子炉は冷却されるが、給水機能喪失直前という事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。
SE24	原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。	左記の場合は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「全ての給水機能」とは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ及び蒸気発生器への給水に関するSA設備のうち電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプに求められる能力と同程度の能力（吐出圧力及び容量）及び即応性を有する設備をいう（以下この表において同じ）。 なお、通常の起動・停止工程において一次冷却材圧力が一定値以下である場合には、余熱除去系により原子炉からの熱除去を行うため、余熱除去系によって熱除去を行っている期間については、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。
GE24	原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。	一次冷却材の加圧により加圧器逃がし弁が作動し、一次冷却材が一次冷却系統外に放出された場合において、原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されなければ、炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。 なお、1系統以上のDB設備及びSA設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。
泊発電所における解釈		
<p><AL24：蒸気発生器給水機能喪失のおそれ> 【適用号機なし】</p> <p>運転モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、主給水が喪失した状態で、以下のいずれかとなったとき。</p> <p>① 電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプのうち、いずれか1台しか起動しないとき。</p> <p>② 流量調節以外の要因で、補助給水流量の合計が以下の流量未満になったとき。</p> <p>1、2号機：60m³/h 3号機：80m³/h</p>		

<p>< S E 2 4 : 蒸気発生器給水機能の喪失 > 【適用号機なし】</p> <p>運転モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、主給水が喪失し、全ての蒸気発生器の狭域水位が0%（水位計下端）以下となった状態で、以下のいずれかとなったとき。</p> <p>① 電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプが全て起動しないとき。</p> <p>② 流量調節以外の要因で、補助給水流量の合計が以下の流量未満になったとき。</p> <p>1、2号機：60m³/h 3号機：80m³/h</p>
<p>< G E 2 4 : 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能 > 【適用号機なし】</p> <p>運転モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、主給水ポンプからの給水が喪失した状態で、補助給水流量が確保されず、かつ全ての蒸気発生器の広域水位が10%未満となり、非常用炉心冷却装置による注入が必要となった状態で、以下のいずれかの状態となったとき。</p> <p>① 全ての高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプが起動しないとき。</p> <p>② 高圧注入系及び低圧注入系の弁が「開」とならない等により、原子炉への注水が確認できないとき。</p> <p>③ 炉心出口温度350℃以上の状態が30分間以上継続して計測されたとき。</p> <p>④ 原子炉圧力の減圧を目的とした加圧器逃がし弁操作に失敗したとき。</p>

別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈（11/27）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
AL25	非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態又はそのおそれがある状態であることから、警戒事態の判断基準とする。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。 「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう（以下この表において同じ）。 「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源、非常用ディーゼル発電機及び重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための常設代替電源設備（特定重大事故等対処施設に属するものを含む。）のいずれの電源からも受電ができていないことをい、常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する（以下この表において同じ）。
SE25	全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。	左記の場合、タービン動補助給水ポンプ等の交流電源を必要としない設備によって原子炉は冷却されるが、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機（原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。）が30分以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。
GE25	全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	左記の場合、電源供給機能の回復に時間を要している状態であり、この状態が継続すれば炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。 なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機（原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。）が1時間以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、全面緊急事態の判断基準とはならない。

泊発電所における解釈

<p>< AL25 : 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ > 【適用号機なし】</p> <p>交流動力電源が以下のいずれかの状態となったとき。</p> <p>① 使用可能な所内非常用高圧母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電源が、ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器（3号機は除く。）、予備変圧器又は代替非常用発電機のどれか1つになり、その状態が15分間以上継続したとき。</p> <p>② 全ての所内非常用高圧母線が、所内変圧器、起動変圧器（3号機は除く。）、予備変圧器及びディーゼル発電機からの受電に失敗したとき。</p> <p>③ 電力系統及び主発電機（当該原子炉の主発電機を除く。）からの供給が喪失した状態が3時間以上継続したとき。</p>
<p>< SE25 : 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失 > 【適用号機なし】</p> <p>交流動力電源が以下の状態となったとき。</p> <p>全ての所内非常用高圧母線が、所内変圧器、起動変圧器（3号機は除く。）、予備変圧器及びディーゼル発電機からの受電に失敗し、かつ、代替非常用発電機をはじめとする代替電源設備からの受電ができていない状態が30分間以上継続したとき。</p>
<p>< GE25 : 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失 > 【適用号機なし】</p> <p>交流動力電源が以下の状態となったとき。</p> <p>全ての所内非常用高圧母線が、所内変圧器、起動変圧器（3号機は除く。）、予備変圧器及びディーゼル発電機からの受電に失敗し、かつ、代替非常用発電機をはじめとする代替電源設備からの受電ができていない状態が1時間以上継続したとき。</p>

別表 2-1-4 EAL 事象の判断基準解釈 (12/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
SE27	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。	使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源が残り1つとなった場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止するおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備をいう。
GE27	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。	原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時のDB設備その他の設備の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての非常用直流母線からの電気」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備からの電気をいう。
泊発電所における解釈		
<p><SE27：直流電源の部分喪失> 【適用号機なし】 使用可能な非常用直流母線が1つとなった場合において、当該直流母線への供給電源が蓄電池、充電器（3号機については予備充電器含む。）又は可搬型直流電源用発電機をはじめとする代替電源設備がいずれか1つとなり、その状態が5分以上継続したとき。 ただし、計画的な点検により、非常用直流母線が1つとなっている場合は除く。</p>		
<p><GE27：全直流電源の5分以上喪失> 【適用号機なし】 全ての蓄電池、充電器（3号機については予備充電器含む。）及び可搬型直流電源用発電機をはじめとする代替電源設備からの受電ができず、全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、その状態が5分以上継続したとき。</p>		

別表 2-1-4 EAL 事象の判断基準解釈 (13/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
GE28	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。	原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水喪失による冷却能力の低下等により炉心の損傷に至る可能性のある事象については、事前にその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心の損傷に至る場合に備え、炉心の損傷を検知した場合を全面緊急事態の判断基準とする。 「炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量」とは、高レンジエリアモニタ等によって判断することとなる。また、原子炉容器の出口温度によって炉心の損傷を検知できることから、当該出口温度の検知も対象とする。
泊発電所における解釈		
<p><GE28：炉心損傷の検出> 【適用号機なし】 全ての運転モードにおいて、原子炉格納容器内の格納容器高レンジエリアモニタの線量率が1×10^5 mSv/h以上及び炉心出口温度が350℃以上となったとき。</p>		

別表 2-1-4 EAL 事象の判断基準解釈 (14/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
AL29	原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	左記の事象は、蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器内の水位を低下させた状態であり、直ちに照射済燃料集合体の露出に至らないものの、事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。
SE29	原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。	左記の事象は、蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器内の水位を低下させた状態であり、直ちに照射済燃料集合体の露出に至らないものの、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。
GE29	蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水タンク（1、2号機）／燃料取替用水ピット（3号機）からの注水ができないこと。	原子炉容器内の水位を下げた状態で、左記の事象が継続すれば、やがて原子炉冷却材の温度が上昇し、照射済燃料集合体の露出に至ることから、全面緊急事態の判断基準とする。

泊発電所における解釈

<p><AL29：停止中の原子炉冷却機能の一部喪失> 【適用号機なし】 ミッドループ運転において、以下のいずれかの状態となったとき。 ① 1次冷却材配管の水位が低下し、一次冷却系統水位（低）（1、2号機）／RCSループ水位低圧抽出ライン隔離（3号機）警報値以下となった状態が15分以上継続したとき。 ただし、計器の故障であることが直ちに判断できる場合は除く。 ② 1台の余熱除去ポンプへの電源供給の喪失、ポンプの故障等により、当該余熱除去ポンプが運転不能となったとき。 ③ 弁の固着、流路の閉塞等により、1系統の余熱除去機能が喪失したとき。</p> <p>「ミッドループ運転」とは、一次冷却系統水位が原子炉容器ノズル上端以下の場合のプラント状態を指す。 1、2号機：T. P. 21.62m以下 3号機：T. P. 22.93m以下</p> <p>以下、同じ。</p>
<p><SE29：停止中の原子炉冷却機能の喪失> 【適用号機なし】 ミッドループ運転において、以下のいずれかの状態となったとき。 ① 1次冷却材配管の水位が低下し、一次冷却系統水位（低）（1、2号機）／RCSループ水位低圧抽出ライン隔離（3号機）警報値以下となった状態が30分以上継続したとき。 ただし、計器の故障であることが直ちに判断できる場合は除く。 ② 全ての余熱除去ポンプへの電源供給の喪失、ポンプの故障等により、当該余熱除去ポンプが運転不能となったとき。 ③ 弁の固着、流路の閉塞等により、全ての余熱除去機能が喪失したとき。</p>
<p><GE29：停止中の原子炉冷却機能の完全喪失> 【適用号機なし】 ミッドループ運転において、全ての余熱除去ポンプへの電源供給の喪失、ポンプの故障、余熱除去冷却器の冷却水喪失等による炉心の冷却機能及び蒸気発生器を通じた全ての除熱機能が喪失し、かつ充てんポンプ及び高圧注入ポンプによる燃料取替用水タンク（1、2号機）／燃料取替用水ピット（3号機）から炉心へ注入する手段の全てが喪失したとき。</p>

別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈（15/27）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
AL30	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	<p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、サイホンブレーカが機能しない等、その原因によっては水位の回復が困難な場合もあることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>
SE30	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	<p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。また、当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を維持できないこと、又は維持できないおそれがある場合をいう。</p> <p>「当該貯蔵槽の水位を測定できないこと」とは、常設及び可搬型の測定機器で当該貯蔵槽の水位を測定できないことをいう（以下この表において同じ。）。</p>
GE30	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	<p>左記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難となり水位が回復できず、照射済燃料集合体の露出に至るといふ事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>また、当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下すること、又は低下しているおそれがある場合をいう。</p>

泊発電所における解釈	
<p>＜AL30：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ＞ 【適用号機なし】</p> <p>使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸発が確認され、使用済燃料ピット水位が、以下の使用済燃料ピット出口配管下端位置まで低下したとき。</p> <p>1、2号機：NWL-135cm以下（T. P. 29.51m） 3号機：NWL-135cm以下（T. P. 31.31m）</p> <p>なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復の手段は、可搬設備等による全ての補給を含む。 ただし、燃料輸送などにより、計画的に水位を低下させた場合又は計画的な点検の場合は除く。</p>	
<p>＜SE30：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失＞ 【適用号機なし】</p> <p>使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸発が継続し、使用済燃料ピット水位が以下の状態となったとき。</p> <p>① 使用済燃料ピット水位が、以下の燃料集合体頂部上方4mの水位まで低下したとき。</p> <p>1、2号機：NWL-346cm以下（T. P. 27.40m） 3号機：NWL-343cm以下（T. P. 29.23m）</p> <p>② 使用済燃料ピット水位低警報が発信又はそのおそれがある状態において、使用済燃料ピット水位を計器又は目視によって確認できない状態が3時間以上継続したとき。</p> <p>なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復及び測定は、可搬設備等による全ての手段を含む。 ただし、燃料輸送などにより、計画的に水位を低下させた場合又は計画的な点検の場合は除く。</p>	
<p>＜GE30：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出＞ 【適用号機なし】</p> <p>以下のいずれかとなったとき。</p> <p>① 使用済燃料ピット水位が以下の燃料集合体頂部上方2mの水位に低下したとき。</p> <p>1、2号機：NWL-546cm以下（T. P. 25.40m） 3号機：NWL-543cm以下（T. P. 27.23m）</p> <p>② 使用済燃料ピットエリアモニタの指示値が有意に上昇した状況で、直接的又は間接的な手段によっても、使用済燃料ピットの水位が①の水位を上回っていることが確認できないとき。</p> <p>なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復及び測定は、可搬設備等による全ての手段を含む。</p>	

別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈 (16/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
AL31	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。	<p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>また、当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が継続していると考えられることから併せて警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「一定時間」とは、測定できない状況を解消するために準備している措置を実施するまでに必要な時間をいう。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を維持できないこと、又は維持できないおそれがある場合をいう。</p>
SE31	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。	<p>左記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難となり水位の回復ができず、照射済燃料集合体の露出に至るおそれがあるという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>
GE31	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。	<p>左記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難となり水位の回復ができず、照射済燃料集合体の露出に至るといふ事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>

泊発電所における解釈	
<p><AL31：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ> 【1、2、3号機適用】</p> <p>使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸発が継続し、使用済燃料ピット水位が以下の状態となったとき。</p> <p>① 使用済燃料ピット水位が、以下の燃料集合体頂部上方4mの水位まで低下したとき。</p> <p>1、2号機：NWL-346cm以下（T. P. 27.40m） 3号機：NWL-343cm以下（T. P. 29.23m）</p> <p>② 使用済燃料ピット水位低警報が発信またはそのおそれがある状態において、使用済燃料ピット水位を計器又は目視によって確認できない状態が3時間以上継続したとき。</p> <p>なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復及び測定は、可搬設備等による全ての手段を含む。 ただし、燃料輸送などにより、計画的に水位を低下させた場合又は計画的な点検の場合は除く。</p>	
<p><SE31：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失> 【1、2、3号機適用】</p> <p>使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸発が継続し、使用済燃料ピット水位が以下の水位となったとき。</p> <p>使用済燃料ピット水位が以下の燃料集合体頂部上方2mの水位に低下したとき。</p> <p>1、2号機：NWL-546cm（T. P. 25.40m） 3号機：NWL-543cm（T. P. 27.23m）</p> <p>なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復は、可搬設備等による全ての手段を含む。</p>	
<p><GE31：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出> 【1、2、3号機適用】</p> <p>使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸発が継続し、使用済燃料ピット水位が以下の水位となったとき。</p> <p>使用済燃料ピット水位が以下の燃料集合体頂部の水位に低下したとき。</p> <p>1、2号機：NWL-746cm（T. P. 23.40m） 3号機：NWL-743cm（T. P. 25.23m）</p> <p>なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復は、可搬設備等による全ての手段を含む。</p>	

別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈（17/27）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
SE41	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	左記の状態が一定時間継続する場合は、その事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子炉格納容器冷却機能等の常用の設備の故障によって圧力又は温度の上昇傾向が一定時間にわたって継続した場合は施設敷地緊急事態に該当しないこととなる。
GE41	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	最高使用圧力又は最高使用温度に達した後に圧力上昇又は温度上昇が継続した場合には、放射性物質の閉じ込め機能が低下する可能性があるため、全面緊急事態の判断基準とする。
泊発電所における解釈		
<SE41：格納容器健全性喪失のおそれ> 【適用号機なし】	<p>運転モード1、2、3及び4において、原子炉冷却材喪失事象又は主蒸気管破断事象等により、原子炉格納容器内の圧力が上昇し、格納容器スプレイ作動の設定値*を超えた状態で、原子炉格納容器内圧力の上昇が10分間以上継続したとき。</p> <p>*設定値は、以下のとおり。</p> <p>【1、2号機】格納容器圧力：0.115MPa 【3号機】格納容器圧力：0.127MPa</p>	
<GE41：格納容器圧力の異常上昇> 【適用号機なし】	<p>運転モードが、1、2、3及び4において、原子炉格納容器が最高使用圧力^{*1}又は最高使用温度^{*2}に達したとき。</p> <p>*1、*2 最高使用圧力及び最高使用温度とは、以下の状態をいう。</p> <p>【1、2号機】最高使用格納容器圧力：0.255MPa 最高使用格納容器温度：128℃（最高使用圧力時の飽和温度） 【3号機】最高使用格納容器圧力：0.283MPa 最高使用格納容器温度：132℃（最高使用圧力時の飽和温度）</p>	

別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈（18/27）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
AL42	燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	<p>以下の4つのケースが考えられる。</p> <p>1) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ 2) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 3) 燃料被覆管障壁の喪失 4) 原子炉冷却系障壁の喪失</p> <p>なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01 Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画等に詳細を定めるものとする。</p>

SE42	<p>燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p>	<p>以下の4つのケースが考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 燃料被覆管障壁が喪失 + 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 2) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ + 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 3) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ + 格納容器障壁が喪失 4) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ + 格納容器障壁が喪失 <p>なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01 Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画等に詳細を定めるものとする。</p>
------	--	---

泊発電所における解釈

<AL42：単一障壁の喪失又は喪失のおそれ> 【適用号機なし】

運転モード1、2及び3において、以下の障壁が喪失又は喪失のおそれがあるとき。

- ① 燃料被覆管障壁が喪失するおそれがあるとき。 ② 燃料被覆管障壁が喪失したとき。
③ 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあるとき。 ④ 原子炉冷却系障壁が喪失したとき。

①燃料被覆管障壁が喪失するおそれ	炉心出口温度の最高値が350℃以上
②燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値が600℃以上
③原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ	1次冷却材漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）が発生し、抽出隔離 ^{※1} をした状態で、充てんポンプ1台で加圧器水位が維持できない
④原子炉冷却系障壁が喪失	1次冷却材漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）が発生し、「加圧器圧力異常低」又は「加圧器水位低及び加圧器圧力低」による非常用炉心冷却設備の作動を必要とする設定圧力又は設定水位 ^{※2} 以下

※1 抽出ライン隔離の設定値は以下のとおり。

【1・2号機】加圧器水位：19% 【3号機】加圧器水位：17%

※2 非常用炉心冷却設備作動の設定値は以下のとおり。

【1・2号機】加圧器圧力異常低：11.87MPa【gage】
加圧器圧力低：12.55MPa【gage】+加圧器水位低：5%
【3号機】加圧器圧力異常低：11.48MPa【gage】
加圧器圧力低：12.17MPa【gage】+加圧器水位低：5%

<SE42：2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ> 【適用号機なし】

運転モード1、2及び3において、以下の障壁が喪失又は喪失のおそれがあるとき。^{※1}

- ・① 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+③原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ
- ・② 燃料被覆管障壁が喪失+③原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ
- ・① 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+④格納容器障壁が喪失
- ・③ 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+④格納容器障壁が喪失

①燃料被覆管障壁が喪失するおそれ	炉心出口温度の最高値が350℃以上
②燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値が600℃以上
③原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ	1次冷却材漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）が発生し、抽出隔離 ^{※2} をした状態で、充てんポンプ1台で加圧器水位が維持できない
④格納容器障壁が喪失	以下のいずれかとなったとき。 ・格納容器圧力の上昇後、格納容器スプレイの動作又は格納容器自然対流冷却操作等を実施していない状況において、格納容器圧力が急激に低下したとき。 ・格納容器隔離信号発信後も環境への直接放出経路があるとき。

※1 「喪失」の条件が成立している状況においては、「喪失のおそれ」の条件は既に成立している。

※2 抽出ライン隔離の設定値は以下のとおり。

【1・2号機】加圧器水位：19% 【3号機】加圧器水位：17%

別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈 (19/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
GE42	<p>燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p>	<p>以下のケースが考えられる。 燃料被覆管障壁が喪失 + 原子炉冷却系障壁が喪失 + 原子炉格納容器障壁が喪失するおそれ なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01 Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画等に詳細を定めるものとする。</p>

泊発電所における解釈	
<p><GE42：2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ> 【適用号機なし】</p> <p>運転モード1、2及び3において、以下の障壁が喪失又は喪失のおそれがあるとき。</p> <p>・①燃料被覆管障壁が喪失+②原子炉冷却系障壁が喪失+③格納容器障壁が喪失するおそれ</p>	
①燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値が600℃以上
②原子炉冷却系障壁が喪失	1次冷却材漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）が発生し、「加圧器圧力異常低」又は「加圧器水位低及び加圧器圧力低」による非常用炉心冷却設備の作動を必要とする設定圧力又は設定水位 ^{※1} 以下
③格納容器障壁が喪失するおそれ	格納容器圧力が格納容器スプレイ作動の設定値 ^{※2} を超過し、更に10分以上継続して圧力が上昇
<p>※1 非常用炉心冷却設備作動の設定値は以下のとおり。</p> <p>【1・2号機】加圧器圧力異常低：11.87MPa【gage】 加圧器圧力低：12.55MPa【gage】+加圧器水位低：5%</p> <p>【3号機】加圧器圧力異常低：11.48MPa【gage】 加圧器圧力低：12.17MPa【gage】+加圧器水位低：5%</p> <p>※2 格納容器スプレイ作動の設定値は、以下のとおり。</p> <p>【1、2号機】格納容器圧力：0.115MPa【gage】 【3号機】格納容器圧力：0.127MPa【gage】</p>	

別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈（20/27）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
SE43	炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	原子炉格納容器の圧力を低下させることにより、原子炉格納容器の破損及び炉心の損傷を防止することが想定されるが、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用するという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。
泊発電所における解釈		
<p><SE43：原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用> 【適用号機なし】</p> <p>モード1、2、3及び4において、格納容器内高レンジエリアモニタで1×10^5 mSv/h未満である状態で、炉心の損傷を防止するために格納容器圧力逃がし装置を使用するとき。</p>		

別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈（21/27）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
AL51	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。
SE51	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	火災等により原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の一部が喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。
GE51	原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることを、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなることを。	火災等により原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることによって、原子炉を停止した後に冷温停止状態を維持することができなくなり、原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。

泊発電所における解釈	
<p><AL51：原子炉制御室他の機能喪失のおそれ> 【適用号機なし】 放射線レベルの上昇等により、運転員が中央制御室及び中央制御室外原子炉停止盤室での操作が容易にできなくなったとき（まだ、操作を実施することは可能な状態。）</p>	
<p><SE51：原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失> 【適用号機なし】 以下のいずれかとなった場合。 (1) 原子炉若しくは使用済燃料ピットに異常が発生していない状態において、以下となったとき。 ① 中央制御室及び中央制御室外原子炉停止盤室の環境が悪化し、防護具等を用いなければ、運転員が監視及び操作ができないとき。 (2) 原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中若しくは使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸散による通常水位からの水位の低下が確認された状態において、以下のいずれかになったとき。 ① 中央制御室の環境が悪化し、防護具等を用いなければ、運転員が監視及び操作ができないとき。 ② 中央制御盤における関連表示等が一部消失[*]したとき。 ※ 関連表示等が一部消失とは、以下の状況をいう。 (1、2号機) 操作盤のうち、主盤又は原子炉補助盤の「表示灯及び警報の消灯」若しくは「指示計及び記録計が使用不能」となったとき。 (3号機) 計測制御設備の故障等により、運転コンソール、指令コンソール及び保守コンソールでプラント状態若しくは警報の監視が不能となったとき。</p>	
<p><GE51：原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失> 【適用号機なし】 以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子炉若しくは使用済燃料ピットに異常が発生していない状態において、以下となったとき。 ① 中央制御室及び中央制御室外原子炉停止盤室から退避が必要になったとき。 (2) 原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中若しくは使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸散による通常水位からの水位の低下が確認された状態において、以下のいずれかになったとき。 ① 中央制御室から退避が必要になったとき。 ② 中央制御盤における関連表示等が全て消失[*]したとき。 ※ 関連表示等が全て消失とは、以下の状況をいう。 (1、2号機) 全ての操作盤の表示灯、警報、指示計及び記録計が使用不能となったとき。 (3号機) 計測制御設備の故障等により、運転コンソール、指令コンソール及び保守コンソールでプラント状態かつ警報の監視が不能となったとき。</p>	

別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈 (22/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
AL52	泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。
SE52	泊泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合が考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。
泊発電所における解釈		
<p><AL52：所内外通信連絡機能の一部喪失> 【適用号機なし】 原子炉施設に何らかの異常が発生した場合において、中央制御室あるいは緊急時対策所から所内又は所外への通信手段として、電力保安回線に接続される通信設備、公衆回線に接続される通信設備、衛星回線に接続される通信設備のうち、どれか1つの手段のみとなったとき。</p>		
<p><SE52：所内外通信連絡機能の全て喪失> 【適用号機なし】 原子炉施設に何らかの異常が発生した場合において、中央制御室あるいは緊急時対策所から所内又は所外への通信手段として、電力保安回線に接続される通信設備、公衆回線に接続される通信設備、衛星回線に接続される通信設備の全ての通信手段が使用不能となったとき。</p>		

別表 2-1-4 EAL 事象の判断基準解釈 (23/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
AL53	重要区域 ^{いっ} において、火災 ^{いっ} 又は溢水 ^{いっ} が発生し、安全機器等 [※] の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ※ 安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表2-1-5に示すものをいう。	原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。 なお、重要区域及び安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。
SE53	火災 ^{いっ} 又は溢水 ^{いっ} が発生し、安全機器等 [※] の機能の一部が喪失すること。 ※ 安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表2-1-5に示すものをいう。	左記の場合は、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。
泊発電所における解釈		
<p><AL53：重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ> 【適用号機なし】</p> <p>重要区域において、火災^{いっ}*¹又は溢水^{いっ}*²により、別表2-1-5に定める「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統のうち使用できる系統が1系統のみとなったとき。 なお、別表2-1-5に定める「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」については、記載されている機器等が保安規定で定める各適用モード外においては除外できる。 ※1 火災とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む）が発火することをいう。 ※2 溢水とは、発電所内に施設される機器の破損等による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう。（滞留水、流水、蒸気を含む。）</p>		
<p><SE53：火災・溢水による安全機能の一部喪失> 【適用号機なし】</p> <p>火災^{いっ}*¹又は溢水^{いっ}*²により、別表2-1-5に定める「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統が全て使用できなくなったとき。 なお、別表2-1-5に定める「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」については、記載されている機器等が保安規定で定める各適用モード外においては除外できる。 ※1 火災とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む）が発火することをいう。 ※2 溢水とは、発電所内に施設される機器の破損等による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう。（滞留水、流水、蒸気を含む。）</p>		

別表 2-1-4 EAL 事象の判断基準解釈 (24/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
- (警戒)	泊村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。	
- (警戒)	泊村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。	
- (警戒)	オンサイト総括が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合。	
- (警戒)	泊発電所において新規基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山の影響等）が発生した場合。（超えるおそれがある場合を含む。）	
泊発電所における解釈		
<p><(警戒)：外的事象による影響（地震）> 【1、2、3号機適用】</p> <p>泊村[※]において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ※ 泊村の震度が発表されない場合、運用上、近隣の岩内町の震度を用いる。</p>		
<p><(警戒)：外的事象による影響（津波）> 【1、2、3号機適用】</p> <p>泊村沿岸を含む津波予報区[※]において、大津波警報が発表された場合。 ※ 泊村沿岸を含む津波予報区とは、泊発電所前面海域を含む北海道日本海沿岸南部を指す。</p>		
<p><(警戒)：重要な故障等（オンサイト総括判断）> 【1、2、3号機適用】</p> <p>オンサイト総括（具体的な職位は「原子力規制庁 初動対応マニュアル」による。）が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合において、原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が、警戒本部の設置を必要と認めた場合。</p>		

<p>< (警戒) : 外的事象による影響 (設計基準超過) ></p> <p>泊発電所において、新規基準で定める設計基準を超える外部事象 (竜巻、洪水、台風、火山の影響等) が発生した場合 (超えるおそれがある場合を含む)。</p> <p><参考></p> <p>竜巻：泊発電所近傍で設計基準を超える竜巻が認知され、泊発電所に来襲する蓋然性が高いと判断された場合</p> <p>火山の影響：降灰が継続し、設計降灰量 (40cm) を超えるおそれのある場合</p> <p>積雪：設計積雪荷重を超えた場合 (原子炉建屋、原子炉補助建屋において2.2m以上)</p> <p>外部火災：森林火災が発生し、防火帯に迫ってきた場合又は飛行機等が発電所敷地内に墜落し、火災が発生した場合</p> <p>生物学的事象：大量の海生物が来襲し、原子炉補機冷却海水系統の機能が1系統以上喪失した場合 (運転モード外を除く。)</p>	<p>【適用号機なし】</p>
--	-----------------

別表 2-1-4 EAL 事象の判断基準解釈 (25/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
-	(警戒)	<p>地震、津波、オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等若しくは設計基準を超える外部事象が発生した場合、又は、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>
S E 5 5	<p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>
G E 5 5	<p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。</p>
泊発電所における解釈		
<p>< (警戒) : 外的事象による影響 (委員長判断) > 【1、2、3号機適用】</p> <p>テロ・妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生するおそれがある場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が、警戒本部の設置を必要と判断した場合。</p>		
<p>< S E 5 5 : 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 > 【1、2、3号機適用】</p> <p>テロ・妨害行為等により、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生し、放射性物質又は放射線の影響範囲が敷地内にとどまると予想され、泊発電所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施 (施設敷地緊急事態要避難者の避難) を開始する必要があると原子力防災管理者が判断したとき。</p>		
<p>< G E 5 5 : 住民の避難を開始する必要がある事象発生 > 【1、2、3号機適用】</p> <p>テロ・妨害行為等により、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生し、放射性物質又は放射線の影響範囲が敷地外に及ぶと予想され、泊発電所周辺の住民の避難を開始する必要があると原子力防災管理者が判断したとき。</p>		

別表 2-1-4 EAL 事象の判断基準解釈 (26/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
X S E 6 1	<p>火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で100 μSv/h以上の放射線量を検出したとき。 <p>(事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない)</p>	
X G E 6 1	<p>火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で10 mSv/h以上の放射線量を検出したとき。 <p>(事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない。)</p>	
泊発電所における解釈		
<p>< X S E 6 1 : 事業所外運搬での放射線量率の上昇 > 【1、2、3号機適用】</p> <p>放射線量については、現場で輸送責任者 (海上輸送の場合、船長) が放射線量を測定する。</p>		
<p>< X G E 6 1 : 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇 > 【1、2、3号機適用】</p> <p>放射線量については、現場で輸送責任者 (海上輸送の場合、船長) が放射線量を測定する。</p>		

別表 2-1-4 EAL 事象の判断基準解釈 (27/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
XSE62	火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器（L型、IP-1型を除く。）からの放射性物質の漏えいがあったとき。 （事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、施設敷地緊急事態には該当しない）	
XGE62	火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬の場合にあつては、当該運搬に使用する容器（IP型を除く。）から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量（A ₂ 値）の放射性物質の漏えいがあったとき。 （事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、全面緊急事態には該当しない）	
泊発電所における解釈		
<p><XSE62：事業所外運搬での放射性物質漏えい> 【1、2、3号機適用】 輸送責任者（海上輸送の場合、船長）が、現場で放射性物質の漏えいを確認するか或いはその可能性があると判断した場合に通報が行われる。</p>		
<p><XGE62：事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい> 【1、2、3号機適用】 A₂値の放射性物質の漏えいがあったかどうかを現場で直接確認するのではなく、事故状況からB型輸送物から有為な漏えいが認められた場合、A₂値相当の漏えいがあったとみなして運用される。</p>		

資料 3-1-5 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧

別表 2-1-5 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧 (1/2)

安全機器名	重要区域	1、2号機	3号機
原子炉トリップ遮断器盤	原子炉トリップ遮断器盤室	○	○
安全保護系	安全系継電器室	○	—
	安全系計装盤室	—	○
燃料取替用水タンク	燃料取替用水タンク室	○	—
燃料取替用水ピット	燃料取替用水ピット	—	○
高圧注入ポンプ	高圧注入ポンプ室	○	○
余熱除去ポンプ	余熱除去ポンプ室	○	○
余熱除去冷却器	余熱除去冷却器室	○	○
格納容器スプレイポンプ	格納容器スプレイポンプ室	○	○
格納容器スプレイ冷却器	格納容器スプレイ冷却器室	○	○
ほう酸ポンプ	ほう酸ポンプ室	○	○
ほう酸タンク	ほう酸タンク室	○	○
補助給水タンク	補助給水タンク設置場所	○	—
補助給水ピット	補助給水ピット	—	○
電動補助給水ポンプ	電動補助給水ポンプ室	○	○
タービン動補助給水ポンプ	タービン動補助給水ポンプ室	○	○
充てんポンプ	充てんポンプ室	○	○
原子炉補機冷却水ポンプ	原子炉補機冷却水ポンプ設置場所	○	○
原子炉補機冷却水冷却器	原子炉補機冷却水冷却器設置場所	○	○
原子炉補機冷却海水ポンプ	原子炉補機冷却海水ポンプ設置場所	○	○
制御用空気圧縮機	制御用空気圧縮機室	○	○
使用済燃料ピット	使用済燃料ピットエリア	○	○
使用済燃料ピットポンプ	使用済燃料ピットポンプ室	○	○
使用済燃料ピット冷却器	使用済燃料ピット冷却器室	○	○
ディーゼル発電機	ディーゼル発電機室、ディーゼル発電機制御盤室、燃料油サービスタンク室、燃料油貯油槽	○	—
	ディーゼル発電機建屋、ディーゼル発電機制御盤室、燃料油サービスタンク室、燃料油貯油槽	—	○
主蒸気逃がし弁/安全弁	主蒸気管室	○	○
所内非常用高圧母線	安全補機開閉器室	○	○
安全系蓄電池	安全系蓄電池室	○	○
安全系充電器	安全系充電器室	○	—
	安全補機開閉器室	—	○

別表 2 - 1 - 5 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧 (2/2)

安全機器名	重要区域	1、2号機	3号機
安全系予備充電器	安全系充電器室	○	—
予備充電器盤	常用系インバータ室	—	○
非常用直流母線	安全系原子炉コントロールセンタ室	○	—
	安全補機開閉器室	—	○
所内変圧器	所内変圧器設置場所	○	○
起動変圧器	起動変圧器設置場所	○	—
予備変圧器	予備変圧器設置場所	○	○
代替非常用発電機	代替非常用発電機設置場所	○	○
可搬型直流電源用発電機	可搬型直流電源用発電機保管場所 (屋外保管エリア)	○	○
主盤	中央制御室	○	—
原子炉補助盤	中央制御室	○	—
運転コンソール	中央制御室	—	○
指令コンソール	中央制御室	—	○
保守コンソール	中央制御室	—	○
中央制御室外原子炉停止盤	中央制御室外原子炉停止盤室	○	○
換気空調系集中現場盤	中央制御室外原子炉停止盤室	○	○

資料 3-2-1 泊村災害対策本部条例

(昭和37年12月25日)
(条例第12号)

改正 平成24年9月20日条例第17号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、泊村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指(令)名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は班の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 3-2-2 共和町災害対策本部条例

(昭和37年12月27日)
(条例第29号)

改正 昭和46年3月26日条例第15号
平成13年3月21日条例第7号
平成24年9月28日条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、共和町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所班の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故のあるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年条例第15号）

この条例は、共和村を共和町とする処分に伴う関係条例の一部を改正する条例の施行の日（昭和46年4月1日）から施行する。

附 則（平成13年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 3-2-3 岩内町災害対策本部条例

(昭和37年12月18日)
(条例第13号)

改正 昭和61年9月26日条例第6号
平成9年3月24日条例第4号
平成24年9月21日条例第11号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき岩内町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 3-2-4 神恵内村災害対策本部条例

(昭和37年12月28日)
(条例第13号)

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき神恵内村災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

- 第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

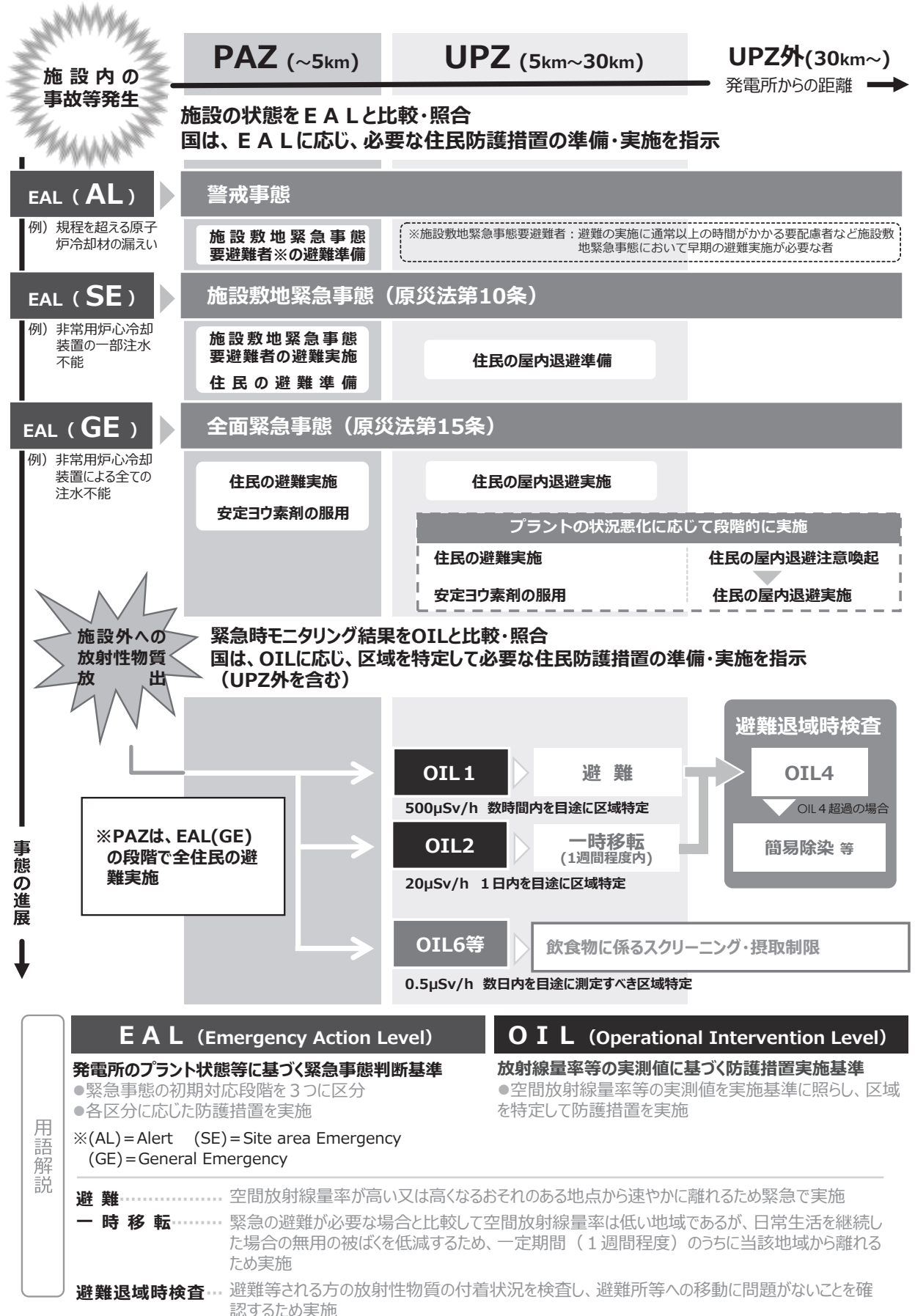
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月21日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 3-5-1 緊急時における防護措置の概要



資料 3-5-2 放射線防護施設一覧

令和7年4月1日現在

施設名	施設管理者	所在地	防護区画の 収容人数 (人)	用途
北海道後志総合振興局	北海道	倶知安町北1条東2丁目	—	災害対策拠点施設
泊村役場	泊村	泊村大字茅沼村字白別 191-7	—	〃
共和町役場	共和町	共和町南幌似38-2	—	〃
岩内町役場・保健センター	岩内町	岩内町字高台134-1	160	災害対策拠点施設 屋内退避施設
神恵内村役場	神恵内村	神恵内村大字神恵内村 81-20	180	〃
特別養護老人ホーム むつみ荘	泊村	泊村大字茅沼村711-3	84	屋内退避施設
養護老人ホームむつみ荘	泊村	泊村大字茅沼村711-3	103	〃
泊小学校	泊村	泊村大字盃村134-1	389	〃
泊中学校	泊村	泊村大字茅沼村字南坂 の上6-3	310	〃
共和町保健福祉センター	共和町	共和町南幌似57-12	85	〃
特別養護老人ホーム みのりの里 共和	共和町	共和町南幌似57-13	135	〃
国富地区防災センター	共和町	共和町国富31-7	84	〃
岩内西小学校	岩内町	岩内町字野東172-1	413	〃
岩内あけぼの学園	社会福祉法人 あけぼの福祉会	岩内町字野東210	95	〃
介護老人保健施設 コミュニティホーム岩内	社会福祉法人 溪仁会	岩内町字野東69-26	305	〃
北海道社会事業協会 岩内病院	社会福祉法人 北海道社会事業協会	岩内町字高台209-2	350	〃
介護老人保健施設 神恵内ハイツ998	医療法人社団 桜愛会	神恵内村字大川116-1	171	〃
寿都しおさい学園	社会福祉法人 札幌育成園	寿都町字磯谷町横澗 1128	80	〃
寿都浄恩学園	社会福祉法人 札幌育成園	寿都町字磯谷町横澗 1128	120	〃
美国小学校	積丹町	積丹町大字美国町 字大沢214	250	〃
古平小学校	古平町	古平町大字浜町370	200	〃
共働の家	社会福祉法人 古平福祉会	古平町大字歌棄町 204-9	149	〃
銀山学園	社会福祉法人 後志報恩会	仁木町銀山2丁目134	224	〃
余市豊浜学園	社会福祉法人 小樽四ツ葉学園	余市町豊浜町293	109	〃

資料 3-5-3

町村職員、消防職（団）員数等に関する資料

令和7年12月31日現在

町 村 名	町村職員数		消防職員（人）	消防団員（人）
		うち 女子職員		
泊 村	55	23	(泊 支 署 11)	(泊 消 防 団 56)
共 和 町	109	40	(共 和 支 署 12)	(共 和 消 防 団 138)
岩 内 町	150	49	(本部、消防署 41)	(岩 内 消 防 団 57)
神 恵 内 村	40	7	(神 恵 内 支 署 6)	(神 恵 内 消 防 団 40)
岩内・寿都地方 消防組合	—	—	114	—

注) 岩内・寿都地方消防組合職員数の合計は、寿都、島牧、黒松内の各支署を含む。

資料 3-7-1

北海道原子力災害医療活動実施要領

原子力災害医療活動実施要領

目 次

I 原子力災害医療の基本的な考え方

I-1	原子力災害医療の基本方針	132
I-1-(1)	原子力災害医療の基本方針	132
I-1-(2)	原子力災害医療と一般医療の違い	132
I-1-(3)	被ばく者等の定義	133
I-2	放射線事故・災害の想定と対応措置	133
I-2-(1)	放射線事故・災害の想定	133
I-2-(2)	原子力災害対策重点区域と防護措置の準備・実施	134
I-3	原子力災害医療の概要	135
I-3-(1)	原子力発電所における被ばく医療	135
I-3-(2)	避難退域時検査場所等で住民等を対象とする対応	135
I-3-(3)	原子力災害拠点病院における医療	135
I-3-(4)	原子力災害医療協力機関における医療	136
I-3-(5)	原子力災害医療・総合支援センターにおける医療	136
I-3-(6)	高度被ばく医療支援センターおよび 基幹高度被ばく医療支援センターにおける医療	137

II 原子力発電所内で被ばく者等が発生した場合

II-1	原子力発電所内で被ばく者等が発生した場合	140
II-2	原子力発電所内で被ばく者等が発生した場合の活動手順	140
II-2-(1)	活動手順の流れ	140
II-2-(2)	通報連絡・汚染検査等	142

III 原子力災害時に避難退域時検査場所等において住民に対応する場合

III-1	原子力災害時に避難退域時検査場所等において住民に対応する場合	146
III-2	原子力災害医療の体制	146
III-2-(1)	原子力災害医療調整官の設置	146
III-2-(2)	医療班の設置	146
III-2-(3)	医療班各チームの編成基準及び業務	150
III-3	避難退域時検査	152
III-3-(1)	避難退域時検査の目的と概要	152

III- 3-(2)	避難退域時検査活動班各チームの編成基準及び業務	152
III- 3-(3)	避難退域時検査の流れ	153
III- 3-(4)	避難退域時検査の方法	155
III- 3-(5)	簡易除染	156
III- 3-(6)	汚染物等の取り扱い	157
III- 4	医療活動用資機材	157
III- 5	健康不安対策	160
III- 5-(1)	基本方針	160
III- 5-(2)	総合振興局保健環境部における健康相談窓口の開設	160
III- 5-(3)	救護所における健康相談窓口の開設	161
III- 5-(4)	事後対策としての健康影響調査	161
IV	医療機関における医療活動等	
IV- 1	医療機関における医療活動及び留意事項	162
IV- 1-(1)	人員と役割分担	162
IV- 1-(2)	処置室の条件	163
IV- 1-(3)	必要な資機材等	163
IV- 1-(4)	汚染拡大防止措置	164
IV- 1-(5)	医療関係者の汚染・放射線防護	165
IV- 1-(6)	診療の手順	166
IV- 1-(7)	外傷の精査と治療	167
IV- 2	傷病者等に対応する原子力災害医療協力機関における活動	169
IV- 2-(1)	役割及び体制	169
IV- 2-(2)	外部汚染の除染	169
IV- 3	原子力災害拠点病院における医療活動	172
IV- 3-(1)	役割及び体制	172
IV- 3-(2)	外部汚染の除染及び高線量被ばく者の診断と治療	173
IV- 3-(3)	内部被ばくの測定	173
IV- 3-(4)	内部汚染の除染	173
IV- 4	高度被ばく医療支援センター及び 原子力災害医療・総合支援センターの活動	174
IV- 4-(1)	役割及び体制	174
IV- 4-(2)	高線量被ばく者の診断と治療	175

IV- 5	医療機関への搬送	182
IV- 5-(1)	現場到着までの準備	182
IV- 5-(2)	患者収容時の留意事項	183
IV- 5-(3)	搬送中の注意事項	183
IV- 5-(4)	搬送終了後	183
IV- 6	その他の放射線事故への対応	184
IV- 6-(1)	核燃料（新燃料、使用済燃料）の輸送中の事故	184
V	安定ヨウ素剤の取扱	
V- 1	安定ヨウ素剤服用の目的・意義	186
V- 2	安定ヨウ素剤の配布・服用のための事前準備	186
V- 2-(1)	事前配布	187
V- 2-(2)	緊急時における配布体制	188
V- 2-(3)	副作用と服用	188
V- 3	安定ヨウ素剤の保管	188
V- 3-(1)	保管場所及び保管数量	188
V- 3-(2)	保管・管理方法	190
V- 4	安定ヨウ素剤の配布	190
V- 4-(1)	搬送体制	190
V- 4-(2)	配布責任者及び配布担当者	191
V- 4-(3)	服用の決定・指示	191
V- 4-(4)	配布方法	192
V- 4-(5)	服用対象	193
V- 4-(6)	服用回数、服用量、服用方法等	194
V- 4-(7)	服用中止の連絡	195
V- 4-(8)	回収	195

I 原子力災害医療の基本的な考え方

I-1 原子力災害医療の基本方針

I-1-(1) 原子力災害医療の基本方針

原子力災害医療は、「いつでも、どこでも、誰でも最善の医療を受けられる」という救急医療の原則と、医療対応の能力を上回る多数の傷病者の発生を伴う災害にあつては「最大多数に最大の利益を」という災害医療の原則に立脚し、既存の救急医療体制、災害医療体制との整合性を図るものとする。このことは、原子力発電所の従事者と周辺住民等を分け隔てなく平等に治療するという基本認識に基づき、様々な事態を想定した医療提供体制を構築していかなければならないということの意味する。

例えば、原子力発電所から放射性物質が大量に放出する事故の場合は、国、地方公共団体は災害対策本部を設置し、住民等に対し避難退域時検査および簡易除染や安定ヨウ素剤の配布を実施することとしている。また、緊急時の混乱により生じる一般傷病者に対する医療が必要となるほか、特に医療を必要としない多くの者が放射線障害に対して漠然とした不安や危惧を持ち、医療施設に検査等を求めてくることも予想される。

さらに、原子力発電所内での事故のように災害対策本部設置に至らない場合にも、放射性物質による汚染あるいは放射線被ばくを伴う傷病者が発生する場合がある。特に、原子力発電所内での事故の場合、深刻な被ばくや汚染、合併損傷を負うことも想定される。

こうしたあらゆる事態に対し迅速、的確に対応するためには、関係者の協力によりあらかじめ原子力災害医療体制について不断の検討を進め、適切な研修・訓練を実施することにより、円滑に被ばく者等を診療できる体制を構築するとともに、事故の状況と汚染検査等の結果について積極的な情報提供・広報活動を行い、住民等の不安の解消に努めることが必要である。

I-1-(2) 原子力災害医療と一般医療の違い

一般医療と原子力災害医療の相違点は、次のとおりである。

① 汚染管理及び放射線防護の必要性

1) 医療関係者、医療機器、医療施設の壁、床等への汚染拡大防止等

医療関係者の被ばく線量の低減化を図るとともに、医療機器、壁、床等の汚染

- 防止、汚染の拡大防止等の放射線防護対策を行う。
- 2) 医療関係者の被ばく線量の管理を行う。
 - 3) 放射性物質による汚染がある場合には、除染を行い、残存汚染のないことを確認する。
 - 4) 除染に使用した資機材等については、汚染の有無を確認し、汚染が確認されたものについては保管し、原子力事業者へ引き渡す。
- ② 内部被ばく、放射性物質による汚染創傷に対する処置
- 1) 内部被ばくに対する治療
 - 2) 汚染創傷に対する処置（滅菌生理食塩水等による洗浄等）
 - 3) 尿、便、吐しゃ物等の生体試料の管理
- ③ 線量評価に基づく治療方針の決定
- ・原子力災害拠点病院等の医師は、被ばく者等の推定線量に基づく放射性物質や放射線による障害の程度を考慮して治療方針を策定する。
- ④ 放射線管理要員の協力支援
- ・被ばく者等に随行する放射線管理要員は、被ばく者等の搬送時や医療機関での除染処置、汚染の拡大防止等の放射線防護や放射線管理について協力、支援する。

I-1-(3) 被ばく者等の定義

被ばく者等とは、放射線による被ばく又は放射性物質による身体汚染を伴う者又はその恐れのある者をいう。

I-2 放射線事故・災害の想定と対応措置

I-2-(1) 放射線事故・災害の想定

本実施要領において対策を講ずべき事故・災害は、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）に基づき、北海道電力株泊発電所における放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外に放出される原子力災害、ならびに原子力災害に至らない労災事故等であり、表1-1のとおりとする。

原子力発電所以外の事故への対策は、原子力発電所における事故への対策に準じて行うこととする。さらに、原子力災害の発生と同時期又は連続して地震、津波、台風等による災害が発生し、その影響が複合化することにより、災害応急対策が困難となる事態（以下「複合災害」という。）への対策も、本実施要領に準じて行うものとする。

表 1 - 1 放射線事故の想定

事故の種類	事故の内容 (例)	問題となる主な放射性核種	医療処置
原子力発電所内での事故 (労働災害)	事業所内従事者の管理区域内での墜落、転倒等による負傷、熱傷等を伴う汚染・被ばく事故	^{60}Co 、 ^{58}Co 、 ^{54}Mn 、 ^{59}Fe 、 ^{51}Cr	通常は汚染の程度は軽度であり、外傷、疾病に対する治療が主体である。内部汚染に対する治療が必要な場合もあり得る。
原子力発電所からの放射性物質の放出 (原子力災害)	炉心損傷により格納容器から排気筒を通じて放射性物質が環境中に放出する	^{131}I 、 ^{137}Cs 、 ^{85}Kr 、 ^{133}Xe	地域住民に対する放射線防護対策（屋内退避、避難又は一時移転、安定ヨウ素剤投与）、汚染検査、除染、住民の不安を解消するための説明が必要である。
核燃料の輸送中の事故	輸送容器の破損等の核燃料（新燃料、使用済燃料）輸送事故	^{235}U 、 ^{238}U 、 ^{239}Pu 、その他核分裂生成物	内部汚染に対する治療が必要な場合もあり得る。

I - 2 - (2) 原子力災害対策重点区域と防護措置の準備・実施

① 原子力災害対策重点区域

◇予防的防護措置準備区域（PAZ）

泊発電所から半径概ね 5 km 以内の区域であり、全面緊急事態では原則として全ての住民等に対して即時避難を実施する。

◇緊急防護措置準備区域（UPZ）

泊発電所から半径概ね 5 ～ 30 km 以内の区域であり、全面緊急事態では屋内退避を行い、緊急モニタリングにより測定した空間放射線量率に応じて、一時移転や避難等の防護措置を行う。

② 緊急事態の区分

初期対応段階においては、緊急事態の区分、泊発電所の状況や距離等に応じ、住民等に対する防護措置の準備や実施等を適切に行う。

◇警戒事態（警戒事象、EAL（AL））

原子力施設における異常事象の発生又はその恐れがあるため、情報収集や緊急時モニタリング、PAZ 内の避難行動要支援者等の避難等の準備を開始する。

◇施設敷地緊急事態（原災法10条通報：特定事象、EAL（SE））

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、PAZ 内の避難行動要支援者等の避難を実施し、PAZ 内のその他住民の避難準備を開始する。また、UPZ 内の住民の屋内退避の準備を開始する。

◇全面緊急事態（原災法15条通報：原子力緊急事態、EAL（GE））

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、PAZ内のすべての住民の避難、UPZ内の住民を屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等の準備を実施する。

I-3 原子力災害医療の概要

原子力災害医療は、次の区分により行う。

I-3-(1) 原子力発電所における被ばく医療

被ばく者等の応急処置とともに、スクリーニングと被ばく線量の推定を行う。その後、除染や汚染拡大防止措置を行い、汚染や被ばくの程度等に応じて、迅速に被ばく者等を原子力災害医療協力機関や原子力災害拠点病院に搬送する。

I-3-(2) 避難退域時検査場所等で住民等を対象とする対応

避難退域時検査場所等では、住民等を対象として、避難退域時検査を行うとともに、必要に応じて脱衣および拭き取り等の簡易除染処置を実施するほか、救護所を設置し、必要な医療対応を行う。

I-3-(3) 原子力災害拠点病院における医療

原子力災害拠点病院においては、以下の医療対応を行う。

- ① 汚染の有無にかかわらず、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤な傷病者に対し高度な診療を提供する。
- ② 汚染を伴う傷病者や高線量被ばくが疑われる傷病者に対して、線量測定（評価）、除染処置等を行うとともに必要な集中治療等の診療を行う。
- ③ 原子力災害医療協力機関では対応できない被ばく傷病者等の受入診療を行う。
- ④ 傷病者の数や重症度が対応能力を超える場合、行政機関と連携して他の原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター又は原子力災害医療・総合支援センターに患者を搬送する。
- ⑤ 医師、看護師、診療放射線技師等の放射線管理を行う放射線防護要員からなる原子力災害医療派遣チームを保有し、原子力災害時に原子力災害医療・総合支援センターの調整により立地道府県に派遣する。

原子力災害拠点病院は、道により下記の2機関が指定されている。

- ① 札幌医科大学附属病院
- ② 北海道大学病院

I-3-(4) 原子力災害医療協力機関における医療

原子力災害医療協力機関は、以下の7項目の業務のうち1つ以上を行う。

- ① 被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療を行うことができること。
- ② 国又は立地道府県等からの指示に基づき、避難住民等に対し、甲状腺被ばく線量モニタリングを実施することができる測定要員を保有し、その派遣体制を有すること。
- ③ 原子力災害医療派遣チームを編成し、その派遣体制を有すること。
- ④ 救護所に医療従事者の派遣を行うことができること。
- ⑤ 国又は立地道府県等からの指示に基づき、避難住民等に対し、避難退域時検査を実施することができる検査要員を保有し、その派遣体制を有すること。
- ⑥ 立地道府県等が行う安定ヨウ素剤配布の支援を行うことができること。
- ⑦ その他、原子力災害発生時に必要な支援を行うことができること。

原子力災害医療協力機関は、道により図1-1記載の機関が登録されている。

I-3-(5) 原子力災害医療・総合支援センターにおける医療

原子力災害医療・総合支援センターは、原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整やその活動の支援を行う機関であり、自ら原子力災害医療派遣チームを編成するほか、原子力災害医療派遣チームの派遣等に関して、道の原子力災害医療調整官に専門的助言等の支援を行う。また、平時から原子力災害医療派遣チーム構成員の要請を行う。さらに原子力災害拠点病院が業務継続計画を整備するために必要な支援を行う。

原子力災害医療・総合センターは、国により下記の4機関が指定されており、それぞれの担当地域も決められている。北海道は、弘前大学の担当区域となっている。

- ① 国立大学法人 弘前大学（以下、弘前大学）
- ② 公立大学法人 福島県立医科大学（以下、福島県立医科大学）
- ③ 国立大学法人 広島大学（以下、広島大学）
- ④ 国立大学法人 長崎大学（以下、長崎大学）

I-3-(6) 高度被ばく医療支援センターおよび基幹高度被ばく医療支援センターにおける医療

高度被ばく医療支援センターは、原子力災害時において高度専門的な被ばく医療を行う機関であり、原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な治療を必要とする傷病者並びに、除染が困難で二次汚染等を起こす可能性が高い被ばくを伴う傷病者の診療等を行う。また、原子力災害拠点 病院等に対し、必要な診療支援や助言等が可能な専門家の派遣等を行う。

原子力災害拠点病院や原子力災害協力機関に対し、専門的な教育研修等を実施するとともに、道に平時から技術的専門的な助言や支援を行い、原子力災害時には道が行う原子力災害対策に協力する。

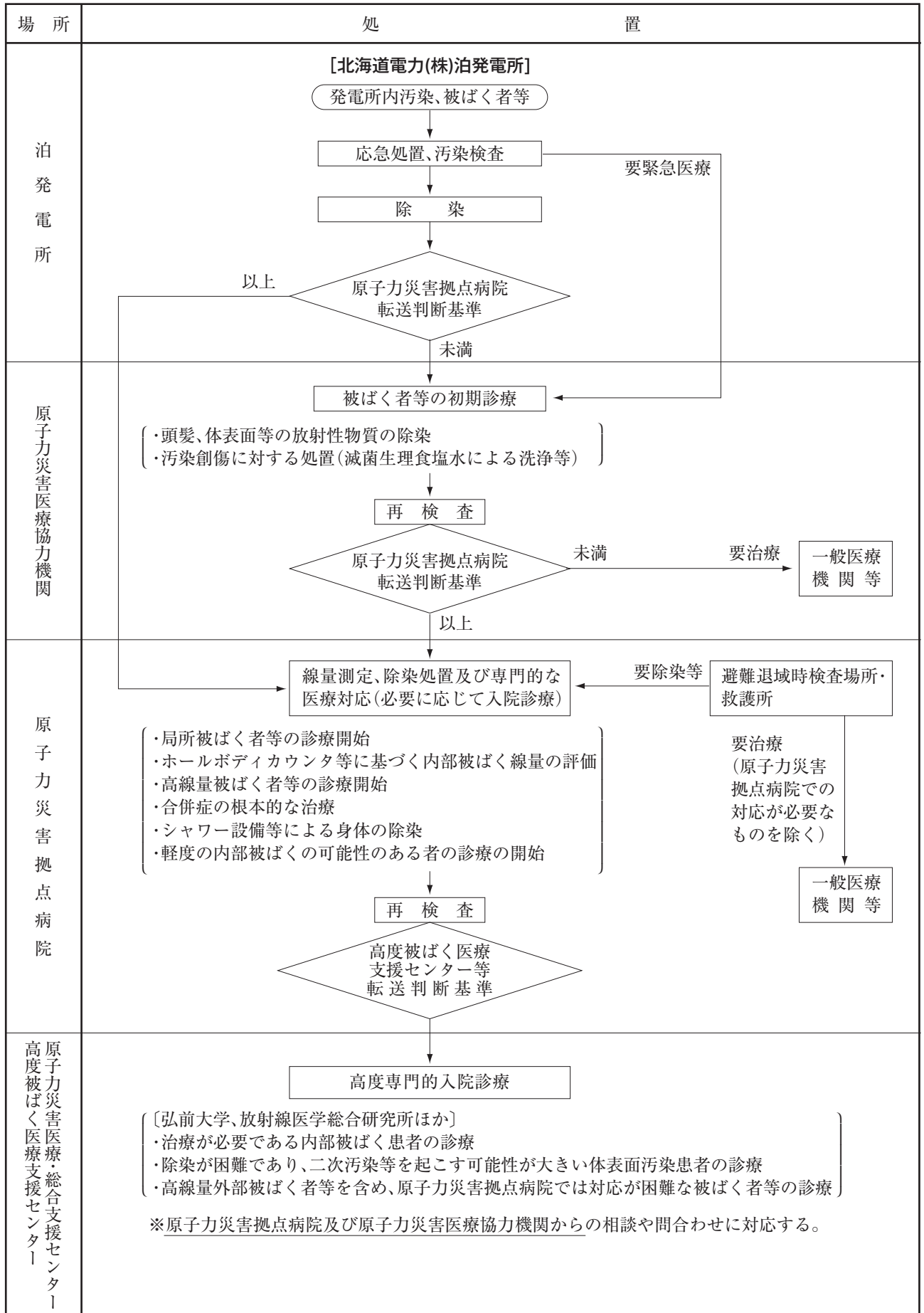
高度被ばく医療支援センターは、国により下記の6機関が指定されている。

- ① 国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構（以下、量子科学技術研究開発機構）
- ② 弘前大学
- ③ 福島県立医科大学
- ④ 国立大学法人 福井大学
- ⑤ 広島大学
- ⑥ 長崎大学

基幹高度被ばく医療支援センターは、高度被ばく医療支援センターにおいて中心的・先導的役割を担う機関で、特に重篤な被ばくを伴う傷病者への診療や高度専門的な線量評価を行うとともに、これらの分野の研究開発や人材育成を行う。

基幹高度被ばく医療支援センターは、国により量子科学技術研究開発機構が指定されている。

図 1-2 原子力災害医療処置のフローチャート



Ⅱ 原子力発電所内で被ばく者等が発生した場合

Ⅱ-1 原子力発電所内で被ばく者等が発生した場合

- ・原子力発電所内における汚染・被ばくを伴う労災事故が主な活動対象である。
- ・対象者は、ほとんどが発電所に従事する者となるが、発電所内で救出作業を行う消防機関等の職員も想定される。
- ・この場合は、救急医療、災害医療と同様の考え方と線量評価、臨床所見、検査結果等に基づき、受け入れ医療機関を選別し、迅速に被ばく者等の救命、治療を行う必要がある。

Ⅱ-2 原子力発電所内で被ばく者等が発生した場合の活動手順

ここでは、原子力発電所内で被ばく者等が発生した場合の活動手順、通報連絡について記載する。

Ⅱ-2-(1) 活動手順の流れ

① 原子力発電所内における初期対応

- 1) 原子力事業者は、直ちに産業医に連絡するとともに、産業医の指示に従って発電所内で汚染検査、除染、応急手当等の初期対応を行う。また、傷病の程度が重篤な場合や産業医に連絡がつかない場合は、原子力災害医療協力機関又は原子力災害拠点病院に対して、被ばく者等の状況を速やかに連絡するとともに、医師等の指示・助言を受ける。
- 2) 病態に応じて、必要な応急処置（気道確保、人工呼吸、止血等）を実施する。
- 3) 汚染の可能性のある衣服を脱衣させ、全身状態の許す範囲内で汚染部位の除染（ふき取り、局所洗浄等）を行う。
- 4) 意識喪失、ショック状態、呼吸困難、心拍動停止、大出血等の時は、救命処置を優先するため、汚染レベルにかかわらず最寄りの原子力災害医療協力機関である岩内協会病院へ搬送する。社会福祉法人 北海道社会事業協会岩内病院（以下、岩内協会病院）が対応できない場合は、産業医または岩内協会病院の医師等の指示に従って、その他の原子力災害医療協力機関または原子力災害拠点病院へ搬送する。なお、除染済みで救急診療が必要な傷病者については、通常の救急患者として搬送する。。

5) 除染が完了しない段階で医療機関に搬送する場合は、汚染が拡大しないように汚染部位をガーゼ、シートあるいはビニールシート等で被覆して搬送する。

6) 搬送は、管轄消防本部及び原子力事業者により行う。

② 産業医の役割

1) 原子力発電所の産業医は、原子力事業者と協力し、被ばく者等の応急処置等の初期対応を行う。

2) 産業医は、被ばく者等が速やかに医療機関を受診できるよう、受入れ要請を行うとともに、原子力事業者に対し、必要な助言及び勧告を行う。

3) 産業医は、被ばく者等の人命を最優先して、医療機関での受診、搬送要請につき指示を行う。

4) 産業医は、被ばく者等を搬送する際、全身状態によっては、搬送機関からの要請等に応じ、産業医自ら随行するか、あるいは、看護師等の随行を指示するなどの適切な対応を行う。

③ 放射線管理要員の役割

1) 放射線管理要員は、被ばく者等の搬送に随行し、被ばく者等の身体汚染検査、除染、被ばく線量の測定に協力するとともに医療機関や搬送車両等の設備、資機材の汚染検査を実施する。

2) 放射線管理要員は、被ばく者等を医療機関へ搬送する際には、汚染の状況を測定し、傷病の状態を勘案して、できる限り汚染の拡大防止措置を講じた上で、随行しなければならない。ただし、放射線管理要員がやむを得ず随行できない場合には、事故の状況、被ばく・汚染状況を説明し、汚染の拡大防止等ができる者が随行することで代替することができる。

④ 原子力災害医療協力機関から原子力災害拠点病院への転送の判断基準

1) 表2-1の「原子力災害拠点病院への転送判断の基準」に該当する場合は、原子力災害拠点病院に搬送する。

表 2-1 原子力災害拠点病院への転送判断の基準

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 被ばくや汚染の有無にかかわらず、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤な傷病者② 体表面汚染や創傷汚染が十分除染されなかった場合又はより詳細な線量測定が必要がある者③ 外部被ばくによる放射線障害の恐れがある者
(実効線量(推定)が1Gy以上、嘔気、嘔吐、全身倦怠感、リンパ球数の著しい減少が見られる場合等)④ 内部汚染の恐れがある者⑤ 原子力災害医療協力機関で対応困難な者 |
|---|

※本基準の適用に関し、被ばく者等の状況により正確な判定が困難な場合は、安全側に適用する。

2) 原子力発電所において、明らかに表2-1の基準に該当し、原子力災害医療協力機関を経由せずに搬送することが適切と判断される場合は、原子力発電所から直接、原子力災害拠点病院に搬送する。

⑤ 原子力災害拠点病院からの転送基準

- ・原子力災害拠点病院における診断の結果、表2-2の「高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センターへの転送判断の基準」に該当する場合は、当該機関と調整の上、搬送する。

表 2-2 高度被ばく医療支援センター、

原子力災害医療・総合支援センターへの転送判断の基準

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 治療が必要である内部被ばく患者② 除染が困難であり、二次汚染等を起こす可能性が大きい体表面汚染患者③ 高線量外部被ばく患者を含め、原子力災害拠点病院では対応が困難な患者 |
|--|

※本基準の適用に関し、被ばく者等の状況により正確な判定が困難な場合は、安全側に適用する。

II-2-(2) 通報連絡・汚染検査等

(原子力事業者)

- ・原子力事業者は、様式1(救急患者記録用紙)により、原子力災害医療協力機関又は原子力災害拠点病院に受入要請し、併せて管轄消防本部に救急搬送要請するとともに、道地域医療課に状況を連絡する。

- ・原子力事業者は、被ばく者等の搬送に当たり、放射線管理要員を同行させ、被ばく者等、搬送機関関係者、医療関係者、処置室、搬送車両等の汚染の拡大防止措置等を含めた放射線管理に必要な措置及び関係者に対する助言を行う。
- ・原子力災害医療協力機関から原子力災害拠点病院へ、原子力災害拠点病院から他の原子力災害拠点病院あるいは高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センターへ搬送する必要がある場合は、搬送元医療機関等の要請に基づき搬送等に協力し、併せて道地域医療課に連絡する。

(放射線管理要員)

- ・放射線管理要員は、搬送後は搬送関係者、救急車両等、医療処置終了後は医療関係者、処置室等の汚染検査を行うとともに、汚染のある場合は除染を行う。また、汚染検査結果等を原子力事業者に報告する。
- ・放射線管理要員は、汚染拡大防止措置に使用した資機材及び除染等に使用した放射性物質による汚染物を回収する。

(北海道)

- ・放射線管理要員の汚染検査に際し、後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室（以下「岩内地域保健室」という。）または道地域医療課の職員が立会し、又は必要に応じて自ら検査する。この場合、医療機関の通常の診療に支障を来さないよう留意する。
- ・道地域医療課は、医療機関での医療処置結果及び医療施設等における汚染のないことを確認し、その結果を的確に報道機関に情報提供することに留意する。

(第 報)

発信日時 年 月 日 () : _____

救急患者記録用紙 (情報提供用)

あて先: _____ 発信 (責任) 者: _____
 所属: _____
 電話: _____

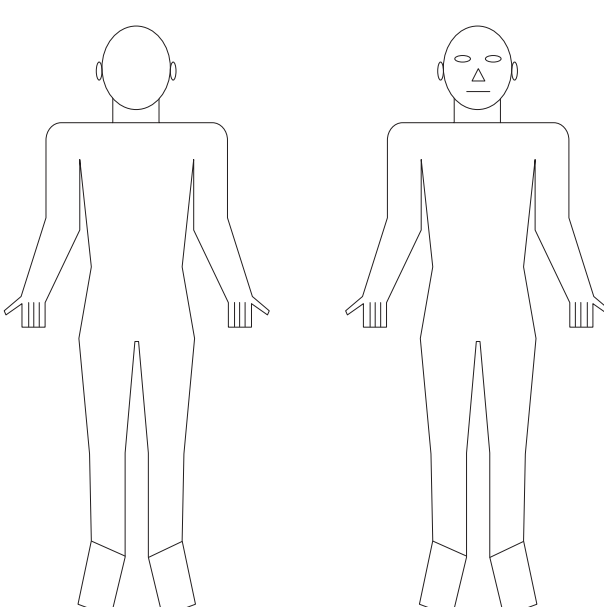
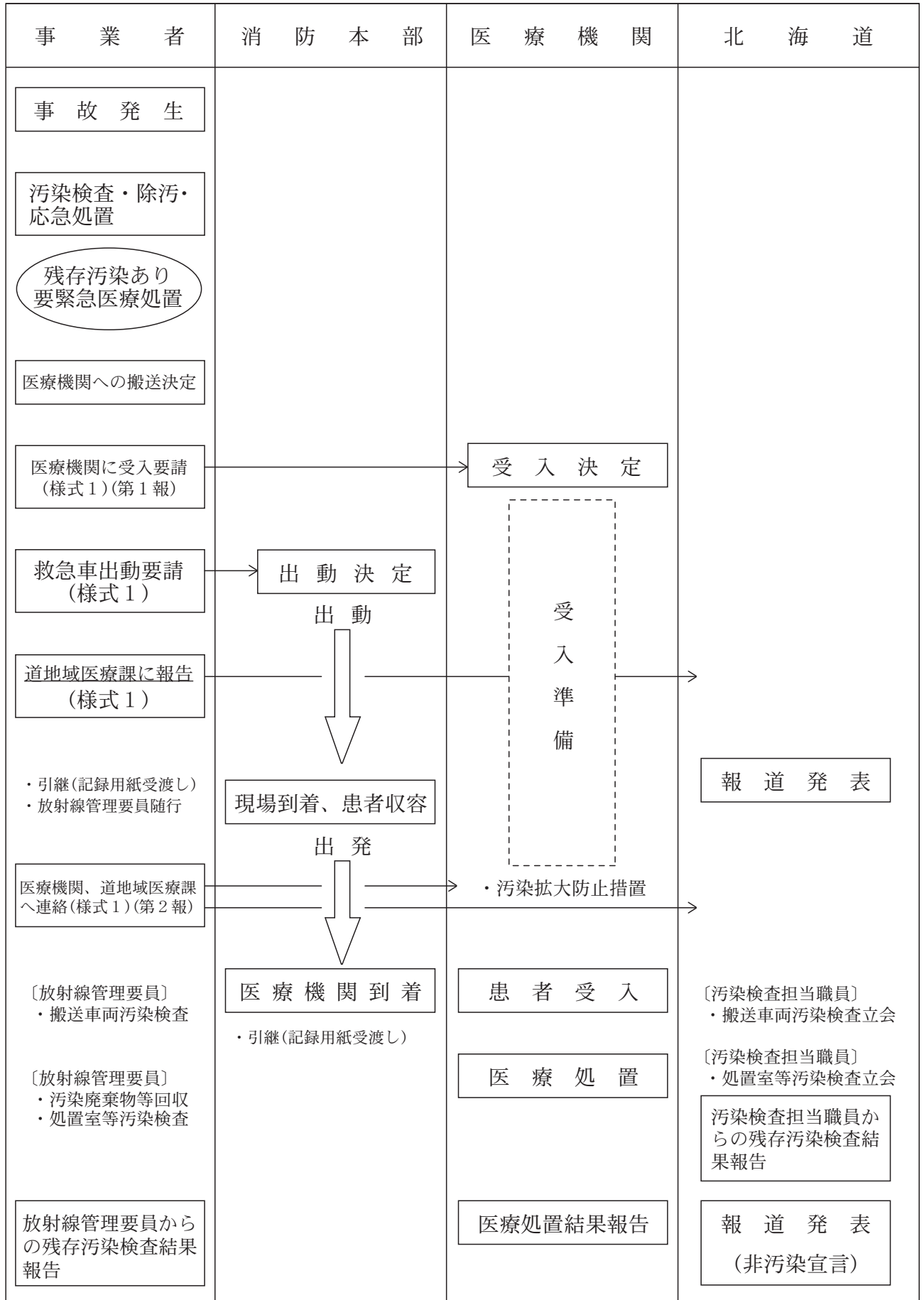
患者名				年齢	歳	性別	男・女
所属			連絡先				
事故状況				発生時刻	:		
				発生場所	管理区	非管理区	
意識レベル	清明・混濁		体表面汚染	有・?・無	放射性核種の種類 ()		
呼吸	有・?・無	回/分	創傷汚染	有・?・無			
血圧	有・?・無	mmHg	鼻腔・口角部汚染	有・?・無			
脈拍	有・?・無	回/分	30cm空間線量率	mSv/h			
体温		℃	外部被ばく	mSv			
外傷	有・?・無	外傷・汚染部位 (単位: Bq/cm ²)					
出血	有・?・無						
〈その他の所見〉							
応急処置概要				救急隊	覚知	:	
					発電所到着	:	
					発電所出発	:	
					医療機関到着	:	
				搬送先医療機関			
記録者							

図 2 - 1 原子力発電所内で被ばく者等が発生した場合のフロー図



Ⅲ 原子力災害時に避難退域時検査場所等において住民に対応する場合

Ⅲ- 1 原子力災害時に避難退域時検査場所等において住民に対応する場合

- ・放射性物質が環境中に放出する事故、いわゆる原子力災害が発生した場合、例えば施設敷地緊急事態ではP A Z内の施設敷地緊急事態要避難者（注）等は避難を、その他の住民は避難の準備を行う。また、全面緊急事態ではP A Z内のすべての住民は避難を、U P Z内の住民は屋内退避を行う。

注）P A Z内の住民等であって以下に掲げるもの

- イ 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち避難の実施に通常以上の時間がかかる者
 - ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者
 - ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者
- ・さらに、国または地方公共団体の指示によりU P Z内の住民が避難または一時移転を行う場合、汚染状況を確認し、必要な住民等に簡易除染を行う目的で、避難退域時検査を行う。

避難退域時検査活動については、Ⅲ- 3を参照。

- ・避難退域時検査場所その他必要と認められる場所については救護所を設置し、そこで医療活動を行う。

なお、その際、原子力災害医療協力機関や原子力災害拠点病院への搬送が必要と認められる傷病者等が確認された場合は、当該機関に速やかに搬送するものとする。

Ⅲ- 2 原子力災害医療の体制

Ⅲ- 2-(1) 原子力災害医療調整官の設置

① 原子力災害医療調整官の設置

道は、第2非常配備体制（警戒事態発生）をとった場合、警戒本部に原子力災害医療調整官を長とするグループを設置し、医療機関、消防機関等に対して搬送する患者の汚染や、推定被ばく線量に基づいてその搬送先や受入を指示する。

② 他の立地道府県等への協力要請

原子力災害医療調整官は、必要に応じて、他の立地道府県等に対して派遣チームの派遣要請を行い、立地道府県等内の原子力災害拠点病院等へ派遣する。

Ⅲ- 2-(2) 医療班の設置

① 医療班の設置

道は、第2非常配備体制（警戒事態発生）をとった場合、オフサイトセンターに現地警戒本部の医療班を設置し、医療機関等の関係者からなる医療チーム、救護チーム等により、原子力災害に備え、避難退域時検査、除染、治療等の原子力災害医療活動を実施するための準備を行うものとする。

北海道における原子力災害医療体制は、図3-1及び図3-2のとおりである。

② 関係機関等への協力要請

医療班長は、医療チーム等の設置に当たり、原子力災害医療協力機関に対し医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の医療要員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。また、避難退域時検査の支援のため、原子力事業者及び防災関係機関に対し、サーベイメータ類の取り扱いに習熟している要員等の派遣を要請する。

③ 医療班の組織

医療班の組織は、次のとおりとする。

医療班の組織図

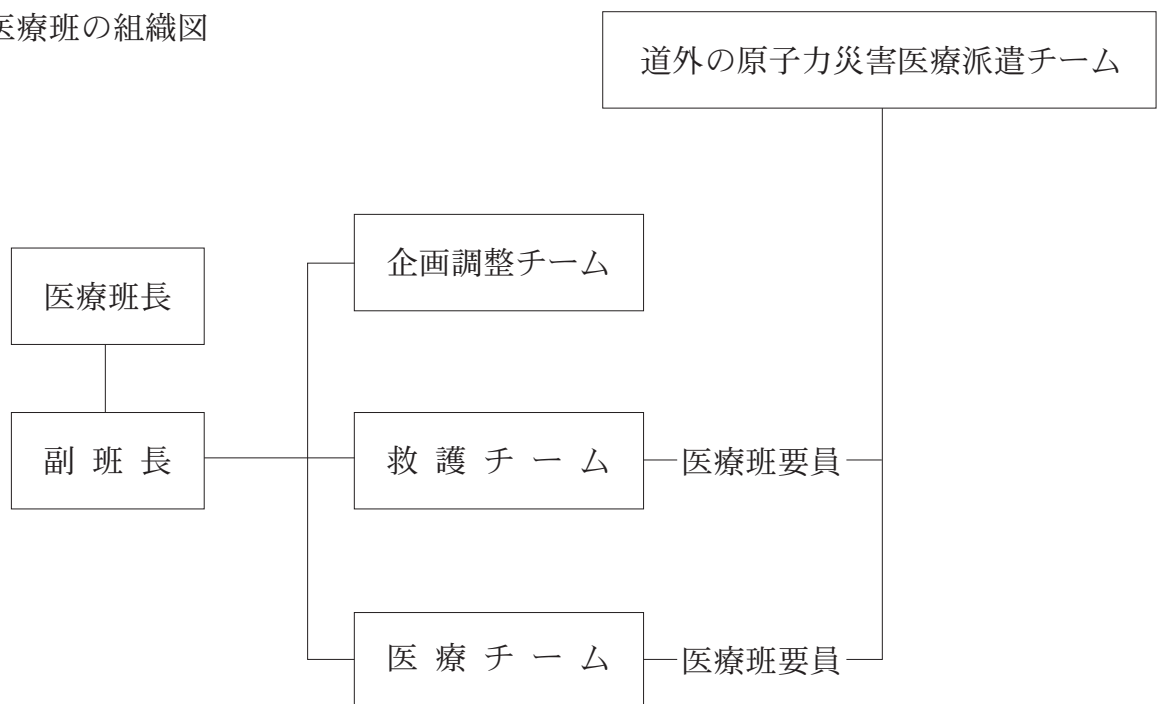
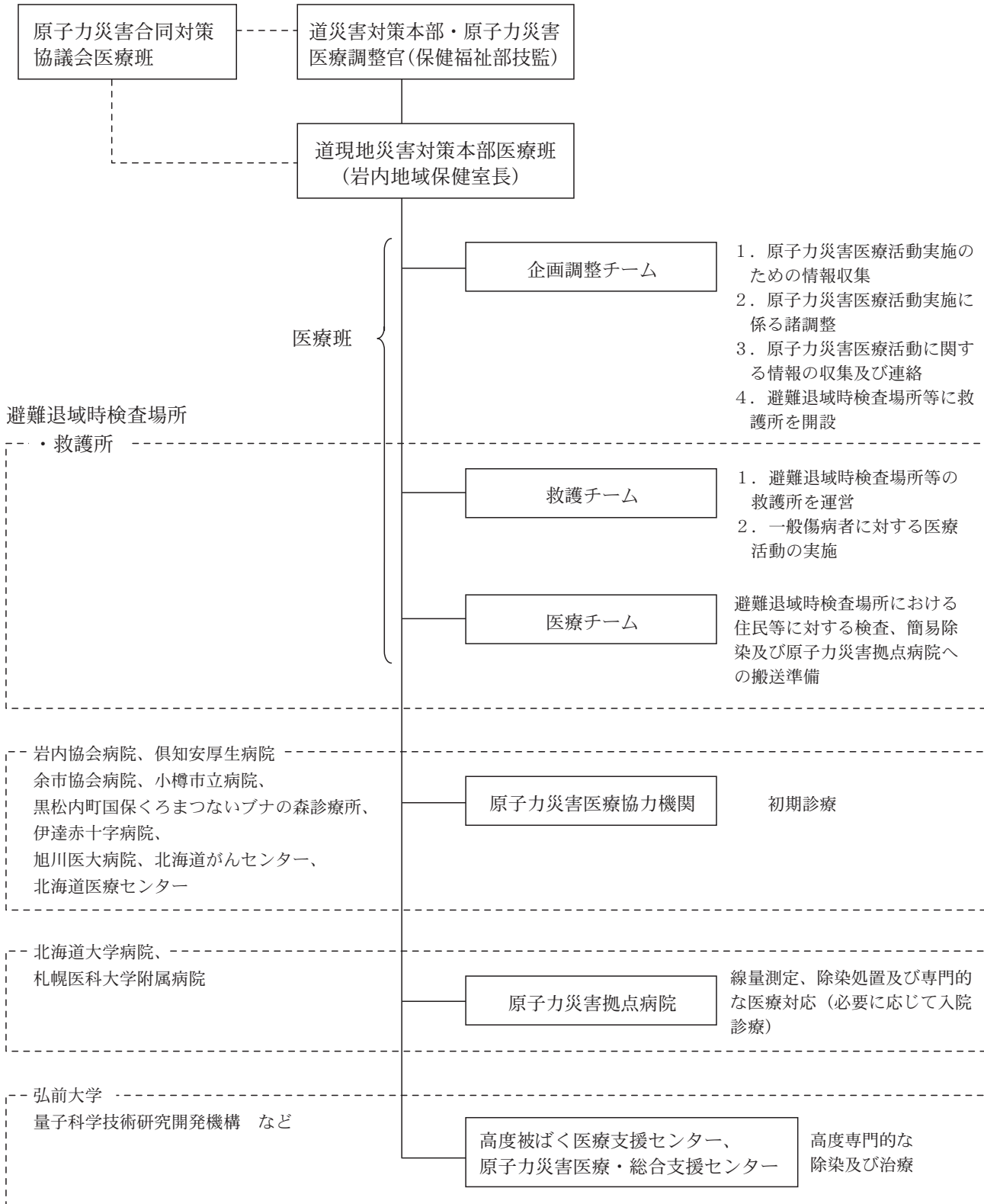
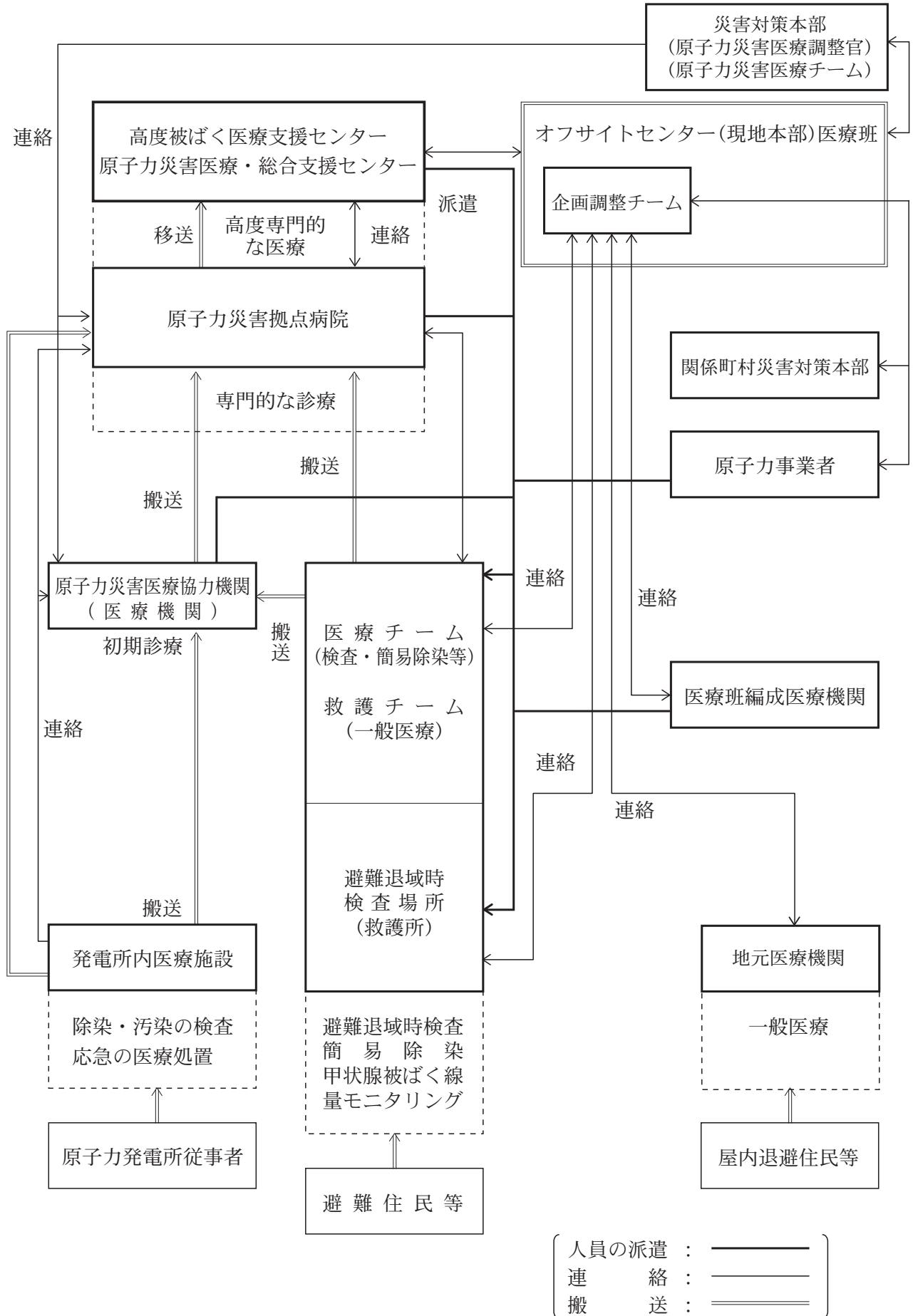


図 3 - 1 原子力災害医療体制



- (注) 1. 被ばく者等の原子力災害医療協力機関への搬送は、UPZ内の消防本部の救急車または北海道電力株式会社(以下「北電株」という。)の業務車等を用いる。
2. 被ばく者等の原子力災害拠点病院への転送は、陸路の場合はUPZ内の消防本部等の救急車または北電株の業務車等を用いる。空路の場合は道防災航空室の防災ヘリ等、札幌市消防局の救急車(丘珠空港等を経由する場合)を用いる。なお、天候等の理由によりヘリが飛べない状況で、複数の傷病者が発生した場合などには、必要に応じ、他の消防から応援を受け、可能な限り迅速に対応することとする。
3. 被ばく者等の高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センターへの搬送は、自衛隊の航空機等を活用して行う。

図 3 - 2 原子力災害医療活動実施連絡系統図



Ⅲ- 2-(3) 医療班各チームの編成基準及び業務

医療班の業務は、次のとおりとする。

- ① 医療班長は、医療班を指揮し、原子力災害医療活動業務を総括する。
- ② 副班長は、医療班長を補佐するとともに、医療班長に事故がある時は、その職務を代行する。
- ③ 各チームの責任者は、医療班長の指名を受け、医療班長の指示に基づきチーム員を指導し、それぞれのチーム所掌にかかる業務を総括する。
- ④ 各チームの編成基準及び業務

チーム名	編 成 基 準	業 務
企画調整チーム	主として北海道保健福祉部並びに後志総合振興局保健環境部保健行政室及び岩内地域保健室職員によって編成する。	1 原子力災害医療活動実施のための情報収集 2 原子力災害医療活動実施に係る諸調整 3 原子力災害医療活動に関する情報の収集及び連絡 4 避難退域時検査場所等に救護所を開設
救護チーム	派遣される医療機関毎に編成し、チーム数は災害の態様によって決定する。	1 避難退域時検査場所等の救護所を運営 2 一般傷病者に対する医療活動の実施
医療チーム	原子力災害医療の知識を有する医師、看護師等によって編成し、道外の原子力災害医療派遣チームの助言を得る。	1 避難退域時検査場所等における住民等に対する検査、簡易除染及び原子力災害拠点病院等への搬送準備 2 避難所等における甲状腺被ばく線量モニタリングの実施

(注) 救急搬送は、消防機関の救急隊員等が当たる。

- ⑤ チーム標準編成人員

チーム	職 種	職 種				合 計
		医 師	診療放射線技師	看 護 師	事 務 員	
救 護 チーム		1	—	2	1	4
医 療 チーム		1	1	2	1	5

- (注) 1. 医療チームにおける検査等には、原子力事業者から派遣される放射線測定要員等が加わる。
2. 企画調整チームは、⑥の編成機関から各1名以上。

⑥ チーム編成

医 療 班 長	北海道後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室長	
副 班 長	北海道後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室次長 北海道後志総合振興局保健環境部保健行政室長	
チ ャーム 名	編 成 機 関	チ ャーム 数
企 画 調 整 チ ャーム	北海道保健福祉部総務課 " " 地域医療推進局地域医療課 " " 健康安全局地域保健課 " 後志総合振興局保健環境部 岩内地域保健室	1
救 護 チ ャーム	北海道後志総合振興局保健環境部保健行政室 " 胆振総合振興局保健環境部保健行政室 " 胆振総合振興局保健環境部 苫小牧地域保健室 (一社) 北海道医師会 災害拠点病院	1 1 1 2 26
	合 計	31
医 療 チ ャーム	北海道大学病院 旭川医科大学病院 札幌医科大学附属病院 国立病院機構北海道がんセンター " 北海道医療センター 旭川赤十字病院 伊達赤十字病院 J A北海道厚生連俱知安厚生病院 北海道社会事業協会小樽病院 " 岩内病院 " 余市病院 小樽市立病院 (一社) 北海道放射線技師会 原子力事業者 (放射線管理要員等)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 (14名)
	合 計	13
道外の原子力災害 医 療 派 遣 チ ャーム	弘前大学、量子科学技術研究開発機構 ほか	

※各編成機関に対しては、災害発生時にその状況に応じて派遣を要請する。

※災害の状況等により上記の機関で医療班の編成が困難な場合は、陸上自衛隊に要員派遣を要請する。

Ⅲ- 3 避難退域時検査

Ⅲ- 3-(1) 避難退域時検査の目的と概要

避難退域時検査は、UPZ内の住民等がOIL1または2に基づいて避難または一時移転を行う際に、住民の汚染状況を確認し、必要な人に対して簡易除染（脱衣および拭取り）を実施して被ばくの軽減や汚染拡大の防止を目的として実施する。

避難退域時検査の実施場所は、原子力災害対策重点区域境界付近で避難経路となる道路に面する又は近接し、車両等を保管する場合でも十分な面積を有することが求められている。

なお、避難退域時検査の実施により避難や一時移転の迅速性を損なわないよう十分に留意しなくてはならない。

Ⅲ- 3-(2) 避難退域時検査活動班各チームの編成基準及び業務

避難退域時検査活動班の業務は、次のとおりとする。

- ① 検査責任者は、避難退域時検査活動班の業務の全体統括及び道の現地災害対策本部等との連絡調整を行う。
- ② 補佐は、検査責任者の業務を補佐するとともに、一定時間ごとに避難退域時検査場所のバックグラウンドの測定を行い、その結果を検査責任者に報告する。
- ③ 各チームの責任者は、検査責任者の指示に基づきチーム員を指導し、所掌業務を総括する。また、活動班の体制並びに各チームの要員の役割と標準要員数は、次のとおりとする。

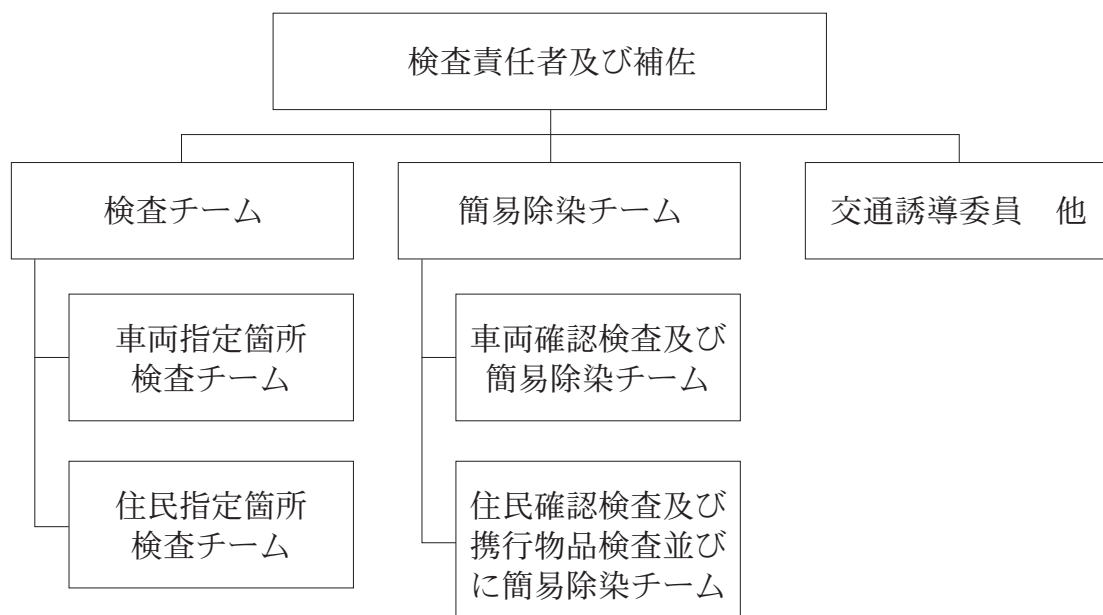


図 3 - 3 避難退域時検査活動班の体制

チーム区分、要員	役割	要員数
検査責任者及び補佐	<ul style="list-style-type: none"> 検査場所における業務の全体統括及び地方公共団体の現地災害対策本部との連絡調整（検査及び簡易除染の状況、バックグラウンド状況等の報告等） バックグラウンドの測定、検査責任者へ検査チームや簡易除染チームの活動状況等の報告 	2名
車両指定箇所検査チーム	<ul style="list-style-type: none"> 車両用ゲート型モニタ又は表面汚染検査用の放射線測定器による車両の指定箇所検査 	1名以上
車両確認検査及び簡易除染チーム	<ul style="list-style-type: none"> 表面汚染検査用の放射線測定器による車両の確認検査及び簡易除染後の簡易除染の効果の確認 車両の簡易除染 	2名以上
住民指定箇所検査チーム	<ul style="list-style-type: none"> 表面汚染検査用の放射線測定器による住民の指定箇所検査 	1名以上
住民確認検査及び携行物品検査並びに簡易除染チーム	<ul style="list-style-type: none"> 表面汚染検査用の放射線測定器による住民の確認検査及び携行物品の検査並びに簡易除染後の簡易除染の効果の確認 住民及び携行物品の簡易除染及びその説明（説明・指導等） 	2名以上
その他	<ul style="list-style-type: none"> 車両の誘導 他 	1名以上

（注）救急搬送は、消防機関の救急隊員等が当たる。

Ⅲ- 3-(3) 避難退域時検査の流れ

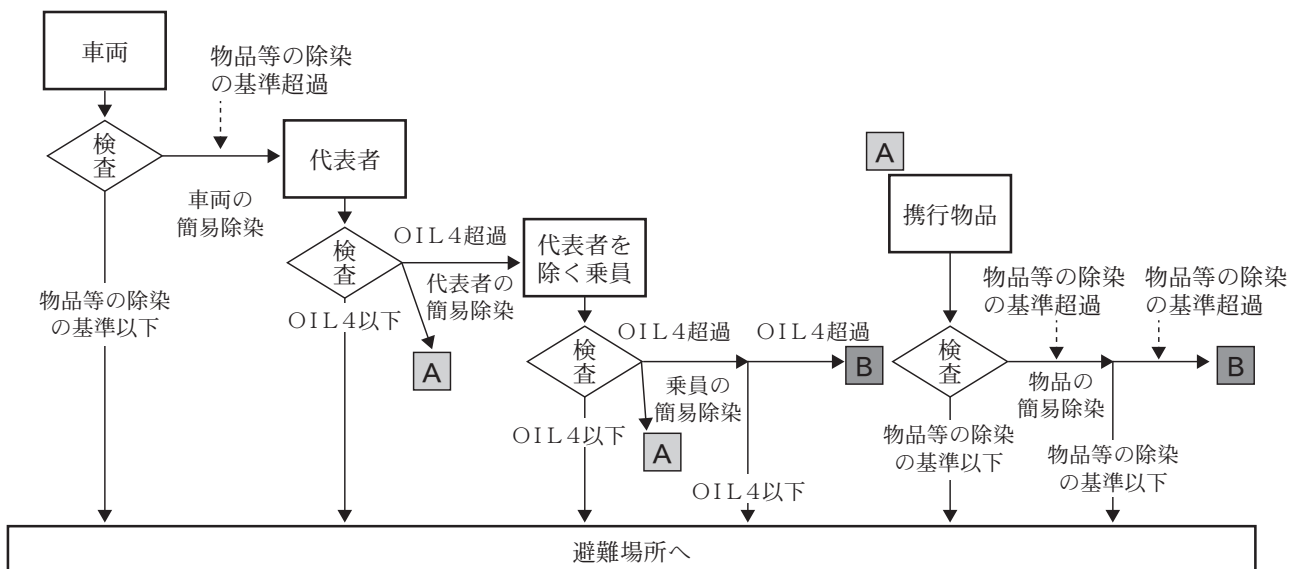
自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民に対しては、車両の検査を行う。

- ①表面汚染検査用測定器を用いた車両の検査では、車両の指定箇所（すべての車輪およびワイパー部）検査で、物品等の除染の基準を超えない場合、車両と乗員に対し検査済証を交付して検査場所を通過させる。また、車両用ゲート型モニタを設置している場合は、表面汚染検査用測定器による指定箇所検査のうちタイヤ側面の検査に代えることができる。ただし、車両用ゲート型モニタではタイヤ部の測定のみを行っているため、ワイパー部の検査は行う。
- ②指定箇所検査で物品等の除染の基準を超える場合には、車両については場所を移動して確認検査として検査員の手の届く高さや測定実施可能な範囲について汚染検査を行い、基準値を超えている部位を記録し、濡らしたウエスや洗車用ブラシ等を用いて拭き取りを行う。（はしごを使用した高所作業やエンジンルーム内等は、確認検査や簡易除染の対象としない）。除染は2回までとする。除染により前記の基準値を超えないことが確認されれば検査済証を交付し、検査場所を通過させる。2回の除染後も基準値を超える場合は、車両は避難退域時検査場所で保管し、乗員は他の車両に乗り換える等をして避難所等に移動する。

③基準値を超えた車両の乗員については、同じ場所から同様な行動をして避難してきた住民グループから一人の代表者を選出して、住民の指定箇所（頭部・顔面、手指及び掌、靴底）の検査を行う。O I L 4を超えない場合、乗員全員に検査済証を交付して避難所等へ移動させる。

④代表者の指定箇所検査でO I L 4を超えた場合、乗員全員について、指定箇所検査を行う。O I L 4を下回った者には検査済証を交付する。O I L 4を超える部位があった住民には、汚染部位を記録した後、脱衣および拭き取りによる簡易除染を行う。除染は2回までとする。除染によりO I L 4を超えないことが確認できれば検査済証を交付し、避難所等へ移動させる。2回の除染後もO I L 4を超える場合は、汚染部位をラップフィルム、ビニール袋等で保護したうえで、原子力災害拠点病院等、高度な除染の可能な機関に移動して除染を受けさせる。

なお、携行物品についても、その表面全体の汚染検査を行う。物品等の除染の基準を超えない場合はそのまま所持して避難所等へ移動する。物品等の除染の基準を超える場合は、本人が希望する場合には、本人が拭き取りを行う。拭き取りは2回までくりかえし基準値を超えなくなれば所持が可能であるが、基準値以下とならない場合には、避難退域時検査場所で保管又は本人の同意を得て廃棄処分とする。



B 簡易除染してもO I L 4を超える住民については除染が行える機関で除染を行い、簡易除染しても物品等の除染の基準を超える車両や携行物品については検査場所で一時保管などの措置を行う。

Ⅲ- 3-(4) 避難退域時検査の方法

① バックグラウンドの測定

担当者：検査責任者補佐

使用機器：NaIシンチレーション式サーベイメータ等

測定のタイミング：検査の準備段階から検査終了までの間、1時間に1回程度実施。なお、原子力施設の状況の変化や各チームからの検出報告等注意すべき情報が得られた場合には、連続監視あるいは、測定頻度を上げる。

測定の場所：避難退域時検査場所の屋内・屋外それぞれ2か所程度で実施。車の通行が少なく目印のある場所を定点とし、地上1mの高さの空間線量率を測定する。

測定の方法：時定数は10秒とし、約30秒後の指示値を読む。

測定日時、場所、測定者及び測定値を記録する。

② 指定箇所検査、確認検査の実際

両検査におけるサーベイメータの設定、操作方法、測定方法を下表に示す。

	指定箇所検査	確認検査
時定数	3 秒	
測定レンジ	10kcpm (10,000cpm)	10kcpm (10,000cpm) 振り切る場合は、指定値が概ねメーターの中心を指すよう適宜切り替え
計数音	オ フ	
距離と速度	対象と検出部の距離⇒1 cm程度 プローブの移動 ⇒毎秒約10cm	
測定方法	放射性物質が付着する可能性が高いところ(指定箇所)を検査 O I L 4 または車両や携行物品の除染を講ずるための基準値(TSG-146であれば40,000cpm)を超える場所の有無を確認 ⇒あれば確認検査へ	基準を超える汚染箇所を詳細に特定する 有意に指示値が高い場所では、指示値が最も高くなる箇所でプローブを約10秒固定し、測定値を読む 有意に指示値が高い場所が複数あれば、それぞれの箇所で同様に測定

③ ゲートモニタの使用

車両の指定箇所検査の際は、タイヤ部分の検査について車両用ゲートモニタを用いる。車両用ゲートモニタは、原子力規制庁が作成した「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル(令和4年9月28日制定)」に示された性能を満たしている必要がある。

車両用ゲート型モニタは、事前の性能試験により、タイヤの側面にβ線40,000cpm (120Bq/cm²、放射能240kBq) の一様なI-131が存在することを検出することが可能であれば、表面汚染検査用測定器による指定箇所検査のうちタイヤ側面の検査に代えることができる。

ただし、警報値の設定条件等、メーカーや機種により相違があることから、運用する際には、運用の手引きを参照し、それぞれの使用方法に従う。

Ⅲ- 3-(5) 簡易除染

① 原則

確認検査でO I L 4を超える住民等や物品等の除染の基準を超える車両及び携行物品があった場合、簡易除染を行うが、迅速な住民避難のために簡易除染は拭き取り（及び住民に対しては脱衣）を優先する。拭き取りにおいては、対象部位に対し周辺から一方向に拭き取る。拭き取りに用いるウエスやウェットティッシュ等は所定の容器に廃棄し繰り返し使わない。

② 車両の簡易除染

除染員が、濡らしたウエス等を用いて拭き取りを行う。泥等については洗車ブラシを使用する。簡易除染を2回繰り返しても基準値を下回らなかった場合は、避難退域時検査場所で車両を保管し、乗員は他の車両等で避難先等に移動することとなるため、適切な移動方法を取れるよう準備が必要となる。

③ 住民の簡易除染

まずO I L 4を超える汚染のある衣服については更衣を行う。頭髮や皮膚表面についてはウェットティッシュ等を用いて拭き取る。拭き取りに際しては、アルコールに対する過敏症がある者に対しては非アルコール性のウェットティッシュ等を用いる。更衣および拭き取りは原則として住民に手順を指導して自身で実施させる。困難な場合は除染員が補助をする。

簡易除染を2回繰り返してもO I L 4を下回らなかった場合および創傷部に汚染がある場合には、汚染部位をタオルやフィルム等で養生して、原子力災害拠点病院や高度な除染に対応できる原子力災害医療協力機関に移動して除染を受けるよう指導する。

④ 所持品の簡易除染

除染員または所有者が濡らしたウエス等を用いて拭き取りを行う。

簡易除染を2回繰り返しても物品等の除染の基準を下回らなかった場合、ビニール袋に入れて封をしたまま避難所等へ持参するか、同意を得て廃棄処分とするか、または避難退域時検査場所を撤収するまでの期間同所で保管する。

Ⅲ- 3-(6) 汚染物等の取り扱い

簡易除染に用いたウェスやウェットティッシュ、避難退域時検査に従事した要員の手袋、マスク、使い捨てのガウン等、および所有者が廃棄に同意した衣類や所持品等は「汚染」と表記したポリ袋に入れ、封をして一般の廃棄物とは別に保管する。保管場所としては、住民や要員の出入りが少ない場所で施錠ができる場所とする。

Ⅲ- 4 医療活動用資機材

- ・ 避難退域時検査場所等で使用する原子力災害医療活動用資機材の配備状況は、以下のとおりである。
- ・ 主な医療活動用資機材の整備計画については、今後、引き続き検討を進めることとする。

【原子力災害医療活動用資機材等の配備状況】

令和5年（2023年）4月1日現在

資 機 材 名		後志総合振興局 保健環境部 保健行政室	後志総合振興局 保健環境部 岩内地域保健室	原子力災害 拠点病院及び 原子力災害 医療協力機関等	総数
ハンドフットクロスモニタ	台		2		2
GM管式サーベイメータ	台	8	24	27	59
NaIシンチレーション式サーベイメータ	台			1	1
NaIシンチレーション式サーベイメータ（γ線用）	台	9	27	11	47
放射線測定器セット	台			1	1
ラギット式シンチレーション式サーベイメータ	台			1	1
コンパクトサーベイメータ	台			4	4
傷モニタ	台		1	1	2
ポータブルエリアモニタ	台			1	1
スペクトロサーベイメータ	台			1	1
ポケット線量計	台	60	190	96	345
ガラス線量計システム	セット			1	1
ガラス線量用素子（シート）	台			240	240
電離箱式サーベイメータ	台			5	5
ホールボディカウンタ	台		2	1	3
ホールボディカウンタ用移動式遮蔽体	台		1		1
大型廃棄物汚染確認用モニタ	台			1	1
マルチチャンネルアナライザ用パソコン（処理ソフト付き）	台			1	1
防護マスク	個	60	160	97	317
防護マスクフィルタ	個	120	380		500
防護服（布）	着	60	190	8	258
防護靴	足	60	190		250
防護手袋（ゴム製）	個	500	850	800	2,150
オーバーシューズ	足	60	190		250
綿手袋	枚	390	630		1,020
検診衣	着	50	200		250
シューズカバー	枚	450	610	1,050	2,110
防護服（タイベックスーツ）	着	300	190	199	689
救護服	着			3	3
ベスト	着	30	30	40	100
作業服	着	10	10	9	29
CBトランシーバ	台			10	10
着替用スウェット（上下）	着	10	30		40
アンダーウェア（上着）	着			1,110	1,110
防寒具	着			32	32
アンダーウェア（下着）	着			1,400	1,400
半面マスク	個			3	3
SMSサージカルガウン（ディスポタイプ）	着			900	900
個人用防護服	着			1	1
ディスポーザブルエプロン	着			900	900
安全ゴム長靴	足			9	9
N-95マスク	個			250	250
化学防護マスク	個			2	2
ディスポキャップ（アイソレーションキャップ）	個	100	200	1,400	1,700
フェイスシールド	個			640	640

資 機 材 名		後志総合振興局 保健環境部 保健行政室	後志総合振興局 保健環境部 岩内地域保健室	原子力災害 拠点病院及び 原子力災害 医療協力機関等	総数
活性炭入りマスク	枚			750	750
延長20mホース	個			2	2
布担架	台			2	2
スクープストレッチャー	台			1	1
搬送用ストレッチャー	台			3	3
除染室用ストレッチャー	台			1	1
ガイドポール	個			4	4
エステクシート	巻			27	27
エプコシート	巻			126	126
エプコテープ	巻			760	760
四つ折り伸縮担架	台	1	3		4
ポリエチレンろ紙	巻			29	29
ポリエチレンろ紙(汚染検知シート)	巻			6	6
ハサミ	個			90	90
ブルーシート	巻			3	3
セルボンテープ(放射線テープ) 1袋5巻入り	個			10	10
セルボンテープ(放射線テープ) 1個3巻入り	個			24	24
汚染傷病者搬送用シート	袋	1	3	45	49
トラロープ	巻	2	11	12	25
台車	台			3	3
材料搬送カート	台			3	3
ビブス	着			200	200
移動式手洗い器	台		6		6
R1用クリーナー(A剤)	個	15	15	2	32
タオル	枚	30	90		120
除菌キット	式	3	12	9	24
ガーゼ	枚	300	100		400
患者プライバシーキット	式			20	20
オスカルブランケット	枚			20	20
オレンジクリーナー	個			2	2
ディスポのう盆(1個100枚入り)	個			700	700
心電図モニター	台			2	2
ファーストエイドセット	個	2	2		4
外傷セット	個	2	2		4
診察机	個		2		2
簡易ベッド(キャンバスベッド)	台	3	10		13
毛布	枚	3	10		13
枕	個	3	10		13
救護所用パーテーション	台	6	6		12
脱衣用テント	張	2	6		8
2WAYガード 黄色	個	30	50		80
プラチックチェーン	本	10			10
救急医療セット(JM1)	式			2	2
救急医療セット(JM8)	式			2	2
救護蘇生装置	式			2	2
エマージェンシーキット	台			1	1
携帯型超音波診断装置	台			1	1
生体モニタ	台			2	2

資 機 材 名		後志総合振興局 保健環境部 保健行政室	後志総合振興局 保健環境部 岩内地域保健室	原子力災害 拠点病院及び 原子力災害 医療協力機関等	総数
ディスポ術衣セット（20着入り）	着			120	120
トリアージタグ（1個100枚入り）	個			1,200	1,200
クリップホルダー	個			50	50
折りたたみ点滴台	台			32	32
医療班用遮へい容器	個			3	3
ヨウ素剤調整器具システム	式	1	1		2
簡易除染システム	式			2	2
除染ベッド	台		2		2
真空掃除機	台	1	2	1	4
室内用個体廃棄物容器	個	4	8	1	13
除雪機	台		2		2
エアートント	張			1	1
腕章	個	4	7		11
衛星アンテナおよび衛星可搬局	式			1	1
モバイルプリンター	台			1	1
資機材等搬送用自動車	台	1	1		2
原子力災害医療派遣チーム車両	台			2	2
夏タイヤ	本	4	4	8	16
スタッドレスタイヤ	本	4	4	8	16
カスケードガレージ	台		1		1
パーソナル無線機（車両備付用）	台		1		1
線源用保管庫	台		1		1
保管庫（放射線測定器等）	台	1	16	1	18
ヨウ化カリウム丸保管用ロッカー	台	3		23	26
折りたたみ机	式		8		8
ホワイトボード	台			22	22
折りたたみコンテナ	台			48	48
折りたたみコンテナ台車	台			2	2
パイプ椅子	個		5		5

Ⅲ- 5 健康不安対策

Ⅲ- 5-(1) 基本方針

原子力発電所から放射性物質が大量に放出されるような異常事態の際には、全く医療処置を必要としない程度の汚染・被ばくであっても、多くの者が放射線障害に対して漠然とした不安や危惧を持ち、各種医療施設に検査等を求めてくることが予想される。

このため、事故の概要、放射性物質の放出状況や影響、範囲、それに伴う放射線の身体的な健康影響等の情報を的確かつ速やかに広報するとともに、次のような対策を講じる。

なお、健康不安対策の具体的な体制については、引き続き検討を進める。

Ⅲ- 5-(2) 総合振興局保健環境部における健康相談窓口の開設

放射性物質の放出が明らかになった時点で健康相談窓口を設置し、一般住民からの健康相談に対応する。原則として岩内地域保健室に設置するが、防護対策地区外の住

民や通過者等からの問い合わせも考えられるので、医療班長の判断により、必要に応じ岩内地域保健室以外の総合振興局保健環境部にも設置する。

なお、事故終息後も継続して泊発電所の周辺住民等に対する心身の健康に関する相談にも対応する。

Ⅲ- 5-(3) 救護所における健康相談窓口の開設

救護チームは、救護所内に健康相談窓口を設置し、避難住民の健康相談に当たる。

Ⅲ- 5-(4) 事後対策としての健康影響調査

住民の不安を取り除くためには、サーベイメータによる測定や血液検査等を実施することが有効である。このため、避難退域時検査場所等に設置する救護所における医療活動とは別に、事後対策として防護対策を講じた地区の住民に対して健康影響調査を実施する。

- ・知事は、国の専門家等と十分協議のうえ、健康影響調査の内容を決定する。
- ・知事は、実施に当たって、町村等関係機関及び道医師会等の関係団体等に協力を要請する。
- ・検査結果は、個人に通知し、場合によっては結果説明会を開催する。

IV 医療機関における医療活動等

IV-1 医療機関における医療活動及び留意事項

- ・この項では、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関に共通の留意事項を示す。

IV-1-(1) 人員と役割分担

- ・被ばく者等が一人の場合の標準的な人員と役割分担は次のとおりである。

<p>医 師 (1～2名)</p>	<p>[チームリーダー] 処置室内の手順、処置内容等の指揮 情報の整理、患者の出迎え、引継ぎ等</p> <p>患者の出迎え、引継ぎ 除染、医療処置の実施 汚染防護及び被ばく管理のための個人装備着 処置室、廊下等の養生</p>
<p>看 護 師 (2～3名)</p>	<p>患者の出迎え、引継ぎ 除染、医療処置の実施及び解除 処置の介助 資機材、薬品等の受け渡し 汚染測定結果等の記録等 汚染防護及び被ばく管理のための個人装備 処置室、廊下等の養生</p>
<p>診療放射線技師 又は放射線管理 要 員 (1～2名)</p>	<p>放射線の測定及び汚染拡大防止</p> <ol style="list-style-type: none"> ①搬送担当者、救急車両等の汚染の有無と程度の確認と除染の支援 ②患者のバイタルサインが落ち着いた後、患者の汚染の有無と程度及び除染後の除染効果の判定 ③患者の汚染部の処置が終わる毎に処置を行った医療スタッフの手袋交換の指示または、手（ゴム手袋を二重に装着している手）の表面汚染がないことの確認 ④処置室内の環境モニタリング ⑤鼻腔スメア、口角スメア等の汚染の有無と程度の確認 ⑥患者が処置室から退室する時の患者の体表面汚染の最終確認及び残存汚染箇所がある場合の局所の養生 ⑦処置室内の医療スタッフが退出する時の体表面汚染がないことの確認 ⑧養生用の防水シート等を取り去った後の処置室内の床、壁、機器等の汚染の確認及び残存汚染箇所がある場合の除染 <p>汚染防護及び被ばく管理のための個人装備 処置室、廊下等の養生 放射性物質汚染物の保管、持ち帰り</p>
<p>事 務 職 員 (2～3名)</p>	<p>医療関係者をリストアップして招集 処置室、廊下等の養生、処置室への立ち入り制限 電話、FAX等により関係機関との連絡、マスコミ対応</p>
<p>診療の依頼を受 け る 人</p>	<p>診療の依頼を最初に受けた事務職員、看護師、医師等のいずれかは、様式1（救急患者記録用紙）により情報を整理</p>

IV- 1 -(2) 処置室の条件

- ・ 診療を行う処置室は、以下の条件を満たすことが望ましい。
- ① 被ばく者等の受け渡しを行う場所から近いこと。
- ② ストレッチャーを2台以上収容し、診療できるスペースがあること。
- ③ 被ばく者等の動線が一般外来と分けられること。
- ④ 汚染拡大防止のために、不要な物品を処置室から搬出するため、固定された物品が少ないこと。
- ⑤ 処置室の近くに更衣する場所を確保できること。
- ⑥ 汚染物の入ったビニール袋等を一時保管できる場所があること（別室でもよい）。
- ⑦ 除染に使用した洗浄水等を一時保管できる場所があること（別室でもよい）。
- ⑧ 部屋の床等を、防水性ビニールシート等で覆うことができること。
- ⑨ 排尿、排便はポータブル便器を使用し、被ばく者等専用とする。
- ⑩ 複数人の被ばく者等に対応するため、一時的な待機場所やトリアージのための場所が近くに確保できるとよい。

IV- 1 -(3) 必要な資機材等

①被ばく医療資機材

用 途	資 機 材
線 量 測 定	GM式サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ、個人線量計（アラーム付ポケット線量計） 鼻腔・口腔スミア採取用の綿棒、ビニール袋（大・小） 採血のための注射器、針、検体容器等 吐物を保管する容器、尿・便を保管する容器、ビニール袋 除染に使用したウェットティッシュや洗浄液を入れておくビニール袋やバケツ 創傷汚染部を処置したガーゼや綿球を保管するビニール袋 ビニール袋に氏名、採取の時刻と部位等を記載する油性マジック数本
汚 染 拡 大 防 止	ベッドに敷く防水シート数枚 処置室内の機器を養生するビニールシート（大・小）壁面養生用ビニールシート 処置室内の床等を養生する酢酸ビニールシート ろ紙シート テープ類（マスキングテープ、ガムテープ）、ラップ類 治療・除染作業区域を区別するバリケード用ロープ等 除染用の防護着一式:防水性手術着、マスク、帽子、ゴム手袋、プラスチック手袋、シューズカバー、フェースガード（ゴーグル）

除 染	汚染周囲を覆うためのデッキシート、テープ 除染液の飛散を防ぐための紙パッド、紙おむつ 残存汚染部を覆う防水性フィルムドレッシング（テガダーム）、サージカルドレープ類 ウェットティッシュ（濡れタオル） 滅菌生理食塩水（洗眼器、洗髪器）、中性洗剤、オレンジオイル 濃盆（大・小） ソフトブラシ、スポンジ 洗浄用の注射器、留置針等 創のデブリードマンのための医療器具一式 口腔、外耳、鼻腔等除染のための綿棒 長ピンセット
--------	---

- ② 一般救急医療用資機材
可能な限りディスプレイ製品を使用する。
- ③ 記録

二次診断除染記録票、管理区域出入管理記録票 放射線レベル測定記録票

IV- 1-(4) 汚染拡大防止措置

- ① 受入準備
 - ・患者搬入口、廊下（ストレッチャーの車輪等に汚染の可能性がある場合）、処置室等の養生を行う。
- ② 患者到着時
 - ・ストレッチャーの上に防水シート等、数枚を敷いておく。
 - ・患者搬入口で医療機関のストレッチャーに患者を移し替える。
 - ・患者の持ち物等を入れるビニール袋を用意しておく。
 - ・この時点で再度、汚染の状況（部位、程度等）を随行した放射線管理要員に確認する。
- ③ 搬入口から処置室への移動中
 - ・吐瀉物、血液等の落下に注意する。
- ④ 処置室
 - ・処置室での汚染拡大防止は、手術室の清潔操作に準じて行う。
 - ・除染のために使用した洗浄水や汚染したガーゼ等の汚染物はビニール袋やポリバケツ等に一時保管する（汚染した廃棄物及び物品は原子力事業者（放射線管理要

員) が回収する)。

- ・ 処置室等の区域の管理を行っている場所から、処置中に人や物が出ていく時は、GM式サーベイメータ等で汚染をチェックし、表面汚染がないことを確認するが、やむを得ない場合には汚染部位を局所養生する等の汚染拡大防止措置を行う。
- ・ 汚染拡大のパターンには次の a～c ようなものがある。これらのルートでの汚染に起因する線量は通常微々たるものであるが、汚染の封じ込め、非汚染状態への復帰を容易にするという観点から、注意しながら作業する。
 - a 患者体表面から処置を行う医療関係者へ (医療関係者は防水性の手術着やゴム手袋等を装着する。)
 - b 汚染した医療関係者から患者の非汚染部や他の医療関係者、資機材へ
 - c 患者の処置に使用して汚染した資機材から患者の非汚染部や他の資機材あるいは医療関係者へ
- ・ 一時的な管理区域の設定と解除を行う。

⑤ 処置終了後

- ・ 患者の退出時、処置室で医療活動を行った医療関係者の退出時には、必ず身体汚染検査を行い、汚染のないことを確認する。
- ・ 処置室の機器、床、壁等の汚染検査を行い、汚染のないことを確認する。

IV- 1-(5) 医療関係者の汚染・放射線防護

① 汚染に対する防護

- ・ 防水性手術着、手術用ゴム手袋、プラスチック手袋、手術用マスク、フェースガード (またはゴーグル)、手術用帽子、シューズカバー等の装備で基本的には十分防護できる。
- ・ 処置中には、汚染部の処置が終わるごとにゴム手袋の汚染検査をするか、外側の手袋 (プラスチック手袋) を取り替える。(このため防護用の手袋は二重にし、1枚目と2枚目で色を変える。又は1枚目の手袋の手の甲側に×印を大きくマジックで書いておく等、区分しておくこと直ちに確認できる。)

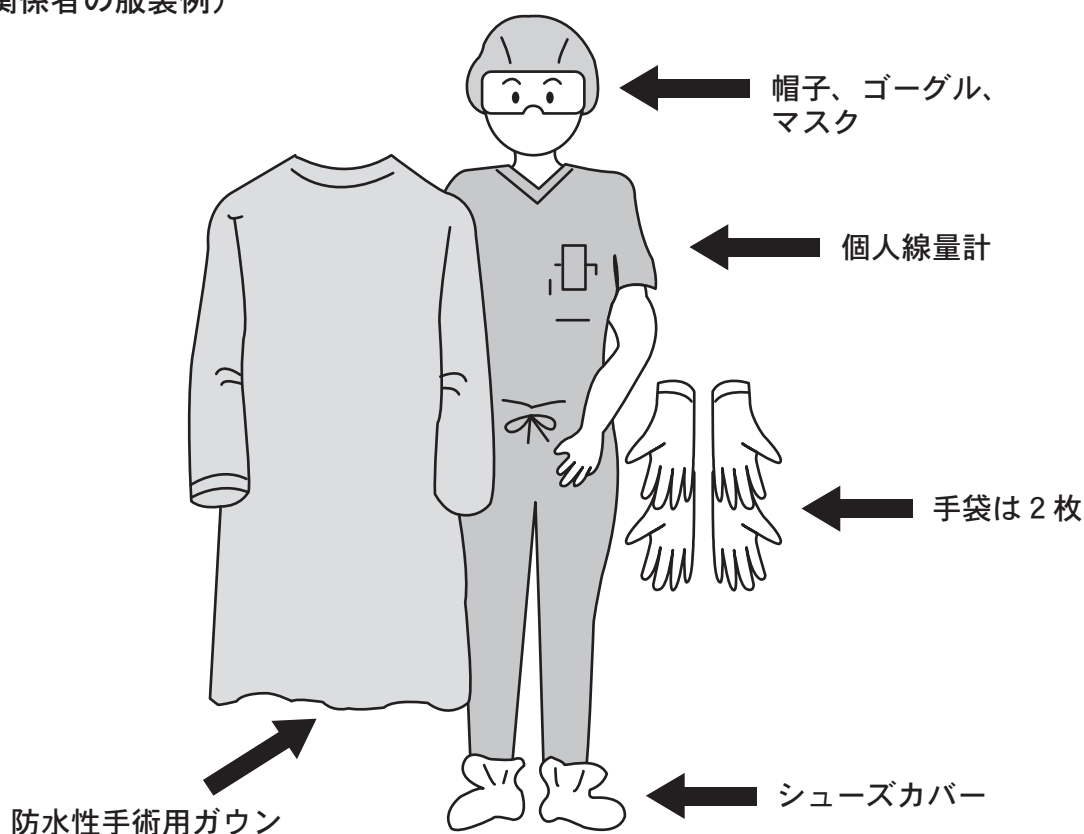
② 放射線に対する防護

- ・ β 線～手術着等でかなり防護できる (遮蔽)。
 - 長ピンセットを使って汚染物質 (線源) と手指の距離を取る (距離)。
- ・ γ 線～個人被ばく管理用のアラーム付ポケット線量計で医療関係者の個人の被ばく線量をチェックし、アラームが鳴ったら他の人員と交代する (時間)。

長ピンセットを使って汚染物質（線源）と手指の距離を取る（距離）。

- ・手際よく処置を行う（時間）。
- ・X線撮影用の鉛エプロンは、高エネルギーの γ 線に対する遮蔽効率が悪く、かつ着用により作業効率を低下させるため、使用しない。
- ・汚染面積 100cm^2 汚染密度 $100\text{Bq}/\text{cm}^2$ のコバルト-60の汚染部位から 30cm 離れた部位にいる医療関係者が受ける線量は、 $0.041\mu\text{Sv}/\text{h}$ と計算され、汚染部位から距離が離れば、医療関係者が受ける被ばくはあまり高くない。

（医療関係者の服装例）



IV- 1-(6) 診療の手順

患者が到着した後の診療の手順は、次のとおりである。

- ① 患者の第一印象をとり、蘇生処置が必要な場合には直ちに蘇生処置を行う。個人装備をしていない場合には手袋を2重に装着して蘇生処置を実施し、事後に汚染検査を受け必要な場合には除染を受ける。尚、これまで医療従事者が汚染傷病者の汚染処置を行うことにより、自身が医療対応が必要な被ばくや汚染をした報告はない。
- ② 患者の全身状態を把握し、緊急性の高い所見がなければ除染処置を優先することを医療チーム内で共有する。

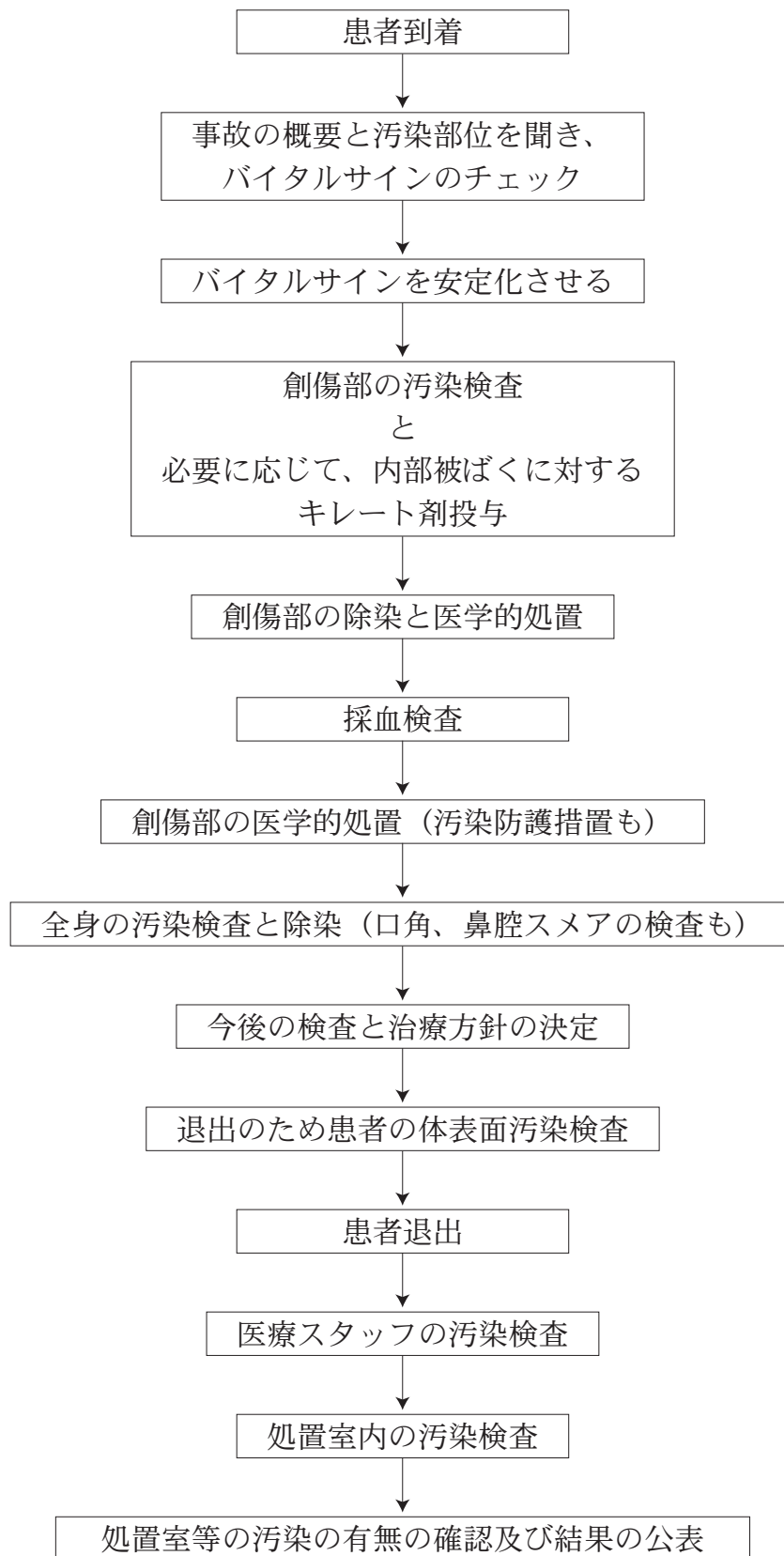
- ③ 除染処置を行う。
- ④ 患者の線量評価を行う。
 - ・事故が起きた状況、事故が起こった場所の線量当量率、前駆症状、末梢血リンパ球数及び血清アミラーゼ値等から急性放射線症候群を起こすか否かを判定する。
 - ・個人線量計を付けた状態で被ばくしている場合は、線量計の解析を依頼する。
 - ・原子力災害拠点病院等への転送判断の基準に照らし、適切な医療機関へ搬送する。判定が困難な場合も、後方搬送する。
 - ・創傷汚染の過小評価に留意する。創傷汚染の場合、傷の深部等に放射性物質が残留する恐れがある。
- ⑤ その他の医療処置（合併損傷等の治療）を行う。
- ⑥ 今後の検査や治療方針の決定を行う。内部被ばくが疑われる場合は、WBC（ホールボディカウンタ）検査やバイオアッセイ法の必要性、内部被ばくに対する除染処置や薬物投与の必要性について高度被ばく医療支援センター等に相談する。
- ⑦ 処置室から退出する患者の体表面汚染検査を最後にもう一度行う。
- ⑧ 患者を処置室から退室させる。

以上を整理すると、表4-1「原子力災害拠点病院等における処置室での処置手順」のとおりである。

IV-1-(7) 外傷の精査と治療

- ・全身状態が安定すれば、外傷に関してくまなく系統的に検索し、治療方針（損傷の重症度と治療の優先順位）を決定する。検索のためにCT検査等が必要であれば、患者の汚染検査を行った上で退出し、病院の非汚染区域において検査を行い、必要があれば手術や全身管理（ICU）等の治療を実施する。CT検査等の緊急性が高い場合には、患者の全身を搬送用シートやシーツ等にくるんで汚染拡大防止を行うことで、汚染検査や除染、通路・検査室・検査装置等の養生を省くことができる。
- ・汚染を伴う重症外傷患者が入院治療の適応となるのは、外傷や熱傷等の救急疾患の治療、内部被ばくの線量評価や治療、あるいは被ばく（全身、局所）の診断と治療及び線量評価等の場合である。

表 4 - 1 原子力災害拠点病院等における処置室での処置手順



(出典) (公財)原子力安全研究協会
「緊急被ばく医療のための基礎資料」(一部改変)

IV- 2 傷病者等に対応する原子力災害医療協力機関における活動

IV- 2-(1) 役割及び体制

① 対象となる傷病

- ・ 外来診療を原則とし、対象となる傷病を分類すると、次のとおりである。
 - a 汚染、被ばくのために直ちに診断と治療を要する者
 - b 汚染、被ばくに外傷や疾病等を合併している者
 - c 汚染、被ばくの有無にかかわらず救急診療が必要な者
 - d 避難所及び救護所から後方搬送されてきた一般傷病者

② 体制

- ・ 傷病者等への対応は、岩内協会病院、倶知安厚生病院、余市協会病院、小樽市立病院、黒松内町国保病院、伊達赤十字病院が担う。

③ 被ばく医療活動の中止

- ・ 北海道災害対策本部長より、住民等の避難準備が指示された場合、当該避難準備区域に所在する原子力災害医療協力機関は、医療班長の指示に従い、被ばく医療活動を速やかに中止し、避難準備を実施するものとする。

IV- 2-(2) 外部汚染の除染

除染は、第一に汚染された創傷部、目、鼻、口等の開口部に近い皮膚、最後に健常皮膚の順で行う。

① 創傷汚染の除染

- ・ 創傷汚染があれば、内部被ばくの可能性がある。

このため、できるだけ早く原子力災害拠点病院等の専門家に相談して、放射性物質の体細胞、組織への取り込みを防止する措置をとることが重要である。
- ・ 除染に使用した水等で汚染が広がらないよう、傷口以外の体表面をビニールやサージカルドレープ等の防水被覆材で覆う。
- ・ 洗浄水を貯めるよう留意する。紙おむつを敷いておくと便利である。
- ・ まず汚染部位を濡らしたガーゼ等で拭き取り、使用したガーゼ等はサンプルとしてビニール袋に保管する。続いて滅菌生理食塩水でしっかり洗う。創部を傷つけないようにゴシゴシ擦らない。
- ・ 1回洗浄毎に手袋を交換する。
- ・ 除染効果を判断するため、一回の除染作業が終了したら、傷口から水や血液を取

り除き、GM式サーベイメータや傷モニタで検査する。

正確な測定値を得るために汚染された覆いやガーゼ等を周辺から除去しておく。

- ・創傷内の異物等は長ピンセットで取り除く。
- ・さらに汚染が残る場合は、局所麻酔下にブラッシングや組織切除を行う場合もあるがそれらの処置は内部被ばくを促進する可能性もあるため、高度被ばく医療新センター等に確認してその指示がある場合に行うこととする。尚局所麻酔の際は刺入部位として汚染のない場所を選択するか、除染を行った場所から刺入し実施する。
- ・除染後は、テガダーム又はサランラップを貼り、汚染の拡大を防ぐ。

② 口、鼻、目、耳の除染

- ・口角、鼻腔は、まず綿棒でサンプリングする。
- ・放射性物質が口腔内へ入った場合は、ねり歯磨き粉で歯をみがき、3%クエン酸溶液で口をすすぐ。
- ・鼻、目、耳の洗浄は医師が行う。
- ・鼻の汚染は、まず鼻をかんでもらい、汚染が残存する場合には綿棒等で愛護的に拭き取る。
- ・目の汚染は、内側から目尻にかけて滅菌生理食塩水で洗浄する。
- ・耳の汚染は、鼓膜に損傷がない場合、綿棒等で愛護的に拭き取る。

③ 健常皮膚の除染

- ・健常皮膚では汚染の高い所から始め、低いところへ行う。
- ・洗浄によって擦過傷や炎症を起こさないよう、除染は強く擦り過ぎないように配慮する。

1) 皮膚除染

- ・濡れガーゼを使用し、中性洗剤で拭き取る。また、皮膚を傷めないようにソフトブラシを使ってもよい。
- ・頻回に手袋を交換する。
- ・除染の際は長ピンセットを使って、放射線源からの距離を確保する。
- ・落ちない時は、除染剤（オレンジオイル等）を塗布後、2分間放置し、濡れガーゼで繰り返し拭き取る。
- ・除染後は、テガダームを貼り、汚染の拡大を防ぐ。

2) 頭髪、頭部の除染

- ・汚染した毛髪は、濡れた紙タオル等で頭髪を拭いた後に、ぬるま湯でシャンプーをくり返し行い除染する。
 - ・洗浄液が口、鼻、目、耳に入らないように注意する。
 - ・頑固な汚染の場合、バリカンやハサミで毛を刈るのは差し支えないが、皮膚にこすり傷をつくる。
 - ・剃毛をしてはならない。
- 3) 全身が広範囲に汚染されている場合
- ・放射線管理要員の指揮や支援の下でシャワーを使う。
この場合、洗浄液が跳ねて患者の口、鼻、目、耳に入らないよう注意する。
- ④ 除染が完全に行えなかった場合の対応
- 1) 基本的な考え方
- ・洗浄やふき取り後に局所に汚染が残った場合は、放射性物質が皮膚や組織等と結合しているか組織間に入り込んでしまっている場合であるため、他の人に付着したり、遊離しにくくなっているため、汚染拡大が起こる確率は非常に低くなっている。
 - ・汚染部位をガーゼやスミアシートで拭き取りそれを表面汚染検査計（GMサーベイメータ等）で計測することにより、汚染が固定しているか、再度の洗浄等で除染が期待できるものであるかを判断する参考とできる。
 - ・残存汚染部をガーゼで覆いテープで固定し、さらにテガターム等で覆うことによって汚染が密封できる。後は、自然脱落を待ち、ガーゼの交換により除染される方法をとる。
- 2) 創傷部が除染しきれなかった場合
- ・創が開放されている時は、1) に基づき、ガーゼ、テガターム等で密封する。そして、滲出液や脱落組織としてガーゼに付着した放射性物質をガーゼの交換により除去する。
- 3) 皮膚等の健常体表部が除染しきれなかった場合
- ・部位別の対応は、表4-2「健常体表部が除染しきれなかった場合の対応」のとおりである。

表4-2 健全体表部が除染しきれなかった場合の対応

区分	日々の処置	汚染拡大防止方法
皮膚	ふき取り、洗浄	ガーゼ、テガダーム
爪の下	洗浄、ブラッシング	指のみゴム手袋
鼻	ふき取り、鼻をかむ	ガーゼ、マスク
口角	ふき取り	ガーゼ、マスク
口内	うがい	マスク
眼	洗眼	ガーゼ、眼帯
頭髪	ふき取り、シャンプー	手術帽

(出典) (公財)原子力安全研究協会「二次被ばく医療機関における対応」

⑤ その他

- ・汚染した衣服の脱衣は、原子力発電所内や救護所等で行うことが原則であるが、汚染した衣服を着衣したまま来院した場合は、院外で脱衣し、衣服はビニール袋に保管する。院外での脱衣が難しい場合は、院内で人や物に対する二次汚染の恐れがない場所を確保し、脱衣させる。

IV-3 原子力災害拠点病院における医療活動

IV-3-(1) 役割及び体制

① 原子力災害拠点病院において対象となる傷病

- ・原子力災害拠点病院において対象となる傷病を分類すると、次のとおりである。
 - a 被ばくや汚染の有無にかかわらず、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤な傷病者
 - b 体表面汚染や創傷汚染が十分除染されなかった場合又はより詳細な線量測定の必要がある者
 - c 外部被ばくによる放射線障害の恐れがある者
 - d 内部汚染の恐れがある者
 - e 原子力災害医療協力機関で対応困難な者

② 上記①の傷病に対する診断や医療処置の判断に際して

- ・これらの診断や医療処置の判断に当たっては、次のa～eに係る専門的知識及び経験が必要である。判断が困難な場合は、量子科学技術研究開発機構、弘前大学等の高度被ばく医療支援センターまたは公益財団法人原子力安全研究協会に相談する。

- a 放射線障害発生の可能性
- b 放射性物質の大量体内取り込み、沈着の起こる可能性
- c 重篤度
- d 放射性核種
- e 被ばく線量

③ 体制

- ・原子力災害拠点病院は、札幌医科大学附属病院、北海道大学病院が担う。

IV- 3-(2) 外部汚染の除染及び高線量被ばく者の診断と治療

- ・IV- 2-(2)外部汚染の除染及びIV- 4-(2)高線量被ばく者の診断と治療を参照する。

IV- 3-(3) 内部被ばくの測定

- ・外部汚染を除染した後、ホールボディカウンタにより測定する（ γ 線放出核種が対象）。
- ・外部計測が不可能な場合は、尿又は血液等の生体試料を採取する。主な生体試料の採取は、表4-6のとおりである。

IV- 3-(4) 内部汚染の除染

内部汚染の除染の方法は、次のとおりである。なお、治療が困難な内部汚染の診療、除染は、(基幹)高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センターにおいて行う。

1) 消化管の除染

- ・放射性物質が口内に入ると、胃の汚染の可能性が高く、腸に至れば吸収され体内汚染となる。
- ・Cs (セシウム)、Co (コバルト)、Sr (ストロンチウム) 等では経口摂取による内部被ばくに注意が必要である。一方、U (ウラン) やPu (プルトニウム) などは腸管からの吸収は非常に少ない。
- ・消化管吸収を低減する治療として、緩下剤の服用、Cs に対するプルシアンブルーの内服、Sr に対するカルチコールの点滴や硫酸バリウムやマグネシウム製剤の内服などがある。
- ・対象となる放射性核種に使用される薬品の例を表4-3に示す。

2) 気道及び肺の除染

- ・粉塵となった放射性物質が呼吸とともに肺に取り込まれて沈着する。小さな粉塵は肺胞まで取り込まれて体内に吸収される可能性もある。
- ・除染には、各種去痰剤を使用し、また汚染物質をキレートして排泄させるため、Pu、Am等を吸入した時は、DTPAのエアゾール吸入や静脈投与を行う。
- ・対象となる放射性核種に使用される薬品の例を表4-3に示す。

表4-3 放射性核種と使用薬品

放射性核種	医薬品	摂取 / 吸入用	作用機序
ヨウ素	KI (ヨウ化カリウム)	通常13歳以上には1回100mg、3歳以上13歳未満には1回50mg、生後1ヶ月以上3歳未満には1回32.5mg、新生児には1回16.3mgを経口投与	甲状腺への蓄積を阻止
希土類、プルトニウム、超ウラン元素、イットリウム	Zn-DTPA (アエントリペタート™静注) Ca-DTPA (ジトリペタートカル™静注)	1gを100mlの5%ブドウ糖に溶いて30分かけて静脈注射	キレート化
ウラン	重炭酸塩	1,000ccの通常食塩水中に2アンブル、重炭酸ナトリウム(各44.3Eq:7.5%)@125cc/hr、尿反応のpHが8ないしは9になるまで、重炭酸ナトリウム錠剤2錠を4時間ごとに交互に経口投与	尿のアルカリ化
セシウム、ルビジウム、タリウム	プルシアンブルー(ラジオガルダーゼ™)	1gを1日3回、2週間程度経口投与	胃腸管からの吸収を阻止し、リサイクルを防止
トリチウム	水	流動性付与	同位体希釈

(注1) DTPA及びプルシアンブルーの使用については、量子科学技術研究開発機構に報告が必要。

(注2) DTPAについては、Ca-DTPAを1回の注射で使うこともあり、その後継続して使う場合にはZn-DTPAを使うことが多い。

(注3) DTPAは、刺激の強い薬剤であり、傷口に使う際には、表面麻酔を入れるのが普通である。

IV-4 高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの活動

IV-4-(1) 役割及び体制

① 高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターにおいて対応することが想定される傷病者等

a 治療が必要である内部被ばく患者

- b 除染が困難であり、二次汚染等を起こす可能性が大きい体表面汚染患者
- c 高線量外部被ばく患者を含め、原子力災害拠点病院では対応が困難な患者

IV- 4-(2) 高線量被ばく者の診断と治療

① 医療体制

- ・高線量被ばく者が発生した場合、直接、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センターに搬送するか、原子力災害拠点病院において診断と初期治療に当たり、その後、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センターへ搬送する。

② 急性放射線症候群

- ・1 Gy を超す急性全身被ばくを受けると、急性放射線症候群（AR S）が発症する可能性がある。急性放射線症候群の病期は、被ばく後の時間的経緯によって、前駆期、潜伏期、発症期、回復期に分けられる。

（注）急性症状の評価には、吸収線量 Gy（グレイ）を使用するのが一般的である。

なお、 β 線、 γ 線については、 $Gy = Sv$ （シーベルト）である。

- ・前駆期は、悪心、嘔吐、下痢、発熱、初期紅斑、皮膚又は粘膜の毛細血管拡張、唾液腺の腫れ等の臨床症状が一過性に発現する。被ばく後概ね48時間程度までが相当する。
- ・潜伏期は、組織の細胞欠落症状が発現するまでの比較的無症状の期間をいい、被ばく線量が高いほど潜伏期は短くなる。
- ・発症期は、線量に応じて種々の症候群が発症する。

③ 線量評価に基づく医療プラン

- ・急性放射線症候群の特徴は、被ばく直後には一過性の前駆症状が出現し、本格的な症候は、高線量の被ばくがあっても数日～1カ月後から現れることである。
- ・受傷直後に被ばく線量を知ることができれば、やがて発症する急性放射線障害の軽減措置や治療準備をすることができる。
- ・無菌室治療を考慮する被ばく線量は、1～2 Gy 以上である。
- ・造血幹細胞移植（骨髄移植）を検討する被ばく線量は、4～5 Gy 以上である。
- ・消化管障害に対する治療を始める被ばく線量は、7～10 Gy 以上である。
- ・発ガン等の確率的影響のリスクは、数年後から一生涯にわたり増大する。このため、被ばくを受けた者には、精神的ストレスがかかる。

しかし、被ばく線量が判明すれば、医師はどの程度の生涯リスクなのかを正しく伝えることができ、被ばく者等の精神的負担を軽減できる。

④ 線量評価

1) 前駆症状から推測する被ばく線量

- ・臨床症状と臨床検査データにより大まかな線量評価が可能である。
- ・線量により前駆症状の種類や出現時期が異なる。線量が高いほど、前駆症状の発症頻度は高まり、出現時期も早まり、その重症度も高くなる。詳細は表4-4による。

2) 臨床データから推測する被ばく線量

○被ばく当日～7日目

- ・リンパ球は放射線感受性が高く、被ばく後早期に細胞死（アポトーシス）が誘導される。なお、血液検査については、表4-6のとおりである。
- ・このため、被ばく当日～7日の時点で、末梢血中のリンパ球数を指標に被ばく線量を推測することができる。（図4-1参照）
- ・リンパ球数は、過度のストレスや副腎皮質ホルモンの投与によっても減少する。このため、事故直後は被ばく以外の要因でもリンパ球が減少するので注意を要する。
- ・唾液腺も放射線感受性が高い。0.6 Gy以上の被ばくがあると、被ばく後2～3日間、血清アミラーゼ値が上昇する。この時期には、顎下腺や耳下腺が腫脹し、圧痛が見られる。被ばくによる血清アミラーゼ値の上昇は個人差が大きいため、これによる線量推定は難しいとされている。

○被ばく後1～4週

- ・末梢血の顆粒球や血小板の動態により大まかな被ばく線量を推定することができる。（図4-2、図4-3参照）
- ・リンパ球の減少に比べ、顆粒球や血小板が減少し始める時期は遅い。
顆粒球や血小板の動態は、残存する造血幹細胞の絶対数を反映している。

○皮膚反応から見た線量推定

- ・被ばく当日や翌日に認められる皮膚の紅班を初期紅班という。初期紅班の出現や被ばく後2週以内に始まる脱毛や放射線皮膚障害の重症度からも、大まかな被ばく線量を推定することができる（表4-7参照）。

3) 染色体、電子スピン共鳴現象（ESR）による線量評価

- ・被ばくした細胞では線量に応じて染色体に異常が見られ、この異常は被ばくし

た細胞から生化学的に検出されるDNAの切断等との相関やその再現性が良いため、被ばくの生物学的指標として用いられる。

- ・被ばくにより物質を構成する原子に生じた電子や遊離基を電子スピン共鳴装置で計ることにより、被ばく線量を評価することができる検体として、時計や貝殻等のボタン、患者の歯牙などを用いる場合があるので、事故時に身に付けていた着衣や装飾品の保管が必要である。

4) 生体試料測定のための試料採取

- ・表4-6のとおりである。

表4-4 急性放射線症候群（ARS）の重症度と急性放射線被ばく線量

症状と治療方法		軽度 (1～2 Gy)	中等度 (2～4 Gy)	重症 (4～6 Gy)	非常に重症 (6～8 Gy)	致死的(a) (>8 Gy)
嘔吐	発現時期	2時間以降	1～2時間後	1時間以内	30分以内	10分以内
	発現頻度	10～50%	70～90%	100%	100%	100%
下痢	発現時期	なし	なし	軽度 3～8時間	重度 1～3時間	重度 数分以内 ～1時間
	発現頻度	—	—	<10%	>10%	ほぼ100%
頭痛	発現時期	軽微	軽度	中等度 4～24時間	重度 3～4時間	重度 1～2時間
	発現頻度	—	—	50%	—	80～90%
意識	発現時期	障害なし	障害なし	障害なし	障害の可能性	意識喪失 秒分のオーダー
	発現頻度	—	—	—	—	数秒～数分 100% (>50 Gy)
体温	発現時期	正常	微熱 1～3時間	発熱 1～2時間	高熱 <1時間	高熱 <1時間
	発現頻度	—	10～80%	80～100%	100%	100%
治療方法		外来フォロー *1	総合病院に収容、必要に応じ専門医療機関へ	専門医療機関で治療	専門医療機関で治療	姑息的治療(a) 〔幹細胞移植を含めた先進医療〕

(a)：適切な支持療法が行われれば、12 Gy という高線量被ばく患者でも3カ月以上延命できた症例が報告されている。

(補足説明)

*1：ARSが軽度と思われる場合でも、十分な線量評価が行われていない時には、慎重に経過を観察し、必要に応じて対症療法を含む治療を行う。経過観察にあたっては、必要があれば入院も考慮する。また、患者を比較的早期に帰宅させる場合には、不安の解消のため十分な説明を行うよう努める。

(出典) 緊急被ばく医療のあり方について（平成20年10月一部改訂）原子力安全委員会

表4-5 急性放射線症候群（ARS）の潜伏期、発症期

	急性放射線症候群（ARS）の重症度と急性放射線被ばく線量				
	軽度 (1～2 Gy)	中等度 (2～4 Gy)	重症 (4～6 Gy)	非常に重症 (6～8 Gy)	致死的 (>8 Gy)
リンパ球数 ($\times 10^3/\text{mm}^3$) (被ばく後3-6日)	0.8-1.5	0.5-0.8	0.3-0.5	0.1-0.3	0.0-0.1
顆粒球数 ($\times 10^3/\text{mm}^3$)	>2.0	1.5-2.0	1.5-2.0	≤ 0.5	≤ 0.1
血小板 ($\times 10^3/\text{mm}^3$)	60-100 10-25%	30-60 25-40%	25-35 40-80%	15-25 60-80%	<20 80-100% (a)
下痢	なし	なし	まれ	被ばく後6-9日後に出現	被ばく後4-5日後に出現
脱毛	なし	中等度 被ばく後 15日以降	中等度、 ないし完全 11-21日	完全 11日以前	完全 10日以前
潜伏期の長さ (日)	21-35	18-28	8-18	≤ 7	なし
臨床症状	倦怠感 衰弱	発熱、感染 出血、衰弱	高熱、感染 出血	高熱、下痢 嘔吐、めまい 見当識障害 血圧低下	高熱、下痢 意識障害
致死率 死亡時期(b)	0	0-50% 6-8週以降	20-70% 4-8週以降	50-100% 1-2週以降	100% 1-2週
治療方針	入院不必要* ¹ 予防的処置	入院必要 14-20日以降 専門的予防的処置 10-20日以降 無菌室へ隔離	入院必要 7-10日以降 専門的予防的処置 入院当初より 無菌室へ隔離	緊急入院 被ばく当日より 専門的予防的処置 入院当初より 無菌室へ隔離	対症療法のみ 又は造血幹細胞移植

(a): 50 Gy を超すような非常に高線量被ばくした場合には、血球減少の前に死亡する。

(b): 治療内容により、死亡率・死亡時期は変化する。

(補足説明)

* 1 : ARS が軽度と思われる場合でも、十分な線量評価が行われていない時には、慎重に経過を観察し、必要に応じて対症療法を含む治療を行う。経過観察にあたっては、必要があれば入院も考慮する。また、患者を比較的早期に帰宅させる場合には、不安の解消のため十分な説明を行うよう努める。

(出典) 緊急被ばく医療のあり方について（平成20年10月一部改訂）原子力安全委員会

表 4 - 6 必要な血液検査とサンプル採取

区 分	採 取 方 法 と 注 意 事 項
血算と一般生化学血液型	<ul style="list-style-type: none"> ・採血部位は、汚染がないことを確認してから針を刺す。 ・採血後は、穿刺部位にテガダームを貼って汚染を防ぐ。 ・特にリンパ球、好中球、血小板数を調べて被ばくの程度を知る。 ・初期のベースラインを取る。 ・経時的に計測することで被ばくの程度を予想する。 ・アミラーゼを含む一般生化学検査を行う。 ・全身被ばくを疑う場合は6時間毎に採血を行う。
鼻腔スメア、口角スメア、 外 耳 ス メ ア	<ul style="list-style-type: none"> ・体内汚染の有無を調べるための行う。 ・湿った綿棒で丁寧に左右別々になるべく鼻腔全体をふき取る。 ・鼻をかんだりシャワーを浴びると精度が落ちる。 ・鼻腔スメア採取の際にくしゃみが出ないように愛護的に行う。 ・鼻腔スメアの値の約40倍が体内汚染の量と推定するという文献もあるがばらつきが大きく参考にとどめるのが適切である。
汚染部位のふき取り試料	<ul style="list-style-type: none"> ・健常皮膚には汚染部位の放射性核種を同定するため、ろ紙を使用する。 ・創傷部には湿った綿球またはろ紙を使用する。
尿	<ul style="list-style-type: none"> ・体内摂取量の推定のため、まずベースとなる試料を取る。 ・腎機能のチェック（特にウランを体内摂取した時）を行う。 ・患者の手からの汚染を防ぐため、採尿時には患者に手袋をしてもらう。
便	<ul style="list-style-type: none"> ・体内摂取量推定のため、放射性核種のうち代謝経路で便中排泄が無視できないもの（例：セシウム）について行う。 ・体内汚染があれば最低1週間は継続して採取する（ビニール袋、シャーレ等に冷凍保存する。）。
吐 物 、 痰	<ul style="list-style-type: none"> ・体内汚染の有無をチェックのため滅菌スピッツに採取する。
洗 浄 に 使 用 し た 液	<ul style="list-style-type: none"> ・密封容器に保管し、核種の同定及び量の測定を行う。
E D T A 採 血	<ul style="list-style-type: none"> ・HLAタイピング用に採血を行う。
へ ぱ り ん 採 血	<ul style="list-style-type: none"> ・染色体分析用に採血を行う。
全 血	<ul style="list-style-type: none"> ・放射化Naを測定する（中性子被ばくの場合）。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・爪、木綿、貝殻のボタン、歯のエナメル質等は、電子スピン共鳴（ESR）法にて測定する。

(出 典) (公財)原子力安全研究協会「二次被ばく医療機関における対応」

図4-1 被ばく後8日までの被ばく線量ごとのリンパ球絶対数

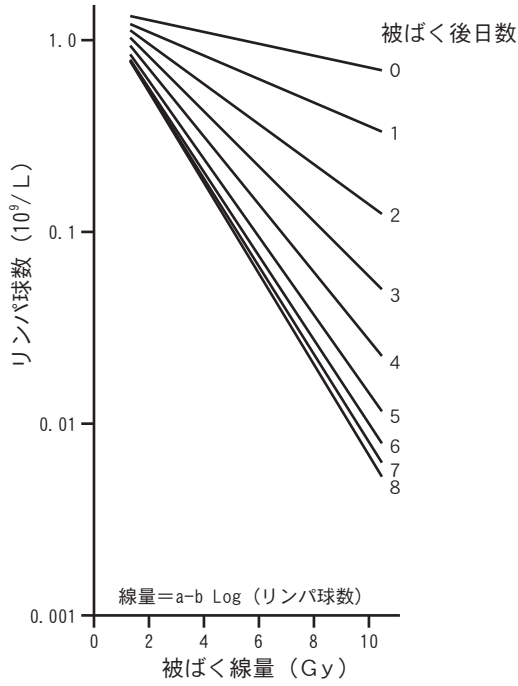


図4-2 線量に応じた被ばく後の好中球動態

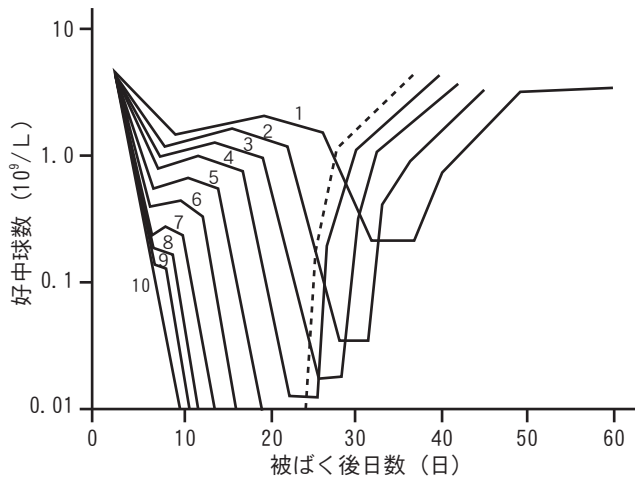
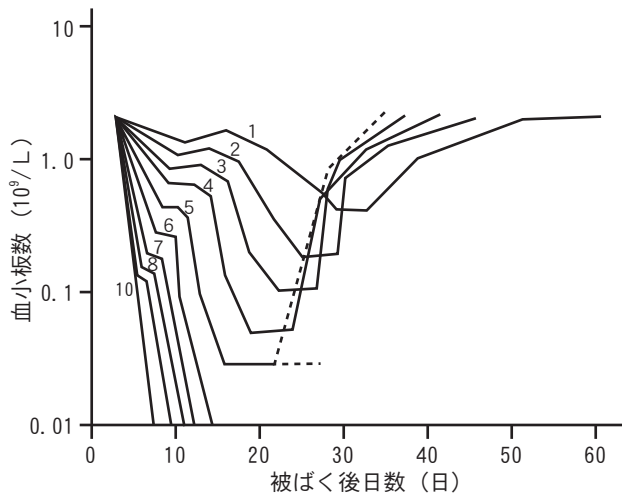


図4-3 線量に応じた被ばく後の血小板動態



(UNSCEAR Report 1988 ANNEX G 補遺より引用)

表4-7 皮膚障害の症状、線量および発症時期

段階／症状	線量範囲 (Gy)	開始時期 (日)
紅 班	3~10	14~21
脱 毛	>3	14~18
乾性落屑	8~12	25~30
湿性落屑	15~20	20~28
水疱形成	15~25	15~25
潰 瘍	>20	14~21
壊 死	>25	>21

(出典) IAEA/WHO Safety Reports Series No.2

“Diagnosis and Treatment of Radiation Injuries”, 1998, Viennaより

IV-5 医療機関への搬送

- ・原子力災害医療協力機関への被ばく者等の搬送は、UPZ内の消防本部の救急車または北電株の事業車等を用いる。
- ・原子力災害拠点病院への被ばく者等の転送は、陸路の場合はUPZ内の消防本部等の救急車または北電(株)の事業車等を用いる。空路の場合は道防災航空室の防災ヘリ等、札幌市消防局の救急車(丘珠空港等を経由する場合)を用いる。なお、天候等の理由によりヘリが飛べない状況で、複数の傷病者が発生した場合などには、必要に応じ、他の消防から応援を受け、可能な限り迅速に対応することとする。
- ・高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センターへの被ばく者等の搬送は、自衛隊の航空機等を活用して行う。
- ・近隣消防の応援に必要な資機材については、北電株が相応の資機材を事前に準備し、応援対応をする消防へ提供できるように用意しておくこととする。
- ・搬送に際しての留意事項は、次のとおりである。

IV-5-(1) 現場到着までの準備

- ・搬送経路の汚染拡大防止のため、毛布、シーツ、ビニールシート(又はアルミシート)、ビニール袋を用意する。
- ・救急車等の床等は、汚染防止を図るため、ビニールシート等をテープを用いて堅固に止め、カバーする。ただし、航空搬送を実施する場合で、患者を所定の搬送用シートで覆う時は、航空機の側面等の養生を行わなくてもよい。
- ・搬送要員は、ゴム手袋とマスクをし、個人被ばく管理用のアラーム付ポケット線量

計を装着する。汚染状況によっては、ゴーグルと防護服を着用する。なお、随行する放射線管理要員においても同様の放射線汚染拡大防止措置を講ずることとする。

- ・原子力災害医療活動における搬送体制は、図4-4のとおりである。

IV-5-(2) 患者収容時の留意事項

- ・救急車等に患者を収容する前に、汚染した衣服の脱衣あるいは汚染拡大防止措置の実施を確認する。
- ・患者は、汚染部位をガーゼ、シーツあるいはビニールシート等で被覆したうえ、毛布又はシーツを用いて包み、ビニールシート（アルミシート）又は毛布を敷いたストレッチャーに固定する。患者の過度の発汗や不快感を避けるため、上側をビニールシート（アルミシート）で覆うことはしない（通気性に配慮する）。

なお、IV-5-(1)の搬送用シートを用いる場合は、患者を毛布又はシーツで包む必要はない。

- ・脈拍、血圧の測定又は静脈内輸液に備える場合は、片方の腕をシーツ等から出しておく。
- ・汚染された患者と接触する者は、汚染防止を図るためゴム手袋を着用する。

IV-5-(3) 搬送中の注意事項

- ・患者搬送時は、一般の救急患者と同様にバイタルサイン（呼吸、血圧、脈拍、意識レベル、体温）及び病状の観察に務める。その際、汚染拡大防止のため、汚染部位を被覆したガーゼ等を剥がさないようにする。
- ・患者は、毛布又はシーツで包まれた場合、発汗し不快となり嘔吐する場合があるので、予め適切な廃棄物収納袋（ビニール袋）を準備する。
- ・搬送要員は、被ばく防護のため、患者の皮膚又は創傷に高い程度の汚染がある場合は、患者との距離を確保する。

IV-5-(4) 搬送終了後

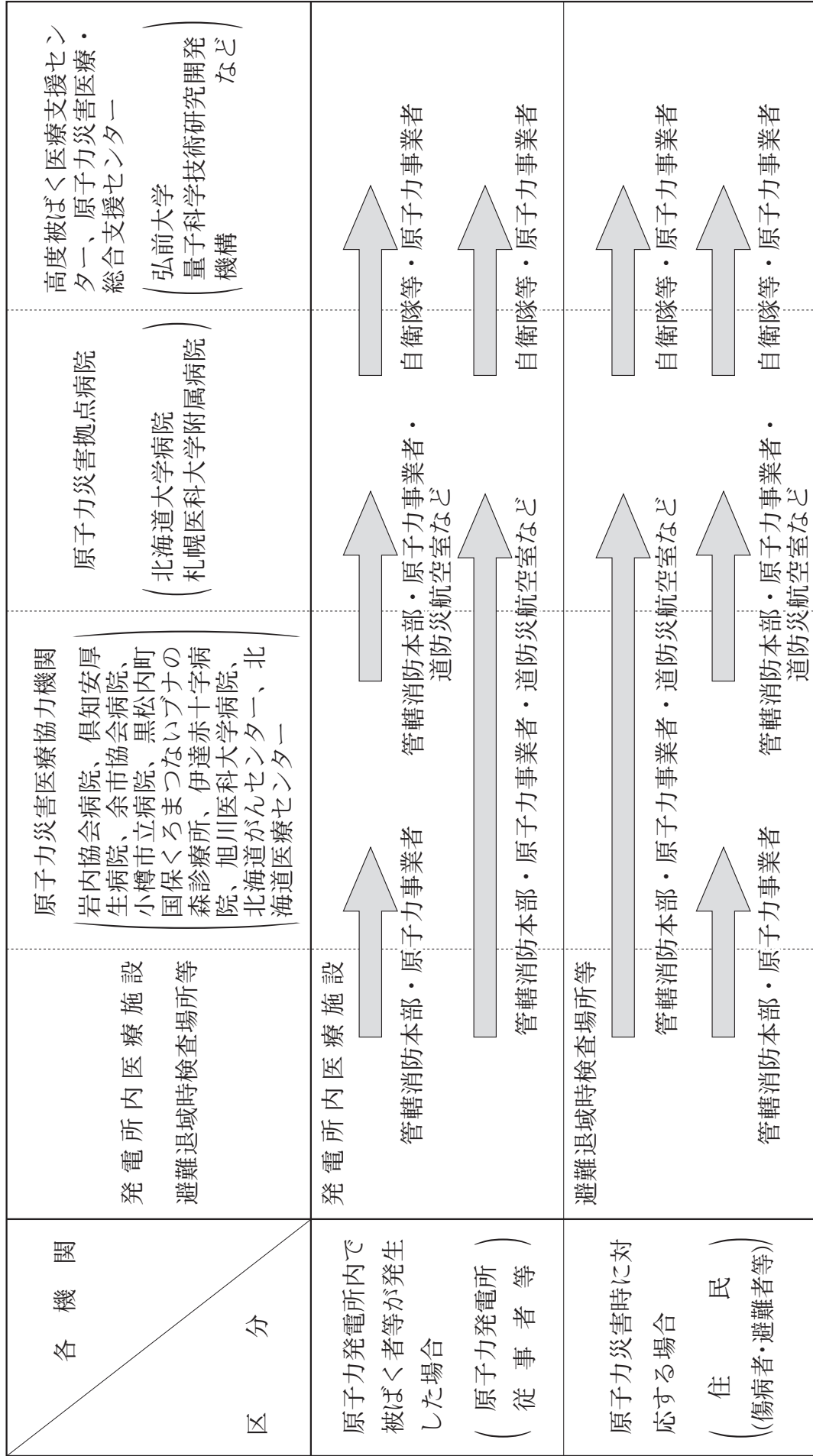
- ・搬送終了後、放射線管理要員は、搬送要員及び救急車等の輸送車両、航空搬送の場合は航空機の汚染検査を必ず行うとともに、汚染のある場合は、除染を行う。
- ・汚染検査の際は、岩内地域保健室または道地域医療課の職員が立会いし、又は必要に応じて自ら検査する。

IV- 6 その他の放射線事故への対応

IV- 6-(1) 核燃料（新燃料、使用済燃料）の輸送中の事故

- ・使用済燃料は、十分な冷却期間を経たものが輸送される。一般的な火災や転落事故では、輸送容器が壊れることはない。輸送容器が爆破され、燃料被覆管が破損した場合でも、高温による照射ペレットからの核分裂生成物等の揮発及び破片の飛散は限定的である。
- ・この場合、輸送要員や消防隊の被ばく管理が必要となる。
- ・具体的な体制については、今後、検討を進める。

図 4-4 原子力災害医療活動における搬送体制について



※ 搬送に際し、原子力事業者は、搬送機関へ協力する。

また、搬送終了後、随行する発電所の放射線管理要員が搬送要員、搬送車両、搬送機の汚染検査を行い、岩内地域保健室または道地域医療課職員が立会いする。

V 安定ヨウ素剤の取扱い

V-1 安定ヨウ素剤服用の目的・意義

- ・運転中や停止直後の原子力発電所等は、事故が生じた場合、放射性ヨウ素を含む核分裂生成物を環境中に放出することがある。核分裂生成物のうち、放射性ヨウ素が呼吸や飲食物を通じて人体に取り込まれると、甲状腺に集積し、放射線被ばくの影響により数年～十数年後に甲状腺癌等を発生させる可能性がある。
- ・この甲状腺被ばくは、安定ヨウ素剤を事前に服用することにより低減することができる。安定ヨウ素剤とは、放射性でないヨウ素を内服用にヨウ化カリウムのような形で製剤化したものである。放射性ヨウ素が体内に取り込まれる前に安定ヨウ素剤を服用すると、血中の安定ヨウ素濃度が通常以上に高くなり、甲状腺ホルモンの合成が一時的に抑えられ、血中から甲状腺へのヨウ素の取り込みが抑制される。また、血中のヨウ素濃度の大半を安定ヨウ素で占めることにより、甲状腺への放射性ヨウ素の到達量を低減させることができる。
- ・ただし、安定ヨウ素剤の効果は、放射性ヨウ素による内部被ばくに対する防護効果に限定されることから、避難や屋内退避等の防護措置と組み合わせて活用する必要がある。この時、安定ヨウ素剤の服用は、原則として他の主たる防護措置に対して従たる防護措置となる。また、放射性ヨウ素が体内に取り込まれた後に安定ヨウ素剤を服用しても効果は極めて小さくなるため、適切なタイミングで速やかに住民等に安定ヨウ素剤を服用させることが必要となる。
- ・このため、安定ヨウ素剤の備蓄や事前配布、緊急時の配布手段の設定といった平時からの準備が必要となる。他方、副作用の可能性があるので、留意が必要であり、具体的には安定ヨウ素剤の服用不適項目に該当する者（以下「服用不適者」という。）や慎重投与の必要性がある者（以下「慎重投与対象者」という。）の事前把握等に努めるものとする。

V-2 安定ヨウ素剤の配布・服用のための事前準備

道は、国の指針及び関係町村の避難計画を踏まえ、地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう準備しておくものとする。

V-2-(1) 事前配布

① 道は、P A Zを含む関係町村等と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を庁舎、保健所、医療施設等の公共施設で管理するとともに、事前配布後における住民による紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤の備蓄を行うものとする。

② 道及びP A Zを含む関係町村等は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うにあたり、対象となる住民向けに安定ヨウ素剤の予防服用に関する説明会を開催し、医療に係る事項については、原則として医師による説明を行うものとする。

また、説明会の開催に併せ、問診票等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。

③ 道及びP A Zを含む関係町村等は、説明会において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対して、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。

必要量は以下のとおりとする。

13歳以上	ヨウ化カリウム丸2丸
3歳以上13歳未満	ヨウ化カリウム丸1丸
生後1か月以上3歳未満	ヨウ化カリウム32.5mgゼリー剤1包
新生児（生後1か月未満）	ヨウ化カリウム16.3mgゼリー剤1包

3歳以上でも丸剤が服用できない場合には、ほぼ同量のヨウ化カリウムを含めゼリー剤を配布することができる。すなわち、ヨウ化カリウム丸1丸はヨウ化カリウム32.5mgゼリー剤1包とヨウ化カリウム16.3mgゼリー剤1包に変更できる。また、ヨウ化カリウム丸2丸は32.5mgゼリー剤と16.3mgゼリー剤各2包または、32.5mgゼリー剤3包と変更できる。

なお、説明会に参加できない住民に対しては、別途説明の場を設けるなど、代替措置を併せて講じるものとし、歩行困難である等のやむを得ない事情により説明を受けられない住民に対し、家族等を通じて安定ヨウ素剤を配布するための手続きを併せて準備するものとする。

これらの説明会等においては、安定ヨウ素剤の配布等を円滑に行うため、必要に応じて薬剤師等に医師を補助等させるなどの措置を講ずるものとする。

④ 道及びP A Zを含む関係町村等は、住民に事前配布した安定ヨウ素剤について、使用期限（5年）毎に回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布できる体制を確保する。

また、成長により必要量が変わった場合における配布してある安定ヨウ素剤の交換及び転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。

V-2-(2) 緊急時における配布体制

- ① 道は、関係町村と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布手続き、配布及び服用に関与する医師・薬剤師等の手配等について予め定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤を予め適切な場所に備蓄しておくものとする。なお、備蓄する安定ヨウ素剤の使用期限については、丸剤は5年、ゼリー剤及び散剤は3年であるため、使用期限が切れる前に更新を行うものとする
- ② 道は、関係町村と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための説明書等を予め準備しておくものとする。

V-2-(3) 副作用と服用

安定ヨウ素剤の副作用としては、急性のアレルギー反応と甲状腺ホルモンの分泌異常による中、長期的な健康影響が考えられる。しかしながらチヨルノービリ原発事故の際に多数の住民に安定ヨウ素剤が配布服用されたポーランドの事例および福島第一事故の際に安定ヨウ素剤を頻回に服用した作業員等の事例の解析から、安定ヨウ素剤の服用で副作用が生じる可能性は極めて低く、服用指示が出た際に、服用を優先すべき対象者である妊婦、授乳婦、乳幼児を含む未成年者の保護者等が服用をちゅうちよすることがないように、安定ヨウ素剤を服用することによる副作用のリスクよりも、服用しないことによる甲状腺の内部被ばくのリスクの方が大きいことについて、平時からの周知に努めるものとする。

V-3 安定ヨウ素剤の保管

V-3-(1) 保管場所及び保管数量

- ・安定ヨウ素剤（丸薬）の保管場所及び保管数量は、次のとおりである。

表5-1 安定ヨウ素剤（丸薬）保管数量

令和5年4月1日現在

【町村名】 保管場所	安定ヨウ素剤 錠数	ゼリー状安定ヨウ素剤包数		配布対象人口 (令和2年国勢調査)
		16.3mg	32.5mg	
【泊村】 泊村役場	錠 11,000	包 18	包 49	人 1,569
【共和町】 前田診療所 小沢診療所	31,000 6,000	115	223	5,772
【岩内町】 岩内町役場	83,000	215	550	11,648
【神恵内村】 神恵内村立神恵内診療所	6,000	9	34	870
【寿都町】 寿都町役場	20,000	54	126	2,838
【蘭越町】 蘭越町保健福祉センター	30,000	81	245	4,568
【ニセコ町】 ニセコ町役場	27,000	108	329	5,074
【倶知安町】 倶知安町役場	86,000	332	1,136	15,129
【積丹町】 積丹町立国民保険診療所	15,000	36	177	1,831
【古平町】 古平町役場	21,000	45	126	2,745
【仁木町】 仁木町役場	22,000	36	126	3,180
【余市町】 余市町役場	119,000	268	837	18,000
【赤井川村】 赤井川村役場	7,000	28	58	1,165
北海道後志総合振興局保健環境部 保健行政室（倶知安保健所）	24,000	98	509	予備用配置
北海道後志総合振興局保健環境部 岩内地域保健室（岩内保健所）	45,000	98	472	予備用配置
北海道庁	211,000	59	303	予備用配置
計	764,000	1,600	5,300	74,389

- ※1 丸剤（50mg）：3歳以上13歳未満 1丸／1日1回、13歳以上 2丸／1日1回
 2 ゼリー剤：生後1箇月未満 1包（16.3mg）／1日1回、生後1箇月以上3歳未満 1包（32.5mg）／1日1回
 3 数量は令和2年4月末住民基本台帳人口等を基に算定し、必要数量の3日以上を保管
 4 予備用配置は防災業務関係者、観光客等の一時滞在者用を含む。

- ・ヨウ化カリウム原薬（粉末）の保管場所及び保管数量は次のとおりである。

令和5年4月1日現在

保管場所	ヨウ化カリウム 原薬配備数	配布対象人口
(岩内町) 北海道後志総合振興局保健環境部 岩内地域保健室（岩内保健所）	2	316
(倶知安町) 北海道後志総合振興局保健環境部 保健行政室（倶知安保健所）	2	977

※1 ヨウ化カリウム原薬（1本当たり500グラム）

2 配布対象人口は令和2年国勢調査における3歳未満の数。

V-3-(2) 保管・管理方法

① 保 管

- ・各町村の安定ヨウ素剤は、専用保管庫により保管する。
- ・保管場所は、直接日光が当たらないこと、常温であること、人の出入りが少ないこと等の条件を満たす場所とする。

② 管 理

- ・各町村は、住民を対象に備蓄する安定ヨウ素剤（丸薬・ゼリー剤）を管理する。
- ・岩内地域保健室、後志総合振興局保健環境部保健行政室及び道地域医療課は、上記表に基づき安定ヨウ素剤（丸薬・ゼリー剤）の予備用配置分及びヨウ化カリウム原薬を管理する。

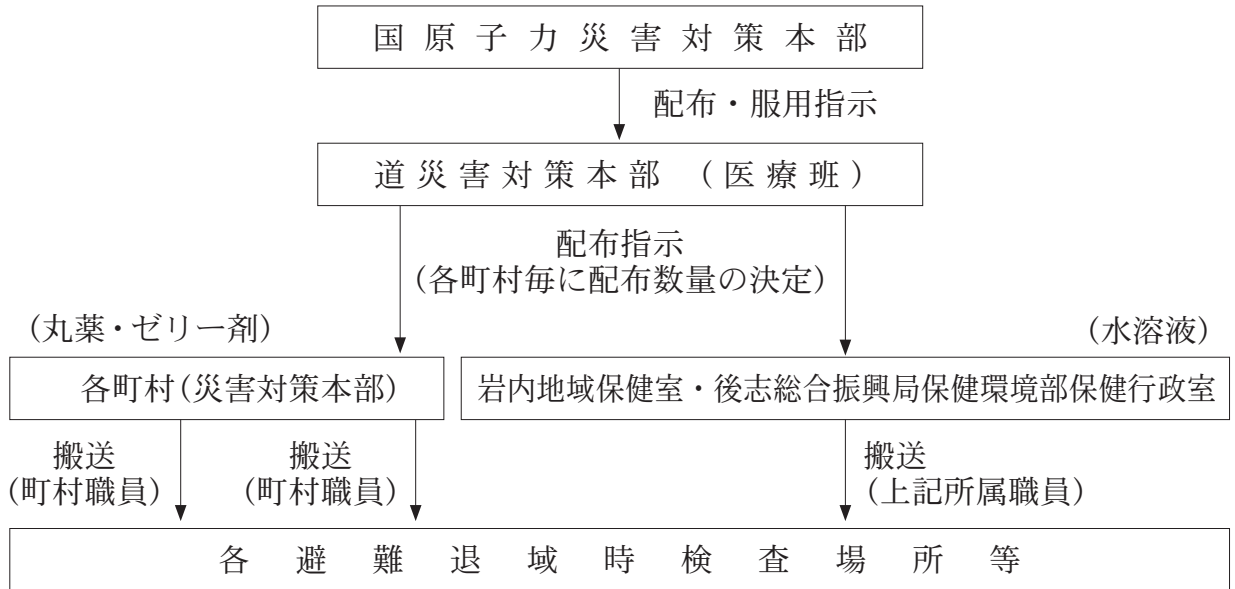
V-4 安定ヨウ素剤の配布

- ・ここでは、原子力災害発生時における周辺住民に対する安定ヨウ素剤配布・服用の手順について記載する。

V-4-(1) 搬送体制

- ・安定ヨウ素剤の各避難退域時検査場所やバス集合場所等（以下、避難退域時検査場所等）までの搬送は、次の体制により行う。

図5-1 安定ヨウ素剤搬送体制



V-4-(2) 配布責任者及び配布担当者

- ・町村長は、配布が迅速かつ的確に行われるよう、配布責任者及び配布担当者を、町村職員の中からあらかじめ指定しておくものとする。
- ・配布責任者は、町村長の指示を受け、安定ヨウ素剤配布の際、配布担当者を指揮監督し、配布の実施全体についてとりまとめるとともに、安定ヨウ素剤の回収に当たっても全体を取りまとめるものとする。
- ・配布担当者は、配布責任者の指示により、安定ヨウ素剤の配布を行うとともに、回収に当たってもその任にあたるものとする。
- ・岩内地域保健室及び後志総合振興局保健環境部保健行政室は職員の中から配布責任者を定め、丸薬服用が困難な者を対象にゼリー剤又は調製したヨウ化カリウム溶液の配布を行う。
- ・各町村の備蓄分だけでは不足する場合、各町村は後志総合振興局保健環境部保健行政室、岩内地域保健室に保管する予備用配置分から必要数を配布する。

V-4-(3) 服用の決定・指示

安定ヨウ素剤の服用指示は、原則として原子力規制委員会が判断し、道は、国の指針を踏まえ、避難対象区域を含む町村、原子力災害医療協力機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

① 事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示

- ・安定ヨウ素剤が事前配布されたP A Z内の住民等に対しては、原子力緊急事態宣言が発出された時点で、直ちに、原子力規制委員会の判断に基づき、安定ヨウ素剤の服用指示が国の原子力災害対策本部又は地方公共団体から出されることとされている。
- ・道は、P A Zを含む町村等と連携し、国の原子力災害対策本部の指示又は独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用指示を伝達するものとする。

② 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示

- ・緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部又は地方公共団体から服用指示が出されることとされている。
- ・国の原子力災害対策本部長の安定ヨウ素剤の服用指示を受け、道災害対策本部長が関係町村長に対し、安定ヨウ素剤の配布・服用を指示するものとする。
- ・道は、関係町村等と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき又は独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により医師を立会わせることができない場合は、薬剤師等の協力を求めるなど、予め定める代替の手続きによって配布・服用の指示を行うものとする。

V-4-(4) 配布方法

- ・配布担当者は、安定ヨウ素剤の配布に先立ち、安定ヨウ素剤の説明書を避難住民等に配布する。避難退域時検査場所等の医師等は、避難住民等に対して安定ヨウ素剤の服用対象者や服用方法、副作用等について説明し、副作用の恐れがある者（V-4-(5)④に該当する者）は、直ちに申し出るよう住民に伝える。避難退域時検査場所等の医師等は、これら申出者に対し、服用除外者の確認を行う。
- ・配布担当者は、服用対象者、服用方法等の説明の後、服用対象に該当する者に安定ヨウ素剤を配布する。
- ・配布担当者は、安定ヨウ素剤の配布にあたっては、「安定ヨウ素剤配布状況確認リスト」（表5-3、以下「配布表」という。）を用いて配布先・配布数量等必要項目について記録するとともに、安定ヨウ素剤の回収に当たっても配布表を用いて行うものとする。
- ・配布担当者は、配布終了後、配布表を配布責任者に提出し、配布責任者はこれを保管するものとする。

V-4-(5) 服用対象

① 事前配布を行う地域（P A Z）

原則、安定ヨウ素剤服用の指示を受けた時点で、下記の者を除き、全員服用するものとする。

- ・服用不適切者（ヨウ素過敏症等）
- ・自らの意志で服用をしない者

なお、共和町においては、安定ヨウ素剤事前配布に準じて説明会、問診票の記入、配布可否の判断を行うが、事前配布はせず、避難の際に一時集合場所等において配布することとしている。

② 事前配布を行わない場合

原則、安定ヨウ素剤の配布・服用の指示を受けた時点で、下記の者を除き、一時滞在者等も含めて当該地域に所在する者全員が服用するものとする。

- ・服用不適切項目該当者（ヨウ素過敏症等）
- ・自らの意志で服用をしない者

③ 妊婦及び授乳婦は、新生児等への影響を考慮する必要があるものの、原則的には上記の服用対象者に含まれることに留意するものとする。

④ 副作用を考慮した服用対象の制限

適量の服用であれば健康影響が生じる可能性は極めて低く、該当する者が安定ヨウ素剤の配布及び服用に際し不利益を被ることのないよう、配布に携わる者への周知が必要である。

a 服用不適切項目該当者

- ・安定ヨウ素剤の成分またはヨウ素に対し、過敏症の既往歴のある者

例えば、ポピドンヨード液（主にうがい薬に含まれる）及びルゴール液使用后並びにヨウ化カリウム丸服用後に蕁麻疹、呼吸困難、血圧低下等のアレルギー反応を経験した者

ヨウ素過敏症は、ヨウ素に対する特異体質を有する者に起こるアレルギー反応であり、服用直後から数時間後までに発症する急性反応で、発熱、関節痛、浮腫、蕁麻疹様皮疹、喘息発作等が生じ、重篤になるとショックに陥ることがある。

b 慎重投与対象者

- ・ヨード造影剤過敏症や甲状腺機能亢進症や機能低下症等の疾患を持つ者

例えば、ヨード造影剤過敏症の既往歴、甲状腺機能亢進症、甲状腺機能低下症、

腎機能障害、先天性筋強直症、高カリウム血症、低補体血症性蕁麻疹様血管炎の既往歴、肺結核、ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴のある者

c 下記の薬を服用している場合には、安定ヨウ素剤と相互作用を起こす可能性があるため、お薬手帳を持参して、医師と相談することが望ましい。

- ・カリウム含有製剤、カリウム貯留性利尿剤、エプレレノン、エサキセレノン、フィネレノン
- ・リチウム製剤
- ・抗甲状腺薬（チアマゾール、プロピルチオウラシル）
- ・ACE阻害剤（アンジオテンシンⅡ受容体拮抗剤、アリスキレンフマル酸塩）

V-4-(6) 服用回数、服用量、服用方法等

① 服用回数

- ・服用回数は、原則1回とする。
- ・再度の服用がやむを得ない場合は、24時間の間隔を空けて服用する。
- ・なお、服用の決定については、V-4-(3)による。

② 服用量及び服用方法

- ・服用量については、表5-2のとおり、年齢に応じた量とするものとする。

表5-2 安定ヨウ素剤予防服用の方法について

対 象 者	ヨウ素量	ヨウ化カリウム	服用方法 丸薬/ゼリー剤/内服液
新 生 児	12.5mg	16.3mg	—/16.3mg 1包/1ml
生後1カ月以上3歳未満	25mg	32.5mg	—/32.5mg 1包/2ml
3歳以上13歳未満	38mg	50mg	1丸/—/3ml
13歳以上	76mg	100mg	2丸/—/6ml

(注) 丸薬服用が困難な者には、ゼリー剤又は薬剤師等が粉末剤より調製した液状の安定ヨウ素剤（内服液）を服用させる。

③ ヨウ化カリウムの原薬（粉末）の水溶液への調製方法、保存方法及び服用方法 (調製方法)

- ・【参考資料2】参照

(調製に当たっての留意事項)

- ・なるべく粉塵の少ない、清潔な場所で調製する。

- ・各器具、ポリ容器の使用前に、水道水でよく洗浄し、最終的には注射用水で一度仕上げ洗いをしてから使用する。
- ・調製時には、使い捨てゴム手袋（なるべくパウダーフリー）、使い捨てマスク及び使い捨てキャップを使用する。
- ・調製後、密栓されていることを確認後、調製年月日等を記載した「16.3mg/mlヨウ化カリウム内服液（12.5mg/mlヨウ素含有）」のラベルを容器に添付し、調製者の押印をする。
- ・調製記録に記入し、調製者の押印をする。

（保存方法）

- ・調製した水溶液は、直射日光が当たらない場所で、常温で保存する。
- ・16.3mg/mlヨウ化カリウム溶液（12.5mg/mlヨウ素含有）は、室温、室内散光下24時間安定であることが確認されている。

（服用方法）

- ・個別に使い捨てのスプイト又はカップを用いて服用させる。

V-4-(7) 服用中止の連絡

- ・関係町村長は、国の災害対策本部の判断に基づき道災害対策本部長から服用の中止が指示された場合は、直ちに住民に連絡し、服用を中止させる。

V-4-(8) 回 収

- ・関係町村長は、道災害対策本部から安定ヨウ素剤（丸薬・ゼリー剤）の回収が指示された場合は、速やかに配布責任者に回収を指示する。
- ・配布責任者は、町村長からの回収の指示を受け、配布担当者に未使用の安定ヨウ素剤を回収するよう指示する。
- ・配布担当者は、配布表を基に配布数や服用状況を確認し、消費数を配布表に記録するとともに、未使用分を回収する。
- ・配布担当者は、回収終了後、配布表を配布責任者を經由して関係町村長に提出する。町村長は、配布表を保管する。
- ・回収した安定ヨウ素剤は、専用保管庫に戻すものとする。
- ・岩内地域保健部及び後志総合振興局保健環境部保健行政室の配布責任者は、安定ヨウ素水溶液の消費量を記録の上、未使用分の安定ヨウ素剤水溶液を回収し廃棄する。

表5-3 安定ヨウ素剤配布状況確認リスト

(総括表)

市町村名	配布場所
配布責任者名	回収責任者名
配布担当者名	回収担当者名
配布年月日	回収年月日

区分	保管場所	搬送個数・量	配布人数	消費個数・量	回収個数・量	備考
安定ヨウ素剤丸薬						
安定ヨウ素剤ゼリー剤						
安定ヨウ素剤内服液						

(注) 本表は、個表集約後、その先頭ページに編綴し、個表とともに保管すること。

(個表)

受領者氏名	住所(地区)	年齢	性別	副作用の恐れがある者	妊娠	消費数量	副作用	備考
				(注1)			(注2)	

(注1) 「ヨウ素過敏症」「造影剤過敏症」「低補体性血管炎」「ジューリング疱疹状皮膚炎」等と記入すること。

(注2) 副作用があれば、その内容も記入すること。

(注3) 本表は、管轄世帯分を準備し、世帯毎に1枚記入すること。

資料 4-6-1 被災地住民登録票様式

第 号 被災地住民登録票 令和 年 月 日 町村名	(ふりがな) 氏 名		性 別	男 女	
			生年月日	明大昭平令 年 月 日	
	職 業		年 齢	歳	
	本 籍				
	住 所				
	災害発生時の場所	(地名番地)			
		屋 内 (木造 コンクリート 石造)		屋 外	
		災害現場からの距離(Km) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 15 15超			
	災 害 発 生 直後の行動	0分～10分		10分～20分	
		10分～20分		20分～30分	
20分～30分		30分～1時間			
30分～1時間					
	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	
	1時間～ 1時間30分	1時間30分～ 2時間	2時間～ 2時間30分	2時間30分～ 3時間	
	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	
被ばく程度			未 処 置		
	皮 フ		処 置 済		
	衣 服				
	測定器・測定方法及び測定者				
除染・その他措置状況	衣 服 A B (携行 支給)				
	身 体 A B C D				
	医療措置 A B C D E F				
被ばく当時の急性症状					
避 難 場 所 名	この登録票について 1 この登録票は将来の医療措置や損害補償の際に参考とするものですから大切に保存してください。 2 住所や氏名が変わったときにはすぐその旨を届出てください。 3 この登録票をなくしたり、使用できないときは再交付を申し出てください。 4 この登録票は他人に譲ったり、貸したりしてはなりません。				
避 難 期 間					
そ の 他 参 考 事 項					
発 行 年 月 日					令 和 年 月 日
発 行 者					(印)
(除染その他措置状況欄記載上の注意) 衣 服 A 更衣せず B 更衣済み 身 体 A 無 処 理 B 水による洗浄 C 洗剤による洗浄 D 特殊洗剤による洗浄 医療措置 A 要 せ ず B 薬品投与 C 一般検査 D 精密検査 E 治 療 F 特 殊					

泊発電所周辺地域原子力防災計画

(資料編)

発	行	:	平	成	元	年	3	月
修	正	:	平	成	2	年	3	月
修	正	:	平	成	3	年	3	月
修	正	:	平	成	4	年	3	月
修	正	:	平	成	5	年	3	月
修	正	:	平	成	6	年	3	月
修	正	:	平	成	7	年	3	月
修	正	:	平	成	8	年	3	月
修	正	:	平	成	9	年	3	月
修	正	:	平	成	10	年	3	月
修	正	:	平	成	11	年	3	月
修	正	:	平	成	12	年	3	月
修	正	:	平	成	13	年	3	月
修	正	:	平	成	14	年	3	月
修	正	:	平	成	15	年	3	月
修	正	:	平	成	16	年	3	月
修	正	:	平	成	17	年	3	月
修	正	:	平	成	18	年	3	月
修	正	:	平	成	19	年	3	月
修	正	:	平	成	20	年	3	月
修	正	:	平	成	21	年	3	月
修	正	:	平	成	22	年	3	月
修	正	:	平	成	23	年	3	月
修	正	:	平	成	24	年	3	月
修	正	:	平	成	25	年	3	月
修	正	:	平	成	26	年	3	月
修	正	:	平	成	27	年	3	月
修	正	:	平	成	28	年	3	月
修	正	:	平	成	29	年	3	月
修	正	:	平	成	30	年	3	月
修	正	:	平	成	31	年	3	月
修	正	:	令	和	2	年	3	月
修	正	:	令	和	3	年	3	月
修	正	:	令	和	4	年	3	月
修	正	:	令	和	5	年	3	月
修	正	:	令	和	6	年	3	月
修	正	:	令	和	7	年	2	月
修	正	:	令	和	8	年	3	月
発	行	人	:	泊	発	電	所	原
			:	子	力	防	災	会
			:	議	協	議	会	